

令和2年

第3回北杜市議会定例会会議録

令和2年9月 1日 開会

令和2年9月23日 閉会

山梨県北杜市議会

令和 2 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

9 月 1 日

令和2年第3回北杜市議会定例会（1日目）

令和2年9月1日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 認定第1号 令和元年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定
- 日程第4 認定第2号 令和元年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第5 認定第3号 令和元年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第6 認定第4号 令和元年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第7 認定第5号 令和元年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第8 認定第6号 令和元年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第9 認定第7号 令和元年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第10 認定第8号 令和元年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第11 認定第9号 令和元年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第12 認定第10号 令和元年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第13 認定第11号 令和元年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第14 認定第12号 令和元年度北杜市財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第15 認定第13号 令和元年度北杜市病院事業特別会計決算の認定
- 日程第16 報告第10号 令和元年度北杜市健全化判断比率報告の件
- 日程第17 報告第11号 令和元年度北杜市資金不足比率報告の件
- 日程第18 報告第12号 令和元年度北杜市一般会計継続費精算報告書報告の件
- 日程第19 報告第13号 令和元年度北杜市下水道事業特別会計継続費精算報告書報告の件
- 日程第20 報告第14号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
- 日程第21 議案第63号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第64号 北杜市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 日程第23 議案第65号 北杜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第66号 北杜市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第67号 令和2年度北杜市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第26 議案第68号 令和2年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第69号 令和2年度北杜市病院事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第70号 令和2年度北杜市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第71号 工事請負契約の締結について（長坂総合スポーツ公園陸上競技場改修工事）
- 日程第30 議案第72号 訴えの提起について（損害賠償請求事件）
- 日程第31 同意第5号 棒道下恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第32 同意第6号 大平山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第33 同意第7号 八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合議会議員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第34 選挙第3号 御座石山恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙
- 日程第35 請願第3号 教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書
- 日程第36 請願第4号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度創設を求める請願書
- 日程第37 請願第5号 核兵器禁止条約に参加・署名・批准を求める請願

2. 出席議員 (21人)

| | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 1番 | 栗谷真吾 | 2番 | 池田恭務 |
| 3番 | 秋山真一 | 4番 | 進藤正文 |
| 5番 | 藤原尚 | 6番 | 清水敏行 |
| 7番 | 井出一司 | 8番 | 志村清 |
| 9番 | 齊藤功文 | 10番 | 福井俊克 |
| 11番 | 加藤紀雄 | 12番 | 原堅志 |
| 13番 | 岡野淳 | 14番 | 相吉正一 |
| 15番 | 清水進 | 16番 | 野中真理子 |
| 17番 | 坂本静 | 18番 | 中嶋新 |
| 20番 | 千野秀一 | 21番 | 内田俊彦 |
| 22番 | 秋山俊和 | | |

3. 欠席議員 (なし)

4. 会議録署名議員

| | | | |
|----|------|----|------|
| 3番 | 秋山真一 | 4番 | 進藤正文 |
| 5番 | 藤原尚 | | |

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（31人）

| | | | |
|-----------------------------|-------|-----------------|------|
| 市長 | 渡辺英子 | 副市長 | 土屋裕 |
| 政策秘書部長 | 小澤章夫 | 総務部長 | 山内一寿 |
| 企画部長 | 清水博樹 | 健幸市民部長 | 浅川辰江 |
| 福祉部長 | 伴野法子 | 森林環境部長 | 宮川勇人 |
| 産業観光部長 | 中田治仁 | 建設部長 | 仲嶋敏光 |
| 教育長 | 堀内正基 | 教育部長 | 中山晃彦 |
| 上下水道局長 | 大輪弘 | 会計管理者 | 板山教次 |
| 監査委員事務局長 | 坂本孝典 | 農業委員会事務局長 | 土屋智 |
| 明野総合支所長 | 浅川和也 | 須玉総合支所長 | 堀込美友 |
| 高根総合支所長 | 植松宏夫 | 長坂総合支所長 | 興水伸二 |
| 大泉総合支所長 | 八巻弥生 | 小淵沢総合支所長 | 小泉雅人 |
| 白州総合支所長 | 中山和彦 | 武川総合支所長 | 清水能行 |
| 政策推進課長 | 浅川豪 | 総務課長 | 加藤郷志 |
| 財政課長 | 加藤寿 | 管財課長 | 末木陽一 |
| 道路河川課長 | 小澤茂 | 監査委員事務局総務担当リーダー | 樋泉留美 |
| 令和元年度決算審査に係る 代表監査委員職務代理者 | 吉田恵美子 | | |

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名（3人）

| | |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 清水市三 |
| 議会書記 | 津金胤寛 |
| 〃 | 進藤修一 |

開会 午前10時00分

○議長（中嶋新君）

改めまして、おはようございます。

令和2年第3回北杜市議会定例会の開会にあたり、一言あいさつを申し上げます。

議員ならびに執行部の皆さまには、公私ともに大変お忙しい中、本定例会にご参集いただき誠にありがとうございます。

水稻においては、今年も、昨年と同様に長雨が続きしたことにより、いもち病が発生し、8月に入ってから猛暑日が続くなど、実りの秋に向け、影響が心配されるところであります。

また、令和2年7月豪雨災害では、熊本県人吉市を中心に岐阜県、長野県において、河川の氾濫により、多くの方が家屋の浸水被害に見舞われ、80人近い方が尊い命を落とされました。

亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、被害にあわれました皆さまに対して心よりお見舞い申し上げます。

本市においては、34年災の折に河川の氾濫による災害を経験し、その教訓から堤防等の対策は講じられているものの、最近の異常気象を考えますと、再び市内において水害が発生する可能性は十分ありますので、市民の皆さまには、日頃から災害に備えた防災グッズの用意と人命を最優先に考え、早めの自主避難に心がけていただきますようよろしくお願いいたします。

これから台風シーズンを迎え、災害に備える準備が必要となるわけですが、市では「命をつなぎ、命を育む、強靱なまちづくり」を推進するため、本年6月に「北杜市国土強靱化地域計画」を策定し、人命の保護を最優先に「真に、強く、しなやかな北杜市の実現をめざし」取り組みを進めていただいております。

加えて、コロナ禍において災害が発生した場合、避難所において新型コロナウイルスの感染も心配されるところでありますが、市では、新型コロナウイルスに備えて、避難所運営マニュアルに「感染症対策編」を新たに加え、担当課間で連携を図り、感染予防を図りながら避難所運営ができるよう訓練を重ね、災害準備を行っていただいております。

そうした中、8月29日には、職員のみによる防災訓練が実施され、職員が一体となって感染防止にも対応した総合的な訓練を実施していただきました。

各行政区等において、防災訓練を実施していただいた地域もあります。

今後も防災力の強化に努めていただき、自助・共助が発揮され、減災力の強い地域づくりが進むことを期待しております。

併せて、昨年末から世界的に感染が広がっている新型コロナウイルス感染症も一度治まるかと思われましたが、7月以降、感染者が再び増加し、県内でも感染者が発生し続け、まだ終息する気配が見えない状況にあります。市民の皆さまには、日々、感染予防に努めていただきますようお願い申し上げます。

特に、重病化しやすい高齢者や持病をお持ちの皆さまには、ご家族も含め感染の予防に十分努めていただきますようお願い申し上げます。

また、国政においては、8月28日に安倍晋三総理大臣が「現在の健康状態では国民の負託に自信をもって応えることができない」と、その職を辞することとなりました。

また、世界的にも新型コロナウイルス感染症は終息が見えない中にあり、今後の国政の行方が心配されるところでありますが、新たに総理大臣になられる方にあつては、一日も早い新型コロナウイルス感染症の終息にご尽力いただくとともに、日本経済の再生と残されております

各種の課題に取り組み、国民が安心して暮らせるよう取り組みを進めていただきたいと思います。

さて、今定例会は令和元年度各会計の歳入歳出決算の認定などの議案が提出されております。議員各位におかれましては、健康にご留意の上、十分な議案審議をいただくとともに円滑な議会運営にご協力いただきますようお願い申し上げます。

本日の出席議員数は21人です。

定足数に達しておりますので、令和2年第3回北杜市議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

諸報告を行います。

はじめに本定例会に提出する議案につき、市長から通知がありました。提出議案は認定13件、報告5件、議案10件、同意3件です。

次に、今定例会において受理した請願は3件で、お手元に配布のとおりです。

次に、峡北地域広域水道企業団議会から報告がございます。

峡北地域広域水道企業団議会副議長 清水敏行君、報告をお願いいたします。

清水敏行君。

○6番議員（清水敏行君）

報告書の朗読をもちまして、報告に代えさせていただきます。

令和2年第2回峡北地域広域水道企業団議会9月定例会報告書

峡北地域広域水道企業団議会副議長 清水敏行

令和2年第2回峡北地域広域水道企業団議会9月定例会が、8月31日、企業団事務所において開催され、栗谷真吾議員、秋山真一議員、志村清議員、加藤紀雄議員、岡野淳議員、中嶋新議員と私の7名が出席しました。

今定例会に企業長から提出された案件は、決算の認定案件1件、報告案件1件の計2件でありました。

審議しました議案の概要について説明いたします。

まず、議案第5号「令和元年度峡北地域広域水道企業団水道用水供給事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」であります。

収益的収支における水道事業収益の決算額は、12億8,637万7,139円であり、給水収益の10億9,469万2,850円が主なものであります。

なお、年間総供給量は756万6,514立方メートルであり、そのうち北杜市へは、年間451万6,099立方メートルを供給し、給水料金は6億9,395万6,040円となりました。また、北杜市の基本水量に対する使用率は、69.5%であり、前年度と比較しますと0.8%の増となりました。

一方、水道事業費用の決算額は10億2,617万1,712円であり、その主なものは、営業費用の9億8,368万24円です。

これらの状況から、税抜き処理による損益計算を行った結果、当年度純利益は2億1,687万502円となり、「その他未処分利益剰余金変動額」の4億9,189万1,320円を加えた当年度未処分利益剰余金は、7億876万1,822円となりました。

なお、当年度純利益2億1,687万502円につきましては、次年度以降の企業債償還金及び建設改良費に充当するため、減債積立金及び建設改良積立金に積み立て、「その他未処分利

益剰余金変動額」の4億9,189万1,320円については、資本的収支における不足額への補填財源として使用した積立金を自己資本金へ組み入れるものであります。

次に、資本的収支につきましては、企業債元金償還分としての構成市からの出資金等1,317万4,901円の収入に対し、塩川系中央監視装置及び遠方監視装置更新工事、企業団庁舎無停電電源設備設置工事など、総額5億7,372万3,860円の施設整備費を執行したほか、1億3,343万1,653円の企業債元金を償還した結果、合計7億715万5,513円の支出となりました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金で補填しております。

次に、報告第1号「令和元年度峡北地域広域水道企業団水道用水供給事業会計経営健全化の審査について」であります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項に基づき議会に報告されたものですが、監査委員から令和元年度決算に基づく資金不足比率につきましては、流動負債に対して流動資産が大きいことから資金不足は生じない旨の意見が付されていまして。

以上、今回渡辺企業長から提出されました諸議案につきましては、いずれも原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（中嶋新君）

以上で諸報告を終わります。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程はあらかじめ、お手元に配布したとおりであります。

○議長（中嶋新君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第86条の規定により、

3番議員 秋山真一君

4番議員 進藤正文君

5番議員 藤原 尚君

を本定例会の会議録署名議員に指名いたします。

○議長（中嶋新君）

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日9月1日から9月23日までの23日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から9月23日までの23日間とすることに決定いたし

ました。

○議長（中嶋新君）

日程第3 認定第1号 令和元年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定から日程第30 議案第72号 訴えの提起について（損害賠償請求事件）までの28件を一括議題といたします。

市長から所信および提出議案に対する説明を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

改めましておはようございます。

令和2年第3回北杜市議会定例会の開会に当たり、私の市政の運営に対する所信の一端を申し述べますとともに、提出いたしました案件について、その概要をご説明申し上げ、議員各位ならびに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

「ふるさと北杜」も、朝晩の風が秋めいてまいりましたが、日中は、まだまだ残暑が続いております。

市民の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症の予防に併せ、熱中症にも十分気を付けていただきますようお願いいたします。

今年は、例年になく長雨が続いたことから、市内においても「いもち病」が発生し、被害の拡大を心配したところであります。

報告を受け、私も被害状況の確認を現地で行い、農家の皆さまとお話をする中で、早急な対応が必要であると判断し、県、JA梨北、農業共済などにご協力をいただく中、「対策会議」を立ち上げ、防災行政無線により防除の呼びかけなどの対応に当たってまいりました。

農家の皆さまのご苦勞により、被害拡大は抑えられたところでありますが、「いもち病」の影響により、品質の低下や風評被害など、米の価格の下落につながる恐れがあり、農家へのダメージも心配される中、農協からも要望をいただいております。

こうしたことから、先日、地元選出の国会議員が市内を視察された際、私から防除や米の補償などについて、要望をしっかりと伝えたところであります。

「いもち病」は、来年の作付けにも影響することも考えられることから、今後、国、県と連携し、市の独自施策も含め、しっかりと対応してまいります。

さて、本定例会は、私の1期目の最後の議会であります。

平成28年11月、市民の皆さまのご信任をいただき、白倉政司前市長の意思を引き継ぎ、市政を担い、もうすぐ4年を迎えます。

この4年間を振り返ると、市民の皆さまが「ふるさと北杜」を誇りに思い、愛着を持てるまちづくりに、様々な面から全力で取り組んでまいりました。

そうした4年の中でも、市民や事業者の生活を大きく変えた、今般の新型コロナウイルス感染症は、本市にとって最大の危機となっております。

市民生活においては、外出自粛や学校の長期休業による生活費やストレスが増加し、人や物の動きが止まったことや、感染拡大防止による営業自粛により、幅広い業種の事業者の皆さまの経営が悪化するなど、これまで私たちが経験したことのない恐怖や行動を強いられ、いまだ収束の目途が立たない状況にあります。

私は、これまで一貫して「必要な支援を必要な人に」「必要な支援から漏れる人がないように」

の考えを基本に、市内の状況やニーズを的確に捉え、国・県の支援策を最優先に活用する中、本市の感染症対策「支えあい北杜！心がつながる応援プロジェクト」を3回にわたり打ち出し、「感染の防止」と「市内経済の再生」の両面から、「今やらなければならないこと」を迅速に全力で取り組んでまいりました。

国の施策である市民1人一律10万円を支給する「特別定額給付金」を、一日も早く市民の皆さまにお届けするため、「心をつなぐ応援隊」を結成し、迅速に対応してまいりました。その結果、最終的には99.8%の皆さまへの給付を完了したところであります。

しかし、現金支給の「特別定額給付金」では、市内経済の目に見えた効果が見られず、事業者の皆さまの経営改善が図れない状況で、「今ここで思い切った対策を打たなければ、明日の北杜は守れない」と判断し、市内経済を再生・復活させるためには、市内での消費を活性化させることが重要であると考え、「市民お一人おひとりの買い物こそが、市内の経済に活力を与え、北杜の経済を支え強固にしていく」という強い想いで、市独自の施策である「心がつながる応援券」を打ち出しました。

私も、応援券がスタートした8月3日以降、状況と効果を、自分の目でしっかり見ていこうと、様々なお店に足を運んでおりますが、買い物をされる市民の皆さま、そして事業者の皆さまの笑顔に出会い、人と人の支え合いによる元気な北杜市が戻りつつあることに、その効果を感じたところであります。

まさに、本市のコロナ対策の応援メッセージに添えられた「みんなへ みんなの ありがとう」の支え合いの輪が広がり、そこから生まれた「絆」により、市内経済の好循環が着実に図られてきているものと確信しております。

一方、感染予防に目を向けますと、保育園や学校、介護、障害福祉サービス施設、温泉、医療機関など、市民生活に密着する施設、不特定多数の方が利用する道の駅や観光施設などの施設改修や設備機器の整備を、積極的に進めてまいりました。

また、災害時における感染症に対応した避難所の体制強化や市独自の「感染症拡大予防ガイドライン」の策定、利用者の安心と事業者の努力を見える化した「ポップ」の提供など、幅広い視点で「市内で感染を出さない」、「市民の皆さまが安心して生活ができる」対策を進めてまいりました。

市民、事業者の皆さまの、これまでの「自分や大切な人の命を守る」、「うつさない、うつらない」責任ある生活の積み重ねが、ここにきて「ふるさと北杜」を自らの力で守る」に変化しつつあります。

市内における感染拡大が、今日まで抑えられているのも、市民や事業者の皆さまお一人おひとりが高い意識の下、こうした「新しい生活様式」を始めとした感染防止に真摯に取り組んでいただいたおかげであり、皆さまのご努力に心から敬意を表するとともに感謝を申し上げます。

新型コロナウイルスは、今後、共存も視野に入れ生活していくことが求められていますが、日常のマスクの着用や、地域のお祭りなどの行事の自粛は、生活に大きな影響を与え、人と人とのつながりが希薄になることも心配されます。

学校生活に目を向けても、授業や様々な行事において、実施方法を変えることで、子どもの成長過程に支障が出ないか心配されます。

市といたしましても、教員やスクール・サポート・スタッフなどの加配や、子どもたちの大きな思い出の場となる「修学旅行」において、キャンセル料等、保護者の皆さまの負担が増え

た場合の支援など、子どもの成長に支障が出ないようにしっかりと取り組んでまいります。

今後、感染症対策が長期化することを見据え、市民生活や市内経済、人と人とのつながりを守るためには、市民、事業者の皆さまの「新たな日常」の基盤をしっかりと築くことが求められております。

また、「感染症に負けない 元気なふるさと北杜」、「安心して楽しめるまち北杜」の構築をさらに加速させていくためには、市民の皆さまが核となり、感染症の影響による諸課題を共有し、互いに連携して歩みを進める「オール北杜」の体制が大切となります。

こうした思いから、市民や事業者、各種団体、行政が、ともに支え合いの輪を広げることを目指し、「支え合い北杜推進会議」を設置いたしました。

先月27日の初回の会議では、委員の皆さまから、現在の状況、必要な対策等について、活発な意見が出され、行政のみが行うのではなく、官民一体となって「ふるさと北杜」を復活させようという強い意気込みを感じました。

こうした新たな視点に立った、支え合いの体制づくりも動き始めたところであります。

いまだ収束が見えないコロナとの戦いは、今ここで立ち止まる訳にはまいりません。

引き続き、市民、事業者の皆さまとともに支え合い、「オール北杜」で、この危機的状況乗り越えてまいります。

さて、私は、これまで市民、企業の皆さまとの協働を基本に、そこから生まれる「絆」を大切に、心と心が通いあった「愛でつながる北杜市」を目指してまいりました。

就任2年目の平成30年には、「お宝いっぱい 健幸北杜」を宣言し、「子育てや福祉」、「雇用と産業」、「教育」、「スポーツと芸術」、「若者と女性の活躍」の5つを柱に、市民一人ひとりが生涯健康で幸せを感じるまちづくりを進めてまいりました。

安心して暮らせるまち～子育てと福祉においては、「北杜・イクボス宣言」を県内で先駆けて行い、市役所からワークライフバランスを考えた、仕事と育児、介護を両立することができる職場環境づくりを進めました。

また、出会い、結婚から始まり、妊娠、出産、子育て期にわたる様々なニーズに対して、切れ目のない相談、支援をワンストップで行うため、「子育て世代包括支援センター」を開設するとともに、専門部署として「ほくとっこ元気課」を新設してまいりました。

保育園や放課後児童クラブ等の建設も進め、子どもたちが安心して生活できる環境を整えるとともに、母親サークルなどとの対話から協働による親子で楽しめるイベントや母親の情報交換や仲間づくり、育児を楽しむきっかけづくりにも努めてまいりました。

子どもの誕生は、家族・地域にとって大きな喜びであり、「北杜の宝」として、その命の誕生を北杜市民がみんなで祝福したいとの思いから、第一子からすべての誕生に対して、祝い金と祝い品を贈呈する「ほくとっこ誕生事業」の創設、また愛育会組織の立ち上げも進め、地域で支え合う子育てにやさしい環境づくりを進めてまいりました。

住み慣れた場所で、いつまでも暮らし続けられることは、誰もの願いであります。

「高齢者通いの場」や「公民館カフェ」、支え合い外出支援サービス「でかけ～る」などを、地域のスタッフの皆さまのご協力をいただきながら、積極的に進めてまいりました。

活気あふれるまち～雇用と産業では、これまで市民の皆さまとともに築き上げてきた豊かな自然環境と本市の基幹産業である農業のバランスが保たれ、「安全・安心日本の台所 北杜市」の名のとおり、農産物の生産に適した環境にあるまちとして、「環境王国」の認定を受け、北杜

市で生産される農産物や加工品の安心・信頼のブランドの確立を着実に進めてまいりました。

また、「はくとの頑張る企業応援プロジェクト」を立ち上げ、企業交流会や商工会を通じた意見交換などを行い、企業のイメージアップや企業情報の発信、子育て、介護などの認定制度の創設の検討を行い、企業と行政が一体となったまちづくりを進めることとしております。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、企業のテレワークの導入が増え、働き方も大きく変化しております。

こうしたことから、「新しい生活様式」への転換をアピールした企業誘致やWeb就職ガイダンス、高校生ガイダンスによる若者の定住促進など、時代の変化に合った改善も進めてまいりました。

夢響きあうまち～教育においては、「公営アカデミー」を創設し、地域の皆さまが先生となり、多彩な学びの場を提供し、地域の子どもは地域で育てる取り組みを進めてまいりました。

高根地区の3小学校の統合により、子どもたちの少子化に対応した教育環境の改善を図るとともに、小中学校へのエアコン設置やトイレ改修などの施設整備、電子黒板などのICT環境の整備、国の「GIGAスクール構想」に基づく1人1台タブレットの整備など、教育の質の向上と、この「コロナ禍」においても学びを止めない環境整備を図ってまいりました。

このほか、中・高校生の「ふるさと北杜」への愛郷心を育むための取り組みとして「中高生の放課後の居場所」の開設や「食杜北杜プロジェクト」などを展開し、子どもたちが、「ふるさと」の魅力を感じ、「ここに住み続けたい」と思う心を育む取り組みを進めてまいりました。

暮らしに花を咲かせるまち～スポーツと芸術においては、市民の皆さまのスポーツや健康づくり事業などにおいて、連携や交流を推進するため、「日本体育大学」と協定を締結したほか、東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿誘致を積極的に進め、フランスビーチバレーボールチーム、BMXチームの誘致に成功し、子どもたちをはじめ、市民の皆さまの機運醸成を図ってまいりました。

また、東京オリンピックを契機に、そのレガシーとして、市民の皆さまに「一人一スポーツ」を推奨し、生涯スポーツ推進の取り組みも進めているところであります。

芸術においては、本年度より「飛び出せ 学芸員事業」として、市内各地区が育んだ歴史文化、民俗行事などを市民の皆さまに伝え、「ふるさと北杜」のお宝を再発見してもらえるよう取り組みを進めているところでもあります。

自分らしさを探せるまち～若者と女性の活躍においては、女性ならではのきめ細かい視点を活かし、地域の防災力の強化を図るため、「女性消防隊」を結成し、また、結婚や出産、子育てが一段落し、再び働きたいなど、女性の就業支援を行うため、自らのライフスタイルに合った働き方などを伝える「就活女子会」、「女性起業家交流会」を開催し、女性が生き生きと働く意欲を創造するまちづくりも進めてまいりました。

企業、行政とともに女性が輝けるまちづくりを進めるため、市内で活躍する女性を中心に、「北杜市応援隊」として女性活躍推進チームを結成し、女性の就業機会の拡大、女性リーダーの育成や発掘などに関する女性活躍応援プロジェクトを展開し、女性の皆さまの活動から生まれる自信、プライド、エネルギーの創出を図っております。

こうした取り組みを進める上で、芸術、文化、芸能、スポーツの各分野で活躍される皆さまを、「ふるさと親善大使」としてお願いし、行政の持ち得ない力をお借りする中で大きな応援をいただいております。

「ふるさと北杜」を次世代に自信を持って引き継ぐためには、若者の柔軟な発想が何より重要であり、本年4月からスタートした、本市の将来の青写真を描いた「第2次北杜市総合戦略」の策定に当たっては、将来の北杜市を担う若手職員の考えをしっかりと取り入れ、1年前から「ブレ計画」を策定し、「飛び出せ 市長と未来を語る集い」を通じ、市民、事業者また高校生と会話を重ね、これまでになかった新たな手法で時間をかけて策定を進めてきました。

本戦略のテーマとなった「みんなでつくろう 健幸北杜」は、策定段階において、こうした取り組みから自然と生まれたものであります。

これまでの「健幸北杜」の5つの柱を一層推進するためには、その地盤を強固なものにしていくことが大切であると考え、「第2次総合戦略」には、6本目の柱である「健幸北杜を支える基盤」を加え、足元をしっかりと固める取り組みを行うことといたしました。

健幸北杜を支える基盤においては、県内一の広大な面積を有する北杜市において、それぞれの地域の実情に合った市民の皆さまの暮らしの足を確保することが大切であることから、「みんなでつくり・守り・育てる」をコンセプトに、本年4月から市民の皆さまが主体となつてつくり上げた地域交通の運行がスタートしました。

地域が抱える軽微な道路修繕や水路改修などの要望に、迅速に対応できるよう、各総合支所で執行が可能となる「地域課題早期対応事業」も創設いたしました。

昨年、一昨年と続いて本市を襲った台風被害の教訓を活かし、導入自治体で支え合う「トイレトレーラー」の整備や地域防災機器の配備、減災リーダーの育成、地域の避難所開設の支援など、消防力の強化により「減災力に強いまちづくり」の基盤をしっかりと築いてまいりました。

こうした教訓や経験をもとに、「北杜市国土強靱化地域計画」を策定し、真に強くしなやかな北杜市を目指したまちづくりも進めてきたところであります。

「国土強靱化地域計画」により、「災害時にも電気が停まらない医療機関」、「電気が停まらないまち」の実現を目指し、再生可能エネルギーの地産地消を図る「地域マイクログリッド構築モデル事業」など、新たな視点の防災対策も進めてまいりました。

トイレトレーラーの導入に当たっては、多くの皆さまと防災意識を共有し、「共助」の輪を広げるため、「クラウドファンディング」を取り入れ募集を行ったところ、目標金額を大きく上回る成果を上げたところであります。

こうした新たな取り組みを進める上では、様々な皆さまのご理解をいただきながら、自主財源の確保を行っていくことが重要であり、「ふるさと納税」をはじめ、「環境保全協力金」、「芸術文化スポーツ振興基金」などを通じて、多くの「北杜ファン」を増やし、更なる財源確保に努めてまいりました。

市政運営に当たっては、急激に変化する社会情勢を的確に捉え、市民サービスを向上させつつ、行財政改革は常に進めなければなりません。

財政健全化をさらに加速させた結果、市債残高がピーク時の1,009億円から426億円減少、基金保有額は、合併時の50億円から140億円増加し、トータルで566億円と大幅に改善いたしました。

私が就任以来、3年間において81億円の改善を図り、将来に負を残さない着実な財政健全化を進めてまいりました。

こうした様々な計画に基づく取り組みを、より着実に、また迅速かつ的確に進めていくため、

本年4月から市役所の組織の見直しを行い、健幸市民部や消防防災課を新設するなど、新たな体制づくりも進めてまいりました。

しかし、行政の持つ力だけでは限りがあり、これからのまちづくりには民間との協働は、必要不可欠と考え、「THE NORTH FACE」、「コカ・コーラ ボトラーズジャパン」、「東洋ライス」、「はくばく」など、様々な分野において第一線で活躍している企業と連携し、民間の持つ技術力やノウハウを最大限活用させていただき、幅広い分野において協働による事業展開を図ることができるよう、連携協定を締結し、その基盤を築いてまいりました。

今後も、積極的に民間との連携を進め、「健幸北杜」の更なる推進を図ってまいります。

新型コロナウイルス対策の中で生まれた「みんなへ みんなの ありがとう」を、今後の市政全般のまちづくりの基本として取り組みを進めてまいります。

しかし、それぞれの取り組みは、まだ道半ばであり、その基盤をつくり上げた者の責任として、実行に移すことが私の使命であると肝に命じ、第2回市議会臨時会におきまして、その決意をお示ししたところであります。

これまでの歩みにより築かれた強固な基盤の上に、市民の皆さまが安心して、一生涯健康で幸せに暮らせるまちづくりを進めるため、この4年間、市民や事業者の皆さまとの会話をもとに、職員と知恵を絞り、各施策に数多くの新しい種をまいてまいりました。

この種が、大輪の花を咲かせ、大きな実を結ぶことができるよう、引き続き、「市民の皆さまとともに」を基本に、しっかりとした取り組みを進めてまいります。

次に、提出案件の内容につきまして、ご説明申し上げます。

提出いたしました案件は、認定案件13件、報告案件5件、条例案件4件、補正予算案件4件、契約案件1件、その他案件1件、同意案件3件の合計31案件であります。

はじめに、認定案件であります。

認定第1号 「令和元年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定」から、認定第13号 「令和元年度北杜市病院事業特別会計決算の認定」までの13案件につきましては、地方自治法第233条および地方公営企業法第30条の規定により、監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会の認定をお願いするものであります。

次に、報告案件をご説明いたします。

報告第10号および報告第11号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、「令和元年度北杜市健全化判断比率及び資金不足比率」を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告するものであります。

次に、報告第12号および報告第13号につきましては、「令和元年度北杜市一般会計予算および令和元年度北杜市下水道事業特別会計予算の継続費」について、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

次に、報告第14号につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、「損害賠償の額の決定」について専決処分しましたので、議会に報告するものであります。

続いて、条例案件につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案第63号 「北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、山梨県内他市の議員報酬の状況及び北杜市特別職報酬等審議会の答申に鑑み、議員報酬の額を改定するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第64号 「北杜市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定

居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」につきましては、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部改正に伴い、居宅介護支援事業所の管理者要件に係る経過措置期間を延長することから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第65号「北杜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において、子ども・子育て支援法の一部が改正されたことから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第66号「北杜市営住宅条例の一部を改正する条例」につきましては、東尾根団地および新井団地の用途廃止に伴い、所要の改正を行うものであります。

続きまして、補正予算案につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案第67号「令和2年度北杜市一般会計補正予算（第5号）」についてであります。

新型コロナウイルス感染症の感染予防に重点を置き、感染力に強いまちづくりを推進し、そこから生まれる地域経済の再生につなげる事業を展開してまいります。

主な事業内容につきましては、市立小・中・高等学校における保健衛生用品の備蓄、不特定多数の方が利用する公共施設のトイレ手洗い場の自動水栓化、県が推進する「グリーン・ゾーン構想」と連携した利用者の安心・信頼の確保と事業者への支援など、感染リスクの低減に有効な対策を講じるため、所要の経費を計上しております。

その他につきましては、リフト付き等専用車両の導入に対し、補助金を交付する「福祉タクシー導入事業費補助金」や、市との協定に基づき、地域活動を行う事業者に対し、補助金を交付する「森林整備地域活動支援事業」、有害鳥獣防護柵の整備に対し、補助金を交付する「農業振興推進事業費補助金」、農業者が行う機械等の整備に対し、補助金を交付する「活力ある水田農業支援事業費補助金」、「東京オリンピック・パラリンピック推進事業」、「梅之木縄文ムラ体感プログラム事業」など、国・県の事業を最大限活用する中で、それぞれの取り組みをしっかりと進めるため、所要の経費を計上しております。

以上の内容をもって編成いたしました結果、一般会計の補正額は1億5,281万5千円となり、歳入歳出予算の総額は、それぞれ370億4,778万9千円となります。

次に、議案第68号「令和2年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

令和元年度事業費の額の確定による国などの返還金として1億1,624万8千円を追加し、歳入歳出それぞれ、48億2,604万6千円とするものであります。

次に、議案第69号「令和2年度北杜市病院事業特別会計補正予算（第2号）」についてであります。

市立甲陽病院において、第2波以降の感染拡大に備えるため、補助金を活用する中で新型コロナウイルス感染症患者に対し、治療に必要な医療機器を導入することから、8,327万円追加とするものであります。

次に、議案第70号「令和2年度北杜市水道事業会計補正予算（第1号）」についてであります。

明野町浅尾新田地内において、県で実施する流末水路工事に伴い、水道管の布設替えを行うことから、877万8千円追加とするものであります。

次に、議案第71号「工事請負契約の締結について（長坂総合スポーツ公園陸上競技場改修工事）」につきましては、地方自治法第96条第1項第5号並びに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第72号「訴えの提起」につきましては、「市道須玉若神子31号線擁壁設置工事」の強制執行等に係る損害賠償請求事件に関する訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

以上、私のこの先に向けた想いと提案いたしました案件につきまして、ご説明申し上げました。

なお、定例会でありますので追加案件もあろうかと思いますが、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

市長の説明が終わりました。

次に、認定第1号から認定第13号までの一般会計および各特別会計の決算の認定13件について補足説明を求めます。

板山会計管理者。

○会計管理者（板山教次君）

それでは、今議会に提出されました令和元年度の各会計の決算認定に関する案件につきまして、ご説明申し上げます。

北杜市における各会計の決算につきましては、地方自治法第233条、地方公営企業法第30条および北杜市財務規則第134条の規定に基づきまして処理を行いました。

また、監査委員による決算審査は、令和2年7月7日から7月27日までの間の6日間にわたり実施され、決算に対する意見書を7月27日付けでいただいたところであります。

今定例会において認定をいただく案件につきましては、令和元年度の一般会計をはじめ各特別会計および病院事業特別会計、合わせて13案件であります。

まず、認定第1号 令和元年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は、市税の76億2千万円余りをはじめ地方交付税106億4千万円余り、国県支出金41億6千万円余りなど、歳入合計は286億5,513万6,330円でありました。

また、歳出はいずみ保育園整備事業、防災・安全社会資本整備交付金事業、中学校施設等整備事業、台風19号および平成30年度の台風21号、24号に伴う災害復旧事業などの事業が行われ、歳出合計は273億7,470万1,030円で、歳入歳出差引額は12億8,043万5,300円となりました。

次に、認定第2号 令和元年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は、保険税11億4千万円余りをはじめ、県支出金41億8千万円余りなど、合計で61億277万9,184円でありました。

歳出は、保険給付費の40億8千万円余りなど合計で60億298万1,616円となり、

翌年度への繰越額は9,979万7,568円となりました。

次に、認定第3号 令和元年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は、保険料の5億万円余りなど合計で6億9,337万1,788円でありました。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金の6億8千万円余りなど、合計で6億9,301万6,712円となり、翌年度への繰越額は35万5,076円となりました。

次に、認定第4号 令和元年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は、保険料の9億円余り、国庫支出金の10億6千万円余りなど合計で44億6,166万3,072円でありました。

歳出は、保険給付費の39億6千万円余りなど、合計で42億4,304万8,228円となり、翌年度への繰越額は2億1,861万4,844円となりました。

次に、認定第5号 令和元年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は、サービス収入の954万円余りなど合計で1,492万1,104円でありました。

歳出は、総務費の949万円余りなど合計で949万2,752円となり、翌年度への繰越額は542万8,352円となりました。

次に、認定第6号 令和元年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は、使用料及び手数料の9億8千万円余り、繰入金の9億3千万円余りなど合計で21億2,885万9,713円でありました。

歳出は、水道管理費の10億4千万円余り、公債費の7億7千万円余りなど合計で20億526万8,010円となり、歳入歳出差引額は1億2,359万1,703円となりました。

次に、認定第7号 令和元年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は、使用料及び手数料の4億8千万円余り、繰入金の15億4千万円余りなど合計で36億3,255万4,914円でありました。

歳出は、公債費の20億1千万円余りなど合計で36億257万1,108円となり、歳入歳出の差引額は2,998万3,806円となりました。

次に、認定第8号 令和元年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は、使用料及び手数料の1億1千万円余り、繰入金の6億円余りなど合計で9億4,106万3,481円でありました。

歳出は、公債費の7億円余りなど合計で9億1,490万4,524円となり、歳入歳出差引額は2,615万8,957円となりました。

次に、認定第9号 令和元年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は、売電収入の1億1千万円余りなど合計で1億5,321万1,885円でありました。

歳出は、総務費の6,900万円余り、基金積立金の4,900万円余りなど合計で1億4,

242万7,652円となり、翌年度への繰越額は1,078万4,233円となりました。

次に、認定第10号 令和元年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は、診療収入の1億円余りなど合計で1億1,193万181円でありました。

歳出は、総務費の7,300万円余り、医業費の2,800万円余りなど合計で1億888万8,362円となり、翌年度への繰越額は304万1,819円となりました。

次に、認定第11号 令和元年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は、診療収入の7,800万円余りなど合計で9,716万2,421円でありました。

歳出は、総務費の6千万円余り、医業費の2,200万円余りなど合計で9,366万5,321円となり、翌年度への繰越額は349万7,100円となりました。

次に、認定第12号 令和元年度北杜市財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は財産収入、繰入金、繰越金など合計で2億4,530万6,981円であり、歳出は各財産区管理会の管理費など合計で1億7,072万2,934円となり、翌年度への繰越額は7,458万4,047円となりました。

最後に、認定第13号 令和元年度北杜市病院事業特別会計決算の認定に関する件であります。

まず、収益的収入の決算額は38億1,094万932円、収益的支出の決算額は38億3,898万9,544円で、収支は2,804万8,612円のマイナスとなりました。

また、資本的収入の決算額は3億166万8,488円、資本的支出の決算額は4億6,495万8,118円であり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億6,328万9,630円は損益勘定留保資金で補填をいたしました。

以上、令和元年度の各会計の歳入歳出決算の概要について、説明させていただきました。よろしくご審議を賜りご認定いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中嶋新君）

補足説明が終わりました。

次に、認定第1号から認定第13号までの13件の決算審査の結果について、監査委員から意見書の報告を求めます。

令和元年度決算審査に係る代表監査委員職務代理者 吉田監査委員。

○令和元年度決算審査に係る代表監査委員職務代理者（吉田恵美子君）

令和元年度決算審査に係る代表監査委員職務代理者の吉田でございます。

それでは、令和元年度北杜市一般会計、特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況を審査した結果について、ご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項、ならびに地方公営企業法第30条第2項の規定により決算審査に付された会計については、

令和元年度北杜市一般会計歳入歳出決算

令和元年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

令和元年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

令和元年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算

令和元年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算
令和元年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
令和元年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算
令和元年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
令和元年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算
令和元年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算
令和元年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算
令和元年度北杜市財産区特別会計歳入歳出決算
令和元年度北杜市病院事業特別会計決算

の13会計でございます。

この13会計の決算につきまして、令和2年7月7日から7月27日までの間、北杜市役所において、審査のために提出された決算書類について三井英雄代表監査委員、千野秀一監査委員、そして私の3名で決算審査を実施いたしました。

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、これらの計数の正確性を検証するため審査を実施したほか、必要と認められた項目の審査を実施いたしました。

その結果、一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金、ならびに基金運用状況については、決算計数は正確でありました。

各会計決算についての意見書は、お手元に配布されております決算書に添付されているとおりでございます。

さて、本市においては就任4年目を迎えようとしている渡辺市長のもと、「第2次北杜市総合計画」、また「第5次北杜市行財政改革大綱」により将来を見据えた行財政運営が進められているところであり、地方交付税の段階的な縮減が進む中、限られた財源の重点的かつ効率的な配分に努めながら「お宝いっぱい 健幸北杜」の着実な推進を図るため、「第2次北杜市総合戦略」の策定を進め、安心して暮らせるまち「子育てと福祉」、活気あふれるまち「雇用と産業」、夢響きあうまち「教育」、暮らしに花を咲かせるまち「スポーツと芸術」、自分らしさを探せるまち「若者と女性の活躍」、「健幸北杜を支える基盤」の6つの柱の施策が展開されているところであります。

また、真に、強く、しなやかな北杜市の実現を目指し「北杜市国土強靱化地域計画」を手掛けるとともに新型コロナウイルス感染症対策本部をいち早く設置し、対策に取り組んだところであります。

このような中、本市の令和元年度決算に目を向けますと、市債の繰上償還を積極的に実施したため、その残高は着実に減少し、実質公債費比率は0.6%、将来負担比率は昨年度に引き続き算出されず、財政健全化に向けた努力が確実に数値に表れてきております。

このことは評価に値するところでありますが、市債残高は一般会計223億円、特別会計360億円、合計で583億円と依然として多額となっているため、削減に向けた計画的な取り組みが望まれるところであります。

また、加速度的に進む高齢化による社会保障費の増加、公共施設の維持管理費や新型コロナウイルス感染症対策費の収支の増加など、歳出要因が増大するとともに地方交付税の合併特例措置は段階的に縮減され、令和8年度の合併特例事業債の終了に伴い、今後の持続可能な行財

政運営が求められるところであります。

このような状況を背景に「第2次北杜市総合計画」を柱とした「第2次北杜市総合戦略」や「第2次八ヶ岳定住自立圏共生ビジョン」に基づく子育て支援や定住促進、地域活性化施策等の事業を実施していかなければならず、そのためにはこれまで以上に行政と市民が一体となった行財政改革に取り組んでいかなければなりません。

さらに職員一人ひとりが資質向上と意識改革に努め、持てる力を組織として存分に発揮し、徹底した事務事業の見直しや「北杜市公共施設等総合管理計画」の着実な推進など、行政のスリム化、ならびにデジタル化がなお一層、求められます。

本市の豊富な人材、美しい自然や文化などを最大限に活用して地方自治の本旨である住民福祉の増進に努め、市民が安心して暮らせる「人と自然と文化が躍動する環境創造都市」を目指しつつ、「市民一人ひとりが輝ける愛でつながる北杜市」にならんことを心より切望し、令和元年度決算審査の報告といたします。

○議長（中嶋新君）

監査委員の報告が終わりました。

ただいま議題となっております、認定第1号から認定第13号までの13件および議案第64号から議案第66号までの3件につきましては、決算特別委員会および所管の常任委員会に付託することになっておりますので、ここで総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております認定第1号から認定第13号までの13件につきましては決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第13号までの13件につきましては、決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において21人の全議員を指名したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました21人の諸君を決算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました決算特別委員会委員は、本会議休憩中に委員会を開催し、速やかに正副委員長の互選をされますよう、ここに招集いたします。

場所は全員協議会室で開催いたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時25分といたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時25分

○議長（中嶋新君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

坂本監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（坂本孝典君）

先ほど、決算の意見書の報告を令和元年度決算審査に係る代表監査委員職務代理者吉田監査委員よりいたしました。その中で実質公債費比率を0.6%と報告いたしましたが、実質公債費比率は6.0%ですので訂正いたします。

以上です。

○議長（中嶋新君）

それでは、なお、吉田監査委員は一身上の都合により退席したい旨、申し出がありましたので、これを許可いたしました。

休憩中に決算特別委員会を開催し、委員長および副委員長が決まりました。

決算特別委員会から正副委員長の氏名が議長のもとに届いておりますのでご報告いたします。委員長に岡野淳君、副委員長に志村清君。

以上のとおり、決算特別委員会の正副委員長が決定いたしました。

ただいま、議題となっております議案第64号から議案第66号までの3件は、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配布してあります議案付託表のとおり所管の常任委員会へ付託いたします。

ただいま、議題となっております日程第16 報告第10号 令和元年度北杜市健全化判断比率報告の件から日程第20 報告第14号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定)までの5件について、内容説明を順次、担当部長に求めます。

清水企画部長。

○企画部長（清水博樹君）

報告第10号 令和元年度北杜市健全化判断比率報告の件について、ご説明いたします。

お手元の決算書のあとにつづってあります報告10号をご覧くださいと思います。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき令和元年度決算にかかる実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの健全化判断比率につきまして、監査委員の意見を付けて報告するものであります。

まず、実質赤字比率についてであります。これは普通会計が赤字になっているかどうかを示す指標であります。

本市の場合、普通会計と一般会計の範囲が一致しており、一般会計が赤字ではありませんので数値は入らず、横線を表示しております。

次に、連結実質赤字比率についてであります。

これは、普通会計および特別会計を合わせた全会計が赤字になっているかどうかを示す指標であります。こちらも本市の場合、赤字ではないため、数値は入らず同じく横線を表示しております。

次に、実質公債費比率であります。これは全会計および一部事務組合に係る公債費の財政負担を3カ年平均で示す指標であります。

平成29年度から令和元年度までの3カ年の平均の数値は6.0%で、昨年度の6.3%から0.3ポイントの減と着実に改善しております。このことは、これまでの財政健全化への取り組みの成果が表われたものと考えております。

また、実質公債費比率が18%を下回りますと、過疎対策事業債などの一部の公的資金を除き、民間資金債などを発行する場合に知事への起債協議も不要となる制度となっており、本市では、協議対象となる一部の公的資金債を除き、民間資金などにつきましては、知事への届け出のみで起債できることとなっております。

次に、将来負担比率であります。

これは全会計と一部事務組合および出資法人に関して、返済や支払いが必要となる負担額の合計が一般財源総額に対して、どの程度の割合であるかを表した指標であり、算出されなかったため、数値は入っておりません。

なお、表の下段の括弧書きの各数値につきましては、上段が早期健全化基準であり、いわゆるイエローカードに相当する数値で、下段が財政再生基準であり、財政再生計画の策定が義務づけられるレッドカードに相当するものであります。

報告10号につきましては、以上であります。

続きまして、報告第11号をお開きいただきたいと思います。

報告第11号 令和元年度北杜市資金不足比率報告の件につきまして、ご説明いたします。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、令和元年度決算に係る資金不足比率について、監査委員の意見を付けて報告するものであります。

資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額が事業の規模に対してどの程度あるのか、つまり赤字がどれだけあるのかを示す指標となります。本市においては、表にあります北杜市病院事業特別会計ほか4会計が対象となっておりますが、いずれの会計も資金不足はありませんので、数値は入っておりません。

なお、公営企業につきましては、会計ごとに経営健全化基準が定められており、その数値は20.0%以上とされております。この数値以上となった場合には、先ほどの健全化判断比率の指標で説明いたしましたイエローカードに該当し、経営健全化計画の策定が義務づけられることとなります。

報告第11号につきましては、以上であります。

続きまして、報告第12号をお開きいただきたいと思います。

報告第12号 令和元年度北杜市一般会計継続費精算報告書報告の件について、ご説明いたします。

平成30年度から令和元年度の2カ年継続事業として予算計上いたしました高根町上黒澤地内農道橋災害復旧事業につきまして、事業年度が終了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき、精算報告を行うものであります。

全体計画欄の年割額合計3,677万4千円に対して、表中ほどの列、実績欄の支出済額合計は全体計画同額の3,677万4千円であります。

報告第12号につきましては、以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に、大輪上下水道局長。

○上下水道局長（大輪弘君）

報告第13号 令和元年度北杜市下水道事業特別会計継続費精算報告書報告の件につきまして、ご説明いたします。

令和元年度北杜市下水道事業特別会計予算の継続費は、精算書のとおり終了いたしましたので地方自治法施行令第145条第2項の規定により精算報告をするものでございます。

上段の清里南部処理場統合整備事業（長寿命化工事）は、平成29年度から令和元年度までの3カ年継続事業として好気槽内の防食および槽内設備と脱臭装置の更新を実施いたしました。

全体計画の年割額合計は5億9,762万2千円であり、実績の支出済額合計は5億5,888万7,040円でありました。

下段の同事業の増設工事は、平成30年度から令和元年度までの2カ年継続事業として嫌気槽および好気槽の増設を実施いたしました。

全体計画の年割合計は5億6,440万円であり、実績の支出済額合計は5億4,440万2,140円でありました。

報告第13号につきましては、以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に、仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

報告第14号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）について、報告いたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

提案理由につきましても同様であります。

2ページをお願いいたします。

道路管理瑕疵に係る損害賠償の額の決定による専決処分の報告であります。

専決処分の日 令和2年8月19日

損害賠償の額 1万3,890円

損害賠償の相手方 山梨県北杜市須玉町在住の男性

損害賠償の理由 令和2年7月13日午後9時40分頃、北杜市小淵沢町上笹尾3476番9付近の市道箕輪・小淵沢線において、相手方の運転する普通自動車は道路内に発生した穴に落ち込み、車両の左後輪を損傷したため、これに対する損害賠償を市が行うものであります。

支払い方法 相手方の指定した口座に道路賠償責任保険事故として、負担割合に応じて公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われるものであります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

以上で、報告第10号から報告第14号まで5件の報告を終わります。

○議長（中嶋新君）

次に日程第29 議案第71号 工事請負契約の締結について（長坂総合スポーツ公園陸上競技場改修工事について）、内容説明を求めます。

清水企画部長。

○企画部長（清水博樹君）

議案第71号 工事請負契約の締結について（長坂総合スポーツ公園陸上競技場改修工事について）、ご説明申し上げます。

地方自治法第96条第1項第5号、並びに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分範囲を定める条例第2条の規定により、請負契約を締結したいので議会の議決を求めるものであります。

契約の目的 長坂総合スポーツ公園陸上競技場改修工事

契約の方法 公募型プロポーザル方式による随意契約

契約の金額 2億6,730万円

契約の相手方 東京都文京区目白台二丁目6番14号

日本道路・井出建設長坂総合スポーツ公園陸上競技場改修工事建設工事共同企業体

構成員（代表） 東京都文京区目白台二丁目6番14号

日本道路 株式会社 東京支店

執行役員支店長 大林匡

構成員 山梨県北杜市長坂大八田6761番地4

株式会社 井出建設

代表取締役 井出誠

以上、よろしくご審議の上、ご議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

過日の全員協議会での申し入れに基づいて、今回、資料を出していただきました。その資料についてなんですけれども、これは一般に公表できるものなのかどうかということをもまず確認させていただきたいと思えます。

私としては、このプロポーザル方式でされたということは、いろんな提案を受けたいと。また、その提案ということは、議員にとっても市民にとっても大変関心のある部分ですので、これはぜひ公表していただきたいという意味も込めて確認をさせていただきたいと思えます。

その上でなんですけれども、改めてプロポーザル方式を取った、要するに設計から施工まで一貫してプロポーザル方式を今回、採用したことについての説明をお願いしたいと思います。

また、この資料の中に評価基準、それからさらに公表の中に評価事項として様々なものが入っております。例えば、人工芝の品質について、環境省ETV実証完了技術製品ということがあ

るんですけども、どういうことが認定されているのかということが分かれば教えていただきたいと思います。

また、雨水排水対策についても、もう少し詳しく教えていただければと思います。

また、この事業については、予算特別委員会の際にやはりドクターヘリなどの発着について、雨天時でもしっかりとそういうことができるような対応をしたいということだったと思いますけれども、そこについての説明も改めてしていただければと思います。

それと、すみません、もう1つ、忘れました。審査結果の中で、これを見ますと、1位の獲得はC社のほうが多いけれども、採用されたところは、いろんな評価が高くて、点数が高くて採用されたということが見てとれるんですけども、そこも含めて、先ほどの人工芝のこととか、それから排水溝のこととかも併せて説明していただければありがたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

16番、野中真理子議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、ご提示しました長坂総合スポーツ公園陸上競技場改修事業公募型プロポーザルの審査につきましては、公表可能ということで理解していただければありがたいと思います。

続きまして、今回、設計施工、一括方式のプロポーザル方式を取り入れた理由、あるいは期待される効果というご質問でございます。

まず、今回の事業につきましては、基本的に事業内容として実施要領のほうにも記載をさせていただいておりますけれども、既存の陸上競技場のインフィールド内の天然芝を撤去し、サッカーコートの規格に合ったものを設置する、造るということが基本。また、従来のインフィールド内では、サッカーコートが規格に合っておりませんので、その周りにあります陸上トラック、これも併せて改修をします。なお、陸上トラックにつきましても、陸上競技連盟の規格に合ったものということでございます。

また、3番目といたしましては、人工芝の充填材等々につきましても、環境面への配慮から流出しないような対策を求めるということ。そのほか人工芝につきましては、JFA、公益財団法人日本サッカー協会の製品検査完了製品であること。またアスファルトの路盤材、あるいは下層路盤、これも一定基準以上のものが必要だということ。また、暗渠排水につきましても、現在あるインフィールド内の既設の暗渠排水施設につきましては撤去をせず、その上層に新たに布設しながら、十分な排水対策が取られるというような基本的な事項、事業内容を提示させていただいております。

これにつきましては、必要最低限でございますけれども、その上で人工芝の耐久性、あるいは温度抑制効果の品質面、環境面への配慮、またそういうことが温度抑制効果ということは、言うなれば利用者の安全配慮的なもの、また人工芝を布設するための路盤や排水における技術面、こういうものを一体的な中でサッカーフィールドの設置における提案、あるいはそれに伴う陸上フィールドへの技術的な提案、こういうものが非常に特殊な事業でありますので、実績等のある民間事業者からの提案を募りまして、事業を進めるということが効率的・効果的な事業執行と施設完成後の有効活用につながるということが期待されていることであり、そのよう

な期待をしているところでございまして、公募型プロポーザル方式による事業者の選定方法を取り入れたというものでございます。

続きまして、設計施工、これを一体化した、その理由はということでございますけれども、設計施工を一体的にやることによりまして、施工業者の経験とかノウハウ、これが設計のほうに十分、生かされるということ。また、設計につきましても、これが別々でありますと、机上での設計ということになりますけれども、一体的にすることによりまして、机上での設計ではなく現場の意見等が反映され、数量の拾い出しなど効率的で無駄のない設計が可能となるということが想定をされるということで、このような方法を取ったところでございます。

併せまして、一括にすることによりまして、年末年始の休暇を含めましても、7カ月で全体の工期が完成する、事業ができるということ。そのようなことは、早期に利用可能となり、市民サービスの向上に大きく貢献するという、そういう想定のもとで、今回のこういう方式を取り入れたというものでございます。

続きまして、防災ヘリ等の発着の関係でございまして。

これにつきましては、前回も説明させていただきましたけれども、ヘリの離発着につきましては、大型、小型、様々あるわけなんですけれども、人工芝につきましても、離発着につきましては可能であるということでございます。実際、そういう目的の中で人工芝を取り入れているというところもございます。

以上です。

そのほか環境面の配慮でございまして、先ほど申し上げましたとおり、人工芝につきましては、環境省認定のE T V実証完了技術製品というご提案がございました。これにつきましては、環境面に配慮した技術、こういうものの技術につきまして、第三者機関が実証して、これは環境面に良いものだという、第三者機関が認定したものを広く使っていただくというような目的で出されたところでございまして、今回の人工芝につきましても、高耐久性、温度抑制人工芝ということで、高耐久性が高いということは、ちぎれて流出する懸念、あるいは廃棄されるプラスチック、これが少なく、廃棄物の視点、あるいは環境負荷の低減に貢献できるというような人工芝でございまして。

また、この人工芝等につきましては、日射反射率が高くて、温度表面低減効果が確認されているものでございまして、競技者の足から体温上昇が抑えられ、利用者の快適性が図れるというようなこと。

また、排水関係につきましてもご質問をいただきましたけれども、今回のやり方につきましては、人工芝の充填材の流出抑制のため、注水枘に、外部に流出しないようなカゴの設置、またトラック内の側溝につきましても、多孔質の材料による、多孔質の材料というのはコーラスという名称でございまして、コーラス側溝を設置し、流出しないということ。

また、ベースになるアスファルト舗装の合材につきましても、特別、排水のしやすいもの、これは開粒等合材を使いまして、水はけのよいアスファルトとし、水たまりが起こることによりまして、充填材が流出することを防ぐというような配慮をされております。

以上でございまして。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに質疑はありますか。

野中真理子君、何か答弁漏れがありますか。どうぞ。

○16番議員（野中真理子君）

要するに審査結果の中で、A社、B社、C社というふうにあつて、1位を取った獲得数よりも、少ないんだけど評価が高い、点数の高いところが結局は受注業者になっているわけですけど、そのあたりの、大変評価が高かったんだろうなというのは想像しますけれども、そのあたりの審査のことも併せて言っていたいただければと思います。

○議長（中嶋新君）

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

16番、野中真理子議員の答弁漏れの件について答弁をさせていただきます。

これにつきましては、1位の多い人が特定者ということは、これは実施要領上に謳ってあります。1位の人と同数ある場合は、総合合計点で比較をするという決まりでございます。

なお、内容等につきましては、これにつきましては、そういうものを公にすることによりまして、次点者以降の不利益になるということの中で、公表等については差し控えをさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

ほかにはよろしいですか。

井出一司君。

○7番議員（井出一司君）

ちょっと皆さんも心配しているところがあるようですから、その確認だけさせていただきたい。

今の資料の中の3ページですが、このイベントのことについて、ちょっと心配な方もいらっしゃるようです。今まで自然芝の中で、あそこで祭りをしたり、そして出初めとか、いろいろやってきているわけですが、ここらへんについては、基本的に人工芝になっても同様な形の中でできそうかどうか、ここらへんについてちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（中嶋新君）

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

7番、井出一司議員のご質問にお答えいたします。

人工芝を布設したあとにつきましても、井出議員、今、おっしゃった出初式等につきましては、これにつきましては、消防車両、なるべく入っていただかないということが原則なんですけれども、やさしく運転をしていただいて、配備をするということは可能であると考えております。

そのほか、本来はこの人工芝、サッカー競技等々に使うということが第一の目標であり、目的でございますので、そこを第一に考えながらやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

井出一司君。

○7番議員（井出一司君）

最後のところがちょっとよく分からない。そこを重点的にやるよと。サッカー場だからサッカーを重点、それは私も理解をしているんですが、関連の中で良い悪いは別として、いろいろなものやってきましたよと。地域としてみれば、従来と同じような形の中でいけるのかどうなのか、そこらへんの心配があったから、私が今、質問をしているわけです。

だから、あそこで、例えば花火大会をやりましたと。上げましたと。そのカスもきます。もしかしたら、それは火がついているかもしれない。そういう状況の場合も、私も花火のあれについては経験がありますから、あるわけですよ。そういうものを勘案した中でいくと、できないものがあるよという、こういう部長の答弁という理解でいいですか。例えば、今言ったように、祭りは例えばできるのか、出初めは今言ったように気を付けながらというお話をいただいたわけですね。そして、体育祭や何かはたぶん、それはできるんだろうと思うんですが、そこらへんについてもう一度、その説明をお願いします。

○議長（中嶋新君）

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

7番、井出一司議員の再質問にお答えします。

人工芝、この材質は化学物質でできておりますので、火等については、具体的に今、花火大会で、その落ちたものがどうなるかということで、ご心配というご質問だと考えておりますけれども、その火の粉の大きさがどれだけ大きいか、小さいかということによっても違いますけれども、基本的には材質的なものを考えますと、花火大会みたいな火が、あるいは赤いものが落ちるといことは、これは人工芝でなくても天然芝でも同じですけども、そういう心配がござりまするので、それについては、なるべくそういうことがないように、あるいは実際、これはメーカーのほうには、再度、確認はさせていただきますけれども、難しいというようなことを今、答弁をさせていただきます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

ほかによろしいですか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第71号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから議案第71号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

次に日程第30 議案第72号 訴えの提起について(損害賠償請求事件)の内容説明を求めます。

仲嶋建設部長。

○建設部長(仲嶋敏光君)

議案第72号 訴えの提起(損害賠償請求事件)について、説明を申し上げます。

市道須玉若神子31号線擁壁設置工事の強制執行等に係る損害賠償請求事件に関する訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本件の場所につきましては、須玉町若神子国道141号の小手指交差点西側市道の路肩法面でございます。

訴訟提起により請求する内容でございます。

(1) 被告塩川観光開発有限会社は、原告市に対し、市道須玉若神子31号線擁壁設置工事請求訴訟等に要した訴訟費用等損害金計368万642円、強制執行のために要した損害金1億3,130万3,386円、合計1億3,498万4,028円及びこれに対する訴状送達日の翌日から換算に至るまで年5%の割合による金員を支払え。

(2) 訴訟費用は、被告の負担とする。

(3) 仮執行宣言

それから請求の相手方は北杜市明野町上神取1881番地。塩川観光開発有限会社。代表者取締役 佐田和彦であります。

事件の概要でございます。

平成21年7月頃、被告は違法な開発行為を拡大し始め、市道須玉若神子31号線が崩落する危険を生じさせました。

市では市道の安全を確保するため、平成24年12月4日、擁壁設置工事請求事件を提起し、平成25年8月6日、甲府地方裁判所より市の請求を認容する判決が下されました。

その後、被告は判決を不服として平成25年10月9日、東京高等裁判所、さらに最高裁判所まで上告を行いましたが、上告棄却となり、平成26年9月5日、一審判決が確定いたしました。

被告は一審判決が確定するまでの間、当該地を他の会社に売り渡す詐害行為を行ったため、市では処分禁止仮処分命令、詐害行為取消請求訴訟等を提起し、平成27年8月7日にいずれも甲府地方裁判所より認められました。

一審判決確定後、被告の対応は何もなかったため、平成28年4月1日、市では甲府地方裁判所に擁壁設置工事の強制執行の代替執行申立てを行いました。

2ページをお願いいたします。

その結果、5月18日、甲府地方裁判所から強制執行の代替執行が認められ、8月22日に甲府地方裁判所の執行官の開始宣言を受け、擁壁設置工事の作業に着手し、平成30年8月30日に工事を確認いたしました。

上記の経緯により原告は平成30年9月28日付けで、被告に対し1億3,498万4,028円の強制執行等の費用について、納入命令書を送付し、平成30年10月18日の納入期限として支払うよう請求しましたが、被告は今日に至るも支払っておりません。

授権事項としまして、必要に応じて控訴、上告。その他請求の内容を実現するため必要な裁判上の行為を付しております。

提案理由につきましては、市道須玉若神子31号線擁壁設置工事請求訴訟等に要した訴訟費用と強制執行のために要した費用について、不法行為を理由とする損害賠償を求める訴訟を甲府地方裁判所に提起する必要があるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第72号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから議案第72号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第31 同意第5号 棒道下恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件から日程第33 同意第7号 八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合議会議員の選任について議会の同意を求める件までの3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

はじめに財産区管理会委員の同意案件について、ご説明申し上げます。

当該案件につきましては、財産区管理会委員が辞職したことに伴い、新たに委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理会条例第3条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

同意第5号 棒道下恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、北杜市小淵沢町7590番地、進藤文芳、昭和25年2月20日生まれ。北杜市小淵沢町7215番地、清水利高、昭和24年4月21日生まれ。北杜市小淵沢町6180番地、遠山俊祐、昭和22年9月8日生まれ。北杜市小淵沢町5091番地、中山伊代治、昭和28年5月27日生まれ。北杜市小淵沢町1074番地、五味美公、昭和21年5月1日生まれ。北杜市小淵沢町1864番地、細野壽雄、昭和21年5月30日生まれ。北杜市小淵沢町1047番地、宮沢俊彦、昭和27年2月6日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めらるものであります。

次に、同意第6号 大平山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、北杜市小淵沢町7590番地、進藤文芳、昭和25年2月20日生まれ。北杜市小淵沢町6180番地、遠山俊祐、昭和22年9月8日生まれ。北杜市小淵沢町1047番地、宮沢俊彦、昭和27年2月6日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めらるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどお願い申し上げます。

次に保護組合議会議員の同意案件について、ご説明申し上げます。

同意第7号 八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合議会議員の選任について議会の同意を求める件につきましては、保護組合議会議員が辞職したことに伴い、新たに議員を選任する必要があるため、八ヶ岳山恩賜県有財産保護組規約第6条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものです。

北杜市小淵沢町7590番地、進藤文芳、昭和25年2月20日生まれ。北杜市小淵沢町6180番地、遠山俊祐、昭和22年9月8日生まれ。北杜市小淵沢町1864番地、細野壽雄、昭和21年5月30日生まれ。北杜市小淵沢町1047番地、宮沢俊彦、昭和27年2月6日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めらるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第5号から同意第7号までの3件は、質疑・討論を省略

し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから同意第5号 棒道下恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について、採決いたします。

お諮りいたします。

同意第5号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第5号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第6号 大平山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について、採決いたします。

お諮りいたします。

同意第6号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第6号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第7号 八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合議会議員の選任について議会の同意を求める件について、採決いたします。

お諮りいたします。

同意第7号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第7号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

次に日程第34 選挙第3号 御座石山恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、指名の方法は議長が指名することに決定いたしました。

御座石山恩賜県有財産保護組合議会議員に、お手元に配布いたしましたとおり矢崎一郎君と岩下甫雄君を指名いたします。

ただいま、議長が指名いたしました兩名を御座石山恩賜県有財産保護組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました兩名が御座石山恩賜県有財産保護組合議会議員に当選されました。

○議長 (中嶋新君)

日程第35 請願第3号 教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

12番議員、原堅志君。

○12番議員 (原堅志君)

請願第3号

2020年8月19日

教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書

請願人

北杜市PTA連合協議会

会長 広瀬寿夫

北杜市高根町上黒澤723

北巨摩地区公立小中学校校長会

会長 清水徳生

北杜市高根町箕輪800-1

北巨摩地区公立小中学校教頭会

会長 横内理香

韮崎市旭町上條北割2067-2

山梨県教職員組合北巨摩支部

執行委員長 土井大輔

韮崎市水神2丁目4-37

紹介議員 原 堅志

志村 清

進藤正文

栗谷真吾

加藤紀雄

井出一司

相吉正一

北杜市議会議長 中嶋新殿

請願趣旨

(請願事項)

1. 計画的な教職員定数改善をすすめるとともに、少人数学級の推進を図り、個別の対応が必要な子どもたちにきめ細かな支援をしていくために、特別支援学級の一クラスあたりの児童生徒の定数改善を図ること。
1. 教育の機会均等と水準の維持向上を図り、多種多様なニーズに応えるため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。
1. 教育条件の格差解消を図るため、基礎自治体においては地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

(請願理由)

学校現場では、三月から続く新型コロナウイルス感染症蔓延により、子どもたちへの学びの保障や心身のケア、感染症蔓延対策などが行われています。また、新学習指導要領への対応に加え、休業措置に対するカリキュラム再編成など、臨時的な職務が行われています。さらに、貧困・いじめ・不登校・虐待などの解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間、子どもたちと向き合う時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配措置ではなく抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数改善が不可欠です。また、障害のある児童生徒や日本語指導等、特別な支援を必要とする子どもも顕著に増えています。そのため、現状の教職員定数では、一人ひとりの子どもの状況に対応することが難しくなっています。このような中で、地方が独自に実施する少人数学級は高く評価されています。

本市でも、部活動における指導者不足の問題や多種多様なニーズへの対応の中、「不屈の精神と大志を持った人材の育成」を市政教育の基本に据え、「原っぱ教育」として、社会を生き抜く力、郷土を愛し、未来を切り開く人材の育成に向け、学校教育の充実を図る施策を積極的に展開していただいています。特に情報教育の推進のため関係機器等の整備をしていただいたり、小中学校へのエアコンの設置や、教育支援センターを設置していただいたりしています。

義務教育費国庫負担制度については、国の制度改革により、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、本市のように独自財源により人的措置を行っている自治体も多く、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善にむけた財源保障のためにも国庫負担率2分の1への復元が必要です。

こうした北杜市の状況、総合的な見知から、是非とも、北杜市議会として右にある請願事項をご決議いただき、2021年度政府予算編成において教育施策の充実が図られるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

文部科学大臣

財務大臣
総務大臣
以上です。

○議長（中嶋新君）

請願の趣旨説明が終わりました。

ただいま議題となっております請願第3号は、会議規則第131条第1項の規定により所管であります文教厚生常任委員会に付託いたします。

○議長（中嶋新君）

日程第36 請願第4号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度創設を求める請願書を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

8番議員、志村清君。

○8番議員（志村清君）

請願第4号を朗読をもって紹介させていただきます。

請願第4号

2020年8月24日

北杜市議会議長 中嶋新殿

請願人

全日本年金者組合山梨県本部
北杜支部 支部長 塙喜一郎
北杜市長坂町中丸2287-4
紹介議員 志村 清

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度創設を求める請願書

請願の趣旨

現在わが国では、70歳以上の高齢者の半数は、加齢性の難聴と推定されています。

難聴になると、家庭の中でも、社会的にも孤立しやすく、日常生活の質を落とすばかりか、最近では認知症やウツの危険因子になることも指摘されています。難聴によりコミュニケーションが減り、情報量が少なくなると脳の機能が低下することが要因の一つと考えられています。

これを改善するのが補聴器ですが、日本補聴器工業会の調査では、欧米特にイギリスでは47%の使用率にたいし、我が国の使用率は14%の水準に止まっています。これは補聴器の価格が片耳あたりおおむね15～30万円と高額になっていること、すべて自己負担となっていることが大きな要因です。

欧米では補聴器購入への公的補助制度があり、わが国でも一部の自治体で補聴器購入に対する補助が始まっています。

こうした制度は、高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、ひいては認知症の予防、健康寿命の延伸、医療費の抑制につながります。

高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごせることを実現するために、貴議会におかれましては、国に対して意見書を提出するよう請願します。

請願項目

1. 加齢による難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度創設を求めること
以上であります。

○議長（中嶋新君）

請願の趣旨説明が終わりました。

ただいま議題となっております請願第4号は、会議規則第131条第1項の規定により所管
であります文教厚生常任委員会に付託いたします。

○議長（中嶋新君）

次に日程第37 請願第5号 核兵器禁止条約に参加・署名・批准を求める請願を議題といたし
ます。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

15番議員、清水進君。

○15番議員（清水進君）

請願第5号を朗読をもって提案をさせていただきます。

請願第5号

2020年8月24日

北杜市市議会議長 中嶋新様

核兵器禁止条約に参加・署名・批准を求める請願

請願者

氏名 重田友五郎

住所 北杜市武川町柳澤3000-1

氏名 長沢郁子

住所 北杜市武川町柳澤3000-1

紹介議員 清水進

（請願項目）

日本政府は、2017年7月7日国連で採択された核兵器禁止条約に直ちに参加、署名・批准し、唯一の被爆国として核兵器廃絶の責務を果たし、世界の人々が願う「核なき世界」が一刻も早く実現するよう、総理大臣・外務大臣あてに意見書の提出を請願します。

（請願理由）

核兵器禁止条約（添付資料A参照）は、世界各国のリーダーたちと市民社会の長きにわたる運動によって実現されたものです。それを牽引したのは、「わたしたちの身に起こったことは世界中の誰にも起こって欲しくない」と世界各地で証言したヒバクシャたちの切実な声でした。2017年ノーベル平和賞を受賞した国際NGO、ICAN(International Campaign to Abolish Nuclear Weapons=核兵器廃絶国際キャンペーン)は、国連の場でも積極的にヒバクシャ証言を聞く機会を何度も作ってきました。そして各国政府に条約参加を強く呼びかけています。

国連加盟国の3分の2が賛成し採択された禁止条約は、こうした国際的な協働によって実現したものであり、8月20日時点ですでに44ヶ国が批准しています。条約の発効に要する50ヶ国まであと6か国となりました。

米国の同盟国でありながら早い時期に批准したニュージーランドや米国と比較的に近い関係のメキシコ、コスタリカなどもこの条約に参加しています（添付資料B参照）。

今年は被爆75年の年にあたります。ヒロシマデーの8月6日に3カ国、9日に1カ国が署名・批准しました。ここに何故日本が加わらないのか、世界の平和を愛する人々からいっそう厳しい目が注がれています。

広島、長崎両市長も日本が同条約に参加することを強く求めていますし、山梨県内の首長の6割がこの条約に参加すべきと山日新聞が行ったアンケートで答えています（添付資料C参照）。

請願者のひとりであるわたし（重田）の2人の兄は広島市で被爆しました。当時中学校に通っていた次兄は学徒動員で広島市内の強制疎開作業に従事していました。しばらく帰宅しなかったためにその上の兄が探しに広島入りして二次放射能によって被爆。直接被爆した兄は現在も後遺症に悩まされています。当時私は6歳でしたが、兄たちから聞かされた話は今もって忘れることはできませんし、市内に住んでいた叔母は現在も見つかっていません。

このように身近に原爆の被害に遭った親族をずっと見てきたわたしは、戦争の悲惨さ、核戦争の恐怖を二度と味わいたくない、次世代に味あわせたくないと、己の人生を平和活動に捧げています。「ノーモア・ヒロシマ、ノーモア・ナガサキ」は、わたしの活動の基盤となっています。

もう一人の請願者、長沢は、新日本婦人の会（新婦人）北杜支部・支部長として女性たちが平和で豊かに暮らせるような取り組みの先頭に立ってまいりました。新婦人は、平塚らいてう、いわさきちひろ、羽仁悦子さんらが1962年に設立しました。一貫して核戦争、核実験に反対し、子どもと女性を守ることを大きな目標として掲げています。新婦人は2003年国連NGOに登録されています。

わたし（長沢）はかつて小学校教師として1436人の子どもたちの教育に携わってきました。子どもの命を何より大切にしたいわたしは、この度の請願に関わり、市民としても核兵器禁止条約に日本が参加することを強く要請します。

わたしたちはヒロシマ・ナガサキを経験した国の市民です。その責任において、またわたしたちの個人的体験からも核兵器禁止条約の発効を切に願っています。日本が率先してこれに参加することは今や大きな世論になりつつあります。「日本政府に核兵器禁止条約への参加・署名・批准を求める意見書決議」は、全国1788自治体中、468（26%）議会に上っています。

北杜市は非核自治体宣言をしています。その名にふさわしい態度を堂々と市民に示し、日本政府に対し、当条約への署名を求める意見書を直ちに提出してください。

以上であります。よろしく願いをいたします。

○議長（中嶋新君）

請願の趣旨説明が終わりました。

ただいま議題となっております請願第5号は、会議規則第131条第1項の規定により所管であります総務常任委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は9月17日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後12時31分

令和 2 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

9 月 1 7 日

令和2年第3回北杜市議会定例会（2日目）

令和2年9月17日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

| | |
|-------|-------|
| 公 明 党 | 進藤正文君 |
| 日本共産党 | 清水 進君 |
| 明政クラブ | 相吉正一君 |
| ほくと未来 | 福井俊克君 |
| 無所属の会 | 池田恭務君 |
| 北杜クラブ | 秋山俊和君 |

2. 出席議員（21人）

| | |
|----------|-----------|
| 1番 栗谷真吾 | 2番 池田恭務 |
| 3番 秋山真一 | 4番 進藤正文 |
| 5番 藤原 尚 | 6番 清水敏行 |
| 7番 井出一司 | 8番 志村 清 |
| 9番 齊藤功文 | 10番 福井俊克 |
| 11番 加藤紀雄 | 12番 原 堅志 |
| 13番 岡野 淳 | 14番 相吉正一 |
| 15番 清水 進 | 16番 野中真理子 |
| 17番 坂本 静 | 18番 中嶋 新 |
| 20番 千野秀一 | 21番 内田俊彦 |
| 22番 秋山俊和 | |

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（44人）

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|---|------|---|---|---|-----|------|---|------|---|---|---|---|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 市 | 長 | 渡辺英子 | 副 | 市 | 長 | 土屋裕 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 政策秘書部 | 長 | 小澤章夫 | 総 | 務 | 部 | 長 | 山内一寿 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 企画部 | 長 | 清水博樹 | 健 | 幸 | 市 | 民 | 部 | 長 | 浅川辰江 | | | | | | | | | | | | | | |
| 福祉部 | 長 | 伴野法子 | 森 | 林 | 環 | 境 | 部 | 長 | 宮川勇人 | | | | | | | | | | | | | | |
| 産業観光部 | 長 | 中田治仁 | 建 | 設 | 部 | 長 | 仲 | 嶋 | 敏 | 光 | | | | | | | | | | | | | |
| 教 | 育 | 長 | 堀 | 内 | 正 | 基 | 教 | 育 | 部 | 長 | 中 | 山 | 晃 | 彦 | | | | | | | | | |
| 上 | 下 | 水 | 道 | 局 | 長 | 大 | 輪 | 弘 | 会 | 計 | 管 | 理 | 者 | 板 | 山 | 教 | 次 | | | | | | |
| 監 | 査 | 委 | 員 | 事 | 務 | 局 | 長 | 坂 | 本 | 孝 | 典 | 農 | 業 | 委 | 員 | 会 | 事 | 務 | 局 | 長 | 土 | 屋 | 智 |
| 明 | 野 | 総 | 合 | 支 | 所 | 長 | 浅 | 川 | 和 | 也 | 須 | 玉 | 総 | 合 | 支 | 所 | 長 | 堀 | 込 | 美 | 友 | | |
| 高 | 根 | 総 | 合 | 支 | 所 | 長 | 植 | 松 | 宏 | 夫 | 長 | 坂 | 総 | 合 | 支 | 所 | 長 | 興 | 水 | 伸 | 二 | | |
| 大 | 泉 | 総 | 合 | 支 | 所 | 長 | 八 | 卷 | 弥 | 生 | 小 | 淵 | 沢 | 総 | 合 | 支 | 所 | 長 | 小 | 泉 | 雅 | 人 | |
| 白 | 州 | 総 | 合 | 支 | 所 | 長 | 中 | 山 | 和 | 彦 | 武 | 川 | 総 | 合 | 支 | 所 | 長 | 清 | 水 | 能 | 行 | | |
| 政 | 策 | 推 | 進 | 課 | 長 | 浅 | 川 | 豪 | 総 | 務 | 課 | 長 | 加 | 藤 | 郷 | 志 | | | | | | | |
| 財 | 政 | 課 | 長 | 加 | 藤 | 寿 | 政 | 策 | 広 | 報 | 課 | 長 | 小 | 澤 | 永 | 和 | | | | | | | |
| 消 | 防 | 防 | 災 | 課 | 長 | 坂 | 本 | 賢 | 吾 | 企 | 画 | 課 | 長 | 大 | 芝 | 一 | | | | | | | |
| 管 | 財 | 課 | 長 | 末 | 木 | 陽 | 一 | 市 | 民 | 課 | 長 | 平 | 井 | ひろ | 江 | | | | | | | | |
| 介 | 護 | 支 | 援 | 課 | 長 | 白 | 倉 | 充 | 久 | 健 | 康 | 増 | 進 | 課 | 長 | 浅 | 川 | 知 | 海 | | | | |
| 福 | 祉 | 課 | 長 | 山 | 田 | 健 | 二 | 子 | 育 | て | 応 | 援 | 課 | 長 | 中 | 澤 | 徹 | 也 | | | | | |
| ほ | く | と | っ | こ | 元 | 気 | 課 | 長 | 中 | 田 | は | る | み | 林 | 政 | 課 | 長 | 佐 | 藤 | 康 | 弘 | | |
| 農 | 地 | 整 | 備 | 課 | 長 | 清 | 水 | 厚 | 司 | 観 | 光 | 課 | 長 | 小 | 尾 | 正 | 人 | | | | | | |
| ま | ち | づ | く | り | 推 | 進 | 課 | 長 | 中 | 山 | 由 | 郷 | 道 | 路 | 河 | 川 | 課 | 長 | 小 | 澤 | 茂 | | |
| 教 | 育 | 総 | 務 | 課 | 長 | 堀 | 内 | 典 | 子 | 学 | 校 | 給 | 食 | 課 | 長 | 三 | 井 | 喜 | 巳 | | | | |

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長 清水市三
 議会書記 津金胤寛
 ” 進藤修一

開議 午前10時00分

○議長（中嶋新君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は21人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（中嶋新君）

日程第1 会派代表質問を行います。

今定例会には、7会派すべてから会派代表質問の発言通告がありました。

ここで各会派の質問順位および代表質問、一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

1番 公明党、30分。2番 日本共産党、30分。3番 明政クラブ、30分。4番 ほくと未来、30分。5番 無所属の会、30分。6番 北杜クラブ、75分。7番 ともにあゆむ会、60分となります。

本日は6会派の代表質問を行います。

それでは順次、質問を許します。

はじめに、公明党の会派代表質問を許します。

公明党、4番議員、進藤正文君。

進藤正文君。

○4番議員（進藤正文君）

公明党の代表質問をいたします。

振り返りますと1期4年間、内田議員と共に団結し、「大衆と共に」との立党精神のまま、小さな声を聞き、政策実現のために走り抜いてきました。

議員は何を言ったかではなく何をやったかであり、これまでに公明党として移住定住・しごと相談窓口の開設、就学援助の前倒し支給、産婦健康診査、新生児聴覚検査の公費助成、ヘルプマーク・カードの導入、トイレトレーラーの導入、書籍消毒器の導入など、いくつか提案し推進してきました。

今期最後の質問を議長の許可を得ましたので、トップで質問をさせていただきます。

それでは、4項目について質問をいたします。

はじめに、感染症の取り組みについて質問をいたします。

新型コロナウイルス感染症は、いまだ世界的にも感染が増え続けている状況であります。日本でも7月29日には、1日の感染者が初めて1千人を超える事態になり、岩手県でも初めての感染者が確認されました。今後も右肩上がりに増え続けていく状況にありますが、緊急事態宣言後、経済活動も徐々に活発化してきており、7月22日には、Go Toトラベルも開始したことやPCR検査数も増えていることも関係していると考えます。

感染を防ぐためには、一人ひとりが基本的な行動を実践し、「新しい生活様式」を生活に根付かせる必要があります。しかし、これからの季節は「新型コロナウイルス」と「インフルエン

ザ」が同時期の感染拡大となることから、対応について心配されることが想定されます。コロナ禍におけるインフルエンザ予防接種の対応と取り組みを具体的にどのように進めていくのか伺います。

また、乳幼児の重い胃腸炎を引き起こすロタウイルス感染症は、小児期の重症下痢症の原因としても最も頻度が高いウイルスです。大多数の子どもは生後6カ月から2歳をピークとして、5歳までに感染します。繰り返して感染しますが、初めての感染は重症化しやすく、ひどい脱水症状などが起き、けいれんや脳炎などの合併症にも注意が必要です。現在、ロタウイルスワクチンは希望者が高額な費用（2万円～3万円前後）を自己負担する任意接種です。厚生労働省は、本年10月からロタウイルスワクチン定期接種費用が公費費用としていますが、その周知や取り組みを伺います。

風しんの拡大防止については、昨年3月に質問をさせていただきましたが、風しんは妊娠初期の女性が感染すると、胎児が目や耳、心臓に障害を伴う「先天性風しん症候群」になる恐れがあります。

安心して出産できるように、国は抗体保有率を90%台に引き上げることを目指し、定期接種の機会がなかった、現在41歳から58歳の男性には、すでに無料クーポン券が発送されており、その有効期限は令和4年3月31日までとなっております。コロナ禍と重なり、また期限も迫っていることから、どのように取り組むのかお伺いいたします。

そこで以下、質問いたします。

1. コロナ禍におけるインフルエンザ予防接種の対応と取り組みは。
2. ロタウイルス感染症を予防するワクチン定期接種の周知と取り組みは。
3. 風しんの拡大防止と予防接種の取り組み対応は。
4. コロナ禍における未就学児に対する各種予防接種の対応状況は、どのようなお考えかお伺いいたします。

2項目めの減災力の強いまちづくりについて、質問をいたします。

災害が激甚化・頻発化している昨今、北杜市においては2018年の台風24号、2019年の台風19号と2年続けて災害に見舞われました。

全国のこの数年を振り返ると、15年の関東・東北豪雨、16年の台風10号による岩手県等での水害、台風の北海道への連続上陸、17年の九州北部豪雨、18年の西日本豪雨、2019年の台風15号千葉県風害、台風19号による東日本同時水害、本年7月には梅雨前線の影響により線状降水帯の積乱雲が停滞し、記録的な大雨で熊本県の球磨川、山形県の最上川が氾濫し、岐阜県、長野県でも甚大な被害が発生した令和2年7月豪雨です。

このように日本のどこかで甚大な水害が発生しています。こうした激甚化・頻発化の傾向は地球温暖化に伴う気候変動の影響とされています。気候変動が進めば、極端な気象現象が常態化するとされ、国土交通省によれば気温が2度上昇すれば降水量は1.1倍、水害リスクは2倍になると想定されています。つまり、現在の100年に一度の雨が50年に一度になると推計されています。

一方、首都直下地震、南海トラフ地震が切迫しており、いずれも30年で発生確率が70%とされ、被害額は東日本大震災を超える未曾有の規模となることが想定されます。

本市の当初予算では、特に防災・減災対策の充実を図り、全力で取り組む最優先課題と位置付け、消防防災課を設置しました。

市の総合防災訓練は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止となりましたが、「おうちで防災」を各家庭で試み、チェックリストで確認しました。まず、自分の命は自分で守る、自助力を高め日常生活の中に防災・減災の意識を持ちながら、日頃の備えに取り組むことが大切になります。自然災害への対応に公明党は「防災・減災・復興」を政治と社会の主流に押し上げマイ・タイムライン（防災行動計画）の普及や地域の災害対応力の強化などに引き続き全力を挙げております。

そこで以下、質問いたします。

1. 北杜市独自の防災ハンドブックの取り組みは。
 2. 避難所における障がい者と意思疎通を図る「コミュニケーションボード」の活用の取り組みは。
 3. 災害時の相互応援協定を結んでいる他自治体との取り組み状況は。
 4. 災害発生時に自治体が中長期に派遣できる専門家確保の取り組みは。
 5. 北杜ほっとメールのさらなる充実に向けた周知の取り組みは。
 6. 分散避難の定着について、どのようなお考えかお伺いいたします。
- 3項目めの重度心身障害者医療費助成の取り組みについて、質問をいたします。

山梨県の重度心身障害者医療費助成については、平成20年度から窓口無料化を実施していますが、実施前の平成19年度と実施後の平成24年度を比較した場合、県および市町村の医療費の財政負担は19億円余も増大しました。この中には、窓口無料化実施により国民健康保険の国庫負担の減額分を補填するための経費、いわゆるペナルティが含まれており、その額は8億7千万円と増加した負担の45%を含めていたものです。

県と市町村は、このペナルティを解消するため、平成26年11月には現在の自動還付方式に変更するとともに、障がい者の方々が会計窓口で一時的に支払う医療費に対しても支援をする仕組みを導入しました。

また、平成28年度からは中学生までを窓口無料化する取り扱いに変更し、子どもの医療費助成制度との整合性が図られました。この措置により、重度障がいのお子さんを持つご家庭からは、「視力もほぼない状態で、動き回ってしまうので診療に連れていくのが精いっぱい。支払い精算で待つ時間が大変つらかったが解消され、本当にありがたい」等の喜びのお声をいただいております。

こうして、重度心身障がい者が安心して適切に診療等を受けられる環境が整備されたことは大いに評価できることだと考えますが、昨年、公明党山梨県本部の女性局を中心に実施した実態調査では、障がいを持つ皆さまからのお声もいただきました。その中で診察の内容によっては支払う金額が変わる。多めにお金を用意して行っても、検査などにいくらかかるか分からず、お金が不足し後日支払いに行かなければならないときもあり、移動するのに大変であります。そして入院費も然りであり、特に単独世帯や高齢者世帯の場合は本当に大変な状況にあるなどの課題が確認されました。

このように、窓口無料化の対象となっていない重度心身障がい者が窓口での支払いをしないで済むよう制度改正を求める声を多くいただいております。私もその必要性を強く感じているところであります。私は、単なる窓口無料化復活ではなく、重度心身障がい児・者の負担軽減と国庫負担金の減額措置の回避をもとに可能とする医療費助成の新たな仕組みを検討する必要があると考えます。

そこで以下、質問いたします。

1. 県が進めていく窓口電子決済の市の考えは。
2. 市の重度心身障がい者の状況をお伺いいたします。
- 4項目めの安心・安全なまちづくりの取り組みについて、質問をいたします。

「あおり運転（妨害運転）罪」を創設した改正道路交通法が6月30日に施行されました。悪質なあおり運転が後を絶えず、重大事故も起こるなど社会問題化していることを受け、飲酒運転と同等の厳罰化で抑止を図ることになりました。

あおり運転の重要な証拠になるのは、ドライブレコーダーやスマートフォンに記録された映像です。警視庁はドライバーにドライブレコーダーの設置を推進するとともに、被害にあったら車外に出ずに110番通報するよう呼びかけています。公用車へのドライブレコーダーの設置については、すでに多くの自治体で取り組まれており、走行状態を記録することで、事故状況の把握や事故処理の迅速化、また安全運転の意識向上が図られるとともに、地域の防犯対策としても注目されています。

本市の公用車にもすすんでドライブレコーダーを設置することで、安全運転の意識向上など運転する職員の事故抑制や注意喚起、さらには「動く防犯カメラ」として犯罪の防止に大きく貢献し、さらなる安心・安全なまちづくりに期待ができると考えます。

そこで以下、質問いたします。

1. 公用車のドライブレコーダーの設置推進は。
 2. ドライブレコーダーの情報提供による市の考えは。
 3. 公用車の更新基準および更新計画は。
 4. 交通事故防止対策の市職員の取り組みは。
 5. 公用車の車両点検や管理者の取り組み状況は、どのようなお考えかお伺いいたします。
- ご答弁、よろしくお願ひいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

改めまして、おはようございます。

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

感染症の取り組みにおける、インフルエンザ予防接種の対応と取り組みについてであります。

コロナ禍において、今シーズンは「新型コロナウイルス感染症」と「季節性インフルエンザ」の流行が懸念されるため、より多くの方にワクチン接種ができるよう、「山梨県市長会」を通じて、国・県に対し要望を行ったところであります。

市では、インフルエンザ予防接種の費用助成について、全市民を対象に検討してまいりましたが、検討に当たって医療関係者からの聞き取りでは、全市民を対象とした場合、ワクチン供給量を超えた需要増が見込まれるとのことでありました。

こうしたことから、これまでの「高齢者インフルエンザ予防接種」に加え、妊婦の皆さまが安心して出産を迎え、元気な子どもを産んでもらえるよう、妊婦に限定し、市独自の助成をすることとしたところであります。

「予防接種法」に基づき、これまで実施してまいりました高齢者へのインフルエンザ予防接

種については、県において、接種費用のうち、市助成額を除いた自己負担額を本年度補助する予定であり、9月県議会にその予算が上程されることから、議決後、対象者の皆さまにお知らせし、接種率の向上に努めてまいります。

市民の皆さまには、引き続き、うがい、手洗い、マスクの着用、新しい生活様式での感染予防に努めていただけるよう周知してまいります。

次に、重度心身障害者医療費助成の取り組みにおける、窓口電子決済の市の考えについてであります。

県が検討を始めた「電子版かかりつけ連携手帳」を活用した決済システムは、これまで課題であった、窓口での支払いや国民健康保険における国庫負担金のペナルティを回避できるなど、障がい者の方が安心して受診できる体制づくりを目指しているものであります。

県では、新たなシステム構築に向けて、モデル事業を実施し検証することとしており、本市では、受給者のニーズ調査等に協力する中、検証結果を経て、県および他市町村と協議を重ね、県の動向に合わせて、導入を検討してまいりたいと考えております。

その他については、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

順次、答弁を求めます。

山内総務部長。

○総務部長（山内一寿君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

減災力の強いまちづくりについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、北杜市独自の「防災ハンドブック」についてであります。

平成30年「広報ほくと5月号」から、「自分の命は自分で守る」をテーマに、「減災力の強いまちづくり」をシリーズ化し、毎月掲載しており、本年5月号からは、分散避難やハザードマップの使い方、マイ・タイムラインなど、万が一の災害に備え、日頃から市民の皆さまに心掛けていただきたいことを詳細に掲載しております。

今後、市民の「自助力」、地域の「共助力」の向上につなげてもらえるよう、このシリーズ内容をまとめ、市ホームページなどへの掲載を計画しております。

次に、相互応援協定締結自治体との取り組み状況についてであります。

本市では、現在、防災に関する相互応援協定を、東京都新宿区や羽村市、静岡県袋井市など県内外28市区町村と7協定を締結しており、相互の防災訓練をはじめ担当者会議などを行い、物資輸送や情報伝達訓練、緊急時の連絡先などの連携確認を行っているところであります。

また、昨年の台風19号の際は、協定に基づく物資の支援を長野県南牧村へ行ったところであり、今後も、いざという時に備え、今まで以上に強い連携が図れるよう努めるとともに、トイレットレーラー導入自治体との協定も進めてまいります。

次に、専門家確保の取り組みについてであります。

本市では、災害の発生の可能性が高い状況や災害が発生した際に、国土交通省から「災害対策現地情報連絡員」の派遣により、災害情報の収集や災害対策支援を受けるため、富士川流域の市・町と国や県で構成する「富士川流域における減災対策協議会」に加盟しております。

いざという時に備え、協議会が実施する情報伝達訓練や講演会などに参加し、「災害対策現地情報連絡員」を迅速に派遣していただけるよう連携を図っているところであります。

次に、「北杜ほっとメール」の周知についてであります。

防災行政無線で放送した内容を、「北杜ほっとメール」で配信しておりますが、放送と違い、聞き漏れや聞き忘れなどがなく、市外でも情報を取得でき、緊急時の情報伝達手段として非常に有効であることから、これまでも皆さまにご登録いただいております。

引き続き、登録数を増やすため、市のハザードマップや広報紙にQRコードを載せ、スマートフォンなどから簡単に登録していただくとともに、フェイスブックを立ち上げ、市民の皆さまに呼びかけてまいります。

次に、「分散避難」の定着についてであります。

国の防災会議における、今年の台風19号の検証結果により、自らの命は自ら守ることを目的に、危険な場所からの避難先として、自治体が開設する避難所に限らない分散避難の普及啓発を図ることとしております。

本市においても、「新型コロナウイルス感染症」の対策と併せ、日頃から各ご家庭において、「避難する必要があるのか」、「あるとすれば、どのタイミングで、どこへ、どうやって、誰と避難するか」を考えておくことの重要性について、市の広報紙やホームページ、区長会において説明しているところであり、今後も、市民の皆さまに定着できるよう、継続して周知を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に清水企画部長。

○企画部長（清水博樹君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

安心・安全なまちづくりの取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、公用車のドライブレコーダーの設置推進についてであります。

ドライブレコーダーは、事故処理の際の有効な証拠となることから、現在、公用車267台のうち、222台に設置しております。

また、市からの委託業務で運行している市民バス車両においても全車設置済みであります。

その他、未設置車両については、車検時、もしくは更新時に併せ、設置を進めてまいります。

次に、ドライブレコーダーの情報提供についてであります。

ドライブレコーダーの映像は、事故処理の際の有効な状況証拠となっております。また、走行中に記録された映像が犯罪等の証拠として活用される事例がありますので、記録された映像については、警察の要請に応じ、提供等協力してまいります。

次に、公用車の更新基準および更新計画についてであります。

公用車の更新については、購入後15年経過、もしくは15万キロメートル走行を基本に、当該車両をリスト化した更新計画を作成しております。

次に、交通事故防止対策の市職員の取り組みについてであります。

市職員については、「北杜警察署」による職員対象の「交通安全教室」や、「北杜市安全運転管理者協議会」主催による「安全運転コンクール」への職員派遣など、安全運転意識および運転技術の向上に努めております。また、県下で実施している「セーフティドライブチャレンジ1・2・3」に積極的に参加するなど、職員一人ひとりが日々の安全運転に心がけております。

次に、公用車の車両点検や管理者の取り組み状況についてであります。

公用車の日常管理については、職員が使用簿による使用前点検や走行距離の記録、不具合等の確認を行い、所管課において法定点検や必要に応じた点検・整備を行っております。

また、「道路交通法」に基づき、本庁舎および各総合支所に安全運転管理者および副安全運転管理者を設置しており、講習会への参加等、管理者として適切な車両管理に努めているところであります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に浅川健幸市民部長。

○健幸市民部長（浅川辰江君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

感染症の取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、ロタウイルス感染症の予防についてであります。

「ロタウイルス胃腸炎」は、乳幼児が感染すると重症化しやすいことから、「ロタウイルス感染症」が定期接種に追加されました。

8月1日以降に生まれた乳児を対象に、10月1日より予防接種が開始となるため、市では新生児全戸訪問において、予防接種の予診票を配布し、接種の注意点などを説明するとともに、接種勧奨を行ってまいります。

併せて、ロタウイルスは感染力が強いことから、保育園等で手洗い等の注意喚起を図ってまいります。

次に、風しんの防止についてであります。

本市では、平成30年度末から「風しん」の抗体検査、予防接種のできる体制づくりに取り組み、事業を開始しておりますが、昨年度の接種率は9.4%と低い状況であります。

対象者への意識を高めるため、市の広報紙やホームページをはじめ、小・中学校の保護者および北杜市商工会など、広く普及啓発を行うとともに、未受診者に対しては、総合健診や職場健診において、抗体検査が受けられる旨、再度個別に通知し、接種勧奨に努めてまいります。

次に、未就学児の各種予防接種についてであります。

コロナ禍により、感染リスクから病院受診を控える保護者も多い状況の中、本市においては、医療機関からの予防接種費用の請求状況では、前年同時期と比較して、ほぼ同額となっていることから、接種の控えは少ないものと考えられます。

しかしながら、子どもの健やかな成長のために、適正な時期に予防接種を受けることの大切さや予防接種の遅滞による免疫力の遅れ、重い感染症になるリスクが高まるとされていることから、乳幼児健診、5歳児相談、就学時健診などあらゆる機会を通し、予防接種の必要性を説明し、接種勧奨を行ってまいります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

減災力の強いまちづくりにおける、避難所での「コミュニケーションボード」の活用についてであります。

市内には、様々な障がいにより、手話通訳が必要な方が生活されております。避難所には、高齢者や子どもなど様々な年齢層の方が避難され、情報伝達を図るためのコミュニケーション支援はとても重要となります。

このようなことから、分かりやすいイラストや写真などを用いることで、避難所内で周囲の方とのコミュニケーションをスムーズに取ることができる、「コミュニケーションボード」の準備を進めているところであります。

次に、重度心身障害者医療費助成の取り組みにおける、重度心身障がいの者の状況についてであります。

本年3月末現在、身体障がい者1,090人、知的障がい者110人、精神障がい者342人、障害年金などを受給していることで重度障がい者となる方121人、合計1,663人で、手帳保持者等の約65%が重度障がい者であります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

進藤正文君の再質問を許します。

再質問はありますか。

進藤正文君。

○4番議員（進藤正文君）

それでは、1項目めの感染症の取り組みについて再質問いたします。

1番目のコロナ禍におけるインフルエンザ予防接種の対応と取り組みについてですが、私は受験を控える中学3年生や高校3年生は、コロナ禍の中、大変な思いをして受験を迎えます。家族の方も今以上に協力が必要であり、受験生にはインフルエンザ予防接種の補助の検討がされたのか。

また、先ほども答弁がありましたが、妊婦の助成に取り組みますが、その内容を具体的にお伺いいたします。

秋、冬に向けて新型コロナウイルス感染症対策に関しては、特に大切なのは医療提供体制をしっかりと確保していくことであります。そして秋、冬にかけて季節性インフルエンザの流行が始まります。新型コロナウイルスとしっかりと区別して対応し、感染拡大防止を図っていくことが大切であることから、そのお考えをお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

浅川健幸市民部長。

○健幸市民部長（浅川辰江君）

公明党、進藤正文議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目が、受験生へのインフルエンザの予防接種の補助を検討したかというご質問であります。

ワクチン接種につきましては、先ほども答弁で申し上げましたとおり、全市民を対象に検討してまいりました。医療機関の関係者等の聞き取りでは、本年度はやはり新型コロナウイルス感染症の影響によりインフルエンザの予防接種者が増加するというようなお話があり、その中でワクチンの供給量が限られていることから、よりワクチンを接種する必要性のある方という

ことで、現在、行っている65歳以上の高齢者ということで、個人の重症化というところで、そちらの予防をすることが大事ではないかという中で、まず、今まで行っていた高齢者に加え、やはり限られたワクチンの中では、妊娠することによって免疫力が低下しやすく、体調管理の難しい妊婦に接種するというので、検討をしたという状況になっております。

引き続きまして、妊婦の助成の内容ということでご質問をいただいております。

妊婦の助成につきましては、10月1日から来年1月31日までにワクチン接種を行った方につきまして、助成をいたします。助成額につきましては、3千円を上限に償還払い方式ということで、いったん医療機関で接種費用のほうを払っていただきまして、手元のほうに領収書をもらうこととなりますので、その領収書と接種済み書、あと母子手帳の写しを添付していただきまして申請を行っていただきたいと思っております。

あと最後の質問ですけれども、コロナとインフルということで、感染症を区別するということの大切さということの考えについてということで、区別の対応についてのご質問をいただいております。

すでにコロナを含めて、インフルエンザなんかも、2つの病院におきましては、別の専門の発熱外来等を設けて行っているわけですけれども、今回のコロナの発生を受けまして、塩川病院においては、プレハブ等のレンタルを受け、院内に発熱外来を設けているという状況になっております。

甲陽病院においても通常のものとは別の発熱外来を設けているという状況の中で、すでに区別をし、しっかりと対応しているところであります。

併せまして、このたび辺見診療所においては、駐車場に発熱専用の外来を設けるということで、プレハブの設置等を予定しております。

白州診療所においては、すでに白州診療所内で空いている部屋がありますので、そちらの部屋を今回のコロナの発生を受け、区別をするということで、一般の患者と接触しないようにゾーニングを行いながら区別した対応をしまいるという状況になっております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに再質問は。

進藤正文君。

○4番議員（進藤正文君）

再質問をよろしくお願いたします。あとの項目についても質問をしますのでよろしくお願いたします。

2項目めの、減災力の強いまちづくりについて再質問いたします。

5番目の北杜ほっとメールの更なる充実に向けた周知の取り組みですが、避難行動を促す行動と命を守る行動をサポートするのが気象庁や自治体が出す防災情報です。計画レベル1、2は気象庁が発表し、警戒レベル3、4、5になったときの避難情報は市町村が発表します。

国は8月下旬、市町村が出す避難情報について避難勧告を廃止し、避難指示に一本化する方針を検討しております。私も北杜ほっとメールを登録・活用していますが、防災行政無線の内容がそのまま携帯で確認できることから、正しい情報を入手することに有効と感じています。その見解をお伺いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

山内総務部長。

○総務部長（山内一寿君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問、再質問にお答えいたします。

北杜ほっとメールの有効性、その見解をとということでございます。

北杜ほっとメールにつきましては、災害情報だけではなくて、防犯の情報も放送しているところでもあります。このメール配信によりまして、防災行政無線を補完するシステムということで、防災行政無線で放送した内容を再確認することができる点、また市外へ外出していても受信が可能であり、先ほどの答弁にありましたように聞き漏らすことがないということで、とても有効なシステムであると考えております。

現在、2,600件ほどの登録をいただいているところですが、まだまだ、この登録数については多くないということで、増やしていきたいと考えているところでありまして、市民の皆さまが自分の命は自分で守る、そのために必要な情報を確実に伝えるということがやっぱり大切でありますので、この北杜ほっとメールも使いながら、家族の中のどなたか1人でも登録することで大変有効になってきますので、今後もより多くの市民の皆さまに登録を呼びかけてまいりたいと考えているところでございます。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに。

進藤正文君。

○4番議員（進藤正文君）

それでは、6番目の分散避難の定着についてですが、再質問いたします。

避難とは難を逃れることであり、必ずしも避難所に行くのではなく、また自宅が安全な場所であれば避難する必要はありません。新型コロナウイルス感染リスクを考えても、安全な場所に逃げることを住民に改めて周知する必要があります。その見解をお伺いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

山内総務部長。

○総務部長（山内一寿君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問、再質問にお答えいたします。

分散避難についての再質問をいただいたところでもあります。

昨年の台風19号の検証を行いました国の防災会議におきましても、避難の意味の周知が非常に重要との報告があったところでもあります。

安全な場所にいる人まで避難所に行く必要がないことや、避難先につきましては小・中学校、公民館だけではなく安全な親戚、知人の家などに避難する方法もあるということで、国のほうでは分散避難を呼びかけているところでもあります。

避難することは命を守る上で最も重要なことではありますが、避難所に行くことだけが避難ではないということでございます。

ということで、市が開設した避難所だけではなく、安全な場所にいる人は在宅、また危険な場所にいる人は安全な場所へ逃げるということ。また、逃げるときは安全な親戚のお宅や友人宅、ホテルなどを事前に決めておくなど、市民に分散避難が定着できるよう本年度から積極的に広報紙等を通じて、積極的に周知をしているところであります。

繰り返しになりますけども、自らの命は自らが守るという意識を市民の一人おひとりに持っていただきまして、安全な避難行動を取っていくために、今後も市の広報紙、またホームページなどを通じて周知をしまいたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

進藤正文君、再々質問でしたね、さっき。

○4番議員（進藤正文君）

再々質問をお願いします。

○議長（中嶋新君）

今、二度目でしたね。

2項目めを2回やったことになりましたが。

○4番議員（進藤正文君）

分かりました。

では以上で終わります。

○議長（中嶋新君）

ほかのいいですか。ほかの項目については。

（ な し ）

以上で、進藤正文君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

内田俊彦君の関連質問を許します。

○21番議員（内田俊彦君）

関連質問、1項目させていただきます。

重度心身障害者医療費の助成の取り組みについてをお伺いするところでございます。

先ほどの答弁の中で、簡単に言うと県が来年度モデル事業を導入すると。いろんな報道等を見ますと、山梨県は再来年度に、どうもこの助成制度について実施を確立していきたいというようなことも聞いているところなんです。つまりモデル事業をされるということについては、やはりこの導入にあたっては、どうしても電子決済等のトラブルや、またその周知、そしてどのように対象者も考えながら、また厚労省やいろんなところのすり合わせ等があると思いますが、そういった中で、仮に本市がモデル事業として、もし仮に医療機関をどこか指定してきた場合については、当然それらについては協力をしていくんだろうなと思っておりますが、おそらく今の状態ではまだ、北杜市のほうに、どのようにモデル事業をしていただきたいというところまではきていないと思いますが、そういったお声掛けが県からあった場合については、それらについては、市も協力をしながら、動向を見ながら、この推進に向かっていくと、こういうお考えでよろしいかどうか、お伺いをするところでございます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

公明党の代表質問の関連質問にお答えいたします。

重度心身障害者医療費助成の取り組みの件ですが、現在県のほうで想定しているスケジュールが、先ほど議員おっしゃったように来年の4月をめどに進めているところであります。ただ、今、おっしゃったように、そのモデル事業については非常に検証するのが難しいということを知っております。モデル事業を行うにあたって、まずは県で指定した医療機関でモデル事業を行うということを知っております。モデル事業として市の医療機関で、協力してくれないかというお話があれば、もちろん協力をさせていただきたいと考えておりますが、もうすでに県では進めているのではないかと思います。今段階で、うちへの協力の要請は受けていないところでありますが、モデル事業の検証が進み、構築できるようになったときには、うちのほうも積極的に導入をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

ほかに。

いいですね。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、公明党の会派代表質問を終結いたします。

次に、日本共産党の会派代表質問を許します。

日本共産党、15番議員、清水進君。

清水進君。

○15番議員（清水進君）

7月豪雨および台風9号、10号で被災された皆さまにお見舞いを申し上げますとともに一日も早い復興を望みます。

それでは質問の第1に小・中学校 少人数学級の実現について、お伺いをいたします。

コロナ禍で子どもたちも不安とストレスを抱えています。それまで41人のクラスで、コロナによる休校あけの2週間、分散登校で1教室20人程度になり、先生は生徒の状態も分かり、授業の反応もつかめ、そしてクラスはいじめもなくなる。教員も生徒も少人数学級の良さを実感したとの事例が生まれています。

生徒に向き合い、よりよい授業を行うためには、教員の業務を減らし、少人数学級にする必要があります。

手厚い教育・柔軟な教育の実現は、学習が遅れた子どもへの個別の手立て、心のケアを丁寧に行うことに手厚い体制を取ることが重要だと考えます。以下、見解を伺います。

1. 学習指導要綱どおりを優先させて授業を詰め込むのではなく、子どもの成長を優先させ、学習とともに子どもたちの人間関係の形成、学びや休憩をバランスよく保障することは。

2. 新しい生活様式と学級編成、少人数学級の実現について。

1教室20人だと最低1メートル確保することができますが、40人だと距離を1メートル確保することができません。1日で最も長い時間を過ごす教室で、身体的距離の保障をすべき。そのためには少人数学級の実現、このことについてお伺いをいたします。

3. 国に教員10万人増の教育条件整備を求めることは、

4. 市内中学統合の推進は、こうした状況に反するのではないかと、中止を求めます。見解を伺います。

次に命と暮らし、営業を守る緊急支援 恒常的な支援について伺いをいたします。

北杜市は他市に比べても豊かな財政状況にあり、以下十分な対策を求め、伺いをいたします。

最初に緊急支援として、1つ、ペンションなど宿泊施設へ1部屋当たり5万円の給付、山小屋1施設あたり一律10万円の給付は、

2. 旅客運送事業者に貸し切りバス1台あたり10万円、タクシー・運転代行1台あたり3万円の給付は、

3. 水道料の9月・10月分の減免は、

4. 商工会未加入者にも一律5万円の給付をすることは、

そして、次に恒常的な支援について伺いをいたします。

5. 小・中学校、年間を通しての給食費無料化と保育園でも年間を通して副食費無料化の実施は、

6. コロナ禍で子ども・高校生へのインフルエンザ予防接種費用助成については、

7. 子どもの医療費を18歳まで無料にすることは、

8. 大学生は今、バイトがなくなる、バイト時間短縮をしている、そうした中、収入減で生活の危機と退学を検討するなど問題が深刻化しています。市の大学生への具体的な支援をお伺いいたします。

9. 地域委員会・各種団体の補助金を増額することは、

10. 中小業者を応援する「住宅リフォーム助成制度」を創設することは、

11. 甲陽病院・塩川病院は絶対に存続することは、

次に3項目として、PCR検査を市内で実施することについて伺いをいたします。

日々、感染の危険と向き合う医療や介護の現場職員、基礎疾患を持つ高齢者は、感染の不安におびえ生活をしています。第2波・第3波を前に医療体制の整備は急務であります。

東京都千代田区は、区内の介護施設で働くすべての職員を対象に定期的にPCR検査を行うことを決めております。千葉県君津郡市広域事務組合では、PCR検査を行う「地域外来・検査センター」を開設しております。運営は、県から委託された君津木更津医師会が行い、検査は民間機関が実施し、感染の疑いがある人が同医師会の医療機関を受診し、医師が必要とした場合に、ドライブスルー方式で唾液による検体を採取。翌日に検査結果が判明する。こうした実例であります。

北杜市でも国・県と協力し、検査体制と医療体制を拡充すること。以下、伺います。

1. 帰国者・接触者相談センター、保健所の相談窓口の体制強化や医師がPCR検査が必要と判断したものについて、速やかに検査できるような検査体制を拡充すること。

2. 医療機関、介護施設は減収が心配されております。経営悪化の結果、破綻すれば、この地域にとって医療崩壊、また介護崩壊につながってまいります。医療機関の減少分の補填を国に要請してください。また、市内民間診療所は商工会に基本的に加入をしていません。5万円の給付を行うこと、補助をすること、また感染防護の提供することについて伺いをいたします。

そして3番目として、医療・介護・保育・教員など働くすべての職員を対象に、定期的にPCR検査を行うこと、このことをどうするのか伺います。

4番目に、子どもの権利条約、虐待対策について伺いをいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学校休業や外出自粛を踏まえた児童虐待防止対策の推進が求められております。

自治体の要保護児童対策地域協議会が中核となり、支援対象児童に週1回は定期的に電話・訪問などして様子を確認し、必要な場合は支援につなげることであります。国として2020年度、今年度予算で子育て支援訪問事業が予算化され、継続的なかわりが必要な家庭に対して訪問等を通じて育児用品を配布する取り組みに補助する、こうした支援枠組みをつくっております。

市の要保護児童対策地域協議会は、どのような活動をしているのか伺いをいたします。

次に5項目めとして、災害への備えと対策について伺いをいたします。

1つ、これから台風や豪雨など風水害が多発する季節を、コロナ危機の下で迎えつつあります。事前の減災対策は、山崩れや崖崩れ、土石流、河川の氾濫などハザードマップに基づく危険個所の緊急工事など防災・減災の事業を進めること、この進捗状況について伺いをいたします。

2として、避難所が体育館の場合、新たな感染クラスターになる危険性があります。それに代わる施設の確保はどうするのか。また、高齢者・障がい者へのサポートは。また、体育館を使用する場合、敷物・パーティション、マスク・消毒液、食料と水、そしてダンボール簡易ベッドなど備蓄はどのように準備するのか、伺いをいたします。

次に6項目め、国民健康保険料などコロナ減収への減免制度の周知を行うことについて伺いをいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響で収入減となった世帯は、国保税・介護保険料・後期高齢者医療保険料が減額、または免除されます。減免の対象期間は本年度、2020年2月1日から来年、2021年3月31日の納期分までであります。要件は、世帯主たる生計者の事業収入等のいずれかの減少額が前年の該当収入等の3割以上であることなど3点が挙げられています。

国の持続化給付金を受けられた方々も対象となると考えられます。家族経営で観光・飲食店に携わる方々など、収入減となる世帯も生まれている中で、国保税が減額できる、このことを知らない世帯も多いと考えます。こうした状況の中では、特別に知らせることが必要と考えますが、市の対応について伺いをいたします。

最後、7項目め、生活保護基準制度を知らせ活用を図ることについて伺いをいたします。

新型コロナウイルス感染の流行は、リーマンショックあるいは東日本大震災の規模をはるかに超えて、雇用形態を問わず、あらゆる産業、世代に深刻な経済的なダメージを与えています。今できること、やらなければならないことの1つは、急増する生活困窮への不安を解消することが自治体の役割と考えます。

厚生労働省は、4月7日付けで「新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務等における対応について」を自治体向けに発出してあります。

車の保有、稼働能力活用の判断、自営業者への適用等について、生活保護制度の柔軟な運用ができるようになりました。その点で以下、伺います。

1. 制度の周知を徹底的にすること。新聞やラジオ、週間ニュースでも取り上げることに
ついては。

2. 生活保護法4条3項「急迫した事由」に基づく「急迫保護」規定を活用し、職権保護す
ることは。

3. ほとんど資産がない状態にならないと生活保護制度が利用できません。自己破産の場合
でも3カ月程度の資産が認められております。資産要件の緩和を行うことを求めます。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（中嶋新君）

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

○議長（中嶋新君）

それでは、再開いたします。

当局の答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

命と暮らし、営業を守る緊急支援 恒常的な支援における、甲陽病院・塩川病院の存続につ
いてであります。

広大な面積を有する北杜市は、居住地が点在し移動に時間が掛かるなどの地域特性を有して
おり、2つの市立病院は、地域に密着した医療機関として、休日、夜間の救急医療、災害が発
生した際の「災害支援病院」など、重要な役割を果たしております。

これまで、2つの市立病院においては、医師確保が最大の課題であることから、私自身が「山
梨大学医学部付属病院」へ出向き、医師派遣の要請を行った結果、本市の地域医療の維持に必
要な内科の常勤医師を確保し、診療体制の充実を図ってまいりました。

今般の「新型コロナウイルス感染症」の対応を通じて、市民が安心して生活をしていただく
ためには、2つの市立病院の必要性を強く感じたところであります。

こうしたことから、市民の大切な命を守るため、「第3次北杜市立病院改革プラン」に基づき、
経営改善を継続的に進め、存続してまいりたいと考えております。

次に、子どもの権利条約、虐待対策はにおける、要保護児童対策地域協議会の活動について
であります。

「北杜市要保護児童対策地域協議会」は、複数の関係機関で構成されており、代表者会議、
実務者会議、個別ケース会議など定期的な協議や情報共有、役割分担を行い、要保護児童の早
期発見、適切な保護や支援を行っております。

今般の「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大に伴う、児童虐待の増加が懸念される中、
今月5日、6日の両日において、市民の皆さまに虐待防止を呼びかける「守り・育む・ほくとっ
こキャンペーン」を実施したところであります。

また、毎年11月の「児童虐待防止推進月間」では、市内全域において大切な子どもを守る

啓蒙・啓発活動に取り組んでおります。

その他については、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

順次、答弁を求めます。

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

小・中学校少人数学級の実現はにおける、子どもの成長を優先させた授業バランスについてであります。

本市においては、「新型コロナウイルス感染症対策」による学校の臨時休業に伴い、本年度の指導計画の見直しを行う中で、児童生徒に負担が生じないよう、創意工夫して教育活動を展開し、心身ともにバランスの取れた、「生きる力」の育成に取り組んでいるところであります。

次に命と暮らし、営業を守る緊急支援 恒常的な支援における、年間を通した学校給食費の無料化についてであります。

「新型コロナウイルス感染症対策」の一環として、小・中学校の給食費を本年12月まで無償化としているところであります。

恒常的な無償化については、現時点では考えておりませんが、「新型コロナウイルス感染症」の感染状況に応じて、期間延長を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

命と暮らし、営業を守る緊急支援 恒常的な支援について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、宿泊施設、山小屋、旅客運送業者への給付と水道料の減免についてであります。

宿泊施設や山小屋、旅客運送業をはじめとした様々な事業者の皆さまへの支援については、現在、「心がつながる応援券」のほか、応援券を後押しする「心で支えあう事業者応援事業」や、本定例会に補正予算をお願いしております、「やまなしグリーン・ゾーン構想」を後押しする制度の創設など、これまで「今やらなければならないこと」に取り組んでいるところであり、その効果や感染状況等を見ながら、水道料金の減免も含め、今後、必要な支援を検討してまいります。

次に、商工会未加入者への応援金の支給についてであります。

このコロナ禍において、「北杜市商工会」は、市内事業者の経営や融資の相談をはじめ、各支援策の手続きの支援や、多くの声をまとめ要望活動を行うなど、常に事業者に寄り添う、心強いパートナーとして支援に当たっていただいております。

今後、「新型コロナウイルス感染症」の影響が長期化する中、こうした大きな役割を担っている市商工会を核とした、事業者の皆さまが支え合う体制づくりは重要となりますので、引き続き、未加入者への加入促進を進めてまいります。

次に、大学生への支援についてであります。本年5月に国が支援策を創設したことから、

その制度の周知に努めているところであります。

次に、PCR検査を市内で実施することについては、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、民間診療所への補助についてであります。市商工会へ加入していただくことで補助を受けることができますので、市商工会加入補助と併せてご活用いただきたいと思います。

次に、働くすべての職員の定期的なPCR検査についてであります。

本県のPCR検査においては、県が実施機関となり、検査体制の強化を図る中、症状等を見ながら検査が実施されておりますが、今回の見直しにより、医療・福祉関係職員については、今月10日から、発熱などの風邪症状が1つでもあれば検査が受けられることとなりました。

現在、国や県において検査方法の見直しの検討が進められておりますので、その動向に注視するとともに、日常での体調管理の徹底を行うなど、職員ならび施設での感染予防に努めてまいります。

次に、災害への備えと対策はにおける、防災・減災事業についてであります。

本年6月、自然災害における最悪の事態を想定し、真に、強く、しなやかな北杜市の実現を目指した「北杜市国土強靱化地域計画」を策定したところであり、今後、防災・減災事業など、本計画に基づき、計画的に対策を講じてまいります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に山内総務部長。

○総務部長（山内一寿君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

災害への備えと対策はにおける、避難所の代替え施設の確保、高齢者・障がい者へのサポート、体育館への備蓄品についてであります。

避難所となる体育館でのクラスターを防ぐため、感染症の疑いのある方については、専用の施設を避難所として開設してまいります。

また、高齢者や障がいのある方については、福祉避難所を開設して対応することとしたところであります。

体育館などでの避難生活には、「新型コロナウイルス感染症」との共存を見据え、県の支給品と併せ、計画的に備蓄品の整備を進めております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に清水企画部長。

○企画部長（清水博樹君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

命と暮らし、営業を守る緊急支援 恒常的な支援における、地域委員会・各種団体の補助金の増額についてであります。

地域委員会の補助金については、各町の地域委員会により、打ち合わせを重ね、各町の実情を考慮する中で、例年予算編成をしており、引き続き、同様に補助金を交付することとしております。

また、各種団体への補助金については、「北杜市補助金等の適正化ガイドライン」に基づき、必要な支援を行ってまいります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に浅川健幸市民部長。

○健幸市民部長（浅川辰江君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

命と暮らし、営業を守る緊急支援 恒常的な支援における、子どもや高校生へのインフルエンザ予防接種費用の助成についてであります。

「新型コロナウイルス感染症」と同時期の流行が懸念されることから、インフルエンザ予防接種の費用助成について、全市民を対象に検討してまいりました。

検討に当たり医療関係者からの聞き取りでは、全市民を対象とした場合、ワクチン供給量を超えた需要増が見込まれることから、本年度は安心して出産に臨めるよう、妊婦に限定し助成することとし、子どもや高校生の皆さまには、感染予防に努めていただくよう周知してまいります。

次に、PCR検査を市内で実施することについては、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、相談窓口の体制強化と検査体制の拡充についてであります。

「新型コロナウイルス感染症対策」の、「帰国者・接触者相談センター」や保健所の相談業務については、感染拡大に合わせ、県において体制強化がされております。

また、PCR検査については、関係法令により県が行うことから、山梨県では最大400件まで検査可能な体制整備が進められております。

現在、国においても検査体制の強化に向けた検討が行われていることから、その動向を注視してまいります。

次に、国への医療機関と介護施設の減収補填の要望と感染防護用物資の提供についてであります。

医療機関への影響について、本年8月末に行ったアンケート調査によると、ほとんどの医療機関において外来患者の減少に伴う診療報酬が、前年同時期と比較し、平均25%程度減少したとの回答でありました。

また、介護施設においては、介護施設への保険給付費が前年同時期と比較して増加していることから、現時点では、「新型コロナウイルス感染症」による収入への影響は少ないものと考えております。

こうした状況の中、医療機関においては、すでに、「全国保険医団体連合会」などの団体において、国への要望が行われていること、また、介護施設においては影響が少ないことから、現時点での国への要請は考えておりません。

医療機関、介護施設への感染防護用物資の提供については、すでに国や県が一括購入し配布をしたところではありますが、介護施設は市を通じ配布しております。

また、国の第2次補正予算においても、感染防護に係る費用について計上されており、医療、介護等の現場における感染拡大の防止を図るための衛生用品が配布されますので、市としては、今後の感染状況を見ながら検討してまいります。

次に、国民健康保険料などコロナ減収への減免制度の周知をについてであります。

「新型コロナウイルス感染症」の影響により、収入の減少が見込まれる国民健康保険加入世帯の経済的負担を軽減するため、市では、国の基準に基づき、保険税の減免措置を講じたこと

ろであり、現在、個人で事業を営む方などから申請や相談を受けております。

減免制度については、本年7月の市広報紙やホームページに掲載するとともに、チラシ等を作成し周知を行ったところではありますが、「新型コロナウイルス感染症」の影響が長期化することが予想されるため、引き続き対象者の皆さまに寄り添った対応と周知を行ってまいります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

命と暮らし、営業を守る緊急支援 恒常的な支援について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、年間を通しての保育園副食費の無料化についてであります。

副食費の無償化については、今般の「新型コロナウイルス感染症」の影響による市民生活への応援を目的としたものであり、「支えあい北杜！心がつながる応援プロジェクト」の中で、本年12月までの期間延長としたところであります。

恒常的な無償化は考えておりませんが、「新型コロナウイルス感染症」の感染状況に応じて、期間延長を検討してまいります。

次に、18歳までの子ども医療費無料化についてであります。

中学校を卒業すると、体の成長により病院等へかかる回数も少なくなることや、進学や就職など、それぞれの進路も違ってくることから、現時点では、子ども医療費の無料化について、18歳までの拡大は考えておりません。

次に、生活保護基準制度を知らせ活用を図ることはについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、制度の周知についてであります。

本市では、生活保護制度について、市ホームページでお知らせをしているとともに、民生委員・児童委員に制度の周知を行い、行政への橋渡しをお願いしております。

また、本年4月7日付けで、厚生労働省より発出された事務連絡における保護制度の内容は、生活保護実施機関に対する周知であり、市民に向けて周知するものではありませんが、緊急事態宣言後における生活保護業務において反映し、必要な方へ必要な支援を行っております。

次に、「急迫保護」規定の活用についてであります。

生活保護は、申請により開始されるのが原則ですが、要保護者の生存が危ういなど、状況が切迫している場合は、職権により保護を開始できることとされております。

次に、資産要件の緩和についてであります。

生活保護は、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としております。

資産を単に所有していることで、保護が受けられないということはありませんが、資産の所有または利用を容認することが適正でない場合は、原則として処分していただき、最低限度の生活維持のために活用していただくよう指導を行っております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に中田産業観光部長。

○産業観光部長（中田治仁君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

命と暮らし、営業を守る緊急支援 恒常的な支援における、住宅リフォーム助成制度の創設についてであります。

本市においては、「木造住宅耐震改修支援事業」や「子育て住宅リフォーム費補助事業」など、リフォーム関係の助成制度の相談時には、市内事業者を紹介しているところであります。

リフォームについては、新築時の業者とのつながりが深く、市内業者に限定することは難しいものと考え、現時点、新しい制度の創設は考えておりません。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

小・中学校 少人数学級の実現はについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、新しい生活様式と学級編制、少人数学級の実現についてであります。

本市の小・中学校では、「新しい生活様式」として、文部科学省の示す「衛生管理マニュアル」に基づき、座席の間隔に一律にこだわるのではなく、頻繁な換気などを組み合わせることにより、「3つの密」を避けるよう努めております。

また、少人数学級については、県の「少人数教育推進検討委員会」において、小学校1年生から段階的に実施していくことが望ましいとされ、来年度から小学校1年生に25人学級を導入することとしております。

次に、国への教育条件整備の要望についてであります。

教職員の定数・配置の改善については、これまでも県を通じて、国に対し要望してきたところであり、きめ細かな指導体制の構築のため、引き続き充実・改善を要望してまいります。

次に、市内中学校統合の推進についてであります。現在、「北杜市立小中学校適正規模等審議会」では、統合の推進ではなく、適正規模等についてご審議いただいているところであります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

清水進君の再質問を許します。

再質問はありますか。

清水進君。

○15番議員（清水進君）

それでは項目ごとに再質問をさせていただきます。

最初に、1項目めの少人数学級についてであります。

少人数学級は、40年間変わらなかった小・中学校の40人学級編成を見直すというふうな大きな転機になっています。それは7月17日に閣議決定された骨太方針の中で、経済財政運

営と改善の基本方針、骨太方針で少人数学級実現の最大な障害となっていた、この方針にすべての子どもたちの学びを保障するため、少人数によるきめ細やかな指導体制の計画的な整備について、関係者間で丁寧検討する、こうした一文が盛り込まれています。この点を国会審議の中で萩生田文科相は、40人学級の環境で感染症に耐えられるのか考えなければいけないとして、少人数の有効性も深掘りしていきたい、このように述べて、政府としても検討するという状況が生まれたということでもあります。

7月3日には、全国知事会など地方3団体がこの少人数学級実現を求める提言を文科省に手渡しております。

今、言われたように、3番目のところですね、教員を大幅に増やして、やはり先生方の負担を減らし、そして子どもたちと向き合う時間が大切だというふうに考えていますので、その点と、もう1つは、コロナ禍で再開された授業の中で、学校の中で、養護教諭の先生がこのように語っています。授業が再開されて、再開後、ほかの子どもたちが咳をするのが気になって、教師や親に訴える子どもや、マスクを忘れた子どもが保健室に泣きながら入ってくる。感染予防に本当に敏感になっている。休校前から登校を渋りがちだった子どもたちは、その中には引き続き再開されても学校に来ることができない、こうした子たちもいるということで、本当に少人数学級が今こそ求められているというふうに考えますが、その点で再度、どのような国への要請を行っていくのか、その点についてお伺いをいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

清水進議員の、日本共産党の再質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、収束がまだ見通せない状況の中で、長丁場になると考えております。そのような中での対応といたしましては、先ほど答弁の中で申し上げましたとおり、学校の中で、文部科学省で示している管理衛生ガイドライン等を中心として徹底的に感染予防を図るといふようなところ、また日常の学校生活、あらゆる場面ごとに、その場面場面で感染症予防対策を学校を中心に、教育委員会もアドバイスをしながら取っていくということが重要であると考えております。

そのために、従来より北杜市では市単独の補助教員、あるいは支援員、また今回のコロナ感染症対策につきましては、学習指導員、あるいはスクールサポーター等々の配置を計画し、今、進めているところでございますけれども、そういう人的なサポートも含めまして対策を考えていきたいと考えております。

また、学校再開につきましては、5月25日、学校再開をしたわけですが、学校といたしましては、臨時の校長会を開催し、児童生徒への心のケア、あるいは教育課程、学校内でのコロナ感染症対応、こういうものにつきまして、十分、情報共有を行いながら万全な体制で学校再開を迎えたところでございまして、これにつきましては、今後ともさらに過去の検証を含めながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

清水進君。

○15番議員（清水進君）

それでは2項目めの命と暮らし、営業を守る緊急支援 恒常的な支援について、お伺いをいたします。

新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金、この臨時交付金は国の給付金の上乗せのほか、上下水道料金や公共施設使用料、公営住宅の家賃、給食費等の免除、減免ですね、PCR検査の拡充、医療機関や児童福祉施設への職員への慰労金など幅広く活用がされております。そして人件費についても、任期の定めのない常勤職員の給与分には充当できませんが、新型コロナ対応の体制拡充や雇い止めなどの一時的な雇用等には、活用できるというふうな点で非常に使い勝手がいい交付金であります。

具体的に、再質問として、4番目、先ほど商工会への加入が義務付けられているということがありました。やはり同じ税金を支払っているということで、この商工会への加入というのを一律に課さなくてもいいのではないかという意見が、私たちに声が寄せられております。この点について、もう一度。

そしてもう1つは、先ほど小・中学校と保育園、給食費や副食費の年間を通しての無料化を実現できないかということでもあります。県内では、すでに子育て支援という形で多くの町、村において年間を通しての学校給食の無料化、また北杜市で補助を行っているというのは分かっておりますが、今言うように臨時交付金の中では給食費の無料化もできるということが謳っております。

また、先ほどの3番ですね、水道料金の減免も検討するという部長の答弁がありました。そういったものが本当に今、支払うことが本当に大変な家庭にとって、こうした施策というのは非常に助かる、応援券とともに助かるという声が、要望が寄せられております。とりわけ、この3点について再度、実現できないか改めてお伺いをいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

清水進委員の、日本共産党の代表質問、再質問につきまして答弁させていただきます。

まず、私のほうからは商工会未加入者への応援金の支給というところではありますが、先ほども答弁をさせていただきました。今回につきましては、市商工会を中心に様々な相談であるとか、様々な支援に結び付けているということもあります。やはり、コロナに対する支援につきましては、個々の事業所への支援も当然、視野に入れた中で進めていかなければならないということもあるかと思えます。しかしながら、やはり今回、この長期化するコロナの対応につきましては、共に支えあうということも当然、必要になってきますので、市といたしましては、事業者の皆さんの市の商工会を核としました支えあいの輪も広げていきたい、そんな思いから商工会加入事業者への応援金につきましては、これまでどおり商工会加入事業所に限定させていただきますが、引き続き、先ほど言いましたように加入の促進を進めていきたいと考えております。

以上であります。よろしくお伺いいたします。

○議長（中嶋新君）

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

日本共産党、清水進議員の再質問にお答えいたします。

保育園の副食費の通年無料化が実現できないかというご質問についてですけれども、副食費につきましては、これまでも保育料の一部として負担をしていただいているという考え方を維持しているものでありまして、昨年10月からの幼児教育・保育の無償化の対象外であるということ。それから食材費というのは、在宅で生活をしているお子さんにも生じる費用であるため、昨年10月から国の無償化に併せて徴収させていただいているところであります。

先ほども答弁させていただきましたが、通年の無料化というのは考えておりませんが、コロナ感染症の状況に応じて、副食費の無償化の延長ということは、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

清水進議員の、日本共産党の再質問にお答えをいたします。

小・中学校の学校給食費の恒常的な無償化につきましては、先ほど答弁させていただいたとおり、恒常的な無償化につきましては考えてございませんけれども、社会経済状況、またそのときの子育て世代の経済的な状況等を総合的に判断をいたしまして、期間延長等につきまして検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

大輪上下水道局長。

○上下水道局長（大輪弘君）

日本共産党の、清水進議員の再質問にお答えをさせていただきます。

上下水道料金の減免についてということでございますけれども、今、上下水道料金につきましては、納付の猶予ということを行っております。それ以降の減免につきましては、先ほども答弁いたしましたけれども、今後の状況等を見ながら対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかには。

清水進君。

○15番議員（清水進君）

それでは3項目め、PCR検査を市内で実施する、これに関連して再質問をさせていただきます。

先ほど、3項目について答弁をいただきました。政府は8月28日に決定した新型コロナウイルス感染症に関する今後の取り組みで、感染拡大地域での一斉、定期的な検査を都道府県に要請することを盛り込んでおります。自治体によるPCR等の検査拡充を巡っては、政府がこ

の間も行政検査、行政検査というのは本人の負担がなく検査できるという仕組みであります。地域の関係者を幅広く検査することは可能とする一方で、実施するかは自治体任せ、自治体の費用負担も発生することが検査の拡充がなかなか広がらない、こうした要因と相まって、全国知事会も提言を行うというふうな形がされています。

先ほど3項目めの中で、県が実施機関として検査ができるようになるということでしたが、大体どこで、この検査が受けられるのか。また、本人の負担がないような中でできるのか、その点について伺いをします。

もう1点、静岡県富士宮市で、この新型コロナウイルス対策として市が設ける基準を満たせば、医師の問診を経ずに無症状の希望者が誰でも何度でもPCR検査が受けられるようにする、このように発表をしています。検査基準というのは、2週間以内に陽性者や濃厚接触者と接触、または感染拡大地域経由由来の不安要素がある市民、既往者、市内の健康福祉、教育、インフラ施設の従事者および入所、転入予定者。ですので、学校ですとか保育園、高齢者施設でクラスターが起きていますけれど、そういったところで人々が、市職員が希望者への聞き取り調査で検査が必要だというふうに判断すれば、医療機関を紹介して検査ができる仕組み、市内10の医療機関と連携する。1日最大60件程度、検査ができるというふうにつくっております。

先ほども千代田区のことを紹介いたしましたが、やはり自分の市で市内の市民の健康を守るという視点が重点だと考えますが、市として、こうした2つの公立病院がありますので、PCR検査が身近で受けられるような体制ができるのかどうか、その点について再度お願いをいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

浅川健幸市民部長。

○健幸市民部長（浅川辰江君）

日本共産党、清水進議員の代表質問の再質問にお答えいたします。

質問ですけれども、どこで受けられるかということで、PCR検査が受けられる医療機関という話ですけれども、現在のところ、保健所に設置してあります帰国者・接触者相談センターのほうに電話をして、症状等で検査をするのかどうかということの判断をしていただくこととなりますけれども、検査できる医療機関等につきましては、病院名等は公表されていないということになっております。

併せまして、接種費用ということですが、現在、行政検査として実施する場合につきましては、保険適用をされていることから、7割につきましては医療保険で、残り3割につきましては、現在、県が負担をしているという状況になっております。

あと、最後の質問ですけれども、市としてPCR検査をしてほしいということのお願いですけれども、PCR検査については、一応、体制整備は県が主体的になって行っているという状況になっております。検査の対象者の要件などにつきましても、検査体制の整備状況と感染状況を見ながら、県が見直し等を行っているという状況になっております。

市としましても、今後、病院等で機械等を購入することになりますけれども、検体の採取や、また納入されましたPCR検査等も市でできることとなりますけれども、基本的には県との委託契約をする形になりますので、そちらのほうに協力をして検査をしていくという状況にな

りますので、よろしくお願いたします。

答弁は以上となります。

○議長（中嶋新君）

ほかに。

清水進君。

○15番議員（清水進君）

それでは、最後の項目の7項目めをお願いたします。

生活保護で生活を救済するということであります。今、このコロナの状況で、3月時点で雇止めされたですとか、今、失業、倒産という形で、本当に不安定な方々が増えています。日本のセーフティネットというのが、やはり生活困窮者ほど、本当に今、厳しい状況があつて、例えば住み込みで働いていた人が、もう住居さえもなくなってしまうというふうな状況が報道されております。そうした場合に、やはり生活保護を申請すると、その日から大体、早くても2週間ですとか、そういった期間が内部の審査のためにかかると思うんですが、ぜひここで言う、先ほど急迫保護を開始するというか、もう本当にお金が底をついてしまっている方は直ちに保護するということと、やはり誰でもが生活保護は使えるんだということを発信していただきたいと思います。ホームページだけでなく、やはり回覧ですとか、そういう形で多くの人たちが普段、目にできるような状況をつくっていただきたいと考えます。その点について、お願をいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

日本共産党、清水進議員の再質問にお答えいたします。

生活保護制度をもう少し、いろんなツールを使って周知できないかというご質問かと思いません。

先ほども答弁させていただきましたが、生活保護制度については、市のホームページを利用させていただき、周知をしているところでございます。

また、非常に個人的な問題もたくさん多いと思いますので、民生委員さん方を通して、そういった方がいらっしゃる場合には、市のほうにつないでくださいというお願を民生委員さん方にしてございます。ただ、こういったコロナの感染状況が拡大している中、困っている方に対しては、新型コロナウイルスのプロジェクトの中で、福祉の相談窓口を強化しており、社会福祉協議会、それからコールセンターも設置しております。あと、福祉課のほうで福祉相談窓口も設置しております、そちらのほうに、今のところそれほど数は多くありませんが、4月、5月は非常に多い方からの相談がありました。そういった相談窓口もありますよということは、市民の皆さんに周知をさせていただいておりますので、引き続き相談窓口等で困窮者の相談を受けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに。

(な し)

清水進君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

(な し)

以上で質問を打ち切ります。

これで、日本共産党の会派代表質問を終結いたします。

ここで昼食のため、暫時休憩といたします。

再開は1時30分といたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時30分

○議長 (中嶋新君)

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、明政クラブの会派代表質問を許します。

明政クラブ、14番議員、相吉正一君。

相吉正一君。

○14番議員 (相吉正一君)

令和2年9月定例会にあたり、明政クラブを代表して質問をいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大が長引く中、8月28日に安倍首相が突然の退任表明をされ、昨日9月16日に安倍政権を継承する菅内閣が発足しました。

コロナ感染問題をはじめ、諸課題がいっぱいある中、日本はどこへ向かうのか、何はともあれ新リーダー、菅首相の手腕に期待したいと思います。

さて早いもので、私たち市議会議員の4年間の任期が終わろうとしています。最後の定例会であります。北杜市の課題と身近な問題について質問をさせていただきます。

最初に、新型コロナウイルスの感染症対策について。

新型コロナウイルス感染拡大問題は、治療薬とワクチンの開発が遅れており、長引くことが予測されています。こうした状況のもと緊急経済対策として、国の定額給付金10万円と市民一律に商品券3万円などの生活支援がされましたが、まだ市内には、日々の生活に困っている方がたくさんいます。すでにその実態を関係部局で調査、把握していると思いますが、その方々に市として、早急に手厚い支援を行う必要があります。

県内においても感染が拡大していますが、感染防止に向け、感染者の早期発見・早期治療および市内経済対策に今後どのように取り組んでいくのか、併せて新型コロナ対策事業「支えあい北杜！心がつながる応援プロジェクト」予算の概要について伺います。

1点目として、特別定額給付金10万円および商品券3万円の申請給付状況について。

まだ申請していない方への周知状況はどうか。

2点目として、生活困窮者対策に関して、6月時点では127人が緊急小口貸付を受けているとのことでしたが、関係部局が把握している生活困窮者の実態はどうか。コロナ感染拡大が長引く中で本当に困っている方に対して手厚く支援をする考えはあるのか。

3点目として、コロナ対策事業「支えあい北杜！心がつながる応援プロジェクト」予算の概要について、プロジェクト総額と市費支援総額および基金別の充当額はいくらか伺います。

4点目ですが、Go Toトラベルキャンペーンについて、市内において観光客の皆さんから感染者が発生した場合の対応はどうなるのか。また、市の観光業者、観光施設等への感染症対策は万全かどうか。

5点目ですが、県内においても感染者が増加している中で今後、市民が感染する恐れがあります。感染した場合の検査費用と治療費等の負担はどうなるのか。県・市の支援はあるのか。

6点ですが、県・市の感染拡大防止対策への取り組み状況について、PCR検査体制の拡充強化、第3波、第4波に備えた取り組みとして、県は1日で最大約300人程度の検査が可能としています。感染が拡大している中で、市では今後の感染症対策はどう考えているのか伺います。

次に、決算から見た財政状況と今後の見通しについて伺います。

財政の健全化は本市の一丁目一番地です。合併当初、約1,009億円あった借金は、2018年度末現在、約612億円で減少しました。一般会計の借金は約233億円、特別会計は約378億円となっています。一方、本市と同規模の類似団体は、全国に182団体あります。一般会計では財政健全化が進み、全国で第91位、特別会計は全国で第3位、総合順位は第21位となっています。

市のこれまでの考えは、財政調整基金が約47億円あるので、半分以上取り崩してコロナ対策に充てても、ここ数年は何ら問題ないとのことでした。たしかにここ2、3年は何とか財政運営はできると思います。しかし、令和5年以降、単年度実質収支が赤字になり、今までできた繰上償還は大変難しくなります。特に特別会計、主に水道、下水道ですが、その借金は、全国トップ、第1位、丹波篠山市に続く第3位となっています。

今後、特別会計の借金を減らすためには、上下水道料金の見直しをしなければ健全な財政運営はできないと思います。貯金である基金を毎年取り崩しても借金の返済だけになってしまい、減らすことができなくなります。

今後の財政状況と見通しについて、併せて9月補正後の基金残高（主な基金）と起債残高（普通、特別会計別）の状況と今後、厳しい財政運営が余儀なくされる中、自主財源として、ふるさと納税を大幅に増やす取り組みは考えられないか伺います。

次に、少子化と未婚者問題について。

少子化問題と未婚者問題は、全国的に大変大きな課題ですが、市として今後どのように対処していくのか伺います。

1点目、地方創生の原点は、人口減少に歯止めをかけることにあります。国は若い世代の希望出生率として、2025年までを目標とした合計特殊出生率は1.8人の実現を目標としています。しかし、厚生労働省が発表した2019年の出生率は、1.36人と大きく下回っています。本市の場合、目標に対してこの4年間の実績はどうか。また、その検証と目標への努力は今後どのようにされていくのか伺います。

2点目ですが、本市のここ数年の出生率は1.3人くらいで、出生者数は毎年200人前後で推移をしています。少子化問題を解消していくためには、子育て支援も大変大事なことです。初期段階の未婚者対策をしっかりとすることが重要だと思います。結婚は出会いから始まります。出会いの機会が少なくなっている現代社会の中で、この問題を何とか解決しなければ、この先、大変なことに、もうすでにそうなっているのが実態で、社会全体にそのことに対して閉塞感があります。若者たちのライフスタイル、価値観の変化等で晩婚化と未婚化が急速に進

んでいます。諦め感を払拭し市民の英知を結集していく必要があると思いますが、市長の見解を伺います。

次に、不登校の子どもたちの居場所への支援について。

不登校児童生徒への支援については、不登校児童生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう見守り、不登校のきっかけや状況に応じて、その環境づくりを行うなど、関係者において様々な努力がされてきました。

本市には、昨年4月に開設された教育支援センター「エール」と2009年7月に開設された民間の施設「ひなたぼっこ」があります。この2つの施設の活動支援状況と連携について伺います。

1点目ですが、市では昨年4月から不登校児童等の心の居場所として教育支援センター「エール」を開設しましたが、エールの果たす役割と利用状況について伺います。

2点目ですが、エールとひなたぼっことの連携はどのようにされているのか伺います。ひなたぼっこは、不登校の子どもたちやお母さん方をサポートしています。様々な理由で学校へ通うのがつらくなった子どもたちは増え続けていますが、市として支援はどのように考えているのか伺います。

「エール」は小学校5年生以上で、毎日午前9時から午後4時まで、市内の児童生徒が対象で、定員は15人で毎日5、6人が通所しています。

「ひなたぼっこ」は、小学校1年生以上を対象としており、週2日開設、火曜日は学習タイムで午後2時から5時まで、水曜日はフリータイムで午前10時から午後4時まで、来る時間も帰る時間も子どもたちの自分のペースで決めています。開設以来11年が経過し、これまでに訪れた子どもたちは125人。市内、市外に定着していて、その果たしている役割は大きいものがあります。利用状況も常に20人から30人になっており、今ではなくてはならない存在になっています。現在市内からは17人、市外は蕪崎市、南アルプス市、山梨市、市川三郷町各2人、甲府市5人となっています。

「ひなたぼっこ」の子どもたちは、一定の期間、ここで過ごしたのち、ほとんどの子どもが自分の気持ちに従って学校に行き始めます。また、次のステップ（中学校、高等学校、専門学校、大学）に一歩踏み出していきます。11年の実績がそれを証明しています。

3点目ですが、「エール」と「ひなたぼっこ」との大きな違いは何か。また、それぞれの特徴、良いところを活かす取り組みは考えられないか伺います。

4点目ですが、不登校児童生徒が増えている中で、ひなたぼっこの果たしている役割は大変大きいものがあると思います。いろいろな条件があり、なかなか支援は難しいとお聞きしていますが、ぜひ教育関係者の皆さまには、まず現場を視察していただき、財政的な支援ができるよう、特段のご配慮をお願いしたいと思います。

次に、移住・定住者等のための市営墓地の建設について。

市内に居住している移住・定住者の高齢化により、終活の墓地問題について、大変危惧している相談が最近、特に増えています。

こうした中、全国各地において市営で樹木葬など安価で時代に即した公営墓地建設の取り組みが始まっています。本市は首都圏に近く、立地条件が良い上に自然環境や田園風景が素晴らしいので、定年退職者や若者など幅広い世代の移住者が年々増え続け、大勢の方が市内で暮らしています。急速に高齢化が進む中で、心配事が終活問題で大きな課題となっています。

「ゆりかごから墓場まで」という福祉国家イギリスの社会保障政策の有名な言葉がありますが、市内には移住・定住者がたくさん暮らしています。そうした中で、今、大変困っていることが終活問題です。

市として、この問題に早急に取り組む必要があると思いますが、その考えはあるか伺います。最後に、住民健診の今後の実施予定について伺います。

コロナ感染拡大の影響で、住民健診予定日が先送りになっています。まだまだ収束までだいぶ時間がかかることが予測されている中で、年度内に住民健診ができるのかどうか、市民から不安の声があがっています。

コロナ感染問題が長引く中、特に持病などある高齢者から、いつ実施するのか大変心配する声があります。今後の住民健診の実施予定・見通しについて伺います。

以上で明政クラブの代表質問を終わります。よろしくご答弁のほど、お願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

決算から見た財政状況と今後の見通しにおける、ふるさと納税の増額への取り組みについてであります。

昨年度、2つのポータルサイトを活用し、返礼品を24品目から250品目を超えるまでに拡充したことから、寄附金額が大幅に増加しました。

本年度は、高校生と事業者が開発した新商品の「食杜北杜セット」や、市内で捕獲した鹿から加工した「ジビエ鹿革製品」など、本市の新しい特産品を返礼品として掲載するなど、8月末現在、101の事業者の協力により、県内他自治体と比較しても、上位の返礼品数となる300品目以上の返礼品数となっており、昨年と同時期と比べると約10倍のご寄附をいただいているところであります。

また、「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大の影響を受けている事業者を支援するため、「さくらんぼ」や「甲州牛」などの農畜産物も「緊急支援返礼品」として掲載し、寄附を募ったところ、これまでに寄附金額で約1,500万円を受け付けたところであります。

引き続き、事業者と相談し、支援を行ってまいります。

さらに、年末の寄附ピーク時期に向け、本市の魅力を発信する独自の「ふるさと納税プロモーションサイト」を制作しており、民間ポータルサイトを通さない直接の寄附受付や、「北杜ファン」として会員登録する仕組みを構築しております。

今後、ほかでは手に入らない特別な返礼品を用意、掲載するとともに、寄附金の活用方法や観光、移住情報等を、「北杜ファン」にメールマガジン等により発信するなど、リピーターの確保および関係人口の増加へとつながる取り組みを実施してまいります。

年末に向け、さらに返礼品を増やし、「ふるさと納税寄附金」の増額を目指してまいります。

その他については、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

順次、答弁を求めます。

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

不登校の子どもたちの居場所への支援について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、「エール」の役割と利用状況についてであります。

昨年4月に開所した「北杜市教育支援センター『エール』」では、様々な理由で学校に行けない小中学生のために、「心の居場所」となり、家庭と学校の架け橋としての役割を果たすことを目的に、取り組んでいるところであります。

昨年度の利用状況については、児童生徒、延べ1,106人の通室があり、736件の相談や面談などを行いました。

次に、「エール」と「ひなたぼっこ」の連携と市の支援についてであります。

「ひなたぼっこ」と「エール」は、目的が異なる施設であることから、両施設とも大切な子どもたちにかかる施設であり、今後も職員による情報交換や子どもたちの交流を図ってまいります。

次に、「エール」と「ひなたぼっこ」の違いとそれぞれの特徴を生かす取り組みについてであります。

「エール」は、民間が運営する「ひなたぼっこ」とは異なり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第30条の規定に基づき設置した教育機関であり、通室による教育活動は、在籍校の教育課程の一環として位置付けられ、指導要録上「出席扱い」となります。

また、土日・祝祭日等を除く学校開校日に開所しており、主に午前は学習、午後は体験活動など、再登校の意欲の向上が図られる取り組みを行っております。

引き続き「エール」では、その特徴を生かし、学校への登校不安を徐々に解消し、学校復帰や自立を目指すための活動を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスの感染症対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、特別定額給付金および応援券の未申請者への周知についてであります。

「特別定額給付金」については、全庁を挙げて「心をつなぐ応援隊」を結成し、全力で事務を進めてまいりました。

給付が一段落した7月からは、未申請者に対して、申請書の提出を呼び掛ける案内文書の送付や個別訪問を行ったほか、「北杜市民生委員児童委員協議会」、「北杜市社会福祉協議会」等のご協力をいただき、多方面からそれぞれ関わりのある皆さまに、広く声を掛けていただきました。その結果、4万6,392人、給付率99.8%の給付につなげたところであります。

こうした取り組みを活かし、「心がつながる応援券」についても、状況を見ながら、申請から漏れることがないように対応してまいります。

次に、生活困窮者の実態と手厚い支援についてであります。

現在のコロナ禍において、その影響の実態については、現在市内で、大きく動き出した「心

がつながる応援券」に寄せられた声を中心に、市民生活、事業者の経営の回復状況をしっかり把握してまいりたいと考えております。

また先日、多方面の皆さまで構成する「支えあい北杜推進会議」を立ち上げたところでありますので、今後は、委員の皆さまと情報共有を図り、必要な対策を検討してまいります。

次に、応援プロジェクト総額、市費支援総額および基金別の充当額についてであります。

第3弾までのプロジェクト総額は、本定例会でお願いしております補正予算額を含め、78億8,650万1千円で、市費総額は26億684万1千円、そのうち基金別の充当額は、「財政調整基金」4億9,586万8千円、「公共施設整備基金」3億1,243万3千円、「まちづくり振興基金」12億円であります。

次に、観光客の感染者発生への対応と観光業者、観光施設等への感染症対策および今後の感染症対策についてであります。

市内において、感染者が発生した場合は、保健所の指導に基づき、適切に対応することとしております。

観光客の皆さまには、市民同様、防災行政無線を活用し、感染予防を呼び掛けておりますが、観光業者および観光施設等への感染症対策については、山梨県が提唱する「やまなしグリーン・ゾーン構想」と連携し、感染症に強い「ふるさと北杜」を構築してまいります。

現在、多くの皆さまが利用される市の公共施設については、トイレの手洗い場の自動水栓化など、感染拡大リスクの低減を図っておりますが、来月からは、国の「Go Toトラベル事業」が東京まで拡大され、これまで頑張ってきた市民の皆さまの不安も広がっております。

今後も、感染拡大の状況に注視しながら、市民・事業者、そして観光客の皆さまと「オール北杜」で、しっかりと感染症対策に取り組んでまいります。

次に、移住・定住者のための市営墓地の建設における、市の考えについてであります。

本市の移住・定住施策においては、仕事や住まい等、様々な面で、効果的に全力で取り組み、一定の効果を挙げておりますので、市営墓地の建設については考えておりません。

今後、他の自治体の取り組みの効果等を見極めながら、必要に応じて研究してまいります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に清水企画部長。

○企画部長（清水博樹君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

決算から見た財政状況と今後の見通しについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、今後の財政状況と見通しについてであります。

本市ではこれまで、合併に伴う財政優遇措置を最大限活用し、財政健全化に取り組んだ結果、健全化判断比率も改善するなど、一定の成果があったところであります。

しかし、本市の重要な財源である普通交付税については、段階的縮減の終了や合併特例事業債の発行期限の到来等により、交付額も減となる恐れがあり、財政状況は決して楽観できるものではないと考えております。

これまで、将来に負担を残さない、持続可能な財政運営を目指し、安易に基金に頼ることなく、事業の選択と集中を図り、取り組んできたところであり、今後も自主財源の確保とともに、限られた財源の有効活用をこれまで以上に図っていく必要があるものと考えております。

次に、9月補正後の基金、起債残高の状況と今後についてであります。

基金は、財政調整基金43億円、公共施設整備基金22億円、まちづくり振興基金28億円など、一般会計は129億円で、特別会計を合わせ約150億円であります。

また、起債残高は、一般会計237億円、上・下水道事業会計が310億円、その他病院事業特別会計が34億円など、合計で約581億円であります。

今後も、適切な基金管理と市債残高の削減に努めてまいります。

次に、少子化と未婚者問題における、未婚者対策についてであります。

本市では、人口減少対策として結婚相談事業に取り組み、若者の出会いの場を積極的に創出するため、「北杜市出会いサポートセンター」を、市保健センター内に設置し、18名の結婚相談員や民間団体との連携を図る中で、出会い機会の創出に取り組んでおります。

今後も、結婚希望者に対し、継続的できめ細やかな結婚支援に努めてまいります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に浅川健幸市民部長。

○健幸市民部長（浅川辰江君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策における、感染した場合の検査費用と治療費等の負担についてであります。 「感染症の予防及び感染患者に対する医療に関する法律」に基づき、検査費用および治療の診療報酬に係る費用については、7割を保険者が、残り3割は県が負担しております。

次に、住民健診の実施予定についてであります。

市の総合健診は、例年4月から6月にかけて実施しておりますが、本年度は「新型コロナウイルス感染症」の発生を受け、市民への感染拡大防止のため、延期としたところであります。

感染への不安がある中、感染予防対策を講じた実施方法を、総合健診の委託者である「山梨県厚生連健康管理センター」と調整を行い、市保健センターおよび「須玉ふれあい館」において、本年11月から来年1月までの29日間、実施することとしております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

次に伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

少子化と未婚者問題における、合計特殊出生率の目標に対する4年間の実績、検証と今後についてであります。

本市における「合計特殊出生率」は、「北杜市人口ビジョン」において、1.5の目標に対し、平成28年1.18、平成29年1.17、平成30年1.21、令和元年1.35でありました。

これまでの保育料の第2子以降完全無料化、子ども医療費対象年齢拡大、さらには「北杜市子育て世代包括支援センター」を設置し、妊娠・出産・子育て期における切れ目のない支援体制の構築などの取り組みが、数値に反映されたものと考えております。

こうした取り組みに加え、本年度は、「はくとっこ誕生祝金支給事業」や「こうのとり支援事

業」など、事業内容の見直し・拡充を行ったところであります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

相吉正一君の再質問を許します。

再質問はありますか。

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

6項目にわたって再質問をさせていただきます。

最初に、新型コロナウイルスの感染症対策について、4点ほど伺います。

1点目として、感染症拡大が長引く中で治療薬やワクチンの開発がされるまで終息はされませんが、感染症対策として感染防止の3つの基本、距離の確保、マスクの着用、手洗い、3密を避けなければなりません。市民全体に、先ほど答弁がありましたけど、もっと周知徹底を図る必要があると思いますが、現状は、先ほど予防に努めているということですが、もう一度、答弁をお願いします。

2点目として、市民生活への影響について。特にコロナの影響により大幅に収入減になり、本当に困っている方、例えば失業したり、リストラされた方がいると思うんですよ。そういう方に、市民一律支給も良いことなんですけど、やっぱり本当に困った人、福祉関係で、先ほど127名、前回の対象者がいるということですので、そのへん、よく把握して、困った人に、支援策について、市として検討していくという答弁でしたけども、やはりそこはしっかりと、まだまだコロナ患者が2年、3年、長引くことが想定されますので、このへんについての考えを伺います。

3点目として、市内の医療機関に従事しているお医者さん、看護師さん、また福祉施設、介護施設等の従事者に対して、検査体制の充実強化を図ることが収束へ向けての早道だと思いますが、すでにPCR検査等は実施しているのかどうか。また、していないとすれば、早急に実施するようにお願いしたいと思います。

あと4点目ですが、G o T oトラベルが10月から東京都発着も可能となり、そのことにより大勢の観光客の皆さんが本市を訪れます。そうした中で、感染が出ることが大変心配されますが、どのように対応していくのか、この4点についてお伺いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問の再質問にお答えをさせていただきます。

私のほうからは、長引く感染症対策というところの中の、感染拡大防止の周知というところとG o T oトラベルを迎えるというところの中で、本市の感染症対策というような質問、その2点について、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、1点であります。

市民への感染症対策の周知についてであります。本市においては、これまで感染拡大が広がらないというところについては、市民の皆さんお一人おひとりが新しい生活様式に改善する

中で、しっかり取り組んでいただいている。そういうところが基本になっておりまして、感染拡大が防止されていると思っております。高い意識で市民一人ひとりの皆さんが臨んでいただいているというところであります。

そんな中で、やはり事業者の皆さんにつきましても、経営状況に感染予防というのは影響が出るということで、先ほども答弁させていただきましたが、まずは県の推奨するやまなしグリーン・ゾーン構想の認証制度等を活用していただくとともに、私どもも事業者の皆さんが自分たちの努力で行います感染予防を見える化するということで、見える化ポップというものも用意をした中で、感染予防を、利用される方も、経営される方もしっかり取り組んだ内容を見える化ということを進めているところであります。

いずれにしましても、山梨県のやまなしグリーン・ゾーン構想と、私どものポップ、またガイドラインもしっかりつくった中で、お示しをしているところでありますので、そのへんの広がり状況も確認しながら周知については努めてまいります。

いずれにしましても、Go Toトラベルが東京に拡大されて、本市に来る観光客の皆さんも増えてくると思います。そういう感染予防というものはしっかりと、そういう形の中で取り組んで対応していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問の再質問にお答えいたします。

本当に困っている方への支援をどう把握しているのかという、ご質問でございます。

福祉相談窓口、それから社会福祉協議会のほうにも窓口がございまして、先ほど答弁の中に緊急小口資金を受けている方が127人いらっしゃると申し上げましたが、もう1つ、総合支援資金というのも社会福祉協議会で受け付けておりまして、そちらを受けた方が8月末現在で25件いらっしゃいます。

また、福祉課のほうで行っています福祉相談窓口のほうにも相談がたくさん来ておりまして、9月11日現在で160件の新規の相談がございました。そのうちコロナ感染の相談が92件ございました。福祉課で担当している住居確保給付金というのがございまして、コロナの関係で仕事を失った、雇い止めにあつたという方々には、家賃が支払えないという相談が殺到しておりますので、そういった方には住居確保給付金の給付をしているという状況であります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

浅川健幸市民部長。

○健幸市民部長（浅川辰江君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問の再質問にお答えいたします。

医療関係者のPCR検査の体制ということで、ご質問がございました。

PCR検査につきましては、10月10日から見直しが行われ、今までは発熱や咳、のどの痛み、味覚・嗅覚の異常など複数の症状がなければ対象となっておりましたが、医療関係者と福祉等の関係職員につきましては、症状が1つでもあれば検査が受けられるようにということで見直しがされている状況になっております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

再々質問ですが、今の福祉部長のほうから生活保護の相談等、160件あるというようなお話がありました。25件の方がそういう支援ができる人のような感じに伺いましたけども、まだまだコロナが長引く中で、本当に困っている人が増えてくると思います。ですから、その方たち、本当に困っている方に手厚い支援を、第2次臨時交付金も6億7千万円きますよね。そういう、必要な人に必要な支援をぜひよろしくお願ひしたいと思います。

あともう1点、コロナは大変長引くと思いますが、感染防止のための検査対象の充実、拡充については、現在はおかかりつけの医師、また保健所を通じて検査が実施されていますが、もし市内に、今後、市内にかなりコロナの感染者が出る可能性が私はあると思っていますので、コロナ感染の不安がある市民が希望すれば、お医者さんと相談して、検査ができる体制づくりができないか。そのへんについて、もう一度、確認の意味で質問します。

○議長（中嶋新君）

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

相吉正一議員の再々質問にお答えいたします。

先ほどの件数ですが、もう一度、繰り返させていただきます。160件と申し上げたのは、生活支援担当で行っております福祉相談窓口で相談があった件数で9月11日現在までの相談件数であります。それから25件と申し上げましたのは、社会福祉協議会で総合支援資金という、そういった資金の貸し付けもございまして、その貸し付けを行ったのが25件ということでございます。

議員さんおっしゃるように、コロナが長引く中で困っている方たちが、これからも出てくる可能性もあると思います。必要な人に必要な支援を今後も行っていくようにしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

浅川健幸市民部長。

○健幸市民部長（浅川辰江君）

相吉正一議員、明政クラブの代表質問の再々質問にお答えいたします。

不安等で、PCR検査を希望している方が検査ができるかというご質問だったかと思います。

現在、PCR検査につきましては、保健所および医師の判断において実施をされておりますので、本人が希望するという中には検査を受けることができないということで、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

次に、決算から見た財政状況と今後の見通しについて再質問をさせていただきます。

令和5年以降、本市の財政状況について、特に特別会計、令和元年度末現在、約360億円の起債残高を減らすことが難しく、先ほど300数億円ということで、これより数字は減っていると思いますけども、今後、減らすことが大変難しくなると思いますが、今後どのように考えていくのか。

私は、それには、先ほどふるさと納税を大幅に増やすための取り組みが必要だと思います。そして先ほど、今年の10倍増えているということをお聞きしました。ぜひ、ふるさと納税の組織体制、今、職員が3人プラス1人、4人体制でふるさと納税を担当していると聞いていますけども、やはり組織を強化して、品目を増やせば10倍の結果が出ているわけですよ。県内では13市のうち上野原市に次いで下位から2位。今年、先ほど4位というお話を聞きました。北杜市には素晴らしい特産品がいっぱいあります。300品目を500品目とか、また事業者が100人程度と私は聞いていますが、そこを500人ぐらいの事業者に増やせば、富士吉田市が33億円ですか、そしてもっと、全国的には多いところが、北杜市の300億円以上、ふるさと納税を集めている、大阪府にありますけども、そこまではいかないまでも、今、特別会計は本当にもう返済は難しくなると思います。令和5年以降。ですから、ふるさと納税を自主財源として、もっと増やしてほしいということでもあります。そのへんについて。

そしてもう1点、また、多く、1億円、2億円と、ふるさと納税が集まると思うんですが、やはり将来に備えて、ふるさと納税基金などを設置する考えはあるか、その2点についてお伺いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

清水企画部長。

○企画部長（清水博樹君）

明政クラブ、相吉正一議員の決算から見た財政状況と今後の見通しについての再質問にお答えいたします。

はじめに、令和5年度以降の財政状況における特別会計の起債残高に対する対応策と取り組みについてのご質問でありますけれども、行財政改革アクションプランにおきまして、市債発行額については、元金償還額の範囲内としております。このことから起債残高は今後も減少傾向となる見込みであります。

市債借り入れに当たっても、交付税措置のある有利な起債としまして交付税算入額を確保しながら、元利償還に対する実質市負担が少なくなるよう取り組んでいるところであります。

また、特別会計、特に上下水道事業につきましては、面整備もおおむね終了しております。今後は元金の償還により残高は減少していく状況であります。また、これまでも国の資金のうち年利が5%以上の借り入れは繰上償還を実施する中で、残高削減等、公債費負担の減少対策は行ってきたところであります。

こんな状況でありますので、借り入れの残高については今後減少していくという見込みであります。

次に、自主財源となるふるさと納税の増加のための取り組みについて、特に組織体制の充実と、ふるさと納税基金の設置についてのご質問でありました。

これにつきましては、ふるさと納税の増加策につきましては、先ほど答弁で詳しくご説明させていただいたところでもありますけれども、今年度はさらに昨年度同期比で約10倍のご寄附をいただいている状況がありまして、さらに新たなポータルサイトの活用や市のプロモーションサイトの立ち上げなど、新たな取り組みを加速させ、また日々、新たな返礼品の登録について市内事業者等を訪問し、打ち合わせを行っている現在の状況であります。

このため組織体制の充実については、この取り組みを進める中で必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

また、基金の設置については現在考えておりませんが、本市では地域振興のためのまちづくり振興基金が設置されていますので、これが対応可能と考えておりますので、現在のところ、ふるさと納税の基金については考えていない状況であります。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（中嶋新君）

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

再々質問をさせていただきます。

特別会計が今度、公営企業会計になって水道、下水とも、基金がもうないわけですよ。一般会計から繰り出していますね。55億円近く。そのうち交付税算入のがほとんどだと思いますけれども、7、8億円は毎年、一般会計から基準外繰出が行われています。ですから、水道だって、本来は値上げをしなければ、とても、今までの360億円ですか、返済できないと思いますよ。そのへん、ですからふるさと納税を組織的に、スタッフを増員して、そのために一般会計からいずれにしろ繰り出すわけですから、しっかりとしてほしいと思います。そのへんについて、やはり私は危機感がありますが、今、企画部長の答弁だと、なんとかなるよという。たしかに、今まで借りた分はなんとかなるんだけど、毎年返していく部分の起債はできると思いますが、もう360億円は止まってしまわないかと。そのへんについて、もう一度答弁をお願いします。

○議長（中嶋新君）

清水企画部長。

○企画部長（清水博樹君）

明政クラブ、相吉正一議員の再々質問にお答えいたします。

特別会計、特に上下水道事業の借り入れの残高を返していくのが大変になる、その考えというところでございますけれども、議員も今、ご指摘がありましたように、本来であれば上下水道、経営改善については料金上げが必要ということかもしれませんけれども、これは適正な受益者負担を求めることは必要だと考えております。これについては、各方面の意見も聞きながら、今後検討を進める必要があると考えております。

これを補うために、一般財源からの繰り出し、これも税金でありまして、これはいずれ市民からの税金を投入して繰り出しているわけでございますから、これらは総合的に判断する必要があるということでございますけれども、そのためにふるさと納税を増やすことによって、同じ税金でありますから、そちらをとということでございますけれども、当然、それらも含めまして、市のほうで一生懸命、ふるさと納税の増加策を全力で取り組んでいるところでございます。取り組み内容につきましては、先ほど申し上げたとおりでございますので、いずれにしても、

市の自主財源を増やす取り組みを最大限取り組みまして、企業会計のほうについてももしっかり対応してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

すみません、3点目、少子化と未婚者問題について。

これは全国的な課題ですが、この問題についてはなかなか結果が出ていない。そういうことで、私も過去に何回も何回も質問していますが、サポートセンターができたことは分かっていますが、なかなか結婚が何組も出ていないのが現状だと思います。そのために、今、子育て世代の支援はすごく手厚いですが、子どもの出生者数は200人で、5年ぐらい、そんなに変わっていないんですよ。そうした中で、少子化対策の本当の課題は、まず結婚していただいて、出生者数を増やすこと、これが一番重要課題だと思っています。

そして決算書からいけば、広域的なイベントでかなり成約がされたということを知っていますので、今までの、やっぱり発想を変えて、職員、市民の英知を結集して募集して対応していただきたい。そのへんについて、お答えをお願いします。

○議長（中嶋新君）

清水企画部長。

○企画部長（清水博樹君）

明政クラブ、相吉正一議員の少子化と未婚問題についての再質問にお答えいたします。

結婚できる環境づくりの抜本的改革と、その対策の強化というご質問でありましたけれども、本市では人口減少対策として結婚相談事業の取り組みを行ってまいりましたが、結婚については、人生において誰もがするものから、個人の選択に変化しております。また、未婚者のライフスタイルの多様化と価値観の変化により、結婚しないことも選択肢の1つとしている方もいるものと考えております。

このような状況の中で、抜本的な環境づくりは本当に、大変非常に難しい状況ではありますが、市としては結婚や人との出会いに対するニーズに対応するため、これらの要望のお手伝いができるよう、最大限の環境整備を行い、市民の皆さまや民間団体、また民間の相談所などとも連携する中で、今できる支援を行っている状況であります。

このため、今後、市民の皆さまからのご意見やご要望などをいただく中で、新たなイベントや制度の創設等は研究してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

次に、不登校の子どもたちの居場所への支援について再質問をさせていただきます。

私は、ひなたぼっこ、何回か見学させていただきました。ひなたぼっこのような居場所の必要性はますます大きくなっていると思います。今の子どもたちは、昔に比べて勉強が優先で、

生きづらい環境にある。だから不登校の生徒が増えています。事前に、昨年、栗谷議員が質問したときの不登校児童は小学生が28人、中学生が33人で61人でした。最近の新しいデータだと小学生が36人、中学生が49人、85人で24人増加しています。これは全国的に6年前から増加しているとは聞いていますが、何かやっぱり原因があると思うんですね。

そしてやはりまず、ひなたぼっこの必要性は、私が先ほども言ったように大きくなっています。まずは、教育関係者が現場を見てもらうこと、実情を。私もこの不登校の子どもたちの民間の施設は、県内に3カ所あります。甲府市と大月市。大月市は、月に月謝を4万円取っています。私はこれ、また子どもの声も読ませていただきますけども、エールの場合は低学年の不登校児童は対象となっていません。ひなたぼっこがそれをカバーしている現状からみて、私は市が支援する必要があると思います。そのへんについて、1点目。

そして最近の山日の記事から、「私も言いたい」、ある中学生の言葉をちょっと朗読させていただきます。

毎日、学校へ通うのが当然だという風潮がある。それが子どもへの負担となっていないか。文科省によると2018年度、不登校とされている小中学生の数は16万4,528人。そして全国にあるフリースクールの数は474カ所。しかし、山梨はフリースクールもあるが数が少ない。学校がなくなってもほかに行くところがなく、不登校になるかもしれない。逃げるところがなくては不登校は減らない。あくまでも、必要なのは子どもの選択肢を増やすことだ。今の義務教育は窮屈だ。子どもにも選ぶ権利があってもいいのではないか。

この声を教育委員会として、どのように受け止めているのか、お伺いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

相吉正一議員の、明政クラブの再質問にお答えをさせていただきます。

まずはじめに、議員ご指摘の不登校の数です。

以前、答弁したときの人数61人、直近が85人という数字を示されていましたが、以前の61名というのは年度の途中でございまして、小学校36人、中学校49人の85人につきましては、令和2年3月末、年度末ということで、1年間ということで増えているということをお知らせしておきます。

続きまして、不登校の原因、これにつきましては、もう様々な理由がございまして、一概には言うことはできませんけれども、しかしながら不登校にならない対策、これにつきましては、まずは今までも様々な対策を尽くしてきたわけなんですけれども、一概には言えませんけれども、今、家庭教育、こういうものも重要ではないかと。家庭教育はすべての教育の出発点ということも言われております。特に小学校低学年につきましては、環境の変化、あるいは母子分離の不安によるストレスが原因ということがいわれております。まずは家庭において、登校不安の解消、こういうものに努めていただくということも重要ではないかと思っております。それらを踏まえまして、市のほうでは昨年4月に教育支援センター「エール」を開設したところでございまして、エールにつきましては、法律に基づいて設置された教育機関でありまして、在籍校の教育課程の一環としての位置付けがあり、指導要領上も出席扱いになっております。

一方、議員ご指摘の民間施設「ひなたぼっこ」につきましては、目的が異なりますけれども、

職員が足を運び現場を見ながら、また職員間の情報交換、あるいは児童生徒の交流等を通じまして、互いの目的遂行のための協力を今後とも進めてまいりたいと考えております。

続きまして、「私も言いたい」という新聞投稿でしょうか。これにつきましては、私も確認どうか、読ませていただきました。中学生が理路整然とした自分の主張を書面として出していると。非常に感動を受けました。

しかしながら、その主張につきましては、一つの考え方として受け止めまして、ここでのコメントは差し控えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

時間は少ないですが、不登校の子どもたちの居場所について、やっぱり教育関係者、市長も現場を見て、ぜひ支援ができるように、現場へ行けば分かりますので、まずは現場を見てください。よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁はよろしいですか。

○14番議員（相吉正一君）

いいです。

○議長（中嶋新君）

それでは、相吉正一君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、明政クラブの会派代表質問を終結いたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開は2時50分といたします。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 2時50分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

次に、ほくと未来の会派代表質問を許します。

ほくと未来、10番議員、福井俊克君。

福井俊克君。

○10番議員（福井俊克君）

ほくと未来を代表しまして、代表質問を2項目行います。

第1項目めですが、地域の減災力の強化についてお尋ねをいたします。

本年スタートした「第2次北杜市総合計画」では、これまでの健幸北杜の推進してきた5本の柱に、6本目の柱として「健幸北杜を支える基盤」を追加し、しっかりと北杜市の将来を見

据え取り組みを、市民に示した中で市政を推進することとしています。

「健幸北杜を支える基盤」には、1つ目の中柱に「防犯・防災・交通安全対策の充実」を掲げ、特に自助、共助の観点から地域の減災力の強化を支援することとしています。

また、本年6月に策定した「北杜市国土強靱化地域計画」では、市の地域特性を考慮した上で、災害が起きる前から事前に備え、大規模自然災害等が発生したときにも、人命の保護が最大限図られる地域づくりを目指すため、様々な面から事業を展開することとしております。

そこで、これまで取り組んできた減災対策事業について、いくつか質問をいたします。

1つ目として、自主防災組織資機材整備費補助金の活用状況と効果、今後の展開の考えにつきまして、お聞きをいたします。

2番目として、防災行政無線等情報伝達手段整備事業の進捗状況とその効果、今後の展開についてお尋ねをいたします。

内訳として、北杜ほっとメールについて。

2番として、防災ラジオについてであります。

3番目として、各地域でのAEDの設置状況と今後の展開の考えについて、お聞きをいたします。

4番目として、市民主体の減災力の強いまちづくり事業の取り組み状況と今後の展開についてのお考えをお聞きします。

その①として、自主防災組織について。

②番目として、出前塾・地域防災リーダーの育成について。

③番目として、一時避難所機能向上に対する支援について。

最後の5番目ですが、消防団組織の強化に対する取り組み状況と今後の展開についてお尋ねをいたします。

大きく2項目めであります。北杜市内の大規模埋め立てについてであります。

現在、北杜市武川町地内において、大規模な埋め立て開発が行われています。この場所は、南アルプスユネスコエコパーク緩衝地帯で、古くから良質の米、「武川米」の水源にあたります。一級河川黒澤川に隣接する場所にあります。そこに今年の春先から埋め立てが始まり、最近では早朝から夕方にかけて、見たこともない、あおりの高い大型ダンプに満載した産業廃棄物らしき物を現場の大きな穴に投入し、運び入れた物をバックホーでかき出し、他の土砂と混ぜ合わせ埋め立てをしている様子が続いています。搬入してきている車両は山梨ナンバーが主で、伊豆・横浜のナンバーも見受けられます。最近では相模ナンバーも入っております。また、搬入に伴い2車線の市道も片側を占有し、交通の妨げにもなっています。

このような状況を見た下流域の市民は、この埋め立てにより有害物質が流れ出すと米作りができなくなるのでは、大きく環境が破壊されるのではないかと心配する声が上がっております。

北杜市内でも、昨年、須玉町内で産業廃棄物不適正処理における県による行政代執行が行われましたが、このようなことが繰り返されてはなりません。

以上の状況を鑑み、以下質問をいたします。

市では、この状況を把握しているのでしょうか。

2番目として、把握しているとしたらその対応をどのように考えておられるかお聞きします。

3番目として、そこにどのようなものを埋め立てているのか、詳細な調査が必要と思うが考えはどうでしょうか。

最後に4番目として、調査結果および対応策について、地域の市民にどのように周知をしていくのでしょうか。

以上、2項目にわたりましたの質問であります。よろしくご答弁のほど、お願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

福井俊克議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

地域の減災力の強化における、市民主体の減災力の強いまちづくり事業の取り組み状況と今後の展開についてであります。

現在、北杜市内の自主防災組織は67組織で、武川町牧原地区では、「自主防災組織を考える会」を立ち上げ、訓練や啓発など積極的に活動しておりますが、すべての地域で組織されておられませんので、継続して設立に向けて支援してまいります。

「出前塾」、「地域減災リーダー」の育成は平成30年度から始め、「出前塾」は、地域や団体、学校などで26回を開催、「地域減災リーダー」の育成は、市民向けに4期、69名認定、市役所職員向けに4回、126名認定しております。

認定を受けた減災リーダーが主体となって、避難所の開設・運営や避難方法の訓練、非常持ち出し品や自主防災組織の必要性を周知するなど、成果が出てきております。

講座等を通して自助、共助の力を養成することで減災につなげることができまので、それぞれの力が発揮できるよう継続して公助してまいります。

また、一時避難所については、昨年10月の「災害対策防災会議」において、一時避難所の重要性を再認識した地区が多かったことにより、本年度から「北杜市一時避難所改修支援事業」を創設し、一時避難所の避難者受け入れに必要な施設改修に係る経費の一部を自主防災組織等に支援しており、現在4地区が取り組みを進めているところであります。

「新型コロナウイルス感染症」の影響により、各地区で話し合いができない状況でありましたが、共助の意識の高まりと併せて、8月に入り取り組みへの相談や問い合わせが増えてきております。

地域の「共助力」を高め、減災力の強いまちづくりを推進するため、令和4年度までの3カ年の期間限定事業として、各地区へお知らせしているところであります。

その他については、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

山内総務部長。

○総務部長（山内一寿君）

福井俊克議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

地域の減災力の強化について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、自主防災組織資機材整備費補助金の活用状況と効果、今後の展開についてであります。

「北杜市自主防災組織資機材整備費補助金」については、これまで45組織が活用して、毛

布や発電機、簡易トイレなどを整備しております。

この制度により、各自主防災組織において、地域の実情に合った資機材などの整備が図られるとともに、地域住民の自主的な防災・減災意識の高揚につながっているものと考えており、今後も自主防災組織の育成強化を促進するため、支援してまいります。

次に、防災行政無線等情報伝達手段整備事業の進捗状況と効果、今後の展開についてであります。

防災行政無線の補完システムとして、「北杜ほっとメール」は2,600件の登録、「防災ラジオ」は142世帯に設置されております。

「北杜ほっとメール」は市外においても受信でき、見直すことも可能であります。また、「防災ラジオ」は機密性の高い住宅や大雨のときなど、防災行政無線が聞き取りにくい家庭に設置し、ラジオの電源が確保できていれば、自動で緊急放送による情報を得ることができます。

今後も、多くの市民の皆さまに、「北杜ほっとメール」または「防災ラジオ」を活用して防災行政無線の情報を受信していただけるよう、それぞれの特性を説明しながら、普及に努めてまいります。

次に、AEDの設置状況と今後の展開についてであります。

「北杜市自主防災組織資機材整備費補助金」を活用し、現在4組織に4台のAEDが整備されております。

今後も、この制度の活用による資機材の整備を呼び掛け、各地域にAEDを普及していただけるよう支援してまいります。

次に、消防団組織の強化に対する取り組み状況と今後の展開についてであります。

現在、「北杜市消防団員活性化検討委員会」および消防団本部、各分団において、実情に合った定数や組織の改編、訓練等の合理化、安全装備の充実など組織全体の底上げを目指して、基礎データの検証などを行いながら、消防団組織の強化の検討を進めているところであります。

今後、高い誇りと郷土愛護精神を持った団員が、生き生きと活躍できる消防団組織をつくり上げてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に宮川森林環境部長。

○森林環境部長（宮川勇人君）

福井俊克議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

北杜市内の大規模埋め立てにおける、詳細な調査と地域市民への周知についてであります。

市民からの情報をもとに、本年7月21日、「山梨県中北林務環境事務所環境課」の担当者と共に現地確認を行い、事業者に対し事業内容の聞き取りを実施したところ、土砂の埋め立てであることを確認しました。

さらに、7月31日には市関係各課と現地確認を行い、8月12日には県の担当者と現地確認および指導を行い、9月2日にも現地の確認を行い、この間、事業者からの聞き取り等も行ってまいります。

今後も、県と連携を図る中で、現場の状況等を注視してまいります。明らかに廃棄物の混入があると認められる状況があれば、速やかに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定に基づき、県が調査等を実施していくこととなります。

なお、市民への周知については、調査の状況により県が実施していくものと考えております。
以上です。

○議長（中嶋新君）

次に仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

福井俊克議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

北杜市内の大規模埋め立てにおける、市の状況把握と対応および地域市民への周知についてであります。

市民からの連絡により、本年7月21日から現場をたびたび確認し、「北杜市土砂の埋立て等の処理に関する指導要綱」の協議を行うよう指導し、その後も再三にわたり事業の中断と事前協議書の提出を指示してまいりました。

しかしながら実行されないことから、8月17日付けで事業者に対し、事業の中止勧告を行いました。

また、農地整備課においては、7月31日、8月3日に現地確認を行い、農業用水路への土砂の流入を確認したことから、撤去するよう指導を行いました。

その後も事業者による作業が継続され、埋め立てが広範囲に及んだことから、山梨県に情報提供を行い、8月12日に「山梨県中北林務環境事務所森づくり推進課」において、「山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例」に基づく指導を行ったところであります。

今後も、市では県と連携して現場を注視し、事業者が市の指導要綱ならびに県条例に基づき、隣接者および地区への周知を図り、その上で、地域および隣接者の同意を得て事前協議書の提出を行うよう指導してまいります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

福井俊克君の再質問を許します。

再質問はありますか。

福井俊克君。

○10番議員（福井俊克君）

それぞれの項目で再質問を行いたいと思います。

まず、地域の減災力の強化のうち、防災行政無線等情報伝達手段の整備事業について再質問をさせていただきます。

本市では、全市民への情報伝達手段として、野外の防災行政無線を主として運用いたしております。また、その補完システムとして北杜ほっとメール、防災ラジオが活用されておりますが、このことは広大な行政区域を持つ北杜市として最も効果的な情報手段として評価するものであります。

しかし、高齢世帯の多い北杜市では、補完システムのほっとメールを使える世帯は少なく、従来の個別無線と同じ機能を持つ防災ラジオの普及が重要だと考えます。

反面、防災ラジオがほしくても手続きが難しく、販売店がない地域もありまして、各支所での取り扱いを求めている声もございます。そのような中で、手続きの簡素化を含め、防災ラジオの普及、促進について再質問をいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

山内総務部長。

○総務部長（山内一寿君）

福井俊克議員の、ほくと未来の再質問にお答えいたします。

防災ラジオの件で、購入手続きの簡素化、あとは販売店が少ないということでのご質問をいただいたところであります。

防災ラジオの購入については、防災ラジオの購入費補助金要綱を策定しまして、購入者に対して販売価格の2分の1、6千円を限度として補助金を交付しているところであります。販売店の電気店へ補助金の交付をという形で、現在行っております。その支払いの委任の関係、手続き上がほかの補助金の事務の手続きと違ひまして、ちょっと煩雑になっているところが議員ご指摘の点ではないかと考えております。ですので、申請者の負担をなくすために、あらかじめ電気店に申請書に記入できるところは記入していただいて、申請者の負担軽減を図っているところであります。

防災ラジオ購入費補助金の事務手続きの簡素化については、やはり補助金交付の適正化の面で難しいところであります。なかなかやっぱり、そういう中で簡素化というのは難しいというふうに考えておりますので、購入の際には各総合支所のほうでもサポート体制を取っておりますので、また引き続き総合支所と連携を図る中で、そういう購入希望者にとって手続きの面で全面的にサポートして対応させていただきたいと考えております。

また、購入店の関係なんですけども、現在、市内11店で販売をしております、やはり身近な、町、地域に販売店がないということでの不便さという質問だったと思いますので、今後より多くの市民の皆さまに防災行政無線を補完する上でも大切な情報伝達手段、この防災ラジオでありますので、なるべく多くのお店の協力を得る中で、市民の皆さまが地域で購入できるように、また電気店、販売店のほうにも協力を求めてまいりたいと考えているところでございます。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

福井俊克君。

○10番議員（福井俊克君）

ありがとうございました。この防災ラジオは、本当に過去の個別無線に代わるべきものでもあります。情報伝達手段としては、お年寄りが一番期待しているものだと思いますので、今、部長が答弁したように、できるだけ簡単な方法で購入ができるような仕組みをぜひとも取ってほしいとお願いを申し上げます。

それでは、次に2番目の項目であります。北杜市内の大規模埋め立てについて再質問をさせていただきます。3点ほど申し上げます。

本年7月から、たびたび現場を確認しているということでもあります。指導要綱による協議を行うよう指導をしましたが、実行されていないというようなことで、8月17日付けで中止勧告をしたと答弁がありました。その後、ひと月が経過しましたが、現在、どのような状況になっているのか、改めて伺いたいと思います。

また、埋め立てが広範囲になってきております。そういうことから、8月12日に中北林務環境事務所が県条例に基づいての指導があったということでもあります。これもその後の状況は、市は確認をしているのでしょうか。その指導を行った状況について、お知らせをお願いいたします。

それから廃棄物の混入があると認められれば、県は調査等を実施していくとの答弁でありますけれども、具体的にはいつどのような調査を行うのか、改めてお伺いをいたします。

この廃棄物の疑いがあるかどうかということですが、参考までに、私が見ている範囲で言いますと、そのあおりのある大型ダンプには、いつも満載に土砂と、ある物が積まれています。これは明らかに見ても、一般の土砂であれば、もう積載オーバーです。すごいダンプで、こんなに高いあおりで、3メートルもある高さで。それに山盛り積んである。では、それが積載オーバーでない車で搬入していますよということであれば、それはもっと軽いように、土砂と違うものではないかと、このように一般の人でも推測されるんです。だから早く、地域の人は何を埋めているかということをも早く調査してほしいというのが本音です。そういうことですので、今の3項目、よろしく願います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

福井俊克議員の、ほくと未来の再質問にお答えいたします。

現在の状況はどうなっているかというところでございますが、ひと月経過したというところの状況かという質問かと思えます。

市におきましては、関係部署が日々、現地等を確認しておりますが、残念ながら現在も作業は中止されておられません。要綱で中止勧告まで行いましたが、再勧告も視野に入れまして、強く事業者へ指示、指導してまいりたいと考えております。

それからもう1点、県の指導後、状況を確認しているのかというご質問かと思えますが、市においては、現地を再三確認しております。県におきましても現場の確認をしており、県条例の適用となるか、事業者と現地での埋め立て区域の確認と測量などの指導、協議をしていると聞いております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

宮川森林環境部長。

○森林環境部長（宮川勇人君）

福井俊克議員の、ほくと未来の再質問にお答えをさせていただきます。

県の調査はどのようなことか、いつかということですが、先ほども答弁をさせていただきましたが、県に聞き取り調査をしたところ、現状では土砂であるというところがございます。仮に産業廃棄物でもあればということですが、産業廃棄物の処理につきましては、廃掃法の規定で県が対応をすることとなっております。

調査の方法でございますが、廃棄物の混入が確認された場合は、発見された段階で事業者から聞き取りを行います。廃棄物の内容や搬出先を調査いたしまして、廃棄物か否かを判断することとさせていただきます。その上で、さらに必要があれば廃棄物の成分の分析を行うというところ

ころでございます。

特に土砂か汚泥かというものの判断は、非常に難しいというところございまして、有害な物質が、成分が含まれているかどうかということを今後の状況によって調査をしていくというところでございます。

いずれにいたしましても、県と連携を取る中で、引き続き現場を注視いたしまして異常が発見されれば、速やかに県等と対応をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

福井俊克君。

○10番議員（福井俊克君）

再々質問をさせていただきます。

廃棄物の混入があると認められればということであるんですが、その調査をします。これはどのような格好ですか。今、ダンプで持ってきたものを、あけたものをそのまま採取させてもらって、それを確認する。私はそれをしてもらえば一番いいと思うんです。実際、それをやっているんだから。土砂、これは一般の土砂ではないなというものをあけているんですよ。そのあけているものを、失礼ですがとって、それを調査させてくださいと、持って行って調査ができないんですかね。とてもむずかしいです、私は。そのへん。最後をお願いします。

○議長（中嶋新君）

宮川森林環境部長。

○森林環境部長（宮川勇人君）

福井俊克議員の、ほくと未来の再々質問にお答えをさせていただきます。

現場の物をとって、それを調査ができないのかというところでございますが、先ほども答弁させていただきましたが、現段階では県の担当者も土砂というふうに言っております。土砂か汚泥の判断は非常に難しいというところでございますので、現状では土砂という判断をさせていただいておりますので、今すぐ採取し、成分調査をするということは現段階では難しいという状況でございます。引き続き現場を注視していきたいというように考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

福井俊克君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、ほくと未来の会派代表質問を終結いたします。

次に、無所属の会の会派代表質問を許します。

無所属の会、2番議員、池田恭務君。

池田恭務君。

○2番議員（池田恭務君）

無所属の会の代表質問をさせていただきます。5つの項目でさせていただきます。まず1項目めです。太陽光発電設備条例の早急な改正をということで伺います。

昨年、「太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例」が可決されました。その後、様々な声が市民から上がっていると思います。当時より懸念されたものが多い印象です。以下、質問いたします。

1点目、条例は令和元年10月1日からの施行ですが、どのような施設は条例の対象外となるのか伺います。

2点目、第4条（事業者の責務）ですが、関係法令を遵守することが求められています。違法設備である場合、市長はどう対応されるのか伺います。

3点目、第8条（地域住民等への周知）は、説明会を必須としないことへの懸念がかなり当時、議論をされました。基本的には説明会を求めるものであって、それ以外の方法はレアケースになると、そういった答弁でありました。しかし、実際の運用はそうになっていないとの市民からの声が上がっております。運用状況を伺います。

4点目、第22条（既存設備への適用）ですが、条例施行前に設置した設備は合理的な期間内に許可基準に適合するように努めることとなっておりますが、現状はどうなっているでしょうか伺います。

5点目です。条例施行1年が経過しまして、北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会の意見に沿った条例改正が今、求められる、そんな状況ではないかと考えますが、市長の見解を伺います。

2項目めになります。今こそUターン・移住促進をということ伺います。

コロナの影響を受けまして、これまで以上に地方への移住定住の関心が高まっていると言われています。先日、不動産関係の方にお話を伺いますと、これまででないほどの事業と申しますか、商売としては大変好調だそうです。普段の2倍ですとか、そういったレベルの好調さだそうです。そこで以下、質問をいたします。

1点目、渡辺市政となったこの4年間で、移住（Iターン・Jターン）をしてきてくれた方々の人数、世帯数はどの程度でしょうか。

2点目、同期間でUターンしてきた人数、世帯数はどの程度でしょうか。

3点目、同期間で移住後、残念ながら市外へまた移られた方々の人数、世帯数はどの程度でしょうか。

4点目、Uターンや移住の障害、ハードルは何と市長は考えてられていますでしょうか。それに対する解決策をどのように考えられていらっしゃるのでしょうか、伺います。

3項目めになります。第2波、第3波や地域経済停滞に備えコロナ対策をどう考えているかということ伺います。

今後も時間の経過とともに、生活困窮に陥る市民の方が増えるリスクがあると見るのが自然な状況だと思います。自治体のリスク管理として、どのようなことを想定し、どのような施策案を持っていらっしゃるか、以下伺います。

1点目です。日本弁護士連合会の提言が5月に出ております。事前にホームページのリンクでお知らせしておりますが、新型コロナウイルスの感染拡大が収束するまでの一定期間の特例措置として、生活保護制度の運用を緩和し、同制度の積極的活用をと、そういった内容で、大変合理的だというふうに考えるわけですが、市独自で同等の対策、施策を行うべきと考えるわけですが、お考えを伺います。

2点目です。先のような一律給付ではなく、コロナという特殊な状況で困っている市民にピ

ンポイントで長期にわたる支援を設計すべきだと考えます。従来よりそういった主張をさせていただいてきたつもりですが、今回の3万円の商品券、実際これがどのような効果が出たのか、これをいつ、どのように検証する予定なのか伺います。

4項目めです。市民参加にもつながる情報の見える化への取り組みをということで伺います。この4年間の北杜市政は、市民に対して情報公開に積極的ではない印象を与えていると感じます。先の裁判でもその姿勢がより強く印象付けられたのではないのでしょうか。今後に向けた取り組み姿勢を伺います。

1点目、開示請求をオンラインで受け付けるなど、市民の立場に立った簡素化を検討してはいかがでしょうか。

2点目です。開示する場合は、紙に加えてオンラインであるとか、PDFで開示できる仕組みを検討してはいかがでしょうか。

3点目、市が保有している定量データを開示し、市民の行政監視、提案につなげる仕組みを整えてはどうでしょうか。

4点目、市民が足を運んでの訪問や電話のみならず、オンラインでの問い合わせ窓口、チャットであったり、テレビ会議などを整えてはいかがでしょうか。

5点目です。市民との接点、窓口などですが、における満足度調査がどのようになっているか伺います。

6点目、サービス向上のため電話対応の録音と、その活用をしてはいかがでしょうか。

7点目、若者議会を設置し、子どもたちが大人になる前から街づくりに参加できる制度を構築してはいかがでしょうか。

5項目め、伺います。リモートワーク環境の整備についての考えはということで伺います。

Uターン・移住の促進には、仕事の環境も大きく影響するわけですが、この4年間の取り組み状況を伺います。以下、質問します。

まず1点目、合併時に作成された新市建設計画に「恵まれた自然環境の中でスモールオフィス、ホームオフィスの誘致を推進します」とありますが、令和2年3月議会で進捗確認した際は、これまで事業化に至らなかったことから調査・研究を行ってまいりたいと考えておりますとの答弁でした。その後の進捗状況は、いかがでしょうか。

2点目です。コロナの影響でリモートワークが現実的な選択肢となったわけですが、家で仕事をするための課題・ハードルも指摘されているところです。シェアオフィスなどが充実した自治体は魅力的に映りそうだというふうに考えるわけですが、環境整備についての市長のお考えを伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

池田恭務議員の、無所属の会の代表質問にお答えいたします。

今こそUターン・移住促進をにおける、Uターンや移住の障害と具体的な解決策についてであります。

移住の障害については、移住相談を受ける中で、住まいや仕事に関する相談が多いことから、

移住後の住まいと仕事を一番心配されていると考えております。

また、冬場の寒さや積雪、土砂災害や浸水の想定など、災害に関する相談も寄せられているところでもあります。

住まいに関しては、「空き家バンク制度」の紹介や市営住宅の紹介もしております。

仕事に関しては、相談者一人ひとりのニーズに対応できるよう相談体制を強化し、本年度開設した、「はたらく応援窓口」により市内の企業情報の紹介や「女性活躍推進チーム」と連携し、「就職ガイダンス」の開催や各種セミナーの情報などを提供しているところでもあります。

また、積雪や災害など実際の暮らしの不安の解消としては、多くの情報をお伝えできるよう準備をしております。

相談者の皆さまには、まずは、市を知っていただくため、お試し住宅などを活用いただきながら、北杜市に何度も足を運んでいただき、自分の目で確認し、自分の体で北杜市を感じる中で、不便な部分なども認識して移住の検討をしていただくことも重要であると考えております。

その他については、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

順次、答弁を求めます。

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

池田恭務議員の、無所属の会の代表質問にお答えいたします。

市民参加にもつながる情報の見える化への取り組みをについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、窓口などの満足度調査についてであります。

市では、窓口業務などに特化した満足度調査は実施しておりませんが、「市長への手紙」や各種計画策定時などのアンケート調査において様々なご意見をお聞きし、市民サービスの向上に努めております。

さらに、昨年度からは多くの市民の皆さまとの会話を大切に、「飛び出せ 市長と未来を語る集い」を開催しておりますので、今後もこうした取り組みを通じてご意見を伺ってまいります。

次に、「若者議会」についてであります。

本市においては、これまで、「ふるさと創生会議」の委員として、高校生や大学生をメンバーにお願いし、積極的に市政に参画する機会を創出するとともに、子どもたちが多くの地域の皆さまと交わり、「ふるさと北杜」の魅力を再発見し、郷土愛を育み、住み続けたいと思うまちづくりを進めております。

昨年度から力を入れている民間企業との包括連携協定では、「日常の当たり前」を「魅力」として感じられるよう、様々な取り組みをスタートさせたところでもあります。

他の自治体での「若者議会」の取り組みは承知しておりますが、本市においては、市民や企業の皆さまと一体となり、こうした取り組みをさらに進めてまいりたいと考えております。

次に、リモートワーク環境の整備についての考えはにおける、スモールオフィス、ホームオフィスおよびリモートワークについてであります。

本市が検討を進めている「サテライトオフィス」については、これまで民間企業の力を活用した開設の研究を行ってまいりました。

こうした中、本年度に入り、市内民間事業者から事業化に向けた相談をいただいているとこ

ろであります。

また、シェアオフィス、サテライトオフィス等については、市内において、民間による、旧高根清里小学校を活用したコワーキングスペースなどの事例もあることから、情報収集を行い、今後、市との連携について研究を進めてまいります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に山内総務部長。

○総務部長（山内一寿君）

池田恭務議員の、無所属の会の代表質問にお答えいたします。

市民参加にもつながる情報の見える化への取り組みをについて、いくつか質問をいただいております。

はじめに、開示請求の簡素化とオンラインやPDFでの開示できる仕組みについてであります。

市では、開示請求書の受付は窓口を基本に利便性を考慮し、郵送での対応も行っております。

開示請求を受け付ける際には、請求者がどのような公文書を求めているかの詳細な確認や、個人情報漏えいの観点から、慎重な事務手続きが必要であり、細心の注意を払う中、紙面での開示を原則としております。

このことから、正確性に重点を置くため、オンラインの受付やオンライン・PDFでの開示については、直ちに行う考えはありません。

しかし、市民のニーズを見極めながら、利便性と正確性が担保できるような仕組みづくりの構築を図ることは必要と考えておりますので、今後検討してまいります。

次に、定量データの開示による市民の行政監視、提案への仕組みについてであります。

これまで市の広報紙やホームページなどを通じて、積極的に定量データの開示を行ってまいりました。

今後も、「見える化」などに重点を置き、グラフや図表などを用い、市民に、より分かりやすい情報提供を行うことにより、問題点が明確になり、市民からの提案にもつながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に清水企画部長。

○企画部長（清水博樹君）

池田恭務議員の、無所属の会の代表質問にお答えいたします。

今こそUターン・移住促進をにおける、4年間の移住の状況、Uターンの状況、移住後の転出の状況についてであります。

平成28年12月から本年7月末までの間の移住者は2,994人、1,723世帯であります。

本市においては、県の統一調査様式を用いて集計していることから、Iターン、Jターン、Uターン、市外への転出の人数および世帯数については把握しておりません。

しかし、本年4月から、Uターンのみ区分しておりますので、7月末までの人数は24人、19世帯であります。

次に、第2波、第3波や地域経済停滞に備え、コロナ対策をどう考えているかにおける応援券の効果検証についてであります。

「心がつながる応援券」は、市民の皆さまが応援券をすべて利用していただくことにより、市内経済の回復に効果が生まれてまいります。

今後、「支えあい北杜推進会議」でご意見を伺うとともに、商工会からの換金状況の報告や、随時、参加事業者や市民からの聞き取りを行い、事業終了後には、アンケート等を実施し、検証することとしております。

次に、市民参加にもつながる情報の見える化への取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、オンライン問い合わせ窓口についてであります。

オンラインを活用した窓口等の取り組みについては、すでに移住定住相談で実施しており、また、本年10月下旬より「ほくとっこ元気課」において、オンラインでの個別相談を開始する予定であります。

しかし、セキュリティ等の観点から、市のインターネット接続とは独立した形で整備していること、相談に対応する職員体制など、現時点では、市役所全体での整備は難しいものと考えております。

次に、電話対応の録音と活用についてであります。

職員の使用する電話においては、一部、録音機能を備えた機器を設置しておりますが、職員の電話コンクールへの参加など、市民が掛けやすい電話対応に心がけており、録音することによって、電話が掛けにくいことになってしまう恐れもあることから、今後の活用については、慎重に対応していく必要があるものと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

池田恭務議員の、無所属の会の代表質問にお答えいたします。

第2波、第3波や地域経済停滞に備えコロナ対策をどう考えているかにおける、生活保護制度の運用緩和への市独自の考えについてであります。

本市において、「新型コロナウイルス感染症」の影響により、国の緊急小口資金を申請された方は、先月末現在176件で、その効果もあり、生活保護者は先月末現在で1名と少数でありました。

今後、「新型コロナウイルス感染症」の影響が長期化した場合、生活保護申請者が増加することも予想されますが、生活保護制度は、生活保護法等に基づき、適正に運用するものであると認識しておりますので、「日本弁護士連合会」が国に活用を求めた8つの事項については、今後、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

池田恭務議員の、無所属の会の代表質問にお答えいたします。

太陽光発電設備条例の早急な改正をについて、いくつかご質問をいただいております。
はじめに、条例の対象外となる施設についてであります。

「北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例」の対象外の施設は、昨年9月30日までに着手している施設、発電出力10キロワット以上および太陽電池出力10キロワット以上の電気事業者による、「再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」、いわゆる「FIT法」に基づく太陽光発電事業を行うもの以外のもの、および建築物の屋根または屋上に太陽光発電設備を設置した施設であります。

次に、違法設備への対応についてであります。

関係法令等により、所管省庁・県等で違法設備とされ、許可の取り消し等があった場合には、条例に基づき、不許可または許可の取り消しを行います。また、条例に違反した場合は、所管省庁・県等に通報することとしております。

次に、地域住民等への説明会の状況についてであります。

これまでの申請・許可の状況においては、地域への相談により説明会が必要ないものとされたもの以外は、住民説明会が開催されております。

次に、既存設備への条例の適用状況についてであります。

既存設備を条例の基準に適合させるためには、「北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する指導要綱」に基づく変更の届出が必要となりますが、現在のところ届出はありません。

次に、検討委員会の答申に沿った条例改正についてであります。

条例については、「北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会」の提言書を最大限尊重する中で、法的妥当性、実行性を考慮し、規制内容が合理的であるかどうかなど、慎重に検討したものを議会に上程し、修正案も出される中で可決されたものであり、今後法令に改正があった場合には、条例の見直しを行います。現段階で条例改正を行うことは考えておりません。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は4時5分といたします。

休憩 午後 3時49分

再開 午後 4時05分

○議長（中嶋新君）

それでは、再開いたします。

ここで本日の会議時間は、あらかじめ延長いたします。

当局の答弁が終わりました。

池田恭務君の再質問を許します。

再質問はありますか。

池田恭務君。

○2番議員（池田恭務君）

ありがとうございました。時間が許す限り、全項目について再質問、再々質問をさせていた

だきます。

まず、1項目めの太陽光発電設備条例の早急な改正をとということの、1つ目の質問に対する再質問ですが、10月1日施行で9月末までに着手されたものは対象外ですというお話でした。これについては、例えば9月末に本来の場所ではないところ、たぶん、おそらく間違えたんでしょうけども、数メートル離れたところに鋼管を打ち込んで、その後、翌年6月まで一切工事がなくて、始まった工事は、今度は実際きちんとした場所に、ただ鋼管ではなくて、まったく違うコンクリートの基礎となった、そんな事例があって、市民からも、その点については、市のほうへ話がきているはずですけども、こうした場合は、当然、工事を着手していないというふうに市長は判断されると私は信じるわけですが、市長のご判断を伺います。これは市長のご判断を伺いたいという話です。

2点目の再質問ですけども、法令遵守の部分です。太陽電池の合計出力に3キロワット以上、もしくは3%以上の増加がある場合、資源エネルギー庁に変更認定を申請しないとイケないわけですが、これをするると調達価格が大きく変わるということで、できれば事業者からすると、おそらくしたくないものなんではないかなというふうに想像するわけですけども、そうしたものが市のほうで分かっている場合、そうした3キロワット以上、3%以上の増加があるものというものが分かっている場合は、資源エネルギー庁の変更認定を申請してくださいというふうに市長は指示される、もしくは第15条に基づき許可を取り消す、当然、そうされると思うわけなんですけども、市長はどのようにお考えなのか伺います。これも具体的な事例があるので、おそらく認識はされていると思います。

同じくこの項目の再質問ですが、第12条第1項で、標識の件が書かれているわけですけども、この標識が提示されていない場合、これは同じく第15条4に基づいて、許可の取り消し対象となるのではないですかと思うんですが、市長のお考えを伺います。

あるいは、きちんと指導をされるのではないかと、当然されると思うんですが、どうもされていない様子なので、なぜなのか市長のお考えを伺いたいと思います。

3つ目の質問の再質問です。地域住民への周知の部分、実際にはと言いますか、説明会は開催されていますということでしたが、説明会が開催されないという声が多く市に届いているはずなんです。ということは実際、市民からすると開催されていないのに、市は開催されているというふうに捉えられているというわけなんですけども、これは例えば、事業計画が変更された場合、事業計画が変更される前には説明会があった事例ですが、事業計画が変更された場合、これは住民が再度求めれば、説明会は行うべきだと。当然、そう思うわけなんですけども、これは行わないということをして市は認めているらっしゃる事例があるわけなんですけども、市長、その点、ご認識があればなぜそうなのかを伺いたいと思います。これは、郵送で済ませようとしているという認識です。

こうした開催される、されていないというところの認識のギャップが出るのは、説明会の完了条件ですとか、基準が市と住民の間で異なるからだろうというふうに思うわけなんですけども、以前の答弁では住民側に受け止められないのでは、それは説明会とは言えない。また、再度、そのへんについては指導していくという形になると思いますと、そういった説明でした。これは改めて、こういう考えでいいのか、住民が納得していない、そういう状況であれば、事業者に対して説明を求めていくと、そういう考えでいいのか市長に伺います。

4点目に対する再質問ですが、既存設備への適用ですけども、先ほどの答弁では届け出はな

いということなので、ちょっと驚いてしまったんですが、聞き間違ったらすみませんが、これはせめて事業者には、どんな努力義務が求められるのかということを知り、それぞれ個別指導をしていく、そうしたことが市民から求められているというふうにするわけなんですけども、そうした既存設備へのアプローチというのは、市長はされないのか。されていないという、先ほど答弁だと、そうかなという理解なんですけど、されないのか、今後もされないのか伺いたいと思います。

また、先ほどの届出はないということから思ってしまうのは、第3条で市の責務というものがありますけども、この市の責務を果たしていない、条例違反になりませんかというふうにするわけなんですけど、市長のお考えを伺いたいと思います。

5項目目の再質問ですけども、1年間かけて議員も入って、弁護士も入って、事業者も入って、専門家、学識経験者も入って行った検討委員会の意見書なわけですけども、これがなぜ反映されないのか。去年の条例を作成する段階では、いろんな議論がありまして、私はもちろん反対したわけですけども、いったんスタートした結果、様々な市民から、また声があがっているというふうには認識しております。そうした声をしっかりと受け止めるならば、条例改正に向けて、市長、動き出してくださるはずだと思うわけなんですけど、改めてここについて、なぜ条例改正に動き出さないのか、市長に見解を伺います。お願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

池田恭務議員の、無所属の会の再質問にお答えいたします。

何点かいただきました。もし落ちがあれば、ご指摘のほうをお願いいたします。

まず昨年9月末時点で、条例施行前ということかと思いますが、着手している、前の条例施行前の景観条例に基づくものが着手しているというところの判断のご質問かと思いますが。

今、ご指摘の点につきましては、当然、10月1日から私どもの条例が施行されたものでありまして、それ以前に設置しようとする設備に対しては、条例の規定から適用することはできないと考えております。

なお、このような設備に対しては、当然、指導要綱、それから景観条例による届出が必要となることや、国や県のガイドラインと併せまして、不適切な設備に対しては指導をしてまいりたいと考えております。

それから2点目ですが、FIT法に基づく発電量が国への申請時と異なる、3%以上というふうなご指摘でありましたけども、それについては違法ではないかとか、そういう判断というところのご指摘かと思いますが。

これにつきましては、そういった事例がございましたので、私どももその判断につきましては、FIT法の所管官庁が行うものであると考えておりまして、市におきましては違法であるとの判断はできません。ですので、当然ながら所管官庁に通報しております。

それから3点目の、現地において標識が表示されていないということのご指摘でございますが、それにつきましては、設置するよう指導を行っております。

それから4点目の住民への周知、説明会が開催されている件についてですが、基本的には条例上では説明をするというところで謳っておりますので、規則において1つの説明の仕方とし

て説明会などを想定しております。

また、説明の方法につきましては、先ほど申し上げました規則の地域説明会や個別説明会等、適切な方法により事業の内容を業者側が周知を図るものと書かせていただいているところがあります。

説明会におきまして、関係者の理解が得られていないではないかというところがございますが、そこにつきましても、業者側は説明を行って、周知を行ったというところでありますので、事業者にはその事情の内容、説明の内容等もお聞きする中で最終的に指導、判断をしまいるというところがございます。

もう1点目ですが、届出がない場合というところで、個別指導をしていくというところがございますが、その個別指導の必要性、責務は、違反ではないかというようなご指摘ではありますが、違反ではないというふうに考えております。

市民からの声で改正すべきではないかというご指摘、動き出さないのかというようなご質問でございますが、これにつきましては、条例につきましては、先ほど申し上げました北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会の提言書を最大限尊重する中で、法的妥当性、それから実行性を考慮し、規制内容が合理的であるかどうかなど慎重に検討したものを議会に挙げさせていただきまして、議会からも修正案が出されまして、その中で可決されたものであります。

今後、現在のところ法令に改正があった場合には、条例の見直しを行ってまいります。現段階では条例の改正を行うことは考えておりません。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

池田恭務君。

○2番議員（池田恭務君）

今、お答えいただいたんですけども、1点目のこういう条件においては、これは工事着手なんですかというのが質問でした。ですので、具体的なさっきの事例で、本来設置する敷地ではないところに杭を1本か何本か分かりませんが、打って、それでもって工事着手なんだというふうに判断されているような事例があるわけですが、実際、そこは工事現場では厳密にはないところで、しかも工事の仕方も、実際工事を始めたら全然違う基礎のつくり方なので、そういう事例は工事着手、要は条例の適用外になるんですかというのが1個目の質問です。

○議長（中嶋新君）

仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

失礼いたしました。着手の状態というところがございますが、私どもで把握しています、その事例につきましては、9月末だったというふうに思いますが、当該箇所におきまして、鋼管杭による基礎の打ち込みを確認したというところがございますから、これをもって着手しているという判断をしておるところであります。また、その当時、現地にも資材等が持ち込まれていたというところもありまして、当然ながら着手しているという判断であります。

その後、鋼管杭の打ち込みが、現地に転石等が多くて、打ち込みが難しいというような業者側からの申し出もありまして、現在のところコンクリートの基礎におきまして設置をした旨の相談と言いますか、連絡が来ております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

池田恭務君。

○2番議員（池田恭務君）

ありがとうございます。再々質問をさせていただきます。

まず1項目めの再々質問ですが、今のお話ですと、本来パネルを設置する場所ではないところ、少し外れたところに杭を打つても条例の適用外であると。それが今の市長のお考えだというふうに捉えますが、そういうことでいいんでしょうか。市民からすると、びっくりするような判断基準といいますか、地域住民のことはまったく考えていないと言われても仕方がないような判断だと思ってしまうんですけども、市長、そういうことで本当にいいのか、改めてこれを伺いたいと思います。1件も答えていただいていませんけども。

2つ目の件ですが、法令遵守ということで、3キロワット、3%以上の増加がある場合、これは、市のほうで、これは事実として分かっているわけで、なぜ事業者に対して、これは資源エネルギー庁にきちんと申請してくださいと、変更認定を受けてくださいということを行わないんでしょうか。明らかにこれ、やらなければいけないことなのに、なぜこれをやらないんでしょうか。これも市長のご意向で、市民よりも事業者を優先するんだという、そういうお考えなんだろうと、これからは思わざるを得ませんけども、そういうことなんんでしょうか。ただただ、事業者にきちんと申請してくださいというだけの話ではないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

3項目めの件ですが、これは当時、条例の議論をしたときの懸念が、まさに今、そのまま出たなという感じで、条例に賛成した議員の皆さんも憤慨されているのではないかなというふうに私は感じます。

当時は説明というふうにされたがために、本当に説明会がきちんとされるのかということがすごくたくさん議員から心配の意見が出ました。そのときに執行からは、これはもう基本的には説明会なんですと。説明会以外はレアケースですということで、多くの議員が説得されたと思います。それが今、まったく違う答弁が出てきたわけですけども、これも私、市長に伺った上で、部長、お答えになっているので、これは市長のお考えなんだと思いますが、本当にそういうことで、事業者側を優先して市民を優先しない、そういうことでいいのか伺いたいと思います。

そして既存設備への適用ですけども、条例違反ではないと。市の責務をこれでも果たしていますということなんですけども、これも市民のことを思うのであれば、事業者はどのくらいですかね、1つの事業者が複数設備持っているので、300とか400ぐらいが対象なんではないかなというふうに思うわけなんですけども、そこに対して、今回、こんな条例ができました、遡及対応といいますか、既存設備への適用もこうこうですという通知をして、それぞれの意向を聞くですとか、市として市民の側に立った対応をすべきだというふうに思うわけなんですけども、そういうことは一切、市長はやられないということなんんでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

池田恭務議員の、無所属の会の再々質問にお答えします。

まず、1点目の申請している場所と実際、着手した場所が違うのではないかというご質問でよろしいでしょうか。

現地におきまして、正確にその場所というところが微妙な部分があったのかもしれませんが、現実、現地におきまして、私どもが確認する限りは作業を始めていたという判断がございます。

それから発電量の、FIT法に基づく部分の業者側への指導と、それから国への通報の関係でございますが、国へは私どもがその内容を伝えております。当然ながら国の判断があるというところがございます。最終的には、パネルを設置して、電力会社へつなぎ込みをするときに、その発電量のものが当然、確認が国のほうでされるというところがございますので、現段階ではその判断が私どもではできませんので、通報のみということで判断をしたものであります。

説明会についての再々質問でございますが、説明会につきましては、条例上は説明を求めているというところがございますが、規則のほうで1つの例として説明会や個別訪問、個別説明会というところが書かれておるところであります。地域の行政区長などのご意見をいただいた中で、業者側が当然、その要望に基づいて説明会、あるいは郵送、個別訪問などが行われているというところでもありますので、あくまでも業者側がその説明をするにあたって、その説明会、あるいはほかの方法等が考えられるというところ、条例上は説明というところで解釈をしておるところであります。

市の責務であります。当然ながら太陽光条例の趣旨としまして当然、発電設備の設置と自然環境の調和というところがございますので、その目的に対しまして、当然、市民側、業者側、両方が納得できる、理解ができるというところで、この条例のつくりはできているというふうと考えております。ですので、業者側もコミュニケーションを取りながら説明責任も果たしていきますし、その責任も負っていくというところだと考えております。

○議長（中嶋新君）

土屋副市長。

○副市長（土屋裕君）

無所属の会、池田恭務議員の再々質問に補足もございますので、私のほうからお答えさせていただきます。

3点目の説明会の関係でございますけれども、市といたしましては、条例制定の折には説明会が原則というふうに捉えてございます。しかしながら、地域によっては、例えば説明会の必要はないというケースも想定がされましたので、説明をすることという内容の条例のつくりにしてございます。当然のことながら、地域の皆さまのご要望の中で、説明会ということの要望をいただく中では、市としては説明会の開催を業者にもしっかり伝え、またそういった方向で指導をしているというところがございますので、ご理解をお願いいたします。

それから最後の通知の関係でございますけれども、条例の施行にあたりましては、事前の6月議会でご議決いただきましたので、それから10月1日までの間、様々な方法でホームページ、また窓口等での周知を行いまして、事業者、また市民の皆さまには周知を図ってきたところでございます。

当然のことながら、今、手続きを取る事業者については、条例の内容を熟知して計画をして

いるという判断もございますけども、またこの、今、ご質問の中にあります既存の施設の業者につきましても、知らないというケースがもしかするとあるのかもしれないですが、それはまた周知の方法は検討してまいりたいということが1点と、それから少なくとも既存の施設につきましても、景観条例、また指導要綱の中で変更を行う場合には、届け出をすることということは周知がされておりますので、そういった変更の届け出等が出る事前の協議の場面におきまして、この条例の趣旨もしっかり伝え、努力義務を果たしていただくように努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに。

池田恭務君。

○2番議員（池田恭務君）

次の項目に移りたいと思います。

Uターン・移住促進をというところですが、Uターンや移住の障害は何というふうに市長は捉えられていますかということで、住まいの相談や仕事の相談とか冬の寒さ、災害の様子とかそういったことの説明をしていますというようなご説明をいただいたかなと思いますが、こちらに移住しようと考えている潜在移住者世帯の皆さんにとって、一番のハードルというのは、仕事もそうなんですけども、いきなり土地を買って、そこに家を建てるというのがすごいハードルなんだと捉えています。私自身もそこはすごいハードルでありました。そこを解消しなければ、なかなか最後の一步を踏み出せないのではないかなというふうに捉えています。ですので、例えば空き家の活用をして、そこでDIYなどで、ワークショップなどで改修して、そこを賃貸で出すというようなことを、例えば行政区単位でたくさん造って、移住希望者の皆さんに貸し出してみても、そこに実際住んでもらう。そして気に入っていただいたら、そこに実際、購入も選択肢になるといった、例えばそういうアプローチは考えられないかなと思うわけなんですけど、この点についてご意見をいただければと思います。

○議長（中嶋新君）

清水企画部長。

○企画部長（清水博樹君）

無所属の会、池田恭務議員の再質問にお答えします。

今こそUターン・移住促進をの質問の中、移住の障害となる北杜市に住む環境整備の市としての対策ということでございます。

市のほうでは、空き家バンクや先ほどもご答弁させていただきましたけれども、土地や不動産情報等、できるだけ多くの情報をお伝えすることはしておりますけれども、さらにある程度、そういうハードルもまだ高いというようなご質問でありますけども、市のほうでも土地等の有効活用とか、対応できるところについては、前向きに研究を始めているところでございますけども、今の段階で市としてそういう住宅等を整備して家賃補助をする中で移住者にとというような考えは、現在のところは考えていない状況であります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

池田恭務君。

○2番議員（池田恭務君）

ありがとうございます。今、出している情報そのものを否定するわけでは、もちろんないんですけども、その情報が出ていても、実際、それを購入するとか、そこに住んでみるとかということのハードルをどう下げていくかということなんですけど、家賃補助をしなくても、そこは私、さっきの例で言うと家賃をとってもいいと思っているんですね。そのほうが移住を考えている人たちは、まず気楽にちょっと来ていただいて、地域に、現実的なケースとしてやっぱりなじめない地域があったりする人もいるわけなので、そうした人が、でも北杜市は好きなので、では別の物件でもう1回住んでみようかですとか、そうしたことにつなげられないかなというような、そういう話なんですけども、そういったことは検討の余地があるのかというか、研究のテーブルにこれからのせていただけるような可能性があるか、そういったところで伺えたらと思います。

○議長（中嶋新君）

清水企画部長。

○企画部長（清水博樹君）

無所属の会、池田恭務議員の再々質問でございますけれども、先ほども答弁させていただきましたけれども、基本的には不動産業者からの情報も収集する中で、できるだけ多くの情報は出しているわけでございますけれども、さらにお試し住宅ということで体験もしていただいている状況でございます。これについては大変、好評いただいておりますので、その先にある姿として、そういう移住者が利用できる住宅の整備という話であると思っておりますので、これらについては、先ほども申し上げましたように、いろいろな地権者もあつたり、地域もありますので、いろいろな方のご意見をいただく中で研究をしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

ほかに質疑はありますか。

池田恭務君。

○2番議員（池田恭務君）

ありがとうございました。3項目めの再質問です。

先日の3万円の商品券の効果をどう、いつ検証しますかという質問だったんですけども、市内経済に効果が出てきたタイミングでといったような答弁だったかなと思うんですけど、評価指標は何としてお考えなんでしょうか。私、これ賛成しかねた立場ですけども、商品券を配っても結局、その商品券が現金で使う予定だったところを、その商品券を使って、実際、手元に残った現金が貯金で残ってしまったというようなことになると、これは市内経済への効果はゼロですよね。なので何を、K P I といいますか、評価指標と考えられているのかを伺いたいと思います。

○議長（中嶋新君）

清水企画部長。

○企画部長（清水博樹君）

無所属の会、池田恭務議員の3万円の商品券の効果指標ということで再質問をいただいております。

ります。

この評価指標ということでございますけれども、まず、この経済が非常に落ち込んでいるときにできるだけ早く市民の皆さま、またその市民の皆さまのお力をいただく中で、一緒に地域の企業、事業者を盛り上げていくという目的で商品券を出すということは、これまでもご説明を申し上げてきたところでございます。

その状況の中で、現在、商品券に取り組んでいる事業者が今までのプレミアム付き商品券では、300事業者程度でしたけれども、今回、現時点で1,027事業者が申し込みをいただいている。この数字だけを見ても非常に事業者の期待が高いということだと考えております。

また、市民の皆さまにおかれましても、現時点で約96%の商品券の引き換えが行われておりますので、この数字を見ても非常に市民の皆さんもこの商品券については期待して、活用していただけるものと考えております。

これらの内容のものにつきましては、いずれ来年の1月末までにはこの利用状況等がはっきり見えてくると思いますので、それらをしっかり検証する中で評価を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

池田恭務君。

○2番議員（池田恭務君）

再々質問です。

今、手を挙げてくださった事業者の数ですとか、市民が受け取ったパーセントとかという話もあったんですが、その数字は評価指標としては当たらないのではないですかねと、私は思います。当然、市内の事業者からすると商売のチャンスなわけですから、商品券、市民からすれば使えるところ、使えないところで、まったく同じ物を買おうとしたときには、当然、使えるところに行くでしょうから、どの事業者も手は挙げると思います。市民からしても、こんな商品券が出るということであれば、入りませんという市民はほとんどいないと思いますので、それは評価の指標としては適切ではないんだろうと思うんです。

先ほど申し上げた話で、やはり市内経済が盛り上がったということが評価指標なんだと思うんですけども、それを何をもって盛り上がったというふうに判断するのかというのは、とても難しいと思うんですが、なので何の指標をもって、それを評価するんですか、確認するんですかというのが質問で、というのが、今後の政策とか事業への大切な前例となると思うので、そこで、私はさっき賛成しかねた立場だと言いましたけど、これで本当に成果が出たのであれば、その次につなげるということは、もちろん良いわけですし、やっぱり成果としては実際、経済効果としてはいまいちでしたということであれば、また、この次につなげればいいだけだというふうに私は思うので、その評価指標というものはしっかり明確にして今後につなげていただきたいと、そういう思いからも伺っています。改めて、何でもって評価していくのか、何でもって経済に効果があったと、あるいはなかったというふうに判断されるかということをお教えください。

○議長（中嶋新君）

清水企画部長。

○企画部長（清水博樹君）

無所属の会、池田恭務議員の商品券に関します再々質問にお答えします。

評価の方法ですけれども、本当はずっと同じ経済状況であれば、当然、今年の申告のときにある程度、申告の状況を見ればその効果がどうなったかというのは見えると思うんですけども、本当に未曾有のコロナ禍の状況の中で、どこが商品券を使う前のレベルだったかというところがなかなかつかめない中で、来年、今年12月で1回締まったとして、北杜市内の経済の状況が申告されたとしてもなかなかそこで、この効果を見るということは難しいのかなと考えております。ですので、先ほども答弁させていただきましたけれども、しっかり事業者、また利用者アンケートを取る中で、そのアンケート、すでに事業者の皆さんについては非常にありがたかった、また市民の皆さまからも非常にこの商品券が助かったという意見をいっぱいいただいておりますので、それらをアンケートの中で検証していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに。

○2番議員（池田恭務君）

終わります。

○議長（中嶋新君）

池田恭務君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

栗谷真吾君の関連質問を許します。

○1番議員（栗谷真吾君）

時間の許す限り、1項目めと2項目めと4項目めの質問ができればと思っています。

まず1項目めの太陽光の件ですけれども、条例の改正は現時点では考えていないということでしたが、先ほどのやりとりの中でも、やはりかなりの課題がたくさん残っているように感じています。なので、そもそもその条例を施行後にそうした課題のある施設ですとか、場所ですとかというところも踏まえて、実際に市長とか執行部として現地ですとか、住民の声というのを施行後に声を聞く機会というのを設けてきたのかというのを伺えればと思います。

先ほど、別の答弁でありましたけども、「飛び出せ 市長と未来を語る集い」のような取り組みも行われているということで、こういう課題がある場所こそ、市長が出向いてその場で市民の声を聞くということが必要になってくるのではないかなと思いますので、その点についての質問をします。

○議長（中嶋新君）

仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

無所属の会の関連質問にお答えいたします。

太陽光条例に関する部分で課題があるのではないかなというようなところで、地域の声を聞く場面が必要ではないかなというようなご質問かと思います。

私も窓口におきましても、地域からいろんな要望などもいただいております。しかしながら、そこの部分につきましては、業者側にも地域とコミュニケーションを取りながら、説明責

任を果たすようにというようなところも指導しております。でありますので、今後そういう必要性があれば、声を聞く場面というところも検討してまいります、現時点ではそういったところは考えておりません。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

栗谷真吾君。

○1番議員（栗谷真吾君）

必要があればということです、市長が必要であればと判断すれば、そういうことはできると思っていますので、ぜひ市長がそういったお考えを持っているのかということを変更して伺います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

無所属の会、栗谷議員の関連質問の再々質問にお答えいたします。

必要であればということではありますが、現段階ではその必要性はないというふうに判断しております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

栗谷真吾君。

○1番議員（栗谷真吾君）

では2点目の関連質問の再質問ですが、I・J・Uターン、あとは市外に出て行った人の把握はしていないということで答弁がありましたけれど、僕が知っている中で、残念ながら市外へ転出してしまった方がいるので、ちょっとそこを紹介できればと思っています。

その市外に出て行ってしまった方は、自然栽培といって、肥料とか農薬を使わないで野菜を育てる農家をやっている方なんですけど、すごく著名な方なんですけど、その方が市外に出て行かれてしまったということで、実際にその方を目指して北杜市に足を運ぶ方が非常に多かったです、実際にそれがきっかけで就農になって、こっちに移住してきたという方もいるというふうに聞いていますが、そうした方が残念ながら市外へ転出してしまったわけです。その方がSNSの投稿で転出の理由を書いていたんですが、その内容というのが太陽光の市内での乱立というものが理由で市外に出て行ったということでした。そのように残念ながらそうした実態が北杜市への移住のハードルにも一つ、なっているのではないかと感じているわけですが、そのハードル以上にそれでも北杜市に来たい、移住したいんだというようなやはり政策等々を打ち出していく必要があるように僕としては感じていますので、実際にそのような状況があるんだという事実について、市としてどのような考えを持っているか伺います。

○議長（中嶋新君）

清水企画部長。

○企画部長（清水博樹君）

無所属の会、栗谷議員の関連質問にお答えいたします。

Uターン・移住促進の質問の中の、市外に出て行った方の事例ということで、太陽光パネル

がということで出て行ったという事例でございます。

今回、コロナ禍によりまして、都会では生活に疲弊している北杜市出身の方がたくさんいると思っております。そんな中で、こういう事例も今、ご紹介をいただいたわけですが、北杜市の環境は非常に誇れるものと考えております。

すでに渡辺市長からUターンに対して、やっぱり北杜市っていいんだと、そういうものをしっかりPRして、それを北杜市出身の方に伝えるようにというご指示もいただいておりますので、今、担当のほうで新しい周知方法とか、いろいろな考えについて研究をし、また先進事例についても研究しておりますので、やはり北杜市の素晴らしい環境というものはしっかりPRすることによって、さらに移住の促進につながっていくものと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

栗谷真吾君。

○1番議員（栗谷真吾君）

では4項目めの関連質問の再質問ですが、先ほど若者議会について質問した際には、現時点ではそのような制度は考えていないということで答弁がありました。僕自身が数年前に、実は愛知県の新城市というところで実施されているんですが、そこに視察に行つて実際に見て来たんですけれど、本当に素晴らしい仕組み、取り組みだなというふうに思っていました。先ほど、ふるさと創生会議のメンバーに入れて意見を聞いているとかということもありましたけれど、若者議会は実際に予算を持たせて、事業として実際に子どもが実施しているということで、本当にそれがまちづくり、自分たちがまちをつくっているんだという実感を持って、生き生きとやっているという事例を見てきて、これは本当に北杜市の事例として残せたらいいなというのは本当に強く感じた、魅力的な視察でした。

議会の話にもなりますけど、その流れの中で、実際にその若者議会に入っている若者が、自分がまちづくりをしたいということ、今度は議員として立候補をして、実際に当選して議員として活躍をしているという事例も実際にあります。議員のなり手不足だということも昨今謳われていますけど、そういった課題解決の一つの大きな手段にもなるような気がしますので、その点について、ぜひ改めて研究も含めてやっていただきたいと思っておりますので、そちらの見解を再度伺います。

○議長（中嶋新君）

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

栗谷真吾議員の、無所属の会の関連質問にお答えをさせていただきます。

私どもも子ども議会につきましては、他の自治体の事例もいろいろ調べてはおります。愛知県の新城市、議員がおっしゃるとおり、条例も制定をした中で、非常に若者にも受け入れられている、そんな取り組みだとは思っております。いずれにしましても、市政に若い子どもたちが関心を抱いていただく、そういうところに目を付けた新城市の制度だと思っております。その先には何があるのかというと、やはりそこに住み続けたいという、そういう心を育てていく、そんな取り組みの1つが新城市という子ども議会だというふうに考えております。

私どもも子どもたちに定住をということで、とにかく普段、生活しているところの、北杜市の当たり前を魅力として感じていただいて、そこから定住につなげていきたいというところで、

いろいろな施策を打ち出しておりますので、そういうことを考えると、子ども議会ばかりでなくて、私どもが進めているいろいろな魅力を感じてもらう、例えば食杜北杜もそうだと思います。今から展開をしていく、例えば包括連携を結んだところでも、山岳景観であるとか、農作物であるとか、おいしい食というところも、そういうところも子どもたちに魅力として感じてもらって、僕たちの、私たちのふるさと北杜は素晴らしいところなんだというところを感じていただく、そういう中で定住に結び付けていきたいという施策を私どもは進めておりますので、今のところは、そういうものを推進するというので、若者議会については、現在のところやる予定はないという、そんな答弁をさせていただいたところであります。よろしく願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

栗谷真吾君。

○1番議員（栗谷真吾君）

再々質問ですけれども、諸々のそういう事例というか、市で行われていることは実際に理解しているし、子どももそこでいろいろ体験をしているというのは理解はしていますけれども、要は若者議会の場合は、子どもに実際に事業をさせるという、やはり決定権というか、そこが今までの、そういった取り組みとは違う魅力的な点だと思っていますので、答弁は結構ですけども、ぜひそういったところを含めて、今後の市政運営の中で打ち出していただけたらと思っています。

○議長（中嶋新君）

答弁はいいですか。

（はい。の声）

ほかにはありませんね。

（なし）

以上で質問を打ち切ります。

これで、無所属の会の会派代表質問を終結いたします。

次に、北杜クラブの会派代表質問を許します。

北杜クラブ、22番議員、秋山俊和君。

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

代表質問をさせていただきます。

まず1番目、鳥獣被害の現状と対策について。

山梨県のホームページに公表されている「鳥獣の農作物被害状況」では、県内の鳥獣による被害面積が139ヘクタール、農作物の被害量が630トン、被害金額が1億5千万円にのぼり、山梨県の統計上は年々減少傾向にあるものの、鳥獣による農作物の被害は、農家等に甚大な被害を与えているというのが現実であります。

本市においてもニホンザル、イノシシ、ニホンジカによる農作物の被害エリアが拡大していて抜本的な解決策がないのも事実であります。

そのような中で、峡北猟友会のご尽力により、特定鳥獣保護管理の一環として鳥獣の地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図るため、必要な範囲で捕獲を実施している、鳥獣の管理

捕獲や地域や農家からの要請に基づき、北杜市鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣捕獲、また農事組合や集落営農組織、森林組合、猟友会など、関係団体の代表で組織される「北杜市野生鳥獣被害対策協議会」においては、被害防止のための対策について検討、連携を図り、行政とともに地域一体となって鳥獣被害の対策に取り組んでいることを評価しております。

しかしながら、猟友会員の高齢化や人口減少により、広大な中山間地域を有する北杜市の現状を鑑みると鳥獣被害がさらに拡大していくことが懸念され、行政においてもなお一層、支援策を講じる必要があると思います。

そこで以下のとおり、何点か伺います。

- ①北杜市鳥獣被害対策実施隊の人数、またその活動内容は。
- ②現状の北杜市における鳥獣被害対策についての基本的な考え方は。
- ③鳥獣被害に対する具体的な施策や取り組みは。
- ④捕獲した鳥獣の有効的な利活用について。

2番、新型コロナウイルスの影響に伴う観光事業への支援について。

新型コロナウイルスの影響により市内の観光事業が大変疲弊している状況であります。市内の貸し切りバスやタクシー事業、宿泊事業、飲食事業など収入が激減し、事業縮小、車両の減車、中には廃業を考えざるを得ない状況であることが想定されます。

そこで以下、伺います。

- ①市内の貸し切りバス事業者およびタクシー事業者などへの支援について。
- ②市内の宿泊施設や飲食店および観光農園などへの観光誘客における支援について。
- ③今後の観光振興について、どのように考えるか伺います。
- ④市内の小中学校の修学旅行のあり方について。

3番目でございます。圃場整備事業の再整備について。

日本の台所コメの食味ランキングが常に上位である本市の稲作を担っている圃場が最初の圃場整備以来、時間がだいぶ経過している現在、水路の不具合や暗渠排水の不具合などが問題になっています。

そこで以下、伺います。

- ①再整備計画はどのようになっていますか、問題点は。
- ②受益者負担金が10%あるが負担金を減額できないか。
- ③イノシシなどが圃場の法面土手を壊すこともあり、また法面土手の草刈りが厳しいという声があるがコンクリート畦畔にすることができるか。

4番でございます。北杜市が取り組んできた都市整備事業と今後の計画は。

北杜市の整備事業計画に基づいて土木工事などを発注していると思っておりますが以下伺います。

- ①過去5年間の市内業者への工事の発注状況は。
- ②防災・減災対策、市内の急傾斜地崩壊対策の状況は。
- ③今まで市が取り組んできた、道路事業の状況について。
- ④市内の道路状況と課題は。今後取り組むべき事業は。

最後でございます。中部横断自動車道（長坂～八千穂）について、現在の状況は。

国土交通省関東地方整備局から昨年6月28日に、都市計画決定権者である長野・山梨の両県知事に環境影響評価方法書（事業者案）が送付され、政策目標を高速道路までの移動時間短縮、地域の生活交通の円滑化、企業誘致、雇用の促進、緊急医療施設への移動時間短縮、災害

時の代替路確保、公共交通の利便性の向上、主要な観光地等の連携向上、現在道路の走行性・安全性の向上、環境景観の保全と定めて計画段階評価から次のステップに大きく前進したと、北杜市民の皆さまをはじめ、関係者は捉えているところだと思います。私も北杜市議会議員中部横断自動車道推進の会の一員として大変興味のあるところですので、お伺いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（中嶋新君）

ここで暫時休憩といたします。

再開は5時15分といたします。

休憩 午後 5時00分

再開 午後 5時15分

○議長（中嶋新君）

それでは、おそろいですので再開いたします。

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

秋山俊和議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

北杜市が取り組んできた都市整備事業と今後の計画はにおける、これまでの道路事業の状況についてであります。

本市が行う道路整備は、地域から寄せられた要望を基に整備計画を立て、国の有利な事業を活用し、橋梁の点検および修繕、舗装の打ち換えなどの「長寿命化修繕」と、通学路や交差点の整備などの「安全対策」、また、県内自治体で初めて、道路の法面修繕・補強工事に取り組むなど、道路の安全確保に努めてまいりました。

特に、橋梁長寿命化修繕事業では、市内474の橋梁について、平成30年度までにすべての点検を終え、13の橋の長寿命化修繕を行ってまいりました。

これからは、「つくる」時代から「まもる」時代へと方向転換となります。

引き続き、道路状況の的確な把握に努め、重要性や緊急性を考慮しながら、効果的・効率的な対策に取り組み、市民の皆さまが安全で安心して利用できる道路整備を進めてまいります。

また、市内主要幹線となる県道においては、県に対し、強く要望を続けてきた結果、「県道横手日野春停車場線の駒城橋の架け替え」、「県道箕輪須玉線の二日市場バイパス」、「県道駒ヶ岳公園線の拡幅整備」、「県道茅野北杜葦崎線のJ R中央線長坂駅南のアンダーパス」、「県道葦崎増富線の江草大渡トンネル」、「県道長坂高根線の道路整備事業」、「県道日野春停車場線の鯨バイパス」が事業化されるなど、県内自治体の中でも多くの事業が実施され、これまでの課題解決に向け、大きく前進したところであります。

今後も県と連携し、市民の生活環境の改善、防災・減災、産業の活性化につながる事業の促進に努めてまいります。

次に、中部横断自動車道（長坂～八千穂）の現在の状況についてであります。

「中部横断自動車道（長坂～八千穂）」については、「中部横断自動車道整備促進山梨県峡北地域連絡協議会」による「長坂～八千穂の早期整備を求める会」の開催や、国土交通省をはじめとする、関係機関への要望活動等を通じて、地域や関係団体の「早期事業化への熱い思い」

を伝えるなど、事業の促進を図ってまいりました。

また、「環境影響評価」の手続きにおいては、環境に及ぶ影響を最小限に留めた計画となるよう、山梨県知事に「市長意見」を提出したところであります。

現在、国と県において「環境影響評価」の調査計画を検討しているところであり、今後、現地調査を行うと伺っております。

今月、静岡市で開かれた「中部横断自動車道経済懇談会」にも、私自ら出席し、全線開通による地域の活性化や様々な効果について、沿線自治体の首長をはじめ、関係団体の方々と意見交換を行ってまいりました。

「中部横断自動車道」は、災害発生時における緊急輸送路や寸断された高速道路網の代替ルートなど、市民の安全・安心な生活を確保するための「命の道」であります。

本市にとって、開通による経済効果も多大であることから、市民、議員の皆さまと連携し、環境に配慮した計画と早期実現に向けて、国・県に引き続き働きかけてまいりたいと考えております。

その他については、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

順次、答弁を求めます。

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

秋山俊和議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスの影響に伴う観光事業への支援における、小中学校の修学旅行についてであります。

修学旅行は、児童生徒にとって最も思い出に残る学校行事の一つであるとともに、保護者の積立金により実施している学校行事でもあります。

実施の時期や旅行先については、各校で保護者と相談する中で、児童生徒の安全を第一に考えながら検討を重ね、計画しております。

実施においては、文部科学省が示す「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき、感染症対策を徹底するとともに、国の補助金を活用しながら、貸し切りバスの台数を増やすなど、密を回避するための対策を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

秋山俊和議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスの影響に伴う観光事業への支援について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市内の貸し切りバス・タクシー事業者などへの支援についてであります。

先月3日からスタートしました「心がつながる応援券」は、市民、幅広い事業者の皆さまから大変好評をいただき、タクシー利用が増加するなど、市内経済の好循環が着実に図られてきているものと考えております。

このため、応援券の効果を確認する中で、今後、必要な支援を検討してまいります。

次に、観光客誘客に係る支援についてであります。

感染の拡大が再び全国で広がっていることから、現在、積極的に誘客は行えない状況であると考えております。

国においては、「Go Toトラベル事業」を、来月から東京都に拡大しますが、本市においては、山梨県が提唱する「やまなしグリーン・ゾーン構想」を後押しする市単独の制度の創設を予定しており、事業者の皆さまが安全・安心を強みとして事業を展開できる環境整備を進めてまいります。

こうした上で、8月臨時市議会においてご議決いただいた、「ほくと満喫キャンペーンモデル事業」を実施し、様々な事業者の皆さまにその効果が出せるよう、関係する皆さまと知恵を絞り、新たな支援策を検討してまいります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に清水企画部長。

○企画部長（清水博樹君）

秋山俊和議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

北杜市が取り組んできた都市整備事業と今後の計画はにおける、過去5年間の市内業者への工事の発注状況についてであります。

土木、建築、電気工事等の競争入札に係る過去5年間の市内業者への発注状況については、平成27年度158件中、149件。平成28年度169件中、151件。平成29年度158件中、145件。平成30年度156件中、140件。昨年度110件中、105件であります。

市内業者で施工可能な案件については、市内業者を選定しており、土木工事の発注は100%市内業者となっております。

引き続き、事業執行に当たっては、市内業者の育成と市内経済の活性化に心がけてまいります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に宮川森林環境部長。

○森林環境部長（宮川勇人君）

秋山俊和議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

鳥獣被害の現状と対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、北杜市鳥獣被害対策実施隊の人数と活動内容についてであります。

「北杜市鳥獣被害対策実施隊」は、本年4月1日現在で、市内猟友会の各支部長および支部から推薦された猟友会員242名で構成され、鳥獣の管理捕獲活動のほか、地域住民と連携した鳥獣の追い払い活動や、市からの要請による鳥獣の捕獲、駆除などの活動をしております。

次に、鳥獣被害対策の基本的な考え方についてであります。

国の「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づく、「北杜市鳥獣被害防止計画」において、対象鳥獣の生息状況や被害の現状などを踏まえ、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルの管理捕獲を中心に、野生鳥獣の個体数の安定的な維持を図る中で、計画的な鳥獣の捕獲を行っております。

また、県、「梨北農業協同組合」、「峡北森林組合」、集落営農組織等で構成する「北杜市野生

鳥獣害対策協議会」において情報共有し、地域や各種団体等が連携して行う事業に対し、支援するなど、総合的に取り組むこととしております。

次に、鳥獣被害に対する具体的な施策や取り組みについてであります。

鳥獣害対策には、防除・追い払い・捕獲が必要であることから、管理捕獲と併せて、「農業振興推進事業補助金」による電気柵に対する補助や、「山紫水明整備事業費補助金」により樹木の保護に補助を行っております。

また、鳥獣の生態に熟知した専門職員2名によるパトロールや、「鳥獣害に強い地域づくり支援事業」による各地域での追い払いへの支援も行っているところであります。

さらに、「八ヶ岳定住自立圏」の連携事業として、平成27年度から毎年「大型捕獲檻」の設置を進めるなど、市が主体となり地域や各種団体の活動に支援を行い、鳥獣害対策に努めております。

次に、捕獲した鳥獣の有効的な利活用についてであります。

捕獲鳥獣を地域資源として有効活用を図るため、「北杜市野生鳥獣被害対策協議会」が主体となり、年間ニホンジカ600頭余りを食肉処理し、道の駅での販売やホテルや飲食店に卸すほか、ジビエを活用したレシピを開発し、その普及も進めてきたところであります。

さらに、本年度は、品質の向上と信頼性を高めるため、「国産ジビエの認証制度」の取得に向けた取り組みを支援してまいります。

一方、地元清里の工房との協働により、シカ皮の名刺入れ等を作製し、本年8月から、ジビエ加工品と併せて、本市のふるさと納税の返礼品として登録したところであります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に中田産業観光部長。

○産業観光部長（中田治仁君）

秋山俊和議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスの影響に伴う観光事業への支援における、今後の観光振興についてであります。

「新型コロナウイルス感染症」の一刻も早い収束が期待される一方で、国においては「Go Toトラベル事業」を、東京都まで拡大するなど、これからは、「安全・安心」を第一に、感染症と共存する観光が求められていくものと考えております。

これに向け、市がこれまで取り組んできた、安心が見える化した「ポップ」や、県の「やまなしグリーン・ゾーン認証制度」等を推進し、県および市のガイドラインに基づく受け入れ態勢により、「新たな生活様式」を踏まえ、安心して訪れることができる観光地としての取り組みを進めてまいります。

また、観光振興の面においては、8月にご議決をいただいた「ほくと満喫キャンペーンモデル事業」を通して、交通関係者を含む観光事業者の皆さまとともに、効果的な観光誘客策を展開してまいります。

次に、圃場整備事業の再整備について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、再整備計画の状況と問題点についてであります。

市内農業施設の老朽化に伴う改修事業においては、再整備計画を策定しておりませんが、「中山間地域等直接支払制度」や「多面的機能支払制度」等を有効活用しながら、各地域において、

農地や農業施設の維持管理に努めていただいております。

農地・農業施設の再整備に対する、国・県補助については、本市の実情に合った補助メニューがないため、国・県に対して制度拡充の要望を行っているところであります。

次に、受益者負担金の減額についてであります。

農地・農業施設の整備については、農業生産に伴う収益があることから、受益者に一定の負担をお願いしているところであります。

こうした観点から、現時点での見直しは考えておりませんが、各地域で取り組まれている「中山間地域等直接支払制度」は、工事負担金への活用が可能でありますので、有効活用していただけるよう助言をしております。

次に、コンクリート畦畔についてであります。

中山間地域においては、圃場の法面が大きく、高齢化が進む本市においては、その管理が大きな課題となっております。

これら課題を解消するための国・県の補助メニューがないことから、法面のコンクリート畦畔化が補助対象となるよう、これまで市長自らが、国・県との意見交換会などに出席し、機会あるごとに要望するとともに、継続的に国・県に対し、要望書を提出してきたところであります。こうした活動により、県において、事業化についての検討も始めたと同っております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

秋山俊和議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

北杜市が取り組んできた都市整備事業と今後の計画はについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、防災・減災対策、急傾斜地崩壊対策の状況についてであります。

「急傾斜地崩壊危険区域」については、市内で238カ所が県の指定を受けており、計画に基づき県が対策工事を行うもので、現在、明野町上神取地区をはじめ、市内5カ所で事業が進められております。

本市では、「北杜市国土強靱化地域計画」において、「人命の保護を最大限図る事業」として位置付け、昨年度県で行った「第4次社会資本整備重点計画」の策定に際し、今まで事業が実施されなかった区域について追加要望を行うなど、安全対策の拡大を図ったところであります。

今後も、市民の安全・安心な生活の確保のために、事業促進を県に働きかけてまいります。

次に、道路状況と課題、今後取り組むべき事業についてであります。

市で管理している市道は約1,082キロメートルであり、劣化の箇所数が多く、延長も長いことから、修繕が行き渡らない状況であり、区画線の修繕においても、財源の確保に苦慮しているところであります。

特に、本市の幹線である旧広域農道は、市民の生活道路や農産物等の輸送路として利用されており、大型車の交通量が多く、路面の「沈下」や「わだち掘れ」が著しく進行していることから、現在、「舗装長寿命化修繕事業」として、舗装の打ち換えを進めているところであります。

市民や通行者の安全を確保することを最優先に、早期に対応すべき修繕箇所については、「道路維持補修事業」と「地域課題早期対応事業」との調整を行って実施し、区画線などの補修に

については、「交通安全対策」に特化した事業として、取り組むべき事業であると考えております。
以上であります。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。
秋山俊和君の再質問を許します。
秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

それでは、1項目ごとに1番から4番まで再質問をさせていただきたいと思います。
まず、鳥獣被害の現状と対策についての再質問で、地域づくり支援の補助金を活用している
とのことですが、昨年度の実績はいかがでしょうか。
また、農業振興推進の補助金により電気柵を設置しているとのことですが、昨年度の実績は
いかがですか、お伺いします。
2番として、国産ジビエの認証制度取得に支援するとの答弁をいただきましたが、取得する
ことによるメリットはどのようなものがありますか、お伺いします。お願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。
宮川森林環境部長。

○森林環境部長（宮川勇人君）

秋山俊和議員の、北杜クラブの再質問にお答えをさせていただきます。補助事業の昨年度の
2つの事業の実績とジビエについて、いただきました。私のほうからは、鳥獣害に強いまちづ
くり支援事業の実績について、お答えをさせていただきます。

昨年度の事業の実績でございますが、煙火などの物品購入に対する補助が、申請件数11件
で補助金額が53万7,150円。それから狩猟免許の取得に際してのセミナーの受講料等に
対する補助が5件で、9万3千円。それからくくり罠の購入に対します補助が4件で、1万6千
円。それから煙火講習会の受講料に対する補助といたしまして7件、2万円をそれぞれ補助い
たしまして、合わせまして27件、66万6,150円でございます。

続きまして、国産ジビエの認証制度の取得のメリットということでございますが、国が定め
ました野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針を踏まえまして、認証基準を満たすことによりまし
て、衛生管理が体系的に実施でき、透明性の高い事業者であることが認証されること。全国一
律の認証基準であり、取引先や消費者からの信頼が獲得できること。認証の有無によって商品
の差別化が図られることなど、良質で安心・安全なジビエを提供できるというメリットがござ
います。ちなみに本年3月末現在で、全国で認証を受けている団体は14団体でございます。
以上でございます。

○議長（中嶋新君）

中田産業観光部長。

○産業観光部長（中田治仁君）

秋山俊和議員の、北杜クラブの再質問にお答えします。
電気柵の設置に対する市単の農業振興推進事業費補助金の、昨年度の実績というご質問であ
ります。
電気柵の昨年度の実績につきましては、申請件数は10団体でございます。申請者につつま

しては、集落協定組合、それから農地管理組合などの団体であります。

事業量としましては、電気柵が6,482メートル。また、この事業で防止ネット、ネットですけれども、実績としまして900メートル。それから金網柵という工種で340メートル。合計が7,722メートルであります。また、これに伴います補助金額でございますけれども、272万2千円でございます。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに。

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

ありがとうございます。この革製品については、北杜市の、これがまた目玉商品になっていけばよいかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、次の新型コロナウイルスの影響に伴う観光事業への支援についての再質問をさせていただきます。

まず1番目として、バス、タクシーにおける必要な支援を検討するとの答弁をいただきましたが、具体的な取り組み案はどのようなものがありますか、お伺いします。

2番として、見える化を図る、ポップによる具体的な取り組みは、どのようなものがありますか、お伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

秋山俊和議員の、北杜クラブの代表質問の再質問にお答えをさせていただきます。

ご質問を2点いただきました。

まず1点目、バス、タクシー業者への具体的な支援の考えというような内容かと思っております。

先ほども答弁をさせていただきました。タクシーにつきましては、応援券の利用が増えてきているということ。また、市民の皆さまもタクシーを生活の一部として、応援券を活用しながら利用していくというような動きも出てきていると聞いております。

いずれにしても、タクシー、バスともに県の協会、また峡北の支部の協会から、これまで要望書も提出をいただいているところもあります。協会では、それぞれの独自の事業にも取り組んでいるということの中で、バスについては換気の安全性をPRしたり、また地域公共交通プレミアム券の発行などを出しているということもありますので、市といたしましては、こうした独自の取り組みを市民の皆さまに周知、バックアップを行っていきたいと考えております。また、両業界とも全県にわたることから県への要望も行ってまいりたいと考えております。

また、事業者への応援につきましては、行政だけではやはり支えきれないところもあります。そんなところもありますので、今回組織しました支えあい北杜推進会議のご意見も踏まえた中で、現在進めております、ほくと満喫キャンペーンモデル事業におきまして、推進をするために組織する、その組織の中にタクシーであるとか、バスであるとかの事業者の皆さん、メンバー

に入ってもらって、観光業者や飲食店などの皆さんとともに新たな事業展開について知恵を絞っていただきたい。そこから提案されるものに、市としては支援の検討も進めていきたいと考えているところであります。

また、8月に打ち出しました事業者の皆さん自らが行うPRであるとか、割引などを応援する心で支える事業者応援の制度も有効的にご活用いただければということで、周知を図ってまいりたいと考えております。

また、見える化ポップの具体的な取り組みというところであります。

見える化ポップにつきましては、これまで週刊ほくとであるとか、ホームページ、広報紙などで周知を図ってきたんですが、そのほかに独自のチラシを作りまして配布をしました。また、観光事業者の皆さんには直接、メールの配信も行って、ポップの普及促進を図ってきたところであります。

その結果、今月15日現在で144のお店で、現在活用をされているところであります。いずれにしましても、このポップにつきましては、やまなしグリーン・ゾーン構想の認証制度と組み合わせるというところが一層、効果が出る取り組みになりますので、本定例会に補正予算をお願いしております県認証制度の後押しの補助制度も今後、有効的に活用していただければと思っています。

いずれにしましても、こういう対応を引き続き行っていくことで、事業者の皆さんとともに感染症に強いふるさと北杜、また安全・安心な観光地を築いていけるものと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

丁寧な説明ありがとうございました。十分期待できるご答弁だと思いますので、よろしくお願ひします。

では続いて、圃場整備事業の再整備についての再質問をさせていただきます。

北杜市は山梨県内でも主要な穀倉地帯であり、農地保全是大変重要であると考えます。今後、圃場の再整備事業を進めるにあたって、特に高齢者は分担金が負担できないケースも増大すると考えます。

このような状況になると、再整備が思うように進まず、耕作放棄の増大が懸念されると思います。市ではどのような施策を考えていますか、お伺ひします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

中田産業観光部長。

○産業観光部長（中田治仁君）

秋山俊和議員の、北杜クラブの再質問にお答えさせていただきます。

圃場整備の再整備を行う上で、分担金が負担できないケースが増えるということで、再整備が思うように進まないというようなご質問だったと思います。

圃場整備の再整備を行う場合につきましては、エリアの中には様々な農業者がいらっしゃると思います。中には区画を大きくして効率化を図りたいという農業者であるとか、中には高齢

化により農業を継続しない農業者もいらっしゃいます。また、ご質問にありましたけれども、分担金がネックになって圃場整備には参加しない、できないというような方もいらっしゃるとうふうに想定されます。このように様々なケースがありますが、こういう状況ですと一つにまとめることがなかなか困難な状況であると考えております。

このようなときに、農業を継続されない農業者ですとか、分担金がネックになるような場合につきましては、農業振興公社等を活用していただく中で、担い手に利用集積を図ることで農地の保全が可能となります。また、地権者は毎年の借地料につきましても、貸した方から入ってくるということになりますので、それらを分担金に充当して負担の軽減等を図っていくというような仕組みもありますので、今後の農地を守っていくための再整備事業の取り組みとしては、こういったことも積極的に考えていく必要があるのかなと考えております。

また、市としましても借り手となります農業生産法人、新規就農者などの掘り起こしにつきましても、窓口を強化しておりますので、そういう相談にも対応していきたいと思っております。

いずれ、様々な農地を保全するにつきましては課題もありますけれども、関係機関とも連携して対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

ほかに。

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

十分、期待の持てるご答弁をいただきましてありがとうございます。よろしく申し上げます。

続きまして、北杜市が取り組んできた都市整備事業と今後の計画はの再質問ということで、1番、ここ5年間の土木、建築、電気工事の発注状況をご答弁いただきありがとうございます。特に土木工事は市内の業者に100%発注しているとのことで、市内の業者育成に努力していることは理解できました。しかしながら、現在の市内の業者数は、80社以上おられる状況であり、平成20年度は40億円以上あった受注工事量も令和元年度は半分以下の受注状況であるようです。件数、受注金額が少ないと考えますが、いかがでしょうか。何か今後、工事が増大するような社会資本整備はありますか、お伺いします。

2として、防災・減災対策、市内の急傾斜地崩壊対策については、県の急傾斜地崩壊危険区域の指定を238カ所も受けていると聞き、箇所数の多さに驚いています。私も工事の推進依頼をお願いした経過もあり、明野町上神取地区をはじめ市内の事業の取り組みなどを拝見したこともあります。また、防災・減災対策として1級河川、塩川三村橋下部の河床流出の修繕工事を依頼した経過もありましたが、その迅速な県との対応など敬意を表し、頭の下がる思いです。今後も市民の安全・安心な生活の確保のため、事業の推進についてお伺いします。

3番として、今議会において道路の管理瑕疵による損害賠償の専決処分の報告がありました。近年の状況を見ると舗装の劣化による穴や段差、グレーチングの損傷などによる道路賠償事故が頻発していると感じております。市民や通行者の安全を確保することが何より重要であり、修繕に遅れがあってはならないと考えております。

以下、2点についてお伺いします。

1. 道路の劣化は加速傾向にあり、地域からの補修要望も増加していると思われまます。市道の維持補修事業について、事業費の増額は検討しておりますか、お伺いします。

2として、交通安全対策については、重要案件であることから予算編成においても、維持補修事業から切り離して明確に事業化し、促進を図るべきと考えますが、いかがかお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（中嶋新君）

順次、答弁を求めます。

仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

秋山俊和議員の、北杜クラブの再質問にお答えいたします。

まず、1点目でございますが、今後、工事が増大するような社会整備はあるのかとの質問だと思います。

現在、市道の橋梁や舗装の老朽化が進行しております。長寿命化修繕の促進を図っていかねばならない状況であると考えております。

今後は、橋梁や舗装の長寿命化修繕に関する工事件数の増加と事業費の増額が見込まれると考えております。

2点目の急傾斜地崩壊対策など、今後も市民の安全・安心な生活の確保のための事業推進についてとの質問かと思ひます。

ご指摘の1級河川、塩川三村橋下部の橋脚の河床穿堀につきましては、復旧につきまして、県にお願ひをしまして協議を行い、県が行う河川の浚渫工事に併せまして、現場で発生する巨石を流用するなど、効率的な対応ができたものであります。

また、急傾斜地の崩壊対策事業につきましては、市内に、先ほども答弁をさせていただきましたが、危険箇所が数多くありますので、事業の促進につきましては、引き続き県に粘り強く働きかけていくことと考えております。

今後も市民の安全・安心な生活を確保するために、様々な防災・減災対策の事業推進にしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

それから3点目でございます。市道の維持補修事業につきまして、事業費の増額を検討しているのかとの質問かと思ひます。

ご指摘のとおり、道路の老朽化は進行しておりまして、地域からの補修要望も多く寄せられております。維持補修事業につきましては、各支所で緊急性、重要性などの優先順位を付けて執行しております。

予算は毎年厳しい状況にあります。他の事業との調整を図り、事業費の拡大を検討してまいります。

2点目ですが、交通安全対策については、維持補修事業から切り離して促進を図るべきではの質問でございます。

道路の安全対策は市民や通行者のために重要なことであり、それを維持することが道路管理者の責務というふうに考えております。

特に交差点など区画線につきましては、警察と協議をしまして設置しており、車両や歩行者の通行において重要な役割を担っております。また、除雪による摩耗もあります。計画的に更新をしていかなければ劣化が加速するものと考えております。

今後、市の重要事業と位置付けまして、新規事業が図られるよう努力してまいります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

建設的な、積極的な答弁をありがとうございました。大いにそれに期待しまして質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（中嶋新君）

秋山俊和君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、北杜クラブの会派代表質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は9月18日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 5時57分

令和 2 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

9 月 1 8 日

令和2年第3回北杜市議会定例会（3日目）

令和2年9月18日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

ともにあゆむ会 齊藤功文君

日程第2 一般質問

7番 井出一司君

3番 秋山真一君

16番 野中真理子君

13番 岡野 淳君

21番 内田俊彦君

8番 志村 清君

1番 栗谷真吾君

5番 藤原 尚君

6番 清水敏行君

2. 出席議員 (21人)

| | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 1番 | 栗谷真吾 | 2番 | 池田恭務 |
| 3番 | 秋山真一 | 4番 | 進藤正文 |
| 5番 | 藤原尚 | 6番 | 清水敏行 |
| 7番 | 井出一司 | 8番 | 志村清 |
| 9番 | 齊藤功文 | 10番 | 福井俊克 |
| 11番 | 加藤紀雄 | 12番 | 原堅志 |
| 13番 | 岡野淳 | 14番 | 相吉正一 |
| 15番 | 清水進 | 16番 | 野中真理子 |
| 17番 | 坂本静 | 18番 | 中嶋新 |
| 20番 | 千野秀一 | 21番 | 内田俊彦 |
| 22番 | 秋山俊和 | | |

3. 欠席議員 (なし)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（44人）

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|---|------|---|---|---|------|------|---|------|---|---|---|---|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 市 | 長 | 渡辺英子 | 副 | 市 | 長 | 土屋 裕 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 政策秘書部 | 長 | 小澤章夫 | 総 | 務 | 部 | 長 | 山内一寿 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 企画部 | 長 | 清水博樹 | 健 | 幸 | 市 | 民 | 部 | 長 | 浅川辰江 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 福祉部 | 長 | 伴野法子 | 森 | 林 | 環 | 境 | 部 | 長 | 宮川勇人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 産業観光部 | 長 | 中田治仁 | 建 | 設 | 部 | 長 | 仲 | 嶋 | 敏 | 光 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教 | 育 | 長 | 堀 | 内 | 正 | 基 | 教 | 育 | 部 | 長 | 中 | 山 | 晃 | 彦 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 上 | 下 | 水 | 道 | 局 | 長 | 大 | 輪 | 弘 | 会 | 計 | 管 | 理 | 者 | 板 | 山 | 教 | 次 | | | | | | | | | | | | | | |
| 監 | 査 | 委 | 員 | 事 | 務 | 局 | 長 | 坂 | 本 | 孝 | 典 | 農 | 業 | 委 | 員 | 会 | 事 | 務 | 局 | 長 | 土 | 屋 | 智 | | | | | | | | |
| 明 | 野 | 総 | 合 | 支 | 所 | 長 | 浅 | 川 | 和 | 也 | 須 | 玉 | 総 | 合 | 支 | 所 | 長 | 堀 | 込 | 美 | 友 | | | | | | | | | | |
| 高 | 根 | 総 | 合 | 支 | 所 | 長 | 植 | 松 | 宏 | 夫 | 長 | 坂 | 総 | 合 | 支 | 所 | 長 | 興 | 水 | 伸 | 二 | | | | | | | | | | |
| 大 | 泉 | 総 | 合 | 支 | 所 | 長 | 八 | 卷 | 弥 | 生 | 小 | 淵 | 沢 | 総 | 合 | 支 | 所 | 長 | 小 | 泉 | 雅 | 人 | | | | | | | | | |
| 白 | 州 | 総 | 合 | 支 | 所 | 長 | 中 | 山 | 和 | 彦 | 武 | 川 | 総 | 合 | 支 | 所 | 長 | 清 | 水 | 能 | 行 | | | | | | | | | | |
| 政 | 策 | 推 | 進 | 課 | 長 | 浅 | 川 | 豪 | 総 | 務 | 課 | 長 | 加 | 藤 | 郷 | 志 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 財 | 政 | 課 | 長 | 加 | 藤 | 寿 | 消 | 防 | 防 | 災 | 課 | 長 | 坂 | 本 | 賢 | 吾 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収 | 納 | 課 | 長 | 日 | 向 | 勝 | 企 | 画 | 課 | 長 | 大 | 芝 | 一 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 管 | 財 | 課 | 長 | 末 | 木 | 陽 | 一 | 市 | 民 | 課 | 長 | 平 | 井 | ひろ | 江 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 介 | 護 | 支 | 援 | 課 | 長 | 白 | 倉 | 充 | 久 | 健 | 康 | 増 | 進 | 課 | 長 | 浅 | 川 | 知 | 海 | | | | | | | | | | | | |
| 福 | 祉 | 課 | 長 | 山 | 田 | 健 | 二 | ほ | く | と | っ | こ | 元 | 気 | 課 | 長 | 中 | 田 | は | る | み | | | | | | | | | | |
| 農 | 業 | 振 | 興 | 課 | 長 | 皆 | 川 | 賢 | 也 | 農 | 地 | 整 | 備 | 課 | 長 | 清 | 水 | 厚 | 司 | | | | | | | | | | | | |
| 観 | 光 | 課 | 長 | 小 | 尾 | 正 | 人 | ま | ち | づ | く | り | 推 | 進 | 課 | 長 | 中 | 山 | 由 | 郷 | | | | | | | | | | | |
| 教 | 育 | 総 | 務 | 課 | 長 | 堀 | 内 | 典 | 子 | 生 | 涯 | 学 | 習 | 課 | 長 | 渡 | 辺 | 美 | 津 | 穂 | | | | | | | | | | | |
| 増 | 富 | 出 | 張 | 所 | 課 | 長 | 櫻 | 井 | 義 | 文 | ま | ち | づ | く | り | 推 | 進 | 課 | 景 | 観 | 指 | 導 | 担 | 当 | リ | ー | ダ | ー | 吉 | 田 | 武 |

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長 清水市三
 議会書記 津金胤寛
 〃 進藤修一

開議 午前10時00分

○議長（中嶋新君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしく願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は21人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおり会派代表質問および一般質問を行います。

○議長（中嶋新君）

日程第1 会派代表質問を行います。

それでは、ともにあゆむ会の会派代表質問を許します。

ともにあゆむ会、9番議員、齊藤功文君。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

代表質問を行います。

私たちの会派の名称には、市民の皆さまとともにあゆむとの思いが込められています。私たちは、市民との対話を重ね、市民の福祉向上と地域社会の活力ある発展のために努力を重ねてまいりました。定例議会ごとに会報とともにあゆむ会の発行と市民の皆さまとの意見交換会実施もその一環でもあります。

また、北杜市の発展と市議会の活性化を進めるためにメンバーそれぞれが各自の問題意識に基づき調査・研究を進めて自己研鑽にも励むとともに、議論を通じて互いに協力・協働して活動してまいりました。

新型コロナウイルス感染症の終息の見えない社会情勢の中で、議会も行政も将来を見据えて社会の変化に的確に対応していくことが強く求められています。これからも市民の皆さまとともに着実な歩みを進めてまいりたいと思います。

それでは第1項目めに入ります。小中学校統合問題についてであります。

令和元年8月2日付けで教育委員会から、北杜市立小中学校適正規模等審議会会長に、以下の事項について諮問がされています。

①小中学校の適正規模に関すること。

②小中学校の適正配置に関すること。これは小中一貫教育なども含みます。

③小中学校の通学区域に関すること。

以上をふまえ、以下質問いたします。

（1）北杜市立小中学校適正規模等審議会での今までの進捗状況は。

（2）小中一貫教育等について調査、審議されてきた内容は。

（3）今後の審議スケジュール等について。

（4）渡辺市長は、統合中学校4校案の白紙撤回を提案し、4年前、市長選に臨んでおりますが、次期市長選に向けてのお考えをお伺いいたします。

第2項目めですが、コロナ禍での事業中止による各種事業費・補助金の取り扱いについてであります。

少子高齢化の進む中で、市内各地区・集落においても様々な課題が起きています。例えば行政区・自治会活動では、役員のなりて問題、農地の荒廃では後継者問題、地域防災活動では一人暮らし、公共交通の足の確保では免許返納された方の問題、河川の清掃草刈り作業では高齢者世帯の増加などなどが挙げられます。

また、加えて新型コロナウイルス感染症の感染拡大する中ですが、これからも住民要望に応える、よりきめ細やかな施策が求められています。

以上をふまえ、以下質問いたします。

(1)「軽微な道路修繕など、地域が抱える様々な課題及び要望に対して、迅速に対応を行う」という地域課題早期対応事業費の進捗状況について伺います。

(2)「各地域委員会から提案のあった事業について、補助金の交付を行う」という地域振興事業費補助金の進捗状況について伺います。

(3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大する中、住民要望による事業の内でも事業中止を余儀なくせざるを得ないものもあります。こうした場合の事業費・補助金の取り扱いについては、今後どのように処理していくのかお伺いいたします。

(4) コロナ禍での今後の予算編成では、住民要望に応える事業の取りまとめはどのように考えているのか。また、関係者・団体組織への周知指導のお考えをお伺いいたします。

3項目めですが、観光振興施策についてであります。

コロナ禍の中で観光事業者は大変疲弊しております。今まで以上に、きめ細やかな市の観光支援策が求められております。

以上を踏まえ、以下質問いたします。

(1) 北杜市観光協会と北杜市観光行政、観光課が中心ですが、との位置付けは。

(2) 北杜市観光協会と北杜市観光行政（観光課等）との連携体制は。

(3) 北杜市観光協会へのこれまでの支援策は（具体的内容・経緯）。また、今後の支援をどのように考えていくのか、お伺いいたします。

(4) コロナ禍の中、観光業は大変打撃を受けているわけですが、今まで以上に今後、思い切った市の観光振興策を打ち出す考えについて、お伺いいたします。

最後になります。4項目めです。市太陽光条例検証をふまえ、条例改正についてであります。

「本市の有する豊かな自然環境及び美しい景観並びに市民の安全・安心な生活環境の調和を図り、もって魅力ある地域社会の実現に寄与することを目的」として「北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例」（以下、「市太陽光条例」といいます）が令和元年7月3日公布、一部即日施行されています。令和元年10月1日から本格施行されました。それから、まもなく1年となります。

以上をふまえ、以下質問いたします。

(1) 条例施行以降どのような課題、問題点、トラブル事例などを把握されておりますか。

(2) 大泉町西井出地内への大規模な太陽光発電事業を計画されている事業者による第2回目の説明会が先日、開かれています。コロナ禍での開催を延期するよう住民の代表が事業者に申し入れしましたが断られ、感染を恐れた住民は参加を断念しています。条例では事業区域境界線からの水平距離が100メートル以内の範囲に土地や建物を所有する方、居住する方へ説

明が義務化されていますが、説明会の通知がなかったなどが説明会の席で指摘されました。また、水害のリスクやパネル架台の強度関係の質問にも十分納得のいく回答がなく、後日文書で回答するとのこともありました。

こうした説明会では、条例第4条2項の「事業者の責務」「地域との調和を保つよう努めなければならない」が果たされていないのではないのでしょうか。ご所見を伺います。

(3) 今後の条例の検証に関わるスケジュールと検証するのはどういった組織で行うのか、お伺いいたします。

(4) 山梨県における、いわゆる県太陽光条例制定に向けての取り組みについて、連日マスコミ報道がされております。こうした県の条例制定に向けての動きの中で、市条例をすでに施行している北杜市として、山梨県に対して意見交換などされていくことも必要と考えるがいかがお考えでしょうか、お伺いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

おはようございます。

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

小中学校統合問題における、次期市長選に向けての考えについてであります。

中学校の適正規模等については、私の今期の公約では、白紙から進めるとしており、こうしたことから、現在、様々な分野の委員の方々に構成された、「北杜市立小中学校適正規模等審議会」において、ご審議いただいているところであります。

その意見がまとめ次第、出されたご意見を基に、慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、観光振興施策における、市の観光振興策についてであります。

「新型コロナウイルス感染症」の収束が見えない中、市内観光事業者においては、大変厳しい状況が続いております。

こうした中、国では観光支援策「Go Toトラベル事業」で、これまで除外してきた東京都を発着する旅行を、来月から補助対象とした方針を打ち出したところであります。

東京都に隣接する本県としては、人口の多い東京都が対象となることで、観光客の増加に期待する一方、感染拡大の不安も感じるところであり、更なる感染防止対策の徹底が必要となると考えております。

本市の事業者の皆さまは、市独自の対策として安心に見える化した「ポップ」や、ガイドラインなどを活用し、感染症に強い「ふるさと北杜」を合言葉に、事業者自らが最大限の感染拡大予防対策に、しっかりと取り組んでおり、市としても、ウィズコロナ時代に適応した「安全・安心な観光地」を広くPRしてまいります。

今後は、「やまなしグリーン・ゾーン認証制度」を活用し、さらに推進するとともに、国・県の動向を注視し、観光誘客モデル事業等を事業者の皆さまと効果的に進め、多くの皆さまに「安全・安心な観光地」である北杜市の魅力に目を向けていただけるような観光施策を進めてまいりたいと考えております。

その他については、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

順次、答弁を求めます。

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

コロナ禍での事業中止による各種事業費・補助金の取り扱いにおける、今後の予算編成と関係者等への周知指導についてであります。

コロナ禍においても、行政区からの要望などについては、事業化の検討を行い、早急な対応が必要な事業および事業化できる事業については、滞りなく進めているところであります。

要望先への周知・指導については、検討内容をまとめ、回答書をお送りしております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に清水企画部長。

○企画部長（清水博樹君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

コロナ禍での事業中止による各種事業費・補助金の取り扱いについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、地域課題早期対応事業の進捗状況についてであります。

本年度、8総合支所での「地域課題早期対応事業」に係る要望件数合計70件に対し、対応済みのものが38件で、予算の執行率は24%であり、残りについても順次対応する予定であります。

次に、地域振興事業費補助金の進捗状況についてであります。

本年度、地域委員会の地域振興事業費については、「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大の影響から、各町の主要イベントが中止となっており、地域振興事業も大幅に縮小していることから、先月末現在で、予算1億824万5千円に対し、5,189万1千円の補助金を交付決定したところであり、進捗率は約48%となっております。

次に、中止となった事業費・補助金の取り扱いについてであります。

予算計上した事業のうち、イベント等独立した事業については、不用額として減額補正等を行うこととなりますが、運営費等、固定費が発生する事業は、必要な部分は従来どおり実施または補助金の交付を基本に取り扱うことで考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に中田産業観光部長。

○産業観光部長（中田治仁君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

観光振興施策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、北杜市観光協会と市観光行政との位置付けと連携体制についてであります。

「北杜市観光協会」は、市内観光事業者が主体となって組織された一般社団法人であり、市の観光振興を図る上で、それぞれの役割を把握し、観光イベント事業や観光PR業務、情報発

信など、様々な事業において連携して取り組む必要があるものと考えております。

次に、観光協会へのこれまでの支援策と今後の支援についてであります。

本市の観光振興を図るためには、市と市観光協会が連携を図りながら実施する必要があることから、市観光協会が提案する観光事業に対する総体的な補助や、「清里高原つつじ祭り」、「棒道ウォーク」などへのイベント補助なども行ってきたところであります。

今後も、本市の観光振興のために必要な場合には、支援を行ってまいります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

「市太陽光条例」検証をふまえ、条例改正について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、条例施行以降の課題、問題点およびトラブル事例についてであります。

条例に基づく、申請許可等においては、課題、問題として捉えてはおりませんが、電話による問い合わせや、地域住民からの要望を寄せられている案件があります。

次に、条例における事業者の責務に対する所見についてであります。

事業者の説明不足等により、地域に理解を得られない案件については、引き続き事業者の責務として説明や対応を行うべきと考えております。

次に、条例の検証に関わる今後のスケジュールについては、現時点での検証は予定しておりません。

次に、県太陽光条例制定についてであります。県の動向を注視してまいります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

小中学校統合問題について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、北杜市立小中学校適正規模等審議会での進捗状況についてであります。

「北杜市立小中学校適正規模等審議会」は、昨年度2回の開催と各地区において「中学校適正規模等に係る地域説明会」を行ってまいりました。

本年度については、7月に第3回、今月に第4回の審議会を開催し、ワークショップに向けた資料等の検討を行っているところであります。

次に、小中一貫教育等の調査、審議内容についてであります。

本審議会において、適正規模等の検討に当たっては、「中学校のみの議論ではなく、小中一貫校や小中の連携を含めた調査・議論をすべき」とのご意見をいただいたことから、他自治体などでの先事例等を参考に、ご審議いただいているところであります。

次に、今後の審議スケジュール等についてであります。

来年2月までに、各町において3回のワークショップを開催する予定であります。そこで出されたご意見をまとめ、審議会において議論を進めていく予定であります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

齊藤功文君の再質問を許します。

再質問はありますか。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

4つの項目について、順次再質問をさせていただきますのでお願いします。

それでは、まず1項目めの小中学校統合問題についてでありますけれども、審議会は絶えず来年2月の答申を目標に審議しているという内容でございますけれども、先日の9月8日ですか、新聞報道によりますと小学校2年生までも25人学級がされているというような、そんなことも聞いております。そういうことが出てきますと、審議している中では、小学校は30人学級だというような、そういう前提でお話されていると思いますけれども、今後、来年、再来年と続いて、25人学級まで、小2までいくというような前提が出てきますと、学級編成にも大変影響があるのではないかと。そうなりますと、それぞれ北杜市内の学校においては、クラスが足りなくなるとか、コロナ禍の中で3密を避けたクラス編成だとか、そういうものが行われていくのではないかと思いますけれども、今後の北杜市の適正規模・適正配置についての、また小中一貫教育も含めて、こうした学級編成の基準が山梨県では変わるというようなことが前提条件に出てきたと。そのへんについての今後の審議、また学校整備、クラス編成の問題、いろいろ出てくるとは思います、そのへんについてのご所見をお伺いいたします。

○議長（中嶋新君）

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

齊藤功文議員、ともにあゆむ会の再質問にお答えいたします。

今、様々、県におきましては、検討委員会の中で25人学級、あるいは来年度から小学校1年生が25人学級、2年生以後については今、審議をしているというような状況の中でございまして、審議会の中ではそういう様々な情報等は適切に情報収集いたしまして、議論を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

ほかに。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

再々質問を行います。

これは大きい基準、前提条件だと思います。要するに小学校1年、2年が2年先、3年先に25人学級になるということでもありますから、学校の整備というようなことも視野に入れた中で、併せてそのへんを、影響があるのではないかと思います、そのへん、例えば試算したことがございますか。その25人学級にクラス編成した場合の。そのへんについて再度質問します。影響についてですね。そのへんを捉えているかどうか。そしてまた、審議会等へもそうしたデータが出されているかどうか、よろしくお伺いいたします。

○議長（中嶋新君）

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

齊藤功文議員、ともにあゆむ会の再々質問にお答えいたします。

審議会の中では、小学生、中学生の子どもの数の変化、動向がどうなるのかということも資料で提出し、議論をしていただいております。

また、各学校の整備状況、教室の数、あるいは中長期化計画に基づく整備計画等の情報も提供しながら、しっかり議論をしていただくように情報提供を図っておるところでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

ほかに。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

それでは、小中学校問題については、小中一貫教育も含めて併せて慎重に審議していただきたいと思っております。

第2項目めの、コロナ禍での事業中止による各種事業費・補助金の取り扱いについてでありますけれども、いろいろの面で10月ということで、来年度に向けての予算編成の時期も迎えていると思っております。コロナ禍での新年度の予算編成の時期を迎えるにあたっての基本方針は、どのように考えておるか。

また、新型コロナウイルスの感染拡大により効果が見込めなくなった事業などが、先ほども進捗状況が48%というような、そういう状況もあるわけでありましてけれども、そうした事業などが、イベント等中止になっております。そこで市の事務事業を根本から見直すような考えはないか、お伺いいたします。

そして、そうした見直した、不用額となった、またほかに使うというようなことを、補正予算等で考えていくのかどうか。そのへんについてのお考えをお伺いいたします。

また、関係者、来年度以降に住民への関係の補助団体、補助金等の団体があるわけですが、そうした団体への周知徹底と言うんですかね、要望事項の内容について、コロナ禍でもこういうことをするんだよというような、そうしたきめ細やかな指導と言うんですかね、そういうものはどのようにされるのか、併せてお伺いいたします。

○議長（中嶋新君）

清水企画部長。

○企画部長（清水博樹君）

ともにあゆむ会、齊藤功文議員のコロナ禍での事業中止による各種事業費・補助金の取り扱いについての再質問にお答えをいたします。

まず、来年度の予算編成方針ということでございますけれども、まだはっきりした予算編成方針が固まっているわけではありませんけれども、当然、コロナ禍、コロナの影響を最大限考慮した予算編成をしていかなければならないものと考えております。

次に事業中止の事業費、これらを見直す必要性ということですが、当然、事業中止した内容につきましては、先ほどもご答弁させていただきましたけれども、補正予算等で見直しを行っていく状況であります。

また、その事務体制の見直しということでございますけれども、今の段階で事務体制を見直すまでの大きな事業等の中止ということにはなっておりませんので、これについてはまた、来年度の事業を組み立てる中で、そういうことも考えていかなければならないものと考えております。

また、来年度の予算に伴います市民への周知ということでございますけれども、これにつきましても、来年度の予算編成方針が固まり次第、また各部局からそれぞれしっかり周知をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、要望事項等への指導ということであります。

このコロナ禍におきましては、これから先、どういう状況を迎えてくるのかも、まだ予想がつかない部分もあります。そうした中で、まずは感染予防に努めながら、すべての事業を中止というよりも、感染予防に努めながら、コロナとの共存という部分も視野に入れながら、状況を見ながら要望事項等への指導については、対応してまいりたいと考えております。

また、事務事業の見直しというところにつきましても、同様にやはりすべてが中止というよりも感染予防にしっかり努めながら、新たな事業の取り組みというものも検討していかねばならないと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

再々質問を行います。

コロナ対応が今後も求められるわけでありますので、財源の精査と言うんですかね、そういうものもしていただいて、有効活用を図るようになっていただきたいと思いますと思いますが、その考えはいかがでしょうか。

また、各地域振興補助金の中にも各地区で、各町で当初、大きい何百万円というようなイベントがみんな、軒並み中止になっております。そうした大きい補助金の中止はどのように今後、もう少し詳しく、その財源はどこへいくのか、充当するのか説明をお願いしたいと思います。

2つ、お願いいたします。

○議長（中嶋新君）

清水企画部長。

○企画部長（清水博樹君）

ともにあゆむ会、齊藤議員の再々質問にお答えいたします。

まず、事業が実施できなかった事業費の対応ということでございますけれども、この財源については、当然、予算で行っておりますので、予算が使用できなかった場合には、これは当然ながら減額補正等をしていくということになると思います。この余った予算ということでございますけれども、当然、新型コロナウイルスの対応等、必要に応じてしっかり活用していくという

ことになろうかと思っております。

また、地域委員会の地域振興事業費の、特に大きなイベントの中止に伴う予算の活用ということでございますけれども、この地域振興事業費につきましては、要綱の中で使える内容が限られておりますので、今からそれらの内容に伴って事業をすることはなかなか難しいのかなと考えておりますので、これらにつきましては、前半、大きな事業ができなかったというところが多い状況でありますから、年度末の不用額ということで、不用額という取り扱いになるものと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

ほかにありますか。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

使わなくなった予算等の財源についての更正については、また議会があるたびに内容説明をお願いしたいと思います。

3つ目ですけれども、観光振興施策についてであります。再質問を行います。

先ほど、るる一般社団法人 北杜市観光協会と北杜市の観光行政についての位置づけ、連携体制については説明がございましたけれども、これからもつながりを持って、北杜市の観光振興のために深く関わっていただくことを思うわけであります。

そして、8月27日に開催された北杜市観光協会の理事会で、新たな執行役員体制が決まったと聞いておりますが、その内容と新体制への対応、連携はどのように考えておられるのか、お聞きいたします。

○議長（中嶋新君）

中田産業観光部長。

○産業観光部長（中田治仁君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の再質問にお答えいたします。

1点目ですが、これからも市の観光協会と市の観光振興のために関わりをというようなご質問だったと思います。

北杜市観光協会につきましては、市内3つの観光エリアにおけます、それぞれ特色のある観光振興を図るために各エリアの観光事業者が集まって、それらの取りまとめ役となって、誘客の推進、観光振興を図っているところであります。

これまでも連携をして取り組んできたところでありますが、今後、特にコロナ禍での新たな形の観光振興を図っていく上で、観光協会との連携については、大変重要であると考えておりますので、協会を中心とした振興、北杜市の観光を盛り上げていきたいと考えております。

また、新役員、新たな体制となったわけですが、これまでの取り組み、また今後の振興策についても連携して対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

今の質問の中で、新体制の執行役員と言うんですか、幹部と言うんですか、その方たちはどなたになられたのか、そのことと、あと再々質問ですけれども、観光協会の前事務局長により引き起こされた事件は大変遺憾に思いますが、今後、北杜市行政においても補助金の交付団体への監督責任もあるわけでありますので、相互に連携して北杜市の観光振興を図るべきだと考えますが、そうした考えについては、どのように考えておられるか、お聞きいたします。併せて伺います。

○議長（中嶋新君）

齊藤議員に申し上げますけれども、新体制の役員については、全員協議会の中で説明がございまして、通告に入っていないということでご理解をいただきたいと思えます。

あと2点目について、答弁をお願いいたします。

中田産業観光部長。

○産業観光部長（中田治仁君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の再々質問にお答えいたします。

前事務局長の事件等を踏まえて、市のほうも交付団体としての監督責任ということでありまして、補助金等も交付している団体ということもありまして、そこらへんにつきましては、真摯に受け止めなければならないと考えておりますが、それらも含めて、今後、連携についてはしっかりと対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

それでは、補助金団体への指導等、よろしく願いするところでございます。

また、4項目めになりますけれども、「市太陽光条例」検証をふまえ、条例改正についてであります。

先ほどの答弁は、あまり条例施行後、課題だとか問題点だとかトラブル事例もあまりないというような、電話等ではあるけれどもというような、そんな軽いような答弁でございましたけれども、実際は、私はいくつかの事例を承って、何回かまちづくり推進課の担当部局のほうへ、部長も踏まえて、来ております。そういうご認識が、この市太陽光条例が少しくまかない点だと私は考えます。このようなご認識でありますので、ぜひとも検証をして、1年経ちましたので、条例を検証して、そして第三者組織と言うんですか、そうした組織の中でさらに有効な条例に生まれ変わっていくというようなことを期待するものであります。そのへんについてのお考えをまず1点。

そして、こうした事例について、トラブル事例、いろいろ住民からのご相談等も電話等であるということでございますけれども、こうした事例はどのようなことが原因か、ご認識なのかお聞きします。

1つの事例として、私はこういうことに出くわしています。事業予定地の行政区長に、事業者による説明会の件で相談しても、行政区へ加入していない方の相談には乗ってくれないとい

う方もいると、事業予定地の隣接する方から伺いました。こうしたケースも事業者とのトラブルの原因につながっております。行政区長との関係ですね。

また、大泉町内に計画されているメガソーラー発電所の計画中止を求めて、地元行政区長を中心として現在、反対署名活動が町内で行われております。行政区長名で反対署名活動をしておりますが、行政区長によってもこのような対応に違いが出ております。要するに住民のためになる行政区長ということになるかと思えます。

また、令和2年8月20日には渡辺市長に、8月21日には山梨県知事に大泉町西井出井富谷戸の太陽光発電施設建設の中止を求める署名の提出が計画地の泉原地区88戸180筆から提出されております。たぶん、市長もご覧になっておることと思えますが、そのへんについてもお聞きします。こうした事態を市長はどのように受け止めておられるか。

以上です。

○議長（中嶋新君）

仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の再質問にお答えいたします。

何点かいただきました。まず、条例の検証をして、また第三者的な組織において条例の改正を必要かというようなご質問かと思えます。

これにつきましては、昨年、10月1日に施行させていただきました、1年目を今月末迎えるというところでございます。たしかにご指摘の地域からの声等も当然、聞いております。しかしながら、条例に基づく審査におきましては、双方に理解が得られ、条例の運用がされてきているという状況でございますので、今日においては、まだ検証等につきましては、先ほどの答弁でもお答えしましたが、現在におきましては、その考えは持っておりません。

それから2点目でありますが、トラブルの相談事例をどういうふうに受け止めているかということだと思えます。

これにつきましては、事業者と地域住民等の相互理解や地域との調和を図った中で、事業が行われるべきだというふうと考えております。

事業者に対しましては、双方で解消に向けた対応をするよう指導、また努力を促してまいりたいと考えております。

それから反対署名が出て、要望が出ているというところのご質問かと思えますが、これにつきましては、反対署名につきましては、業者側にもしっかりそういった書面で出てきているというところは伝えております。また、そういった地域の考えもあることから、今後も地域の理解を得るべく努力をするよう促してまいります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

私の質問に答えていないと思いますけども。答弁漏れがありますけども。

○議長（中嶋新君）

どの点ですか。

○9番議員（齊藤功文君）

反対署名が8月20日渡辺市長、8月21日が県知事だからこれは分かりませんが、8月20日に出ておりますけれども、この署名を市長も見ておられると思いますが、いかがですかという。そのことについて、見たか、見ていないかを。

○議長（中嶋新君）

答弁をしたと思いますけど。

もう一度、はっきりと。

仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の再質問の中で若干、答弁漏れがあって申し訳ございませんでした。

それにつきましては、8月20日にそういったものが出ておりますので、市長とも確認をして、これにつきましても業者側にしっかり伝えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

正確をお願いします。

それでは再々質問をお願いいたします。

行政区長に相談しても、あなたたちは区へ入っていないから、それは私の仕事ではないというような意味合いのことを言われたと。これは実際に私のほうに伺っております。こうした事例一つをとっても、条例検証の重要な、こうしたことがポイントだと考えます。近隣住民とのトラブルをなくす上でも、条例改正に向けて早急に取り組むべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。これが1点。

先日の新聞に、長崎山梨県知事も県内のメガソーラー発電施設を視察したと、こんなような記事が出ておりました。太陽光発電施設の災害対策の在り方について、議論が必要だとの考えを示したとの新聞のコメントも出ております。

市長には、お忙しいことと思いますが、大泉町内の計画予定地を視察されて、住民の気持ちに向き合うお考えはないか、市長からお気持ちを伺いいたします。

○議長（中嶋新君）

仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の再々質問にお答えいたします。

行政区長に相談をしたが、未加入者の皆さんが相談をしたが、対応がなかなかされなかったような状況があるというところではありますが、それにつきましては、地域事情とか区に加入してとか、いろんな状況があるかと思えます。ですが、業者側も当然ながら区長に相談する中で、説明責任を果たしているという状況でありますので、今後もそういったところも業者側にもしっかり伝えながら説明をするよう、取り組んでいくよう指導してまいります。

また、それに関する状況の中で検証が必要であり、条例の改正も早期に取り組む必要があるのではないかとこのところではありますが、現段階では1年目を迎えたところでもありますので、

今後もその推移を見守りながらしっかりと対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

土屋副市長。

○副市長（土屋裕君）

ともにあゆむ会、齊藤功文議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

西井出地内への現場確認等ということでございますけども、西井出にかかわらず、こういった事例につきましては、市といたしまして、しっかりと対応してございますので、またそういった対応を引き続きしてまいりたいと考えてございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

原堅志君の関連質問を許します。

○12番議員（原堅志君）

1項目めの小中学校統合問題と3項目めの観光振興について、若干質問させていただきます。

まず、小中学校統合問題ですけども、これにつきましては、私の記憶ですと平成22年度に答申がされて、私もその一員で、この答申に関わった人間なんですけども、その関係で小学校は一応、おかげさまで統合は終わったと。いよいよ、その中学校に入るという中で、この答申のときに、前にも私、本会議でもお話ししたけども、審議会を立ち上げてやるべきではないかということをお話したんですけども、審議会を立ち上げなくて、4校案になったという経過が若干あるというように私は認識しております。

その中で、4年前に私もこの統合問題については敏感に、私の応援隊も相当敏感になっております。その中で、先ほど齊藤功文氏が質問したように、市長が4校案白紙撤回と。白紙に戻して、再度、審議し直すという形でやっていただいたことに対しては、私も非常にありがたいなというように感じております。

その審議会の中で、平成22年度と相当違うというのは、何が一番違ったかということ、私の記憶では、この中にありました小中一貫と。私、何度もこの問題について議論したときに、小中一貫をやるべきだという話の中で進めてまいりました。小中一貫の在り方も、いろいろなやり方があるというように考えております。

その中で、審議会で先日、ここにもありますように小中一貫を含む形で議論がされ始めたということは、非常に私にとってはありがたいなというように感じております。

そこで、このコロナ禍の中で、適正規模、または教育環境、これが非常に変化してくると思います。その中で、適正規模ということになりますと、文科省のある程度、人数が前提になってきます。私はこういう少子化の中では、人数が前提ではないと。地域を崩壊させないために何が必要かということの中で、文科省もこの小中一貫を唱え始めたんだというように私は考えております。

その中で、当市も当然、少子化の中で、中心地は当然、ある程度の規模になってきます。しかし、中心以外のところは当然、少子化がどんどん進んでいくという現状が今、あると思います。そうした中で、ぜひ当市については、この小中一貫教育を前面に出して、どういう形での

小中一貫がいいのか。また、合併のときに8カ町村が、町を残した、その意味合いも含めて、ぜひ小中一貫を積極的に、これはやっていただきたいというように考えますけども、そのへんについてお伺いいたします。

○議長（中嶋新君）

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

ともにあゆむ会の代表質問の、関連質問にお答えいたします。

先ほど答弁をさせていただきましたけれども、この審議会におきましては、小中一貫校、あるいは小中の連携ということも議論に論点として出ておりまして、審議会の中でも議論をしているところでございます。

その中で、新学習指導要領等の改正もございまして、その中では今後の学校教育の在り方、校種間連携、これは小中一貫校等でございますけども、あるいは社会に開かれた教育課程ということの中で、地域と学校間の連携、こういうものについても審議会の中で提案、論点として出され、議論をしておるところでございます。

そのような中で、今後、地域の中でワークショップ等を今後、8地域で3回予定をされております。そういうことも含めまして、ワークショップの中でも議論をし、しっかり適正規模等について議論を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

原堅志君。

○12番議員（原堅志君）

再々質問をさせていただきます。

ご存じのとおり、北杜市では甲陵高校が中高一貫を現実的にやっているわけですね。その教育課程の中で、私は甲陵中高の一貫については、なかなかうまい方向で進んでいるのではないかとこのように解釈しております。それを含めて、関連性を持たせながら、当市においては当然、小中一貫も可能であるではないかというように考えます。この点について、再度お願いします。

○議長（中嶋新君）

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

ともにあゆむ会、代表質問の関連で再々質問にお答えをさせていただきます。

まず、今回の審議会、これにつきましては、北杜市立小中学校適正規模等審議会条例に基づきまして設置をされ、義務教育に関する審議ということでございます。

その中で、議員ご指摘の中学校、高校、甲陵中高の一貫教育ということもありますけれども、まずは義務教育の小中一貫ということでございます。その中で、先行事例、先進事例、様々ございますけれども、そういう先行事例等につきましては、文献調査、あるいは現地調査の上、当たっていきたい。また、そういう先行事例につきましては、その地域の、どうして、そういう事例を導入したか、中小一貫教育がなされたかという背景も十分検討の上、審議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

よろしいですか。

次に。

原堅志君。

○12番議員（原堅志君）

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

3項目め、観光振興についてお伺いしたいと思います。

これは先ほど、ちょっとご説明がありましたように、1つの問題点は観光協会と観光行政です。これは私も観光行政にある程度、携わった人間として、これは議会と行政と同じように、ある意味で、これは両輪ではないかというように考えております。これはどちらか欠けても、また逆に近づきすぎてもいけませんし、離れすぎてもいけないというのがこの観光協会と観光行政ではないかというように考えております。その中で、今、ここ1年、2年、何か、どうしても観光行政と観光協会が若干、離れ気味になっていたというのがこれは現状ではないかと思えます。ぜひ、新体制ができた中で、これについてももう少し良い距離感を持ちながら、ぜひ進めていってほしいということを、まず1点お願いします。

今、先ほど来、ご答弁がありますように、観光について非常に疲弊してきていると。これをなんとかしなければいけないということの中で、行政もC券については、観光業者に特別にC券を付けて、なんとか活性化したいということを行っている現状ですけれども、このC券についての今、現状、どの程度、換金されているのか、もし分かればぜひお伺いしたいと思います。

○議長（中嶋新君）

中田産業観光部長。

○産業観光部長（中田治仁君）

ともにあゆむ会の代表質問の関連質問にお答えいたします。

1点目ですけれども、協会と行政が両輪になって取り組むことが重要ではないかという質問かと思えます。

観光協会と北杜市におきましては、市の観光振興を図りたいという目的は同じであると考えております。これら目標達成のために、これまでも連携してきたつもりでおりますけれども、今後一層の連携を強化して取り組んでまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

清水企画部長。

○企画部長（清水博樹君）

ともにあゆむ会の関連質問の再質問にお答えをいたします。

心がつながる応援券のC券の現在の状況というご質問でございますけれども、9月10日現在の振り込みの、C券の利用状況ですけれども、4,871万5千円の利用がありまして、今、全体で14.7%という状況になっております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに。

原堅志君。

○12番議員（原堅志君）

再々質問させていただきます。

今、14.7%というパーセンテージが出たんですけども、パーセンテージ的にはなんか若干、低いような気がするんですけども、その原因等がもし分かればお願いしたいということと、先ほど答弁の中で、3エリアに分けて観光行政を行っているということは、当初、この北杜市ができたときに、当然、この3エリアというのは頭にあって、観光行政が成り立ってきているというように私も解釈しています。この3エリアの観光行政について、今後、八ヶ岳と甲斐巨摩エリア、そしてみずがき、この3点だと思いますけども、それを統一しながら、その3エリアを観光協会と観光行政のバランスですね、それについて、もしご答弁いただければご答弁いただきたいと。この2点についてお願いします。

○議長（中嶋新君）

この点について。

清水企画部長。

○企画部長（清水博樹君）

ともにあゆむ会、原議員の関連質問の再々質問にお答えをいたします。

まず、C券の利用状況のパーセントが低い状況ということでございますけれども、応援券の目的でもあります、まず市民の生活支援というところが生きたということで、まず最初にやはり、飲食も含め食料品等の購入をするA券の利用が非常に今、多い状況があります。このあと、しっかりA券等については、当然、枚数には限りがありますから、今後B券、C券の利用がどんどん増えてくるものと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

中田産業観光部長。

○産業観光部長（中田治仁君）

ともにあゆむ会の代表質問の関連の再々質問にお答えいたします。

3エリアについて、今後統一して、協会とバランスを取りながら振興していったらという質問だったと思いますが、3つのエリアにつきましては、それぞれ非常に素晴らしい特徴を備えている観光地であるというふうに考えております。

これまで、それぞれの特徴を生かした観光振興を図ってきているところでありますが、今後につきましても、協会と連携しながらそれぞれの特徴を生かした観光振興を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

ほかに関連質問はありますか。

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

2項目めの、コロナ禍での事業中止による各種事業費・補助金の取り扱いについての関連質問をいたします。

まず、齊藤議員が通告の中で書かれているように、各行政区や自治会での役員のなり手問題とか、それから少子高齢化による免許返納者が多くなるといった問題は、どこの区、またどこ

の地域でも本当に切実な問題であると思います。また、河川の清掃や草刈り作業がだんだん、年々大変になるということで、今までは地域住民がやっていたものも専門業者に任せなければならなくなるような事態も増えてきているように思います。また、住民の要望とか地区要望などもやっぱり建物が老朽化すれば、それを建て替えてほしいなど、年々、お金がかかることが増えていくのではないかと考えています。

そうした中で、今回、コロナの関係で、市長が8万円という給付を打ち出した。打ち出したことで、貯金を取り崩せる、また市がある程度、財政的に余裕が出てきたという印象を市民に与えたということは、私は大変大きなことだと思います。今まで財政の健全化が一丁目一番地ということで、みんなが財政危機みたいなものを共有した中で、みんなが我慢してきた。ある程度のことを、そういう市のために我慢しようという気持ちがあった中で、その8万円給付ということで、市民の気持ちが、ではこれもやってもらえる、あれもやってもらえるではないかという期待になっているように私は感じますし、そういう声を聞いています。そこが大変大きいのかなと思うんですけども、今言った地域要望、それから様々な住民要望が増える。しかもお金がかかるが増える中で、この状況をどのように打破していくのか。また、どのように説明するつもりなのか、執行部のお考えをここでしっかり聞いておきたいと思っています。

○議長（中嶋新君）

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

野中真理子議員の、ともにあゆむ会の関連質問にお答えをさせていただきます。

このコロナの状況については、今後どうなるか分かりません。そんな中でいろいろな課題は出てくる、もう出てきているところもあるかと思っています。そんな中で、そこをどうにかしていこうということの中で、先月27日に代表区長会や福祉、観光、教育、また環境団体など多方面の代表の方にお集まりいただきました、支えあい北杜推進会議を立ち上げたところであります。この組織につきましても、ただ市に要望するばかりでなくて、いろいろな地域の状況、また各団体が抱える課題なんかをそれぞれ出していただきながら、情報も共有しながら今後の方針をみんなで考えていこうというところであります。いわゆる課題解決に向けました取り組みをオール北杜の支えあいでやっていこうという考えのもとに組織した会を立ち上げたところであります。

いずれにしても、行政の支援も限りがあるかと思っています。そういう中で、こういうオール北杜で支えあいのまちづくりを進めていくために、またこういう会を中心にいろいろなご意見を市政についても反映をさせていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

では、関連質問の再々質問をいたします。

そういう会を立ち上げて、いろいろなご意見を伺う。また、みんなで支えあうというのは大変大事なことだと思います。そうした中で、改めてなんですけども、財政については、私自身は皆さんから、これ貯金も崩せるんだ、財政がある程度豊かなんだ、これもっとできるではないかというような雰囲気を感じるんですけども、執行側はそれをどういうふうに捉えられている

るかということと、それに対してどう説明するかということのを改めて伺いたいと思います。

○議長（中嶋新君）

土屋副市長。

○副市長（土屋裕君）

ともにあゆむ会、野中議員の関連質問にお答えしたいと思いますけれども、市におきましても、これまで市民の皆さまからの要望等、勘案という部分ということにはございますけれども、できる限り応えて行って来たということにはご理解をいただきたいと思っておりますけれども、今後についてですけれども、また、市民の皆さまからのご要望等につきましては、議会の議員の皆さまにもご相談をさせていただき中で、できる限りのことはしたいと。ただ、制度的なもの等々、地元の要望にすべてお応えするという事はなかなか難しい、また地元にもご負担をお願いする場面もあると思っておりますけれども、そういった制度的なものを含めまして、できる限りのご要望にはお応えしたいということに変わりはありません。

以上です。

○議長（中嶋新君）

ほかにありますか。

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

4番目の太陽光関係で関連質問をさせていただきます。

昨日から住民説明会については、いろいろ質問が出ていまして、今回もそうなんですけれども、住民説明を業者がやったといえ、それが住民説明なのかという疑問が常に付いてまいります。例えばしばらく前のことなんですけれども、増富の大平牧場の跡地の計画にやはり太陽光パネルの計画があるんですけれども、これに対する住民説明会は大荒れでした。もうすごい騒ぎになっています。住民が全然納得していないですね。それから、ちょっと前なんですけれども、やはりこれも、大泉の今日、話題になっているループ社の計画。この説明会があったときも、やはり会場から怒号が飛び交うような場面もあったし、しかもこの日はループの社長の出席の都合で日が設定されたにもかかわらず、社長がお見えにならなかったということで、住民からも相当、批判の声があがった。それでも、この業者が「いや、私たちは住民説明会をやりました」と言えば、やったことになってしまうのかどうか、そこらへんの市の認識を伺いたいです。

こういう説明会、特に大きな計画の説明会には、例えば市の担当者が同席というか、別に壇上で説明しなくてもいいわけです。市民と一緒に聞いていただいて、そこらへんの状況を判断して、これはもっとちゃんと説明会をやったほうがいい、あるいはこれで十分だというような判断をするような場面があってもいいんじゃないのかなと思います。そういったお考えがあるのかどうか、執行部のほうのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（中嶋新君）

仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

ともにあゆむ会の関連質問にお答えいたします。

太陽光に関する説明会に関する質問であります。

説明会の会としての、地域住民の方々がどの部分をもって納得、あるいは理解をしたのかというご質問かと思っておりますが、説明会そのものは、成立・不成立の判断というのは事業者と地域

住民等が相互に判断するものと考えております。

具体的な例の中での、ループの8月に行われた説明の中でも、事業者側がその質問にすべて答えられていないという部分も、私ども聞いております。それにつきましては、当然、業者側にも、先ほどの中でもちょっと伝えたかしれませんが、不明瞭な点があり、質問に関しても再度回答するなどの対応を行っているか、また確認した中で、業者側に対しましても、私どもも促しや判断をしていくというところだと考えております。

それから説明会に同席する考えはありますが、その内容と言いますか、規模にもよりますが、私どもも仕事上ということではないんですが、その情報につきましては、担当が行って聞いている場合もありますし、その情報を行った方々から得ているという状況がありますので、今後そういった同席するというところも、今後、検討、また考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

再々質問なんですけれども、もちろん企業者側の言い分と住民側の言い分は100%一致して、しゃんしゃんと終わるといようなことは、別に私も求めてもいないし、考えてもいません。ただ、やはり得てして、それぞれの思惑がすれ違うわけです。ですから、そこはやっぱり市のほうできちんとコントロールするなりして、もう一度説明会をやってくれ、あるいはもうこれでいいだろうというようなところの判断ができ、住民にももちろん納得してもらえるように、もっと積極的に関わってもらいたいなというのが真意です。どうしても担当者が必ず出てくれなんていうつもりはありませんけども、特に重要な案件については積極的に市が関わっていただきたいという意味で質問を申し上げました。そこらへんのところ、しつこいんですけども、もう一度、ご答弁いただければ幸いです。

○議長（中嶋新君）

仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

ともにあゆむ会の再々質問にお答えいたします。

事業者の説明会において、市も関わるべきだという中でのご質問かと思いますが、当然、ご指摘のとおり、事業者側の説明、また地域住民の方々の理解等につきましては、双方、それぞれの考えがあって、なかなかすべてがすべて一致するということではないかと思いますが、今後、そういった部分につきましても、私ども、その会議の内容等も十分把握した中で、業者側には地域住民との調和を図るよう促していきますし、また事業内容についても地域住民と事業者間での相違がある場合は、説明会を求める具体的な理由の有無が判断する基準だというふうに考えておりますので、今後もその説明会等の内容につきましては、慎重に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで、ともにあゆむ会の会派代表質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開は11時35分といたします。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時33分

○議長（中嶋新君）

少し早いですけども、おそろいですので再開いたします。

日程第2 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、9人の議員が市政について質問いたします。

ここで、一般質問の質問順序および割り当て時間をお知らせします。

最初に北杜クラブ、63分。次にともにあゆむ会、23分。次に公明党、10分。次に日本共産党、7分。次に無所属の会、3分。次に無党派 藤原尚君、15分。最後に無党派 清水敏行君、15分となります。

申し合わせにより一般質問での関連質問はできませんので、よろしく願いいたします。

なお、残り時間を掲示板に表示いたしますがその都度、残り時間を私から通告いたします。

それでは順次、質問を許します。

最初に北杜クラブ、7番議員、井出一司君。

井出一司君。

○7番議員（井出一司君）

これから大きく3項目につき、質問させていただきます。

まず最初、1つ目として、北杜市土地改良事業について。

この補助金事業は、農業生産基盤の整備を図ることを目的に市単事業として、長年行われてきています。事業費は1地区100万円以内、補助率3分2以内の内容であると認識をしています。

この事業は、非常に地域として希望の多い事業でありますので、申請された事業が次年度以降にずれ込むことが多いと聞いています。

地域として必要事業を申請していることは、早急に事業を行いたいということで地区から申請が出されているものであると考えます。

行政区・農業者団体名での申請であり、役員は2年交代が一般的であり、新役員は本事業自体を承知していない役員も多いと思います。

就任早々でほかにいろいろ対応したり、調査・調整をしたりと大変忙しい中で、早く申請をすることは難しい状況にあると思います。

そこで以下、伺います。

1. 事業の申請状況は。
2. 補助金の総額と各支所の配分額は。
3. 補助金の申請期間は。
4. 補助金の利用状況は。
5. 今後の本事業に対する補助金増額の考えは。

2番目といたしまして、介護について。

少子高齢化・核家族化・晩婚化・長寿化などが絡み合って、いろいろな問題が発生していま

す。このうち、介護問題は、今やどこの家でも起こりうる社会現象であり、行政としてもしっかり対応していかなければならない問題であります。種々対応しても、個々の家庭の事情の違いにより、困難な問題であります。例えば一般社団法人日本保健情報コンソシウムで出している介護と保健ガイドブック2020年度版の要介護認定について見ると、要支援1・2と要介護1～5について説明がありますが、区分の解釈がいろいろと分かれるような表現になっていると思います。

体の状態の区分では、要支援1では基本的に日常生活の能力はあるが、要介護とならないよう一部支援が必要。要支援2では立ち上がりや歩行が不安定。排泄、入浴などで一部介助が必要であるが、身体の状態の維持または悪化の防止のために支援が必要な状態とあります。また、要介護1は立ち上がりや歩行が不安定。排泄、入浴などで一部介助が必要。要介護2は起き上がりが自力では困難なことがある。排泄、入浴などで一部または全介助が必要。要介護3は起き上がり、寝返りが自力ではできないことが多い。排泄、入浴、衣服の着脱などで介助の量が増えてくる。あと、介護4・介護5の状態が記載されており、これらをもとに認定調査員の訪問調査および主治医の意見書によるコンピューター判定が行われ、次に介護認定審査会が行われ、介護認定が行われると認識をしています。それから今後、老老介護・認認介護が多くなることは明白であります。

そこで以下、伺います。

1. 認定調査員の資格は。
2. 認定調査の内容は。
3. 介護認定審査会の構成は。
4. 要支援と要介護の違いは。併せ介護2と3の違いは。
5. 市の介護認定率と今後の見込みは。
6. 老老介護・認認介護の現状と支援及び今後に対する考えは。

3番目といたしまして、エアコンの設置助成について。

今年の夏も非常に暑い夏となりました。それに加え、コロナ禍により、外出を控えている高齢者および障がい者の方々も多くいると聞いています。報道では熱中症で病院に搬送される人の数が毎日、報告され、中には死亡されたとの報道もされることもあります。

北杜市は、大変涼しく、住みやすい市であると言われて、住みたいまちランキングも上位であります。このところの夏の暑さは、自然に過ごせる暑さではない日がある現状であります。高齢者は昔の感じで、エアコンを入れなくても大丈夫だと考えている人が多いと感じます。そんな思いで生活している中で、熱中症が起こると考えます。我慢するのではなく、文明の力を借りて快適に生活し、熱中症にならない事前予防が必要であり、それが健康長寿にもつながると考えます。

また、他の自治体においては、コロナ禍、暑さなどを考慮してエアコン設置について、助成を行っている自治体もあります。

そこで以下、伺います。

1. 3カ年の熱中症にかかった方の数は。
2. エアコンを入れる高齢者および障がい者の補助の考えは。

以上で質問を終わります。よろしくお願いをいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

7番、井出一司議員の介護における、老老介護・認知介護の現状と支援、今後の考えについてのご質問にお答えいたします。

「はくとゆうゆうふれあい計画」のニーズ調査では、自宅での介護者は配偶者が多く、介護者、要介護者とも虚弱や認知症の方もおり、共に支え合いながら介護をしている状況であります。

こうしたことを踏まえ、「地域包括支援センター」は、本年4月から「高根総合支所」に移転し、高齢者を取り巻く諸課題に迅速に対応できるよう、「北杜市社会福祉協議会」、「民生委員・児童委員」、「居宅介護支援事業所」および「市立病院の地域連携室」など様々な関係者と連携の強化を図ったところであります。

市では、介護予防事業に早期から取り組んでおり、地域の支え合いの取り組みとして、ボランティアによる認知症の方と家族を支える「認知症サポーター」、介護予防事業の普及や実践を促す「介護予防サポートリーダー」、自立した生活の維持を目的とした「フレイルサポーター」、高齢者の外出を支援し、社会参加を促す「外出支援サービスでかけーる」、運動による身体機能の回復などに取り組む「通いの場公民館カフェ」や「コミュニティカフェ」を行っております。

また、地域包括支援センターに「認知症地域支援推進員」を配置し、認知症の人やそのご家族を支援するとともに、2つの市立病院の医師が中心となり、認知症の早期診断・早期対応に向けた「認知症初期集中支援チーム」など、高齢者への適切な支援を行っており、本年度から「地域支援体制整備事業」を充実させ、高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、今後も市民に寄り添った先進的な様々な事業に取り組んでまいります。

その他については、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

順次、答弁を求めます。

浅川健幸市民部長。

○健幸市民部長（浅川辰江君）

7番、井出一司議員のご質問にお答えいたします。

介護について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに認定調査員の資格であります。医師、保健師、社会福祉士など21の職種で、実務経験が5年以上あることが要件となります。

また、専門職の資格のない市の職員については、県が行う「認定調査員研修」の修了が必要となります。

次に、認定調査の内容についてであります。

認定調査は、原則として日頃の生活状況を把握できる場所で、「身体機能」「生活機能」「認知機能」など基本調査74項目について、どの調査員が調査を行っても、同じ判断になるよう、国が定める「認定調査テキスト」に基づき、聞き取りや動作確認など、客観的事実を調査しております。

次に、介護認定審査会の構成についてであります。

介護認定審査会は、「北杜市介護認定審査会規則」に基づき、医療・保健・福祉の専門家などの委員34名で構成しております。

次に、要支援と要介護の違い、介護2と3の違いについてであります。

要支援は、基本的には1人でも生活できますが、日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態で、要支援1と2に区分され、今の状態を維持・改善するための地域支援事業などの予防給付が受けられます。

要介護は、運動機能の低下だけでなく、思考力や理解力の低下が見られ、日常生活において介護が必要とされる状態で、要介護1から5に区分され、在宅サービス・施設サービス・地域密着型サービスなどの介護給付が受けられます。

また、介護2と3の違いは、食事や排泄などの基本的動作において、要介護2では部分的介助が、要介護3では全面的介助が必要な状態となり、24時間体制で介護サポートが受けられる、「介護老人福祉施設」へ入居することが可能となります。

次に、介護認定率と今後の見込みについてであります。

昨年度の市の介護認定率は12.7%で、全国の18.5%、山梨県の15.6%と比較しても、依然として低い水準であります。

「ほくとゆうゆうふれあい計画」の人口推計によると、団塊の世代が75歳を迎える2025年には認定者数は2,470人、認定率は13.4%に、高齢化率が50%を超える2040年には認定者数3,150人、認定率16.7%に達すると推計しております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

7番、井出一司議員のご質問にお答えいたします。

エアコン設置の助成について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、3カ年の熱中症の状況についてであります。

峡北消防本部の調べによると、本市の熱中症による救急搬送者数は、平成30年55人、令和元年42人、本年は8月末時点で48人でありました。

次に、高齢者、障がい者への助成についてであります。

市では、防災行政無線による熱中症予防の呼び掛けや、市の広報紙やほくとニュースでの注意喚起、また、民生委員・児童委員の訪問による呼び掛けも行ってまいりました。

今夏の猛暑により、国の「特別定額給付金」を利用してエアコンを設置したという声も多く聞かれているところであります。

また、本市の「心がつながる応援券」は、「新しい生活様式」への対応も含まれておりますので、応援券を有効に活用し、対応していただきたいと考えております。

引き続き、「新しい生活様式」を求められる環境の中、これまで以上に熱中症対策、注意の呼び掛けを行ってまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に中田産業観光部長。

○産業観光部長（中田治仁君）

7番、井出一司議員のご質問にお答えいたします。

北杜市土地改良事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、事業の申請状況についてであります。昨年度の申請件数は41件、このうち、採択は40件、予算の執行率は95.3%であります。

次に、補助金の総額と各総合支所の配分額についてであります。

補助金は、平成29年度から毎年、2千万円を予算計上しております。

各総合支所には、農地面積割合により案分し、明野支所227万円、須玉支所272万円、高根支所319万円、長坂支所251万円、大泉支所191万円、小淵沢支所203万円、白州支所231万円、武川支所186万円を目安としており、併せて本庁分として120万円を確保しているところであります。

次に、補助金の申請期間についてであります。予算の範囲内で随時受付を行っております。

次に、補助金の利用状況についてであります。ここ5年間の実績は、水路整備が191件、農道整備が25件、ため池付帯施設整備が16件であります。

次に、今後の本事業に対する補助金増額の考えについてであります。

整備に関する相談があった際には、国・県の各種補助制度について説明しているところであります。

市では、「中山間地域等直接支払制度」、「多面的機能交付金制度」の有効活用を推進することとしておりますので、現段階では補助金の増額は考えておりません。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

井出一司君の再質問を許します。

井出一司君。

○7番議員（井出一司君）

それでは、各々の項目について質問をさせていただきます。

まず、最初の北杜市の土地改良事業についてであります。昨年度の予算執行率は95.3%とのことですが、予算残を考慮して申請事業を次年度に送っているようなことはないのか。専門家の皆さんですから、予算の状況を見ながら次にまわしてと、こういう話になるわけですが、申請事業を次年度に送っているようなことがないのかというところをまず1点と、またあるとすれば予算の増額をすべきと考えますが、これについての見解を伺います。

もう1点、本庁分として120万円を確保しているということですが、これについての使途および執行状況について、お伺いをします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

中田産業観光部長。

○産業観光部長（中田治仁君）

7番、井出一司議員の再質問にお答えいたします。

申請事業を次年度に送っているということはないか、また、あるとすれば予算の増額というような質問であるかと思えます。

事業の執行にあたりましては、緊急性を判断しながら順次要望に基づきまして実施しているところであります。また、年度後半になりますけれども、各支所間での調整も行いながら、いただいた要望については、おおむね毎年完結しているものと考えております。

予算の増額につきましては、先ほども答弁させていただきましたが、現段階では考えておりませんが、今後また要望の状況もあると思いますので、そちらについて把握しながら検討してまいりたいと考えております。

また、2つ目の質問の本庁分として確保しています120万円についてでありますけれども、これにつきましては、緊急的な事案が発生した際に本庁で使用するために確保しているものであります。これまで特に事故防止のためのため池のフェンスの設置ですとか、ため池が陥没したというようなことがあったりもして、そういう陥没の修理の工事等を実施している状況であります。

また、本庁分につきましては、残額が出た場合については各総合支所の執行状況を見ながら不足するところに再配分するなど行っておりまして、効果的な執行が図れるよう、また執行率100%を目指して使用するというようなことであります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

井出一司君。

○7番議員（井出一司君）

ぜひ、要望に応えるような形の中で、しっかりやっていっていただきたいと思います。

それでは、次に移ります。介護についてですが、北杜市の介護認定率は国、県と比較して低い状況が続いており、健康寿命も高いことは大変喜ばしいと、こういうふうに思っております。市では2025年には高齢化率40%を超えると言われております。そうすると自分のことは自分でできる元気な高齢者が多くなる取り組みが重要となります。

市は、介護認定率が低い要因をどのように分析しているか。また併せて、今後の取り組みの考えについて伺います。

次に要支援と要介護の違いおよび介護2と3の違いにつき、体の状態だけではなく、思考力や理解力などの要因を併せて決めていくということの答弁があったと思っておりますが、先ほど話をしましたように、市民には説明資料やガイドブックなどの内容が、私は判断しづらい文言になっていると感じています。例えば、介護2では起き上がりが自分では困難なことがある。排泄、入浴など一部または全介助が必要。要介護3は起き上がり、寝返りが自分ではできないことが多い。多いということですね。排泄、入浴、衣服の着脱などで介助の量が増えてくるとあります。一部または全介助と、自力ではできないことが多いと介助の量が増えるがありますが、これを市民が理解をすることは、私も含めてそうなんです、なかなか難しいことと私は思っております。このように理解に苦しむ表現がほかにもありますので、市民に理解を得やすいように表現の方法等を考えてもらう、そのような対応について伺います。

もう1点、市の高齢化率が上がり、老老介護、認認介護が増える中で本年度から地域生活支援体制整備事業を充実されるということですが、事業の具体的内容について伺います。お願いをいたします。

○議長（中嶋新君）

浅川健幸市民部長。

○健幸市民部長（浅川辰江君）

7番、井出一司議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目ですけれども、介護認定率が低い要因ということと、今後の取り組みということでご質問をいただいております。

まず、山梨県が行った調査になりますけれども、北杜市におきましては、65歳以上の方の就業率が県、全国に比較しまして上回っているということで、健康で元気な就業意欲のある高齢者が多いという状況になっております。併せまして、市の総合健診なんかも60代、70代の方は非常に受診率が高く、また後期高齢者の医療費などを見ましても、1人当たりの医療費が県内13市の中では一番低く、また市町村を含めた27市町村の中でも25位というように、健康な高齢者が多いという状況になっております。

これを分析しますと、やはり高齢者自身が自分は健康だとか、まだまだ介護のお世話にならないといった気持ちが強く、活動意欲も高く、生きがいや楽しみ、地域や家庭の中でも役割を持っている高齢者が多いというふうに分けております。

そして今後についてということですが、答弁で申し上げましたとおり、北杜市は早期から介護予防事業に取り組んでいるということですので、引き続き市民が積極的に、また自主的に参加をしていただけるよう、介護予防事業に取り組んでいきたいと考えております。

引き続きまして、介護度の理解が難しいというご質問がございました。

議員のおっしゃるとおり、介護のガイドブックに載っているものは平均的な状態であって一人ひとり調査項目等により若干、回答によってそれぞれ違ってくるということで、大変理解するということが難しいということは、私も感じているところです。

認定された方につきましては、ケアプランを策定するというところで、地域包括支援センターの職員やケアマネージャーなどが、北杜市版ですけれども「介護の分かりやすい利用の手引き」というものがありますので、そちら等を使いながら詳しく、分かりやすく説明するように努めてまいりたいと考えております。

最後になりますけれども、生活支援体制整備事業についてということでご質問がありました。

事業の内容ということになりますけれども、これから一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が多くなるという状況の中では、やはり高齢になって日常生活に支援が必要になったときに、地域において、それらを支援するサービスの提供体制を整備し、その担い手として高齢者の社会参加をする事業となります。このために、本年度におきましては、生活支援コーディネーターを配置し、協議体の設置を進め、生活支援の担い手の養成やサービスの開発を行っていききたいと考えております。

以上となります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

井出一司君。

○7番議員（井出一司君）

ぜひ、その文言ですね、これを分かりやすくお願いをしないと、やはり分からない人は、隣の人と比べてみての不公平感とか、そういうものがやっぱり感じられるという話を聞いており

ますから、そこらへんについては十分、対応していただきたいと思っています。

先ほど部長のほうで説明をしたように、一部介助が必要と全介助が必要、これは分かるというわけですよ。こういうような形の表現をぜひお願いして、次の質問に移ります。

最後になりますが、エアコン設置の補助金についてであります。国の特別定額給付金および市の心がつながる応援券を使って、エアコンを設置したということと捉えているという答弁があったわけですが、老人世帯、ならびに障がい者世帯の戸数および今回の給付金等、応援券を使って設置をした戸数について、つかんでいたら伺いをしたいと思います。

○議長（中嶋新君）

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

7番、井出一司議員の再質問にお答えいたします。

対象戸数と設置戸数ということでございますが、心がつながる応援プロジェクトの中でマスクを高齢者世帯と障がい者世帯に配布したことがございます。仮に、その数を戸数と考えさせていただきますと、75歳以上の高齢者のみの世帯が約3,600世帯、それから障がいを持つ方がいらっしゃる世帯が約1,800世帯でございます。

それから応援券、また給付金でエアコンを設置した戸数ということですが、そちらについては把握しておりません。

それから心がつながる応援券、これを使える家電製品販売店といえますか、取り扱い店舗が市内で10件登録があるということを一覧表で把握しておりますので、そういった店舗一覧表を確認していただき、活用をしていただければと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

井出一司君。

○7番議員（井出一司君）

今の答弁ですが、いずれにしてもエアコン設置に応援券等が使われたということは良いことだと、このように私は思っております。エアコン設置にそれがまわらず、生活等に使用しなければならぬ家もあったと考えます。これらの状況調査をするとともに、健康維持の面から今後支援を考えていくべきと私は思いますが、見解をお伺いします。

○議長（中嶋新君）

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

7番、井出一司議員の再々質問にお答えいたします。

議員おっしゃいますように、たしかに応援券をどんなことに使おうかというのは、それぞれの家庭で違ってくるかと思っております。こういった状況調査ということですが、それらのほうは年齢別には出てこないかもしれませんが、今後、業種別には出てくるのではないかと思っております。

ただ、福祉的な観点から申し上げますと、そういった高齢者の日常生活状況と言いますか、そういった調査ということも大切なことかと思っておりますので、例えば民生委員児童委員さん方、そういった方を通じて調査するなどのことを今後、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

以上で質問を打ち切ります。

これで7番議員、井出一司君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、暫時休憩といたします。

再開は1時30分といたします。

休憩 午後12時08分

再開 午後 1時30分

○議長（中嶋新君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に北杜クラブ、3番議員、秋山真一君。

秋山真一君。

○3番議員（秋山真一君）

北杜クラブの一般質問をさせていただきます。

今期最後の質問となりますが、これまで市民生活に多大な影響を与えるような大きな施策もなく、安定した行政運営が行われてきたこともあり、私の質問も指摘する内容ではなく、提案する内容の質問を数多くさせていただきました。

安定した行政運営ができたことは、市長をはじめ各担当職員の知恵と工夫と努力の成果であると考えます。

しかし、経済が伸び悩む地方では大きな飛躍や発展をすることが難しく、北杜市でも新たな流れはあまり感じられませんでした。少子高齢化、年齢別人口の偏りが待ったなしで進む中、学校統合問題は振り出しに戻り、公共施設の再編もプランのみ、行政サービス機能を集約させるためのコンパクトシティ化も進まず、核となる本庁舎問題も棚上げのまま。未来ビジョンやグラウンドデザインが明確化されず、北杜市が目指す姿が市民にも分かりづらかったのかもしれない。

現在は新型コロナウイルス感染症の対応に追われていますが、ウイルスの根絶は困難だとしても、ウイルスとの向き合い方、新しい生活様式は浸透してきたので、これからは感染防止を進めながら経済を立て直していかなければなりません。

給付や支援に頼るのではなく意識改革、前向きな生活、自らが立ち上がり活性化に向かう政策を打ち出していくことが重要と考えます。

これから北杜市を担う次期の市長や市議会議員には、10年後20年後をしっかりと見据えた政策の立案、議論を様々な立場の人の意見を聞きながら、職員と力を併せ推進していただけるよう希望します。

今回はふるさと納税、市民バス、生活保護の3項目について質問させていただきます。

はじめに、ふるさと納税の状況について。

総務省の発表によると、山梨県内の2019年度の寄付総額は、前年度に比べ62.1%増の98億5,622万円となっています。県内では、富士吉田市の33億4,579万円を筆頭に南アルプス市の12億9,214万円、甲斐市の8億4,207万円と続いています。しかし北杜市は、9,839万円と大きく差を付けられ13市中ワースト2位となっています。広大な面積を持ち、各町で特色のあるまちづくりを進め、「お宝いっぱい 健幸北杜」を打ち出

し特産品の再発見も進めているはずの北杜市にとって、あまりにも不甲斐ない結果ではないでしょうか。

節税のためだけでなく、新型コロナウイルス感染症により疲弊した地方都市をふるさと納税を利用し「地方を下支えする」動きもみられている状況において、多くの方から愛される魅力ある北杜市をつくり上げるためにも、いち早くポータルサイトの活用方法、返礼品の見直しなど検討すべきと考えます。

以上を踏まえ、以下お伺いします。

- ①今年度の寄付額の状況は。
- ②前年同月比は。
- ③ポータルサイトの活用状況は。
- ④返礼品の拡大、見直しは。
- ⑤今後、寄付額を増加させるための新たな取り組みは。

次に、市民バスの運用について。

新しく路線や利用料金の見直しがされた路線バスですが、見かけるバスの様子は、利用者が増加しているようには見えません。

新型コロナウイルス感染症に関して、当初、高速バスの中でクラスターが発生したなどの報道もあり、利用を控えている方もいるとは思いますが。しかし、短時間の利用が主な路線バス内での感染は報告されていませんし、しっかりと運行上の対策を実行し、利用者も協力していたのであれば、決してバスは危険な乗り物ではないと考えます。

現在、コロナ対策関連の政策として、利用料金の無料化もされていることも踏まえ、安全で・便利で・お得な交通手段であることをしっかりアピールし、より利用しやすい環境を整え、さらに利用者を拡大させることが重要と考えます。

以上を踏まえ、以下お伺いします。

- ①利用者の状況と前年度との比較は。
- ②利用料金を無料化してからの利用者の増減は。
- ③新型コロナウイルス感染症への対策は。
- ④利用料金が無料になっているが、今後、無料期間延長の考えは。
- ⑤停留所について、乗り換え場所になっている停留所には、ベンチ・雨除けなどの設置が必要と考えるが市の見解は。

最後に、生活保護の申請状況について。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、全国では生活保護の申請件数は前年度より25%近く増加しているとの報道も出ています。北杜市においても観光関連の仕事は、緊急事態宣言による他県への移動の自粛、ソーシャルディスタンスに留意した新しい事業形態など、多くの困難な状況により雇用を確保できない事業者も出てきており、失業による生活の困窮など生活保護に頼らざるを得ない方も増えてきているのではないのでしょうか。

明日の生活も不安な方が申請されるわけですが、申請から決定まで1カ月以上もかかる市町村もあると報道されています。国からも生活保護の申請・決定については、迅速に行うようにとの通達も出ています。窓口体制の充実、調査決定の迅速な対応など難しい面はあるとは思いますが、不安な日々を少しでも短くできるように創意工夫が必要と考えます。

以上を踏まえ、以下お伺いします。

- ①生活保護申請件数の状況は。
 - ②本市の申請から決定までの日数は。
 - ③相談窓口の体制強化は。
 - ④早期決定への工夫は。
- 以上、ご答弁よろしく申し上げます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

3番、秋山真一議員の生活保護の申請状況はにおける、相談窓口の体制強化についてご質問にお答えいたします。

本市では、「新型コロナウイルス感染症」の影響に伴う生活困窮者の相談窓口として、「北杜市社会福祉協議会」等と連携する中で、支援体制を強化するとともに、生活困窮者の相談が増加した5月から7月においては、相談窓口担当職員の時差勤務により、柔軟な相談体制を整え、対応してまいりました。

今後も「新型コロナウイルス感染症」の影響が長期化する中、生活困窮の相談が再び増加することも予想されるため、引き続き、体制強化に努めるとともに、相談者に寄り添った対応を行ってまいります。

その他については、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

順次、答弁を求めます。

清水企画部長。

○企画部長（清水博樹君）

3番、秋山真一議員のご質問にお答えいたします。

ふるさと納税の状況について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、今年度の寄附額の状況、前年同月比についてであります。先月までの寄附金額は5,372万円で、前年同期と比べ10倍の寄附金額となっております。

次に、ポータルサイトの活用状況についてであります。

民間のポータルサイトの活用については、「ふるさとチョイス」、「楽天ふるさと納税」に加え、本年度4月より新たに「ふるなび」の運用を開始し、現在合計3つのポータルサイトから寄附を募っているところであります。

次に、返礼品の拡大、見直しについてであります。

昨年度当初、事業見直し前の返礼品は、24品目でありましたが、先月現在の返礼品は、101の事業者の協力により、300品目以上の返礼品を用意しております。

県内の多くの市町村が「ぶどう」、「もも」などの果物に頼る返礼品を揃える中、本市においては、事業者の支援を念頭に置き、幅広い分野の返礼品の見直しを行ったところであります。

返礼品数は寄附額に比例すると言われることから、年末に向け、さらに返礼品数を増やす予定であります。

次に、新たな取り組みについてであります。

現在、年末の寄附ピーク時期に向け、他では手に入らない特別な返礼品を掲載する、本市独

自の「ふるさと納税プロモーションサイト」を制作し、寄附金額の増加を目指しております。

次に、市民バスの運用について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、利用者の状況と前年度との比較、無料化での利用者の増減についてであります。

4月から先月末までの市民バスの利用状況として、4カ月間の乗車人数は、幹線と支線全体で2万2,703人となり、4月、5月は昨年同月比6割減、6月、7月は3割減、無料キャンペーンを始めた先月は1割減となっております。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

利用者の予防対策としては、市のガイドラインに基づき、委託先事業者に依頼し、乗務員の体調管理、マスク着用や手洗いの徹底、運行の合間での車内の除菌・清掃の実施、車内の定期的な換気を実施しております。

また、利用者に対しては、間隔を空けての乗車やマスクの着用についてのアナウンス、さらに、一部車両においては安全運行に支障のない範囲で、乗務員席付近にビニールカーテンを設置するなど、乗務員と利用者間での感染防止対策を図っているところであります。

次に、無料期間延長の考えについてであります。

今回の無料キャンペーンについては、「新型コロナウイルス感染症」の影響による経済的負担の軽減および「心がつながる応援券」の配布と併せ、市内での買い物支援による下支えを目的に、3カ月の長期にわたって行っております。

今後は、市内経済の回復状況を見定めながら、必要に応じて延長の検討を行ってまいります。

次に、停留所の施設整備についてであります。

利用者にとって、駅等の乗り換え場所での待ち合い環境の向上は、重要なことであると考えております。

主な乗り換え場所となっている鉄道駅については、すでにベンチ・雨避けがバス停付近に設置されている状況であります。

一方で、市内には約500のバス停があり、その維持管理が今後課題となる状況があるとともに、バス停によっては、ベンチ等の設置に関する地権者の理解が得られない場合が考えられますが、各エリアの「地域公共交通運営委員会」を中心に、利用者が特に必要とする場所や、実際に設置できるかなどの情報を収集しながら、今後、検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

3番、秋山真一議員のご質問にお答えいたします。

生活保護の申請状況はについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、申請件数の状況についてであります。

本市における生活保護は、本年度に入り先月末までに11件の申請があり、昨年度の同時期と同程度の件数であります。

次に、申請から決定までの日数と早期決定への工夫についてであります。

生活保護は「最後のセーフティーネット」であるため、本市では生活保護担当3名と査察指導員1名を配置し、保護申請者の訪問や面接、調査等を速やかに行い、「生活保護法」第24条の規定に基づき、14日以内に決定しております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

秋山真一君の再質問を許します。

秋山真一君。

○3番議員（秋山真一君）

それでは、それぞれの項目について再質問させていただきます。

まずはじめに、ふるさと納税の状況について。

ポータルサイトを増やして返礼品の工夫も進んでいるようで、寄付金額が増額となったことは嬉しいことだと思います。担当職員の努力の成果なのかと思います。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響は大きいと思います。返礼品の偏りなどがあると思いますが、いかがでしょうか。また、偏りに対してどのような対応をされているのでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（中嶋新君）

清水企画部長。

○企画部長（清水博樹君）

秋山真一議員の再質問にお答えいたします。

ふるさと納税についての再質問でございますけれども、まずポータルサイトを活用して返礼品の偏りということでございますけれども、本市においても全国的な傾向と同様に日常生活での食品や消耗品、嗜好品が人気であることから、地場産品として取り扱いが可能なものを積極的に掘り起し、寄附者への返礼品として現在、充実させているところでございます。

全国的な傾向としましては、コロナ禍でマスクやトイレットペーパーみたいなものが人気を集めたと聞いておりますけれども、本市にはそういう事業者がおりませんので、コロナ禍による偏りという面では、あまり影響が出ていないものと考えております。

ただ、コロナ禍の対策としまして、観光事業が激減していることから市内ホテルや体験施設、温泉施設等の施設利用返礼品を用意し、来年度も利用できるよう利用期間を延長するなど、寄附者が利用しやすい施設利用返礼品を用意し、寄附を募っているところでございます。

また、コロナ禍の影響により対面販売から新たにインターネット販売を検討する事業者にとって、ふるさと納税の仕組みがインターネット販売を試験的に実施する、よい機会となっておりますので、活用する事業者も現在増えてきております。

市でもふるさと納税返礼品の提供をお願いするとともに、これからの販売の仕組みを説明しながら、引き続き事業者にも更なる周知を図っていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

秋山真一君。

○3番議員（秋山真一君）

ありがとうございました。更なる工夫、更なる挑戦を期待したいところです。よろしくをお願いします。

再々質問はせずに、次の市民バスの運用について再質問させていただきます。

4月、5月は外出自粛の影響などもありましたから利用率が少ないのは当然だと思います。6月、7月に3割減だったところを料金無料化して1割減にまで回復できたことは、この無料化の効果の表れであり、市民に寄り添った政策が実現できたことは喜ばしいと思います。今まで以上に市民の足として利用してもらうためにも、より安心して利用できる環境整備が重要だと思います。その点について、運行については除菌、換気など徹底した対策が取られているようですけれど、乗務員の毎日の検温、体温チェック、体調が悪くなったときのPCR検査などの対応はどのようになっているのでしょうか。

次に、乗り換え場所での待合の環境ですが、駅などの常時利用できる公共施設は整っているとは思いますが。その駅以外の乗り換え場所の待合環境は、十分整っていない場所もあると思います。そのような場所の環境整備について、市のお考えはいかがでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（中嶋新君）

清水企画部長。

○企画部長（清水博樹君）

秋山真一議員の、市民バスの運行についての再質問にお答えいたします。

2点いただいております。まず、市民バスの運行に伴います乗務員の対応でございます。

乗務員の体調管理につきましては、市のガイドラインに基づいて行うこととしており、毎日の体温の検温や当然、熱がある場合の出勤停止など、業務に当たらないこととなっております。これ以降の対応、当然、症状があれば業務に当たらないということになっておりますので、そういう症状が出た場合の対応については、事業者の社内の規定で対応していただいているという状況になっております。

2点目でございます。駅以外の乗り換え場所の、ベンチ等の整備のご質問でございます。

支線と幹線の乗り換え場所でベンチ等がないところにつきましては、これまで設置の要望は上がっておりませんが、その必要性和設置の可能性については、地域の協議会や関係団体にご意見を伺う中で検討してまいりたいと考えております。

駅以外にも各総合支所等には、屋根もあつたり、休むところもあるわけですが、それ以外の場所にもたしかに乗り換えの場所がありますので、実際にそういう場所の利用状況を見ながら、また地域の皆さんと相談しながら対応していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

秋山真一君。

○3番議員（秋山真一君）

より便利な市民バスにしていだけるよう、よろしくお願ひします。

これに関しても再々質問はせずに、最後の生活保護の申請状況について再質問させていただきます。

生活保護や様々な支援、これは福祉課だけではなく、多くの部署で対応されていると思いますが、市民に寄り添い、状況に合った支援を行うためには、この情報連携が重要だと思います。このスムーズな連携を取るための工夫は何かされているのでしょうか、よろしくお願ひします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

3番、秋山真一議員の再質問にお答えいたします。

スムーズな連携を取るための工夫ということではありますが、工夫と言いますか、職員が心掛けていくということになるかと思いますが、相談に来られる方というのは、いろいろな、様々な不安を抱えて来庁されておりますので、まずはその各相談窓口というところがとても安心して相談できる場所ということ。それから丁寧に安心して相談できて、またここに来ればいろいろ聞いてもらって、心地よい環境だなということを相談者に感じてもらえるという、そういう印象を持っていただくということ。そういったことを心掛けていくということですね。それから丁寧にお話を聞かせていただくという、職員の態度とか姿勢を心がけております。それから仕事を探したいという方もいらっしゃいますので、就労支援という面ではハッピーワークというところが市役所内にございます。それから税金の相談であったり、国保についての相談であったり、そんないろいろな相談がありますので、国保や、または住宅の相談もあります住宅の担当などとも連携をして、必要があれば相談を受ける職員が、その窓口まで一緒に同行して手続きまで済ませるということもしております。相談者の困っていること、一つひとつに丁寧に対応をして解決をするようにしております。それでもまだ改善されない場合には、生活保護担当へつないでいくように連携を取っております。

いずれにしても、市民の皆さまには何か困りごとがありましたら早期に、またお気軽に窓口へ相談をしていただければと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかにもいいですか。

○3番議員（秋山真一君）

終わります。

○議長（中嶋新君）

以上で質問を打ち切ります。

これで3番議員、秋山真一君の一般質問を終わります。

次にともにあゆむ会、16番議員、野中真理子君。

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

今般の長坂総合スポーツ公園陸上競技場改修事業は、公募型のプロポーザル方式で受注者が選定されました。北杜市のプロポーザル方式の実施に関して、以下、質問いたします。

①プロポーザルの対象となる建設工事等は、高度な技術的知識や新たな技術などを必要とするものです。プロポーザルの実施を決定し、実施要領を作成するのは北杜市プロポーザル方式の実施に関する事務処理要領で、所管課と定められていますが、所管課にそれらの知識や情報が十分あると言えるのでしょうか。

②要領第7条に、「審査委員会の委員は、客観性が確保できるよう当該建設工事等に利害関係

を有しない者5人以上で組織する。」とあります。それに加えて、さらに技術的知識と情報を有している者でなければならないと考えますが、審査委員会の委員をどのように選任しているのでしょうか。

③審査委員会は、技術的知識などを有する外部メンバーが過半数を占める体制が必要ではないでしょうか、市の見解を伺います。

④「要領」には情報公開に関する項目がありませんが、プロポーザルの対象となる建設工事等は、高度な技術、新たな技術、芸術性、創造性などが求められているものであり、それがどのようなものなのか、どのように評価されたのかについては市民の関心も高いと考えます。これらの情報をホームページなどで公開することを提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

⑤「要領」第12条に、「当該参加者は、その結果について通知日の翌日から起算して3日以内に当該所管課へ説明を求めることができるものとする。」とあり、そのことを明確に周知すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

また、山梨県の「公表要領」に準じて、業者からの質問や回答などを公表することについてはどのようにお考えでしょうか。

質問は以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

清水企画部長。

○企画部長（清水博樹君）

16番、野中真理子議員のご質問にお答えいたします。

プロポーザル方式の実施について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、所管課の知識や情報についてであります。

所管課において、「北杜市プロポーザル方式の実施に関する事務処理要領」の規定を理解し、適切にプロポーザルを実施しております。

次に、審査委員会委員の選任、技術的等有識者を入れたメンバー体制についてであります。

審査委員会の委員については、事業の内容に応じて、最適な者を委員として選任しております。

また、外部メンバーについては、「対象建設工事等」の内容等、総合的に勘案して、委員構成を判断しております。

次に、対象情報の公開についてであります。

採用した企画・提案については、公開は差し支えないものと考えておりますが、採用されなかった企画・提案については、ノウハウの流出につながる恐れもあることから、公表しないこととしており、今後取り扱いについては、変更する予定はありません。

次に、明確な周知、県要領に準じた対応についてであります。

事務処理要領については、市ホームページにおいても掲載されていることから、周知は行われており、参加者は内容を熟知した上で、参加申し出を行っているものと考えております。

また、参加者から質問があった場合は、所定の期日までに、誰でも見られるように、回答を市ホームページに掲載しております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

野中真理子君の再質問を許します。

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

再質問をいたします。

まず、1番に関して所管課に知識や情報が十分にあると言えるのかという質問に対しては、事務処理要領を十分に理解しているはずだというお答えでした。それは当然のことだと思います。事務処理要領を十分に理解しているかどうかではなくて、この場合はプロポーザル方式で行われる工事等というのは、高度な知識や新しい技術を必要とされているものというので、その技術的な知識や情報が十分にあるのでしょうかという疑問を投げかけているわけです。

例えば、長坂総合スポーツ公園の改修工事において、生涯学習課が担当でした。生涯学習課が社会教育とか、それから社会スポーツに関していろいろな講座とか、そういうことでプロの意識を持ってされているということは重々承知です。しかし、例えば人工芝のことだとか雨水の処理、それからマイクロプラスチックが出ないようにとか、そういう新しい環境の問題とか、それから技術の問題とか、そういうことについてまでは、普段の業務ではなかなかできないのではないかという懸念を持って、この所管課がいろいろな起案とかそういうことをしているけれども、それが十分なのではないかという問いかけですので、そこについて詳しくご返答を願いたいと思います。

また、審査委員会の委員についてですけれども、これも事業内容に応じて、あと外部メンバーもふさわしい人を選んでいるということでしたけれども、ここでもお聞きしますけれども、今回の、例えば例でもよろしいんですけれども、外部メンバーという人は技術的知識、技術に限った知識です。そういうものが十分にある方を選任できたのでしょうか。常にそこが重要だと思えるんですけれども、そこができていますのかどうかということをお答えください。

それから私は3番目で、技術的知識などを有する外部メンバーが過半数を占める体制が必要なのではないかということを申し上げました。これは点数を皆さん、それぞれ審査委員の方が付けるわけですが、今回の場合は評価の合計点で1位が最も多かったものが獲得しています。実際には評価の点数がずっと計算されて上積みされた点数の総合点、点数ではなくて1位をとった数が多い人が、要するに賛成多数みたいなものが通っています。そうすると、例えば今回は市の職員6名、外部の2名、8名が審査委員でしたけれども、職員が何人か、例えばこの人だというふうに決めてしまえば、それで通ってしまう危険性があるわけです。そういう公平性を常に担保、それから誰にでもこれは公平に行われたということをしかりと公表するためには、この部分は、この点数の方式と、それから外部メンバーの入れ方、そういうことをもう少し明確にする必要があると考えて、こちらへ入れたんですけれども、そこについていかがお考えか、お答え願いたいと思います。

○議長（中嶋新君）

清水企画部長。

○企画部長（清水博樹君）

野中真理子議員の、プロポーザル方式に関する再質問にお答えします。

3点いただいております。まず、1点目の職員の技術的な知識があるのかという質問でござ

います。

事業執行の担当課である所管課において、何を達成し、何を求めるかなど目的を十分に把握しており、この目的達成にあたって参加者から資格提案を審査し、特定のものを選定することがこのプロポーザル方式ということでございますから、この事業執行に当たっては当然、このプロポーザルを行う職員も必要な情報や知識を深め、その体制が取れるような体制で行っているものであると、プロポーザルの所管課としては考えております。

実際の細かいところについては、所管課のほうで答えをさせていただきたいと思っております。

2点目の外部委員の選任につきましても、基本的に今、申し上げたことと同じですけれども、審査委員会の外部の方を構成するに当たりましては、その施設の利用の観点等も含めまして、しっかり対応ができる者を選任しているものと考えております。

3点目の評価の方法でございますけれども、点数ではなくて1位が多いということでございますけれども、これは評価の仕方について、みんな同じことが言えると思うんですけども、あくまでも、例えば5点満点評価にすると、同じ人でも全体的に4点をずっと付ける人と厳しく2点が平均で、よかったら4点を付ける方とか、人によって当然、点数の付け方が変わってきます。ですので、公平な方法としましては、点数のみではなく、あくまでもその方が、その委員が一番よしと認めた順位が一番高い事業者を選ぶという方法が一番、委員の気持ちというか、委員の評価が表されているということで、そういうやり方を行っているということでございます。

この点につきましても、実際の長坂総合スポーツ公園での内容については、所管課のほうで回答させていただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

野中真理子議員の一般質問に対する再質問にお答えします。

所管課の立場からお答えさせていただきます。

まず1点目のご質問でございますけれども、これにつきましては、今回の事業、人工芝、あるいは人工芝を整備するための既存的な施工方法等につきましては、これは人工芝を新たに開発するというものではなくて、既存の製品の中で一番良いものを使うというような提案を今回、取ったものでございますけれども、それにつきましては、所管課のほうでも基本的に、その知識は、新たに人工芝の製品をつくるという基本的なそういう知識はございませんけれども、しかしながら基本的に、もうすでにある人工芝のメーカー等から詳細な資料提供をさせていただき、十分検討したところでございます。

また、既存の人工芝を設置している事業所、場所等のところに行きまして情報収集をし、また一方では実際、市のほうに、それらの人工芝を入れた事業者等から詳しく聞いている中で、情報収集をしながら今回のプロポーザル事業を行ったところでございます。

また、現場につきましては、試掘をし、試掘の中で仕様書も提案させていただいておりますので、そういう面からいきますと知識等につきましては十分、所管課、生涯学習課としても持ち合わせているというふうに考えております。

3番目の審査のことにつきましては、これにつきましては、審査委員会の中で審査をしながら、1位が最も多かった業者というものを特定候補者として確定するという決め事でございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

再々質問をいたします。

所管課の方たちが勉強されてという、現場を見てということは分かりましたし、分かっているつもりですけれども、やはり所管課になって担当になって勉強しているのと、例えば研究者、いろんな環境とか、そういう構造のものについて、もともと研究とか勉強をされてきた方というのは、やはり違うと思いますので、そういう意味で外部メンバーがここへ入れるようになっているんですから、もっとそういう知識を、所見とか、そういうことを有効に活用するべきなのではないかということです。ですから、所管課というよりは今後に向けて、企画部長にご答弁願いたいんですけれども、そういうことと、それから審査委員会の、今の質問を受けて、今後どうするかということについて、お答え願えればと思います。お願いいたします。

○議長（中嶋新君）

清水企画部長。

○企画部長（清水博樹君）

野中真理子議員のプロポーザルに関する再々質問にお答えします。

プロポーザル方式の事務処理要領につきましては、当然、いろいろなプロポーザルに対応できるように要領はつくっておるところでございます。当然、必要に応じて、それに沿った実際のプロポーザルの実施要領、実際の業務に併せた実施要領は所管課で、その都度つくっていくことになっておりますので、先ほどそういうことをということでございましたけれども、あくまでもそれは所管課でつくるときに十分対応できるものと考えておりますので、今のまま事務処理要領については、特に変更しようという考えはないということで、あります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで16番議員、野中真理子君の一般質問を終わります。

次にともにあゆむ会、13番議員、岡野淳君。

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

任期の最後ですので、増富の返還金について質問いたします。

平成30年12月定例会に提出された、平成30年度北杜市一般会計補正予算（第6号）に増富地域再生協議会、ここは以下、協議会と省略させていただきますが、協議会からの返還金として218万8,676円が計上されました。

令和2年3月のともにあゆむ会の代表質問で、このうち174万8,252円は納付され、

今定例会に提出された決算書にもその金額が計上されていますが、残金の44万424円については、納付のめどが立っていないことが判明しました。

この件について質問いたします。

まず、なぜ全額が納付されていないのでしょうか。この理由、あるいは原因を伺います。

2番目として、納付された174万8,252円という中途半端な金額の根拠は何なのか伺います。これは一般的に考えるなら、私の考えですけれども、この場合、170万円とか175万円とか、切りのいい金額を入金するのがいいのではないかなと思うんですが、1円単位でこの金額を入金するということには違和感があります。なぜ、こういう金額になったのか教えてくださいと思います。

3番目として、今年3月のともにあゆむ会の代表質問では、残金の返還については協議会で協議を行っていると同っているという答弁でしたが、協議会では誰と誰がどのような協議を行い、市に対してはどのような説明をしていたのかを伺います。

4番目として、協議会は事業で購入した物品を売却処分して返還金の資金を捻出したと聞いております。その資金は総額でいくらになったのかを伺います。

5番目、協議会が組織として機能しているのかという3月の問いに対しては、明確な答弁がありませんでした。現在、協議会はどのような機能を維持しているのか伺います。

6番目、残金未納について、訴えることは考えていないという答弁でした。残金が納付されないことに対して、市は何か手を打っているのか伺います。

7番目、この件も含め、今後、市は一連の増富問題をどのように総括するのかを伺います。

質問は以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

清水企画部長。

○企画部長（清水博樹君）

13番、岡野淳議員の増富地域再生協議会の返還金における、一連の増富問題の総括についてのご質問にお答えいたします。

「増富地方創生推進交付金事業」は、本市においても初めて取り組む事業であったことから、国、県の指導を仰ぐ中、計画策定を行ったものであり、内容等は妥当であったと考えております。

今後は、地域の協議会等からなる団体に事業を委託する場合には、地域の自主性を重視する中で、これまで以上に細やかなサポートおよび指導体制を構築していくことが重要であるとと考えております。

なお、増富地域については、「甲武信ユネスコエコパーク推進事業」をはじめ、増富地域の活性化を図る事業推進のため、増富地域の皆さま、企業、団体等とも協力し、豊かな自然環境や地域の伝統文化、自然保護活動など、次世代へとつながる取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に堀込須玉総合支所長。

○須玉総合支所長（堀込美友君）

13番、岡野淳議員のご質問にお答えいたします。

増富地域再生協議会の返還金について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、全額が納付されない理由についてであります。納付された時点では、協議会として納付の可能な額が174万8,252円と伺っております。

次に、納付された金額の根拠についてであります。協議会会長より、協議会として準備ができた額と伺っております。

次に、協議会での協議・説明についてであります。協議会内での協議でありますので、市では承知しておりません。

次に、物品売却処分額についてであります。売却先等の相談は受けておりましたが、総額については、協議会内のこととなりますので承知しておりません。

次に、現在の協議会についてであります。

本年3月16日付けの協議会副会長の連名で、市に対し、会長以外の役員は総辞職したとの申し入れがあったところであります。その後については、市では承知しておりません。

次に、未納金に対する市の対応についてであります。本年7月に、会長宛てに催告書を発送して納付を促しているところであります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

岡野淳君の再質問を許します。

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

再質問をさせていただきます。

まず、全額が納付されていないことについて、その理由は、それが返せる可能な額だったというご答弁がありました。それはとりあえず伺っておきます。

それから、その次になぜ、この金額がこんな中途半端なんだと。これについては、会長からこの金額が準備できた金額なんだと。1番目と2番目というのは、要するに同じ内容ということだと思います。

それで、ちょっと1個飛ばして、4番目の物品を処分して返還資金をこしらえた。その総額については承知していないというお話でした。これにつきましては、たしかに協議会内部の話ですから、そうなんですけれども、これ1番と2番と密接に関係があるので、ちょっと細かいことを申し上げますが、返せる全額が174万8,252円だったということで、44万4244円の不足金があるということなんです。この2つの金額を足し算してみると238万3,600円になります。仮の話はあまりよくないんですけども、仮に、この金額が返還資金だとすると、実際に174万8,252円を返しているわけですから、通帳にはほとんど残高はないということが推測されます。この238万3,600円から実際に返された174万8,252円を引くと、かなり余裕があります。この余裕のある金額と、つまりこれを計算すると19万4,924円になるんですが、これと不足金額を足してみると63万5,348円になるんです。私どもで調べたことがあります。調べたことがあって、ここにその資料があります。いろいろな物品を売ったリストがあります。AEDバッテリーだとか、寄附金もある。それから

刈り払い機だとか。そういうものを足していくと、先ほど申し上げた238万3,600円になります。これが市の所持していない返還資金の総額だと思われます。

したがって、この金額から実際に返された174万8,252円を引くと63万5,348円。先ほど申し上げた金額が、やはり出てくるんです。口頭で言われたただけだとメモをするのは大変でしょうから、必要ならあとでもう一度お話ししますが、この金額があるはずなんです。通帳には、しかし、通帳の実際の残高は数円ないし数十円だというふうに伺っています。これはいろんなことが全部終わったあとに振り込まれている金利だそうです。したがって、ほぼ通帳は空に等しい。そうすると、この63万5,348円は一体どこへ行ってしまったんでしょうね。本来、通帳の中になくしてはいけないお金です。このことは、市はご存じのはずですよ。先ほど、堀込須玉総合支所長がおっしゃっていましたが、市にある文書がいつています。そこに協議会の3人の副会長の連名で、役員が辞職しましたよということが書かれています。そうですね。それと同じものの中に、実は2通あるんですよ、この書類。同じものではなくて。別のものが添付されているんです。そこには、その実態が細かく書かれています。これは、私が調べた書類はなんでもなし、市から出てきた公文書です。この間、開示請求しました。ここに開示通知書があります。それで、その書類を見ますと、市長、副市長、参事、支所長、総務部長、地域課長、黒塗りだけど印鑑があったと思います。つまり市職員の皆さんは知っているんですよ。何があったか。この通帳の謎を知っているんですよ、皆さん。私が計算したって、こういう答えが出てくるんだから、ちょっと電卓を叩けばすぐ出てくる。

そこで伺いますけれども、この行方不明になってしまったお金、なぜこういうことが起こったのか、分かる範囲で教えていただきたいと思います。

次に、残金の請求について伺います。

残金の請求については、特別委員会の場合でも督促状を出していますよというご答弁がありました。それは私も聞いております。出して、どうなったのかを教えてください。少なくとも今現在、この残金はまだ納付されていないはずですよ。いない以上、これから先、督促を出してあるからもういいやでは済まないわけで、協議会に対して、協議会といたって、あとでちょっと触れますけれども、副会長以下役員が辞めてしまったわけですから、実態はもうない、機能していないはずなんですけれども、とりあえず協議会に対してどのようなアクションを取ろうとしているのかを伺います。

それから3つ目として、今の協議会の機能についてですよ。先ほど支所長からもお話があったから、協議会の役員が辞めてしまったことはご存じだと。では、これから先、どうするんですか、どういう対応でいくんですか、市の方針を伺いたいと思います。

これはちょっと、今までの話題と変わりますが、協議会の実態がない、あるいは形骸化してしまっているという、現在、市として、この一連の増富の出来事をどのように総括するのか、たぶん冒頭に企画部長がお話されたのはそういうことだと思うんですけども、そこをもう1回、簡潔にご説明ください。

以上です。

○議長（中嶋新君）

土屋副市長。

○副市長（土屋裕君）

岡野淳議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目でございますけれども、岡野淳議員がおっしゃいました238万3,600円という金額があったにもかかわらず、市には174万8,252円だということの中での残額についてはどうなっているんだということでございますけれども、これにつきましては、協議会内で精算というか、する部分がございます、それをしたのちの支払える金額を市に納入していただいているものというふうに捉えてございます。

それから2点目、3点目は同じ答えになろうかと思えますけれども、その協議会に対する今後の返還金の扱い、また協議会の機能という面でございますけれども、こちらにつきましては、協議会の会長と今後しっかり協議をしていくように考えてございます。

それから最後の総括でございますけれども、先ほど企画部長からも答弁がございましたけれども、この交付金事業自体に至った、事業を取り組んだことの中での計画等々、内容につきましては、妥当という判断をしておりますけれども、こういった形になったことは、市におきましても、細やかなサポートであるとか、それから指導というか、地域の地域の方々と一緒にやっていくという体制が未熟な部分もあったということで、今後こういった事案がある中におきましては、しっかりとしたサポート、また体制を整えて、よりよい地域づくりをしていきたいということが総括でございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

先ほど、私が申し上げた、あるはずの63万5,348円は協議会内でいろいろ精算した残りだという、今、副市長からのご説明がありました。重ねて申し上げますが、市からいただいた公文書の中にいろんなことが書いてあっても、この金額についてのことが触れられていないです。分からないです。そういう精算をしたことがあったのかどうかも分からない。これは調べますけれども、そういう書類が市には残っているのかどうかは1つお聞かせください。

それから総括については、それは協議会で一連の事業を進めたことは間違っていない、それはある意味、そうかもしれません。しかし、ああいう形で事業が終わったことについての総括は別だと思えます。そこはきちんと総括していただきたい。

最後に申し上げますけれども、ともにあゆむ会の会報第7号に端を発した平成30年10月17日付けの市長の私どもに対する申し入れ書、私どもは客観的事実に基づいて反論してきました。特に今年6月の代表質問では、情報開示請求によって私どもが入手した公文書に基づいて、ともにあゆむ会の主張が間違っているとの市長の主張に、ことごとく反論しました。それに対して市長はまったく反論してこなかった。というか反論できなかつたと言うべきでしょうね。ご自身が売ったケンカですよ。私、この間も申し上げたとおり。それに一言も反論することができなかつたということは、私どもの主張が正しかったということです。今さら市長の主張が誤りだったことを認めるなんてことはできないでしょう。それを求めたりすることはしません。しかし、公衆の面前で私どもを批判し、誹謗したことは許しがたいことであります。任期最後の議場において、改めて私どもの主張こそが正しく、市長の主張はまったくの誤りだったことを強く、この場で主張して質問を終わります。

なお、この件については答弁は結構です。

○議長（中嶋新君）

答弁はありますか。
では、清水企画部長。

○企画部長（清水博樹君）

岡野淳議員の、増富再生協議会の返還金に関する再々質問にお答えをいたします。

協議会内で精算されたもの等の書類があるかということでございますけれども、協議会のほうから市に相談されたり、聞いた内容では協議会内での精算が必要だったということで精算したということで伺っております。

また、先ほどの総括については、先ほど副市長が申し上げたとおりでございます。
以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで13番議員、岡野淳君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は2時50分といたします。

休憩 午後 2時37分

再開 午後 2時50分

○議長（中嶋新君）

それでは、再開いたします。

次に公明党、21番議員、内田俊彦君。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

通告に従いまして、2項目、質問をさせていただきます。

はじめに、新たな生活様式とクラウド活用による住民サービスについて伺います。

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、窓口での簡素化や電子決済が求められています。マイナンバーカードにも基幹系データ、国民健康保険データ、金融データも将来取り入れられることが予想されるところでございます。国はデジタル化を推進している状況下であり、デジタル庁も来年、早い時期の国会の中で、創設のために法案を提出するというところでございます。

マイナンバーカードにより、特定定額給付金の支給時にいち早く給付措置が完了することが本市では実証されたところでもございます。

今後、山梨県が推進予定の重度心身障害者医療費の電子決済の対応についても遅れをとってはなりません。本市では、トイレトレーラー導入に伴い、クラウドファンディングにより資金調達も進められているところでございます。ビッグデータの保管、活用はクラウドの導入と活用が急務であると鑑みるところであります。国の推進する自治体クラウドの構築には、情報通信技術の確立が必要であります。

20年前、「IT革命」という言葉が流行語大賞になったのが記憶にございます。インフォメーション・テクノロジーでございます。それがIOTになり、AIになり、シンクという、考えるということが今後予想されて、この技術が進められているところでございますが、やはり市

といたしましても、国の流れや世界的な潮流を捉えて、自治体独自のものはできないかもしれませんが、いち早く、それに果敢に挑戦することは必要であると思います。

そこで以下、質問するところでございます。

1 番目としまして、クラウド導入状況と今後についてお伺いをいたします。

2 番目として、クラウド活用による住民サービスの向上についてお伺いをいたします。

3 番目、マイナンバーカード作成、更新状況、今後の活用についてお伺いをするところでございます。

4 番目、クラウドファンディングによる資金調達状況と今後の活用についてお伺いをいたします。

5 番目、窓口の電子決済の検討についてお伺いをいたします。

6 番目、医療、福祉公共施設の窓口の簡素化についてお伺いをするところでございます。

7 番目、リモート診察の実現についてお伺いをいたします。

2 項目めに移らせていただきます。

少子化は重大な問題でございますが、やはり子どもを授かった、その子どもをしっかりと産み育てていく環境を整えることが必要と思います。妊婦一般健康診査の公費助成について他、お伺いをさせていただきます。

平成21年度より妊婦一般健康診査14回について、1回につき公費が6千円が助成され、喜ばれているところであります。財源は全額交付税措置がされているところであります。しかし初回につきましては、この6千円を上回りまして、個人負担が子育て家庭の会計を圧迫するところでございます。1回目につきましては、2万円とか3万円ほどかかるというふうに聞いているところでございます。

それでお伺いするところでございますが、1番目といたしまして、初回診査の公費助成上乘せについて、今、いかがな状況にあるのかお伺いをするところでございます。

そして、この妊婦一般健康診査につきましては、保健センターで行っている状況もございまして、保健センターにおけるコロナ感染症対策の充実について、2点お伺いをいたします。

以上、ご答弁よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

21番、内田俊彦議員の新たな生活様式とクラウド活用による住民サービスにおける、クラウドファンディングについてのご質問にお答えいたします。

本年度、消防防災課が所管する「災害派遣用トイレトレーラー」の導入事業について、クラウドファンディングを活用し寄附金を募り、先月14日で締め切ったところ、600万円の目標額に対し872万5千円、達成率145%と、目標額を大幅に上回る寄附金額となり、市内外より多くの方に賛同を得ることができたところであります。

今後、本市でクラウドファンディングによる資金調達が妥当であるとする事業を見極めながら、財源確保の有効な手段として、活用してまいりたいと考えております。

次に、妊婦一般健康診査の公費助成における、保健センターのコロナ感染症対策の充実についてであります。

市保健センターでは、国の補助制度を活用し、マスク、消毒液、非接触型体温計などを購入し、感染症対策をより充実させる環境整備を行ったところであります。

また、本年7月に策定した「新型コロナウイルスに負けない“オール北杜”の支えあいガイドライン」に沿った感染症対策を行うとともに、「乳幼児健診」や「妊娠出産支援事業」など、事業ごとのマニュアルを作成し、利用者が安全に安心して参加できるような対策を講じております。

今後は、感染防止のため、来訪を控えている方もおりますので、来月下旬から、オンラインによる個別相談を実施するとともに、「ママパパ学級」などの配信を行う準備を進め、更なる感染症対策の充実を図ってまいります。

その他については、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

順次、答弁を求めます。

山内総務部長。

○総務部長（山内一寿君）

21番、内田俊彦議員の新たな生活様式とクラウド活用による住民サービスにおける、更なる支援策についてのご質問にお答えいたします。

電子決済による支払いは、窓口における感染リスクを回避し、市税等を納付できることから、「新たな生活様式」に対応した有効な納付手段であると考えております。

また、金融機関などの窓口に出向く必要がなく、時間に縛られずいつでも納付できるため、納税者の利便性の向上につながり、収納率の向上が期待される納付手段であります。

本市では、スマートフォンアプリを活用したPayPayおよびLINE Payによる電子決済を、「上下水道料」は本年4月から、「市税」「国民健康保険税」「後期高齢者医療保険料」「介護保険料」の支払いは本年8月から開始したところであります。

今後も、市民の皆さまにとって納付利便性が高まる決済方法の導入を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に清水企画部長。

○企画部長（清水博樹君）

21番、内田俊彦議員のご質問にお答えいたします。

新たな生活様式とクラウド活用による住民サービスについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、クラウド導入状況と今後についてであります。

現在、本市においては、「地理情報システム」、「電子入札システム」などについて、クラウドサービスを利用しており、住民基本台帳をはじめとする「基幹系システム」については、クラウド型サーバを導入した新たなシステム構築を進めております。

また、堅牢なデータセンターによる管理を行い、災害時のバックアップ、セキュリティの強化を図ることで、より安全・安心なシステムを構築しているところであります。

自治体クラウド導入に当たっては、他の自治体と共同で取り組む必要があることから、導入環境の整備を行いつつ、検討してまいりたいと考えております。

次に、住民サービスの向上についてであります。

クラウド活用の利点は、コストの削減、情報セキュリティ水準の向上、災害時の業務継続性の確保といった効果が得られるものであります。

住民情報等重要な情報をより安全に担保し、担当職員の業務効率化を図ることで、住民サービスに注力できるものと考えていることから、充実、向上に努めてまいります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に浅川健幸市民部長。

○健幸市民部長（浅川辰江君）

21番、内田俊彦議員のご質問にお答えいたします。

新たな生活様式とクラウド活用による住民サービスについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、マイナンバーカードの作成、更新状況、今後の活用についてであります。

マイナンバーカードを活用した消費活性化策や健康保険証の運用開始等に伴うカード交付の増加に対応するため、市では、本年4月から本庁窓口職員を増員し、カード交付手続きや発行から5年目の誕生日に行う本人確認用の電子証明書の更新、平日に窓口に来られない方のための休日交付窓口を毎月1回開設するなど、円滑な窓口対応と市民サービスの向上に努めているところであります。

また、特別定額給付金のオンライン申請や消費活性化策であるマイナポイント等の影響により、マイナンバーカードの取得等に関する問い合わせも増加したことから、休日窓口の開設時にはタブレット端末によるカード交付申請のサポートなどを開始したところであります。

本年8月末現在、本市では8,510人に交付をしており、交付率は18.1%となっております。

今後は、マイナンバーカードで住民票や印鑑登録証明書等が取得できるコンビニ交付サービスや来年3月からの健康保険証の利用開始などのメリットを周知し、カード取得に向けた申請サポート等を進めてまいります。

次に、医療、福祉公共施設の窓口の簡素化についてであります。

市立の病院および診療所においては、クレジットカードによる電子決済の導入により、窓口の簡素化を図っているところであります。

現在の医療保険制度においては、健康保険証に加え、高齢受給者証や高額療養費の限度額認定証など、複数の資格者証を持っている方がおり、窓口において資格確認に時間を要しております。

こうした中、国においては来年3月からマイナンバーカードを保険証として利用することとしております。

マイナンバーカードを保険証として利用した場合、カード1枚で確実にオンラインによる資格確認を行うことができ、窓口の簡素化が図られることから、導入の準備を進めているところであります。

こうした取り組みにより、窓口の簡素化は受付時間の短縮となることから、感染予防につなげてまいります。

次に、リモート診察の実現についてであります。

「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大を受け、国においては本年4月に、時限的・特例

的対応として、「新型コロナウイルス感染症」の収束までの期間に限って、病院に行かずに診療を受けられるリモート診療、いわゆるオンライン診療が初診から認められるようになりました。

2つの市立病院では、リモートによる初診について検討を行ってまいりましたが、患者の正確な状況把握が困難であり、病気の見逃しが心配されることから、現状では難しいと判断したところであります。

現在、再診については、すでに電話での診療を実施しておりますので、今後も、終息までの長期化を見据え、引き続き、初診について、医師等と検討を重ねてまいります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

21番、内田俊彦議員の妊婦一般健康診査の公費助成における、初回診査の公費助成上乗せについてのご質問にお答えいたします。

妊婦健康診査費用の自己負担額は、特に、初回の健診における自己負担が高額となり、助成額を上回っている状況であります。

こうしたことから、現在、各市の担当で構成される「山梨県市長会」の検討会において、助成額の検討を進めており、本市においては、妊婦の皆さまが経済的負担を感じず、安心して出産を迎えていただけるよう、増額を提案しているところであります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

内田俊彦君の再質問を許します。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

まずはじめに、新たな生活様式とクラウド活用による住民サービスについて再質問させていただきますが、いずれ本市におきましては、クラウドにつきましても、基幹系については今まさに、これは予算が付いたわけですから、当然、進めていると。また実際、国の推進によって保険証等の対応もしている。また、コンビニ等の対応もできるように、今、しているということにつきましても、ほぼ、電子決済、クラウドにつきましても、標準以上の、たぶん対応をしているというふうに察するところでございます。

ただ、問題なのはどうしても、これはマイナンバーカードを作成していただきませんと、今後やはりこのクラウド、要するに電子決済等については、なかなか難しい状況がありまして、先ほど来、18.9%ということなんです。実際、窓口では多くの皆さんが来庁されまして、されているところではございますが、今後、このマイナンバーカードを、たしかにマイナポイントもございまして、国も推進していますが、デジタル庁もおそらく創設されるという状況にある中で、ここは推進をしていかないとならないというように思っているところなんです。やはり個人情報等の問題もございまして、嫌がってしまう市民等もある。そういった方々に、このいろんな状況説明をしながら、やはりこれは進めていかなければならないと思いますが、おそらく担当課としてはそういった工夫を今もされていると思いますけども、それについてもう一度、詳しくお答えをいただきたいと思っております。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

浅川健幸市民部長。

○健幸市民部長（浅川辰江君）

21番、内田俊彦議員の再質問にお答えいたします。

マイナンバーカードの推進について工夫をしているということで、ご質問がございました。

市としましては、マイナンバーカードにつきましては、マイナンバーカードを交付するための計画等を作成しております、それらに基づいて、今、交付のほうを行っているところであります。

先ほども答弁の中でお答えしたように、窓口職員等を増員すること等も想定する中で、できる限り多くの方取得していただくという中で、やはり今、コンビニ等の住民票の交付であるとか、印鑑証明の交付というところを前面に打ち出す形の中で、説明をして交付のほうを進めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

再々質問をさせていただきます。

このリモート診察についてでございますが、なかなか非常に難しいということでございました。しかし、マイナンバーカードですとか、いろんな情報が一元化する中になれば、これらについても今後可能になってくるというように思っております。今回については、なかなか難しかったということでございますが、やはり国も当然、このリモート診察につきましては、簡単に言うと在宅介護、在宅医療ということも進めているわけでございますし、地域包括ケアシステムの構築もしなければならぬとなりますと、どうしてもここをしていかなければならない現状に近い将来やってくるというように思っておりますので、それらについてはやはり、ここについては、市も、今回見送ったにしても、今後、考察しながら進んでいくべきかと思いますが、いかがお考えかお伺いするところでございます。

○議長（中嶋新君）

浅川健幸市民部長。

○健幸市民部長（浅川辰江君）

21番、内田俊彦議員の再々質問にお答えいたします。

今後のリモート診療の考えはということで、ご質問をいただいております。

リモート診療につきましては、現在の状況としましては、県内の状況として、民間の病院等、1、2は実施していますけども、多くが個人の開業医の先生方というような状況になっております。診療科を見ますと、比較的、整形とか小児、アレルギーなどの診療科というところで対応している医療機関が多いという状況になっております。

今、2つの市立病院、診療はどちらかというと内科医系の疾患の患者が多いということで、なかなかリモート診療というのは、課題等が多く難しいということでもありますけれども、議員おっしゃるとおり、今後長い目で見ますと在宅等もあるという状況の中では、先生方としか

りとお話をする中で、検討をしたり、研究をしていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

ほかに。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

それでは、妊婦一般健康診査の公費助成について他にについて、再質問をさせていただきます。

先ほど、妊婦一般健診については、簡単に言うと本市といたしましても、初回がなかなか6千円では、それを上回るの、なんとか上乗せをしていきたいと、こういうことでございますけれども、当然これらについては、全国的なデータもあるでしょうし、また他市との比較というものもありますが、現実には、国が交付税措置されている現実もございますので、おそらく山梨県内の中では同じような中でやっていく方向性が出されるかと思っておりますけれども、やはりそれらについては横の連携も取りながら、今後進めていくんだらうと思っておりますけれども、そのような見解でよろしいか、まずお伺いをするところでございます。

○議長（中嶋新君）

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

21番、内田俊彦議員の再質問にお答えいたします。

妊婦一般健診の助成額ですが、議員おっしゃるとおり、今、6千円という助成をしているわけですが、全国的に見ましても山梨県は、金額で申しますと今現在、8万8,210円という助成をしております。この額は、全国的に見ますと下から3番目ということをお伺いしております。

少子化対策ということを充実させよう、強化させようという山梨県において、やはりこういった負担額は少ないのではないかとということで、県下統一してもう少し上乗せをしようということを今、市長会、それから町村会のほうでも提案をして、検討をしているところであります。これが、県下統一の金額が調整できて、上乗せしようということになれば、来年の4月の上乗せを目指して、今、検討をしているところであります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

では再々質問でございますが、今、来年の4月ということでございます。来年の4月となると、もう今は9月でございますから、予算措置をしていくには、たぶん11月くらいからということになると、もう駆け足でそこへ向かって協議を整えているという状況下にあるのではないかと思います。やはりこれについては、2万円、3万円かかるとも言われているわけございまして、やはり初回の負担が減ることによりまして、この回数の中でありまして、皆さんしっかり健診を受けられて、元気な子どもを産めるということが担保されていくと思っておりますので、これについては当然、市としましては、なるべく早い段階で、これは予算化ができるように当然、市長会でもやっている、県でもやっているということでございますから、さらに私は推進していただきたいと思っておりますので、それについてもう一度、お答えをいただきたい。

○議長（中嶋新君）

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

21番、内田俊彦議員の再々質問にお答えいたします。

今後のスケジュールなのですが、今、私どもが聞いているスケジュールというのが、13市の担当者会議を行い、それから市長会で決定をしていただいて、その後、産婦人科医師会というのがありますので産婦人科医師会、それから県の医師会に説明をし、令和3年4月からの実施を予定しているということ聞いております。

本市としましても、安心して出産を迎えていただけるよう、引き続き増額の提案をしていく考えてございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで21番議員、内田俊彦君の一般質問を終わります。

次に日本共産党、8番議員、志村清君。

志村清君。

○8番議員（志村清君）

一般質問を行います。

コロナ対策のうち、財政調整基金や第2次地方創生臨時交付金の活用についてという角度から質問します。

「支えあい北杜！心がつながる応援プロジェクト」の第3弾の概要が示され、補正予算案が提案されています。第2波以降の感染拡大に備えるとして「甲陽病院への医療機器購入」や「市立学校の感染症対策」「公的施設の感染リスク低減事業」など総額約3億1,800万円で、そのうち市費投入額は約1億1,800万円というものです。各新事業・施策には、異論はありませんが、第1弾の約50億1,700万円（うち市費投入額は約2億9,200万円）、第2弾コロナ対策は約25億4,900万円（うち市費投入額は約21億2,400万円）、これらと比べて、今度の第3弾は金額的にも「尻すぼみ」ではないでしょうか。市民は感染拡大への不安から、PCR検査体制の抜本的強化や、くらしと営業への更なる支援を国や自治体に強く求めています。

そこで3点、質問します。

（イ）市長は8月臨時議会で「コロナ対策は道半ば。この窮地から「待ったなしで」乗り越えることは私の使命です」と次期市長選への立候補理由を述べましたが、この第3弾でよしと考えるのか。更なる支援策はどう打ち出すのか、答弁を求めます。

（ロ）「思い切って活用する」としてきた3つの基金残高は結果的にそれぞれいくらか。山日新聞8月27日付けは、コロナ対策で「財政調整基金」を取り崩した県内22市町村の額を紹介しましたが、北杜市は7番目でした。今後「何にでも使える財政調整基金」を市民のために使う考えはあるのか、答弁を求めます。

（ハ）国の第二次地方創生臨時交付金、6億7千万円が内示されていますが、これをどのように活用する考えか。基金に積み戻すのか。市民が求める更なるコロナ対策に「思い切って」

活用すべきと私は考えますが、どうでしょうか。

2つ目に、「市民アンケート」に寄せられた住民要望についてです。

私たち日本共産党北杜市委員会では、7月下旬から市内全域にアンケート用紙を配布して、くらしの実態や市政への要望を聞く取り組みを行ってきています。その中間集計は15日に渡辺市長宛てに提出して、特徴点を紹介してありますが、コロナ禍を経験して「暮らし向きが苦しくなった」という人が7割を超えて、「負担が重いとを感じるもの」という問いにトップ3は、国保税、介護保険料、上下水道料でした。アンケートに寄せられた要望は、今後、その解決を市に求めています。今日は具体的な改善・実現を求める声が特に多かった2点について、現状や見通しについて質問して、前向きな対応を求めるものです。

1つは、市役所へ向かう東西入口交差点への信号機設置、こういう要望です。

アンケートの問いのうち、生活道路などの安全対策について特に多かったのは、市役所に入る東西のT字路への信号機設置を求める声でした。オギノ須玉店オープン前の昨年9月議会で、私は国道141号から入る場所（西側です）への設置を求めましたが、穂足商店街（東側です）のT字路への設置も強い要求だと分かりました。「市役所側からの右折が怖い」「ヒヤリハットを何度も経験した」などの声がアンケートで寄せられましたが、市職員や議員の皆さんも同感だと思います。

(イ) 9月議会後の経過、公安委員会などへの要請はどうだったのか。

(ロ) として、西側への設置の見通しはどうか。

(ハ) として、東側の箇所への設置も考えていくのか。

3点、答弁を求めます。

2つ目は、「聞こえにくい」との声が多い「防災行政無線」の改善についてです。

アンケートの「災害に備えて市に求めるものは何ですか」という問いには、「一人では避難できない人への対策」や「避難所の増設・充実」も上位でしたけども、一番多い意見は「避難情報を早く・分かりやすくしてほしい」というのがトップでした。その具体的要望では、「防災行政無線の改善」を実にアンケートに答えている人の4人に1人が求めています。「放送がよく聞こえない」家庭が相当あり、「まったく聞こえない」という家もありました。これをフォローする対策として、市には専用電話対応や北杜ほっとメール、防災ラジオなどありますが、いざというときの避難情報が伝わらない家庭を残している現状の改善は急務ではないでしょうか。

(イ) として、市内への防災行政無線の「聞こえ方」をどう判断しているのか。調査したことはあるのか。行政区などを通じた調査の考えはないか。

(ロ) 防災ラジオ、現行6千円の購入時補助を増額する考えはないか。

以上、答弁を求めて質問とします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

8番、志村清議員のコロナ対策財政調整基金や第2次地方創生臨時交付金の活用における、更なる支援策についてのご質問にお答えいたします。

「新型コロナウイルス感染症」の影響は、北杜市にとってこれまでに経験したことのない、危機的状況であることをしっかり受け止め、「支えあい北杜！心がつながる応援プロジェクト」

を立ち上げ、これまで様々な面で市独自の支援策を打ち出し、全力で取り組んでまいりました。

その効果をしっかりと見極め、「元気な北杜」を復活させるためには、「今ここで立ち止まるわけにはいかない」、「継続して“ふるさと北杜”を守りたい」との強い思いから、「道半ば」とお話をさせていただいたところでもあります。

中でも、先月3日からスタートした「心がつながる応援券」においては、目を追うごとに「多くの笑顔が戻ってきている」、「市民と事業者の新たな出会い、絆が生まれている」と、強く感じているところでもあります。

まさに、応援券が「みんなへ みんなの ありがとう」の輪を、大きく広げ出していると、その効果に大きな喜びを感じております。

今後も、さらにその輪を広げ、「感染症に負けない強い“ふるさと北杜”」を築くため、状況の変化に合わせて、「今やらなければならないこと」をしっかりと整理し、第4弾以降のプロジェクトの打ち出しも視野に入れ、効果的な対策に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

その他については、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

順次、答弁を求めます。

山内総務部長。

○総務部長（山内一寿君）

8番、志村清議員のご質問にお答えいたします。

「市民アンケート」に寄せられた住民要望について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、防災行政無線の「聞こえ方」の判断についてであります。

全行政区を対象としたアンケートは行っておりませんが、防災行政無線のデジタル化に伴い、市内の伝達調査を実施し、子局を設置しており、聞きづらいと地区からの要望があった際には、現地での調査を行い、方向の調整やスピーカーの増設などの対応を行っているところでもあります。

次に、防災ラジオ購入時補助金の増額についてであります。制度創設以来、防災ラジオの本体価格は上がっておりませんので、現時点、補助金の増額については考えておりません。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に清水企画部長。

○企画部長（清水博樹君）

8番、志村清議員のご質問にお答えいたします。

コロナ対策財政調整基金や第2次地方創生臨時交付金の活用について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、基金残高、財政調整基金の活用についてであります。

「支えあい北杜！心がつながる応援プロジェクト」に掲げた事業の財源として活用した基金残高は、いずれも本年9月補正後の見込みであります。財政調整基金が43億127万9千円、公共施設整備基金が22億2,921万1千円、まちづくり振興基金が28億6,783万2千円であります。

今般の「新型コロナウイルス感染症対策」として、国の支援策を待たずに直ちに組み込まなければならない施策の財源として、財政調整基金を活用したところであり、今後も、市民生活

に多大な影響を与える恐れがあったり、緊急に手を打たなければならない場合の財源として、活用してまいりたいと考えております。

次に、第2次地方創生臨時交付金についてであります。

本市では、国の具体的な支援内容が明らかになる前から、市民生活と地域経済を守るために直ちに取り組むべき施策に、基金財源を充当して取り組んでおりますが、今回の臨時交付金の対象事業にも合致するものもあることから、これらの事業への交付金の充当も含め、今後の状況も注視しつつ、活用してまいります。

なお、この交付金の充当により、これまでの基金繰入額に変更が生じることも考えられます。

次に、「市民アンケート」に寄せられた住民要望について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市役所東西入口交差点への信号機の設置についてであります。

現在、山梨県公安委員会において、国道141号線の支障看板の移設に向けた協議が進んでおり、信号機設置への準備が進んでいるところであります。

次に、東側の箇所への設置についてであります。

東側交差点の市道大豆生田線、県道須玉・中田線への信号機や横断歩道の設置については、該当地区からの要望を受け、関係機関への要請等の対応を行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

志村清君、残り時間47秒です。

ここで志村清君の再質問を許します。

志村清君。

○8番議員（志村清君）

時間が土俵際ですから、1点だけ。

財政問題、午前中も財政が厳しいから我慢してきたという議論がありましたけど、私たちのアンケートでも「市に借金があることは知っていたけども、こんなにお金があるということを知ってびっくり仰天です。」と書いてきた女性がいました。

1つだけ、私たちは財調を使ってやれという提案をずっとしてきました。身延町では、商品券が好評ということで、2万円をもう一度出すと。南部町でも1万円をもう一度出すということでしたが、北杜市でも第4弾を考えるということですが、商品券を再度考える可能性があるのかどうかだけ、市長にお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

土屋副市長。

○副市長（土屋裕君）

志村清議員の再質問にお答えさせていただきます。

追加の応援券という考えでございますけども、多くの市民の皆さまからのそういったお声を参考にして、また先月立ち上げました支えあい北杜推進会議、議員の皆さまからもご提言いただきました各種団体の皆さんとの協議の場も設置したところでございますので、そういったところでも様々な意見をお聞きする中で、またそういった面の判断はしてまいりたいという考え

でございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで8番議員、志村清君の一般質問を終わります。

次に無所属の会、1番議員、栗谷真吾君。

栗谷真吾君。

○1番議員（栗谷真吾君）

市の教育方針や学校統廃合などの考えについて伺います。

現在、小中学校適正規模等審議会において数回にわたり議論が行われています。委員の中には教育関係に精通した方も参加しており、今後の方向性を的確に示していただくことを期待したいです。

市は、審議会を開催するにあたり今後の教育のあり方についてゼロベースで議論してほしいとしたスタンスではありますが、審議会や住民説明会などで出た意見も数多くあることから、現時点での市の考えを伺います。

1. 前小中学校適正規模等審議会の答申からすでに11年が経過し、その後の社会状況の推移とともに教育の考え方も変化し、それに伴い文科省の方針などもかなり動いてきている。この社会的変容と文科省の方針などの変化について、市はどのように捉えているか。具体的な例を挙げて説明願いたい。

2. 小中学校適正規模等の課題は、教育のあり方や方針などと深い関係がある。新たに改訂された学習指導要領はそうした方向性について様々に言及しているが、これについて今までと異なる点はこういったことであると市は認識しているか。また、市が考える重要なポイントはどこか。

3. 県外の自治体では公教育の改善に向けて、例えば公立の学校でイエナプランなどの新しい教育の理念・方法を導入しているところもあり、チェーンスクールやパッケージスクールなどが実施される自治体もある。県内でも、南アルプス市はすべての学校を小中一貫校で行うという方針を示している。それぞれの先進的な取り組みの特色について、市の考え方は。

4. 北杜市の新しい教育ビジョンの導入の必要性とともに、こうした先進的な教育の取り組みと子育て世代住民の増加の関係について、市としてはどのように考えているか。

5. 学校教育における部活動の取り組みについては、地域説明会では多くの意見があったところ。近年の公教育と部活動の関係については、どのような議論があるか。また、この議論の方向性と方針について、市としてはどのように捉えているか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

1番、栗谷真吾議員のご質問にお答えいたします。

市の教育方針や学校統廃合などの考えについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、具体的な市の捉え方についてであります。

少子高齢化の進行、情報化やグローバル化といった社会的変化が著しくなっており、「学習指導要領」の改訂では、「社会に開かれた教育課程」が重要とされております。

本市の学校教育「原っぱ教育」においては、「不屈の精神と大志を持った人材の育成」を教育目標とし、毎年重点目標を見直す中で、地域資源の積極的活用や地域社会等との連携、また、ICT教育の推進などに取り組んでおり、社会的変化や「学習指導要領」の改訂に対応していると捉えております。

次に、学習指導要領についてであります。

「新学習指導要領」では、社会の変化や現代の子どもたちが抱える課題を踏まえた上で、改めて「生きる力」の育成について捉え直しており、今までと異なる点は、「新しい時代への対応の視点」であると認識しております。

本市では、子どもたちが生涯にわたって主体的に学び、人生をより豊かにできるよう、地域・保護者と連携・協働する「社会に開かれた教育課程」が重要であると考え、コミュニティスクールの導入に取り組んでおります。

次に、公教育の改善に向けての考え方についてであります。

本市においては、市の特色を活かした先進的な取り組みを「原っぱ教育」を通じて進めてきたところであり、こうした取り組みも踏まえ、「北杜市立小中学校適正規模等審議会」においてご審議していただきたいと考えております。

次に、先進的な教育の取り組みについてであります。

本市の学校教育は、「原っぱ教育」を基本に、恵まれた地域資源を活かした取り組みや、ICT環境を先行して整備するなど、質の高い教育施策にも取り組んでおります。

こうした取り組みが、移住希望者の高い注目を集めているところであります。

次に、公教育と部活動の関係についてであります。

地域説明会では、少子化による部員数の減少や部活動数の減少など、部活動の課題についてご意見をいただいたところではありますが、本審議会での議論には至っておりません。

今後、審議会における議論が進む中で、しっかりと対応してまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

栗谷君、残り時間57秒です。

当局の答弁が終わりました。

栗谷真吾君の再質問を許します。

栗谷真吾君。

○1番議員（栗谷真吾君）

時間がないので1点だけ伺いますが、質問項目にのせさせていただいたイェナプラン教育、チェーンスクール、パッケージスクールについて詳しい説明をお願いしたいと思っています。それぞれの取り組みのメリットやデメリットは何か。実際に実施されている自治体はどこか。どういった効果が生まれているか。また、その課題はなどについて伺います。

教育の在り方というのは、子どもたちのためにそれぞれの立場や部署を超えて、ここにいるみんなで考え、解決していかなければいけない大きな課題だと思っていますので、共有の意味で詳細な説明をお願いします。

また、答弁はきっと教育部長になるかと思いますが、この答弁を受け、市長としてこれらの取り組みについて、どのように考えるか、任期の最後にお伺いしたいと思います。

○議長（中嶋新君）

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

1番、栗谷真吾議員の再質問にお答えをいたします。

まず、県外の自治体等で新しい取り組み、新しい理念の教育方法に取り組んでいるということの中でイエナプラン、チェーンスクール、パッケージスクール、こういう取り組みの内容についてどうかというご質問につきましては、まず、イエナプランにつきましては、これはもうヨーロッパのほうで取り組んでいる自立と共生をテーマに掲げた教育、個性の尊重や対話に注視した指導というような中で、この近くでは長野県の佐久穂でしょうか、そちらのほうで取り組んでいるということでございます。また、チェーンスクール、パッケージスクール等につきましては、広くは徳島県、これは県をあげて取り組んでいるというような状況を聞いておりまして、特に吉野川市、あるいは阿南市等で取り組んでいるということを情報としては持っておりまして、それぞれチェーンスクールにつきましても、パッケージスクールにつきましても、小中一貫教育の1つの形、例えばチェーンスクールについては分散型の小中一貫教育、パッケージスクールにつきましては、一体型の小中一貫教育のことということで捉えておりまして、こういうところの先進事例につきましては、取り入れるにあたりまして、その先行事例の自治体独自に、団体独自で導入の背景とか、あるいは地理的な問題、人口構成、そういう背景のもとでそれぞれ小中一貫校教育ということで取り入れたというふうに考えていまして、ではそれが本市の教育にすんなり当てはまるかどうかということにつきましては、今後しっかり調査をし、議論をしていく必要があると思います。

また、教育については、1年、2年で事足りるということではございません。10年、あるいは長期的な視点の中で考える必要があるということでございます。例えば学習指導要領につきましても、10年ごとに改訂をしております、それは例えば新学習指導要領では、グローバル化、情報化、あるいは技術革新、社会の変化等を見据えた中での対応した教育ということを目標に今回しております、そういう面からも私ども今、取り組んでおります中学校の適正規模等審議会の中では、教育に精通した先生方もたくさんメンバーの中で迎えて議論をさせていただいておりますので、そういうことも含めまして、しっかり審議会の中で議論を進め、審議をしていただくということでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで1番議員、栗谷真吾君の一般質問を終わります。

次に無党派、5番議員、藤原尚君。

藤原尚君。

○5番議員（藤原尚君）

私の一般質問は1項目のみで、渡辺市長の任期中の成果、今後についてを質問いたします。よろしく願いいたします。

渡辺市長は、「愛でつながる北杜市」を公約のテーマに掲げ、「子育てと福祉」「雇用と産業」「教育」「スポーツと芸術」「若者と女性の活躍」の5本柱を基本に、様々な面に新しい視点で事業を展開し、多くの成果を上げてこられたと感じています。

本年度スタートした「第2次北杜市総合戦略」については、「みんなでつくろう 健幸北杜」をテーマに、市民や企業の皆さまとの会話を大切に、知恵を出し合い進めた策定方法や、策定後においてもその会話を原動力に常に改善を進め、進化させようとするその姿勢は、まさに市民や企業との協働が基本姿勢であり、またこれまで進めてきた企業との包括連携協定の締結内容を見ても、新たな政策推進の基盤を着実に築いてきたものと大変評価できるものであります。

また、市民生活や事業者の経営に長期間に渡り大きな影響が出ている、今般の新型コロナウイルス感染症に対しては、北杜市誕生以来の最大の危機と捉え、常に状況に合わせた迅速な政策展開には、「ふるさと北杜」を守ろうとする強い意志に私は心強く感じたところであります。

そこで、これまでの4年間の農業関係の成果と今後の事業展開への考えについて質問をさせていただきます。

1. 本市の基幹産業である農業では、企業型農業生産法人の誘致、新規就農者への支援、地域営農組織の育成など、様々な面で施策を打ち出してきたが、渡辺市長が目指す農業への具体的な取り組みとビジョンはどのようにするのか。

2. 農業に関わりのある東洋ライス(株)、(株)はくばくとの包括連携協定を締結し、今後の農業振興における事業展開に期待しているが、協定内容と具体的な取り組み内容、今後のビジョンはどのようにするのか。

3. 昨年度の韮崎市での豚コレラの発症、本年度の長雨による市内でのいもち病の発生、全国に目を向けると鳥インフルエンザなど、異常気象等による環境の変化による農作物、家畜への感染症が心配されるが、その対応と新たな対策の考えは。

4. 新型コロナウイルス感染症の農業への影響は、飲食店、宿泊業の営業自粛などにより全国的に米が余り、本年度の北杜市産米への影響が考えられます。その影響は、市内野菜・果樹農家、酪農、観光農園にも大きな影響が出ているが、市はその状況をどのように捉え、どのような対策を取っているのか。また、市独自のコロナ対策“安心お届けほくとの「食」”の利用状況とその効果はあるのか。

最後、5番ですが、今後の本市の農業にどのような展開と将来のビジョンをどのように考えるのか伺います。

以上5点の質問に対して、ご答弁をお願いいたします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長(渡辺英子君)

5番、藤原尚議員の渡辺市長の任期中の成果、今後における、私が目指す農業への取り組み、今後の農業の展開および将来ビジョンについてのご質問にお答えいたします。

本市の基幹産業である農業は、日照条件や良質の水など豊かな自然環境の下、品質・食味において、高評価を受けるお米をはじめ、安全・安心な農産物など、それぞれの地域に即した農業を展開してまいりました。

農業の持続的な発展を図るためには、各地域における担い手の確保が急務であることから、

重点的に取り組んできたところであります。

地域農業を支える大きな力となる担い手組織の育成においては、組織の立ち上げから、新規作物の導入、規模拡大事業など、営農全般にわたる支援を行い、市内全域で97の組織が立ち上がり、作物も米のほか野菜、果樹に栽培も拡大し、本市の農業の強みになっております。

新規就農者においては、本市で新たな農業に挑戦する事業者も多く、環境にやさしい有機農法の野菜栽培など、直近4年間で24名が就農し、新たな担い手として地域で活躍されております。

新規就農者に対しては、「北杜市担い手育成総合支援協議会」を中心に、ワンストップ支援窓口などによるサポート体制を強化し、担い手の確保・育成に重点的に取り組んできたところであります。

また、遊休農地の解消や新たな雇用の創出に向け、「企業型農業生産法人」の誘致なども積極的にいき、この4年間で9事業者が栽培を始めております。

これらの取り組みにより農地が保全され、豊富な種類の作物が広がり、まさに「日本の台所」にふさわしい風景が維持されているところであります。

こうした中、農家の皆さまが結集した「北杜市フードバレー協議会」が、新たな発想による事業展開など、付加価値を高めた特徴的な農業に取り組み、従来から農業と集落を守ってきた農業者の皆さまと連携を図り、様々な経営体がネットワークを構築し、農業だけに限らず、加工品の開発など多様な分野にわたり、農業振興を進めていただいております。

今後は、本市の農業を支える次の後継者を育てるため、これまで取り組んできた地産地消や食育などを継続して取り組むとともに、子どもたちが「おいしい食」から、「ふるさと北杜」の郷土愛を育み、豊かな環境を活かした農業に関心を持ち、「北杜」の地で農業を営んでいきたいと思う、子どもたちの心を育ててまいりたいと考えております。

農業は、私自身の政策の中で、大きな柱と捉えており、「農業の発展なくして市の発展はない」が基本であり、これからも農業振興に全力で取り組んでまいります。

その他については、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

中田産業観光部長。

○産業観光部長（中田治仁君）

5番、藤原尚議員のご質問にお答えいたします。

渡辺市長の任期中の成果、今後について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、包括連携協定内容、取り組み内容および今後のビジョンについてであります。

市では、これまでも様々な分野において企業との連携を行ってまいりましたが、基幹産業である農業を一層発展させるため、安全・安心な「食」をテーマに、さらに連携を進めているところであります。

本年7月に包括連携協定を締結した「東洋ライス株式会社」とは、「持続可能な農業」をテーマに、北杜の基幹産業である米づくりをさらに進化させ、北杜ブランドの確立を目指してまいりますが、まずは、「米ぬか」による土づくりや、特別精米による栄養価の高い、おいしいお米を保育園給食に提供し、園児の食育や健康増進に取り組んでまいります

さらに、8月には「株式会社はくばく」と協定を締結し、「食」からの健康をテーマに、食の

講座への取り組みも進めてまいります。

次に、感染症への対応状況と新たな対策についてであります。

本年は長雨による、「葉いもち病」の発生が確認され、市では早急に対策本部を開き、防除の周知を図ったところであります。

また、近年の全国の家畜伝染病の感染状況から、市では、昨年度新たに「特定家畜伝染病防疫対策マニュアル」を作成し、いざという時の有事に備え、しっかりとした対応が取れるよう体制を整えたところであります。

次に、農業への影響の状況と対策および「安心お届けほくとの食」の利用状況と効果についてであります。

「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大により、市民生活や地域経済に甚大な影響が生じ、市としても様々な対策を講じているところであります。

農業においては、その影響を把握するため、本年5月に「梨北農業協同組合」と協力した「農家アンケート調査」や、農業法人等への聞き取りも実施しました。

感染拡大防止の営業自粛により、販売ルートがなくなった農業法人や畜産農家、果樹農家においては、観光農園への来客の激減など、これまでにない影響を受けていることから、市ではこれらの農業者を支援するため、ふるさと納税返礼品としての活用や、農業者の魅力を発信するための「ほくと産直きずなネット」の開設、新たな販売を支援する「安心お届けほくとの‘食’事業」を創設したところであります。

この事業では、すでに4団体の事業を決定し、独自のインターネット販売や食材のデリバリー事業など、新たな販売システムに取り組んでおり、今後の展開に期待しているところであります。

今後、感染状況を見ながら必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

藤原尚君の再質問を許します。

藤原尚君。

○5番議員（藤原尚君）

答弁ありがとうございました。再質問をお願いいたします。4点ありますので、よろしくお願ひします。

まず1点目ですが、GAPの取得は食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保や消費者や事業者の信頼の確保が期待されることから、山梨県でもやまなしGAPとして推進していると伺っています。GAPの市内農業者の取得状況を伺います。

本市フードバレー協議会においても推進を行っているとは伺っていますが、GAP推進の考え方を教えていただきたいと思います。

○議長（中嶋新君）

藤原議員、今のGAPについては通告にないですが、答弁できるようであればということですのでよろしいですね。

○5番議員（藤原尚君）

できると思うんですけど。

○議長（中嶋新君）

通告にないですけどもね。
続けてください。

○5番議員（藤原尚君）

お願いできればと思います。すみません。

2項目めは、今年はいもち病が8月下旬に発生したことが確認されましたが、再燃により来年の作付けへの影響が心配されているが、その対応はどのようにするのか伺います。

3項目めですが、今後新たな支援策を打ち出す考えがあるのか伺います。

4項目めは、新たな企業との包括連携の考え方はあるのか伺います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

5番、藤原尚議員の再質問にお答えします。

私からは、企業との包括連携協定につきまして、1項目、答弁をさせていただきます。

本年4月にスタートしました第2次総合戦略につきましては、「みんなでつくろう健幸北杜」を合言葉にスタートしたところではありますが、その基本となりますのは、先ほど議員の質問の中にもありましたように、市民と企業の皆さまの協働が基本になっております。そういうことから、これまでもTHE NORTH FACEであるとかコカ・コーラ、また東洋ライス、はくばく、郵便局といった包括連携をこれまでも組んで進めてきたところでもあります。そうした新たなまちづくりの新しいパートナーも得た中で、しっかりと基盤をつくりながら、企業、事業所の皆さんと協働というような体制を整えてきているところでもあります。

いずれにしても企業の皆さん、様々な分野で第一線で活躍している企業であります。そんな中で、民間の持つ技術力やノウハウを最大限活用させていただきまして、幅広い分野において協働し、活力ある北杜市を築いてまいりたいと考えております。

現在の状況ですが、今、ご紹介しました企業のほかに現在のところ水、また森林、また農業の土づくりというようなところを今、テーマに絞り込みまして、新たな包括連携が結べるように調整に入っているところでもあります。

今後につきましても、企業の皆さんと協働のまちづくり、こういう基盤をつくりながら進めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

中田産業観光部長。

○産業観光部長（中田治仁君）

5番、藤原尚議員の再質問にお答えいたします。

まず、GAPの取得、また推進の考えについての質問であります。

農業振興を図るため、市ではGAPについて推進を行っております。GAPにつきましては、世界、アジア、日本、先ほどありました山梨、それぞれの基準に基づきまして運用されているところではありますが、現在、市内では合計の数で言いますと42ということでもあります。ご質問の山梨だけの数字はちょっと承知していませんけども、42の事業者が推進しております。

GAPについては、他の産地と差別化を図るということで、高付加価値型を推進するという必要があると思いますので、これからも推進を図っていきたくと考えております。

また、フードバレーというようなお話もありましたけれども、こちらも部会を立ち上げて、そんなGAPの推進も図っているところでありまして、農作物の環境に配慮した生産など今後とも推進していくことを伺っております。

次の、いもち病の発生の対応についての質問であります。

いもち病につきましては、今年、7月、8月の長雨で非常に心配されまして、8月末にJA梨北から管内の葉いもち病の発生状況についての報告をいただき、また併せて来年の作付けへの影響が非常に心配されるというようなお話がありました。

7月に開催しました対策会議におきまして、圃場に葉いもち病の菌が残ってしまうということがありますので、これらの対策についてご意見もいただいたところでありまして、市では来年度に向けまして、いもち病の被害拡大防止を図るために、薬剤防除についての支援についても現在、検討しているところでございます。

それから、新型コロナウイルス感染症における新たな支援策ということではありますが、農産物の新たな販売システムを支援する安心お届けほくとの「食」事業については、今後さらに取り組みを増やしていきたいと考えておりまして、対象期間を11月30日まで延長したところであります。

また、より利用しやすい要件となるような検討も今、しているところでもありますけれども、農業者自らが考える新たな取り組みを支援してまいりたいと考えております。

コロナ感染症が長期化する中で引き続き、農業への影響については注視をしながら必要に応じて対策を行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかによろしいですか。

○5番議員（藤原尚君）

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（中嶋新君）

以上で質問を打ち切ります。

これで5番議員、藤原尚君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は4時20分といたします。

休憩 午後 4時05分

再開 午後 4時20分

○議長（中嶋新君）

それでは、再開いたします。

まず、本日の会議時間はあらかじめ延長いたします。

最後に無党派、6番議員、清水敏行君。

清水敏行君。

○6番議員（清水敏行君）

任期最後の一般質問となります。しかも一番最後となります。

議員とは何か、政治とは何かと考える毎日でありました。政治とはえこひいきがあってはならない。公正・公平を基本とし、議会と行政が両輪となり、市民と共に未完成の中、進んでいく。そしてそこに議員の議員たるゆえんもあるのだと思います。

間もなく4年。市長をはじめ職員や議員各位など、出会った方々に感謝を申し上げ、以下9月定例会一般質問をいたします。

3項目、まず最初の項目でございます。長坂総合スポーツ公園陸上競技場改修事業公募型プロポーザル方式について、お伺いします。

陸上競技場の改修について、民間事業者の保有するノウハウや施工技術を積極的に取り入れ、施工期間の短縮やコストの縮減を可能とするため、公募型プロポーザル方式により選定とこのことであります。総合的な評価は今後として、企画提案選考、コスト縮減など、本方式採用のメリットとして評価できます。今後また同様の選定も考えられるとき、よりよい選定とするために、今回の公募型プロポーザル方式を検証することが重要と考えます。委員の主観も大切です。その主観に客観性を持たせるべく工夫、外部有識者を入れるなど次への改善策であり、参加者へ丁寧な説明となるよう、個別要領づくりのもとである市の事務処理要領の改訂も求められると考えます。

そこで以下、ご質問します。

1. 今回プロポーザル方式に至った経緯は。
2. 特定者（受注候補者）決定の理由は何か。優れていた点など、詳しい理由をお示ください。
3. 今回の「公募型プロポーザル実施要領」の改善点、例えば項目に「結果公表」（現状、これは今、最初に表された部分ですが、それに加えて追加で出たような部分になりますが、委員名、業者数、業者名、講評特定理由などの追加はいかがでしょうか。

関連で、この要領中、9の（6）と13の（4）、9の（6）は選定結果の通知であります。選定結果は審査実施日の翌日から起算して3日以内（土・日・祝日を除く）の参加者に対して書面で通知する。その審査の内容や経過に関する問い合わせには応じない。13の（4）、これは審査結果に関する質問および異議申し立ては受け付けないであります。この類似した文書、選定結果、そして審査結果という類似性の中で文章整理はいかがでしょうか。

「市プロポーザル方式の実施に関する事務処理要領」の改訂も必要ではないかと考えますが、お伺いいたします。

続いて、2項目めであります。ほくと満喫キャンペーンモデル事業についてお伺いします。

国が進めるGoToキャンペーンの本格実施に備え、試験的に姉妹都市や交流を通じて本市と関わりの深い市町村を中心に、観光クーポン券を通じた誘客効果等を検証するとのことあります。400万円。今回の新型コロナウイルス感染症により、市内の業者、とりわけ観光業、宿泊業、飲食業など厳しい状況にある中、試みとしては理解できます。委託し、組織を構成するとのことですが、そこで以下ご質問します。

1. 本市では観光を重要な産業と認識しております。その本市には、市観光協会があります。市観光協会を中心とし、市の観光振興を図ることが基本であり、そこに他団体も参画することになるかと思えます。本市観光の未来に向け、市観光協会を積極的に支え、時に指導し、二人

三脚でと考えると、組織の構成とは、今述べた認識、理解でよいでしょうか。

2. 試験的に観光クーポン券を発行。飲食業を含む観光全体の効果を検証とのことですが、全国展開も視野にとのことですが、観光クーポン券の具体的な内容をお示しください。

事業の具体的な取り組み内容は、また、今後の想定される予算規模の考え方はいかがでしょうか。

最後に3項目め、自転車の安全運転と「自転車損害賠償責任保険等」への加入義務化についてお伺いします。

自転車の運転者が、加害者となる事故が多発しております。歩行者など、被害者に対する高額賠償事例（数千万の賠償命令など）もあり、全国的に加入義務化が広がる中、山梨県でも「山梨県自転車安全で適正な利用の促進に関する条例」（県自転車条例）により、この10月1日より、「自転車損害賠償責任保険等」（自転車保険等）への加入が義務化されます。そこで、自転車の安全運転を含め、以下ご質問します。

1. 山梨県の「自転車保険等加入義務化」に対し、本市の考え方はいかがでしょうか。

2. 自転車事故では、頭部損傷は致命傷となる場合も多く、まず頭部の保護が最重要となります。県では先に述べた今年4月「県自転車条例」が施行されており、幼児または児童が自転車利用の際は、ヘルメット着用を保護者に求めています。本市の保護者、児童、生徒などへの対応はいかがですか。

3. 自転車も道路交通法上は軽車両、車両であり、乗り方指導、交通ルール指導など、将来の自動車運転者としての視点からも、交通安全教育が一層、重要になってくると考えますが、本市の考え方はいかがでしょうか。

以上3項目、よろしくお願いたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

清水企画部長。

○企画部長（清水博樹君）

6番、清水敏行議員の長坂総合スポーツ公園陸上競技場改修事業公募型プロポーザル方式における、実施要領の改善についてのご質問にお答えいたします。

今回の「長坂総合スポーツ公園改修事業」におけるプロポーザルにおいては、結果公表、文書整理等の規定において、選定結果に支障がないものと判断しております。

「北杜市プロポーザル方式の実施に関する事務処理要領」ではプロポーザル方式の基本的な内容について規定していることから、プロポーザル実施の詳細については、個々の実施要領で定めております。

こうしたことから、事務処理要領の改正は必要ないものと考えております。

次に、自転車の安全運転と「自転車損害賠償責任保険等」への加入義務化における、県の保険等加入義務化についてのご質問にお答えいたします。

保険等への加入が義務化されることに伴い、本市としても、関係する機関とも連携を図りながら、市のホームページやほくとニュースなどを活用し、積極的に加入促進を周知してまいります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に中田産業観光部長。

○産業観光部長（中田治仁君）

6番、清水敏行議員のご質問にお答えいたします。

ほくと満喫キャンペーンモデル事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、北杜市観光協会を中心とした観光振興についてであります。

「一般社団法人北杜市観光協会」は、市内8支部を総括し、市と両輪となって観光振興全般に取り組む団体であると認識しております。

現在、準備を進めている「ほくと満喫キャンペーンモデル事業」においては、市内観光事業者が自ら積極的に取り組む、効果的な支援策の検証を行うこととしており、市観光協会には、構成員として加わっていただくものと考えております。

次に、観光クーポン券の内容、予算規模についてであります。

「観光クーポン券」は、宿泊を中心に、市内の飲食、観光、交通事業者等、幅広く活用ができるもので、市内全域に向けて、様々な事業者と関係団体が一体となって取り組むものと想定しております。

取り組み内容、予算規模については、モデル事業の委託先からの提案に基づき検討してまいります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

6番、清水敏行議員のご質問にお答えいたします。

長坂総合スポーツ公園陸上競技場改修事業公募型プロポーザル方式について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、プロポーザルに至った経緯についてであります。

今回実施する事業は、人工芝の品質や、環境配慮など人工芝における提案や、既存の陸上競技場を改修し、標準規格のサッカーコートを設置する提案、また、雨水排水等における提案など特殊な技術的提案が必要とされることから、プロポーザル方式により実施をしました。

次に、特定者の決定理由についてであります。

他社に比べて優れた点としては、人工芝の品質として、表面温度の低減効果を持ち、利用者の体温上昇を抑えることが可能な芝であること。耐久性も高く、ちぎれによるマイクロプラスチックごみの軽減など、環境負荷の低減が図られることが、第三者機関により実証された製品であること。競技者の安全面の配慮として散水システム設置の提案、雨水排水対策、インフィールド内全面人工芝敷設、陸上競技トラックを現状の8レーンを維持しながら陸連公認規格に合った改修の提案であること。遠隔で工事の指示や指導が行えるよう監視カメラを設置し、安全管理と工事関係者が情報を共有し確認に要する時間の軽減が図られることなど、これまでの業務実績で培ったノウハウに基づく提案などが高く評価され、特定者に決定されたところであります。

次に、自転車の安全運転と「自転車損害賠償保険等」への加入義務化について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、児童生徒のヘルメット着用の対応についてであります。

自転車の安全な利用については、これまでも毎年、交通安全教室などにおいて、正しい乗り方や交通ルール、頭部を守るためのヘルメットの重要性などを指導しております。

また、保護者に対しては、家庭でも日常生活の中で身に付けるようお願いしているところがあります。

引き続き、子どもたちの命を守るため、周知に努めてまいります。

次に、交通安全教育についてであります。

市内の小中学校においては、新学期の早い時期に、「北杜警察署」や「北杜市専門交通指導員」、また、保護者の方々にご協力をいただき、「交通安全教室」を実施しております。

「交通安全教室」では、道路の歩き方や横断歩道の渡り方などと併せて、自転車の正しい乗り方や交通ルールについて指導しているところであります。

引き続き、すべての児童生徒が、交通安全に関する資質・能力を身に付けるよう指導してまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

清水敏行君の再質問を許します。

清水敏行君。

○6番議員（清水敏行君）

それでは再質問を各項目させていただきたいと思いますが、まず最初の長坂の件ですけれども、今回、ホームページに結果が一度公表されました。そしてのちに詳しい内容が再度、ホームページに載りました。県では企画提案審査の中で、各項目の配点を載せているんですね。こうした、県を参考にして、同様に最初の段階から最大限載せる工夫はできないでしょうか。これが1点ですね。

それから、これは先ほど事務処理要領については、現段階ではお考えがないということだったと思うんですが、一応、確認したいんですけれども、その中に審査委員会の設置の3、5名以上で組織、そこに外部委員を複数、できれば有識者を追加できないか。

それから3番目の質問ですが、同じ要領に今回、あとから出た、公表した内容に加えて、先ほど申しました県などの各配点を加えるようなことをして、結果の公表を条項追加、改定になるんでしょうけども、これはたぶんどきますという話になるんだと思いますが、少し前にお聞きした、野中議員とも一緒だと思うんですが、趣旨は業者へ正確な情報提供をしていただきたい。そしてその結果の公表を最大限、市民に開示していただきたい。そういうことが今回の質問の趣旨であります。よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

清水企画部長。

○企画部長（清水博樹君）

清水敏行議員の、プロポーザル方式に関する再質問にお答えをいたします。

まず配点、また県における配点のホームページ上での公表ということでございますけれども、これにつきましては、事務処理要領のほうでは、そこまでのいろいろなプロポーザルが考え

られますので、そこまでの公表は求めないということにしております。それぞれ各実施要領において必要があれば、そのへんにつきましては、その中で定めてもらうということで考えております。

次に外部委員でありますけど、これにつきましても、外部委員が必要でないプロポーザルも十分考えられますので、あくまでも事務処理要領においては、そこまでは求めていないということで、あくまでもそれぞれの実施要領で必要に応じて2名であろうが、3名であろうが、そこはそこの中で定めてもらえばいいということで考えております。

その2点だったと思いますけれども、以上であります。

○議長（中嶋新君）

ほかにありますか。

○6番議員（清水敏行君）

もう1点、結果公表の条項追加はできませんかと聞いたと思うんですが。

○議長（中嶋新君）

清水企画部長。

○企画部長（清水博樹君）

結果の公表については、すでに必要なところは公表するという内容になっておりますので、この点についても細かい内容については、やはり必要に応じて実施要領の中でそれぞれ考えながら定めていくということになると思いますので、そんなことでご理解をお願いしたいと思います。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

清水敏行君。

○6番議員（清水敏行君）

それでは再々質問をさせていただきますが、1点は企画部の、もとの北杜市プロポーザル方式の実施に関する事務処理要領のほうへ、そうした項目が、特に追加する必要はないという理解だと思んですが、私からしますと、そういうことをもとのところに補足追加していくことが妥当ではないか、これが1点です。

それから担当課でできるということですので、たしかに事務処理要領の中では、実施要領を作成するのは所管課と書いてありますので、例えば今回でしたら生涯学習課でしたわけですが、そこに例えば今回のできなかったこと、外部を複数、そして有識者を追加する、公表結果を追加するということではできるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（中嶋新君）

清水企画部長。

○企画部長（清水博樹君）

清水敏行議員の、プロポーザル方式に関する再々質問にお答えをいたします。

プロポーザル方式につきましては、複数の事業者から業務遂行など企画提案や取り組み体制の技術提案を提出させ、提案内容を審査し、企画内容や業務の遂行能力が最も優れたものを選択するものであります。これが第一であると考えております。

ということから、審査においても参加者からノウハウに基づく提案であることなどを考慮して、基本的には非公開で実施をしているということでございます。ですので、その結果につい

でも対象建設工事ごとに、公表のあり方については、その工事ごとに定めてもらうということ
を基本としておりますので、先ほどからもお答えさせていただいているとおり、基本的には事
務処理要領では、そこまでは定めていないということでございますけれども、先ほどの質問では、
その実施要領で定められるかということでございますけれども、それは実施要領の検討委員会
の中で、そういう話し合いに基づいて定めることができると考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

ほかに再質問はありますか。

清水敏行君。

○6番議員（清水敏行君）

今回、生涯学習課で外部の方が複数名、有識者を追加、また結果公表を追加、そういったこ
とが担当課としてはできますかと聞いたはずなんですが。

○議長（中嶋新君）

清水企画部長。

○企画部長（清水博樹君）

失礼しました。言葉が足りなくて申し訳ありません。

それぞれの実施要領でできるということでございますから、その実施する担当課で考えて実
施要領をつくるということ、ご理解をお願いしたいと思います。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

清水敏行君。

○6番議員（清水敏行君）

それでは2項目め、ほくと満喫キャンペーンモデル事業についてお伺いします。

観光協会との協力や連携についての考え方をお聞きします。1点ですね。

それから昨日、小澤政策秘書部長がバスやタクシー事業者等も構成員に入ってもらような
答弁があったかと思うんですが、市が考える構成員をお示しいただければと思います。それが
1点です。

それからクーポン券ですけれども、10月以降、東京からの誘客も考えられる中で、特に厳
しい状況の市内のペンションだとか民宿へも十分配慮した内容を検討すべきだと思いますが、
いかがでしょうか。

○議長（中嶋新君）

中田産業観光部長。

○産業観光部長（中田治仁君）

6番、清水敏行議員の再質問にお答えいたします。

1点目ですけれども、協会との連携についてのご質問であったかと思えます。

北杜市観光協会は市内観光事業者の取りまとめ役となりまして、イベント事業、キャンペー
ン、情報発信、マップの作成配布など観光誘客、観光振興を図っていただいているところで
あり、市と観光協会は常に連携をしながら観光振興に取り組んでいくという考えであります。

それから2点目の、バスやタクシーを構成員ということでもありますけれども、関係団体につ
きましては、それらの交通事業者、それから各種観光の団体がございますので、もちろん観光協

会も入っていただいているということで考えているところであります。

それから10月からの事業、東京がG o T o トラベルの対象となるということですが、ペンション、民宿等の支援というような質問だったと思います。

現在、ほくと満喫キャンペーンにつきましては、例えば国のG o T o トラベルキャンペーン、それから県のグリーン・ゾーン構想に伴う、県でも割引事業を実施しているところですが、高級旅館やホテルなどが人気を集める一方で、宿泊単価が比較的安いところについては苦戦しているというような新聞の報道等もあるわけですが、市の満喫キャンペーンについては、これらの事業者を救済するようなクーポン券事業を現在検討しているところであります。関係団体等と協議をしながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

清水敏行君。

○6番議員（清水敏行君）

再々質問をさせていただきますが、先の答弁で、別に答弁でどうこうではないんですが、委託して組織を構成するというお話がありました。委託選定の方法をお聞きしたいと思います。

それからまた選定された団体、例えば今も答弁がされましたように、市の観光協会が当然なる場合もあると思うんですが、例えば他団体となった場合、その市観光協会との関係はどのような関係になるのか、お聞かせください。

○議長（中嶋新君）

中田産業観光部長。

○産業観光部長（中田治仁君）

6番、清水敏行議員の再々質問にお答えいたします。

委託の方法についてというご質問だったと思います。

委託の方法については、今、いろいろな方法がありますけれども、現在、その方法については検討しているところでございます。

それから委託先の選定、どういうところに頼むかということだと思いますけれども、市内全体に目を向けていただける団体ということで考えております。

また、その中で北杜市観光協会も含む各種観光団体、それから交通事業者等も連携をさせていただきながら、北杜市の観光振興を図る有効な支援策について検討していただきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

清水敏行君。

○6番議員（清水敏行君）

分かりました。3項目めをお願いします。

先ほど、県、市町村など特に連携と。学校には加入促進をしていくというお話がありました。これは自転車損害賠償責任保険等、私の理解の中では個人賠償責任という保険だと認識しているんですが、他人にケガをさせた場合や他人の財物を壊した場合の賠償責任への対応の保険だと。できれば各家に1つ必要な保険だと考えますが、できれば加入促進、なかなか市としては十分難しい面もあるかと思いますが、全生徒といえますか、児童といえますか、加入をぜひ目

指してほしいと思いますので、そのへんをもう一度答弁いただきたいと思います。

○議長（中嶋新君）

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

6番、清水敏行議員の再質問にお答えをいたします。

山梨県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の中で、この10月から自転車に乗る方につきましては、自転車損害賠償保険等の加入が義務付けとなっております。小中学校で自転車通学をしている児童生徒につきましては、すでにヘルメットの着用と保険の加入につきましては、保護者のほうに勧めているところではございますけれども、この10月からの義務化に向けまして、今月の校長会でこういう情報提供をしながら加入の義務化について周知徹底をしてみたいと考えております。

なお、全児童生徒への加入、自転車損害賠償保険等の加入についての補助等につきましては、現在のところ考えておりません。

以上です。

○議長（中嶋新君）

ほかに。

清水敏行君。

○6番議員（清水敏行君）

再質問というわけではないんですが、最後に自転車の場合は2つのリスクを持っております。1つはご自身のケガですね。それから大変な賠償ということで、当然リスクも、ケガをすれば重篤になるかもしれません。そんなことで県も条例で義務化、この個人賠償責任保険に加入することを義務化したんだと思います。ぜひ、市でもそういった認識のもとで取り組みをお願いしたいと思います。終わります。

○議長（中嶋新君）

答弁はよろしいですか。

（はい。の声）

以上で質問を打ち切ります。

これで6番議員、清水敏行君の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は9月23日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 4時49分

令和 2 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

9 月 2 3 日

令和2年第3回北杜市議会定例会（4日目）

令和2年9月23日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 認定第1号 | 令和元年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第2 | 認定第2号 | 令和元年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第3 | 認定第3号 | 令和元年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第4 | 認定第4号 | 令和元年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第5 | 認定第5号 | 令和元年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第6 | 認定第6号 | 令和元年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第7 | 認定第7号 | 令和元年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第8 | 認定第8号 | 令和元年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第9 | 認定第9号 | 令和元年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第10 | 認定第10号 | 令和元年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第11 | 認定第11号 | 令和元年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第12 | 認定第12号 | 令和元年度北杜市財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第13 | 認定第13号 | 令和元年度北杜市病院事業特別会計決算の認定 |
| 日程第14 | 議案第64号 | 北杜市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第15 | 議案第65号 | 北杜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第16 | 議案第66号 | 北杜市営住宅条例の一部を改正する条例について |
| 日程第17 | 請願第5号 | 核兵器禁止条約に参加・署名・批准を求める請願 |
| 日程第18 | 請願第3号 | 教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書 |
| 日程第19 | 請願第4号 | 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度創設を求める請願書 |
| 日程第20 | 議案第63号 | 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について |

- 日程第21 議案第67号 令和2年度北杜市一般会計補正予算（第5号）
 日程第22 議案第68号 令和2年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第1号）
 日程第23 議案第69号 令和2年度北杜市病院事業特別会計補正予算（第2号）
 日程第24 議案第70号 令和2年度北杜市水道事業会計補正予算（第1号）
 日程第25 同意第8号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件
 日程第26 発議第9号 北杜市議会委員会条例の一部を改正する条例について
 日程第27 発議第10号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について
 日程第28 発議第11号 核兵器禁止条約に参加・署名・批准を求める意見書の提出について
 日程第29 発議第12号 教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について
 日程第30 発議第13号 難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の拡充を求める意見書の提出について
 日程第31 閉会中の継続審査の件

2. 出席議員（21人）

- | | |
|----------|-----------|
| 1番 栗谷真吾 | 2番 池田恭務 |
| 3番 秋山真一 | 4番 進藤正文 |
| 5番 藤原尚 | 6番 清水敏行 |
| 7番 井出一司 | 8番 志村清 |
| 9番 齊藤功文 | 10番 福井俊克 |
| 11番 加藤紀雄 | 12番 原堅志 |
| 13番 岡野淳 | 14番 相吉正一 |
| 15番 清水進 | 16番 野中真理子 |
| 17番 坂本静 | 18番 中嶋新 |
| 20番 千野秀一 | 21番 内田俊彦 |
| 22番 秋山俊和 | |

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（28人）

| | | | |
|-----------------|---------|-------------------|---------|
| 市 長 | 渡 辺 英 子 | 副 市 長 | 土 屋 裕 |
| 政 策 秘 書 部 長 | 小 澤 章 夫 | 総 務 部 長 | 山 内 一 寿 |
| 企 画 部 長 | 清 水 博 樹 | 健 幸 市 民 部 長 | 浅 川 辰 江 |
| 福 祉 部 長 | 伴 野 法 子 | 森 林 環 境 部 長 | 宮 川 勇 人 |
| 産 業 観 光 部 長 | 中 田 治 仁 | 建 設 部 長 | 仲 嶋 敏 光 |
| 教 育 長 | 堀 内 正 基 | 教 育 部 長 | 中 山 晃 彦 |
| 上 下 水 道 局 長 | 大 輪 弘 | 会 計 管 理 者 | 板 山 教 次 |
| 監 査 委 員 事 務 局 長 | 坂 本 孝 典 | 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 土 屋 智 |
| 明 野 総 合 支 所 長 | 浅 川 和 也 | 須 玉 総 合 支 所 長 | 堀 込 美 友 |
| 高 根 総 合 支 所 長 | 植 松 宏 夫 | 長 坂 総 合 支 所 長 | 興 水 伸 二 |
| 大 泉 総 合 支 所 長 | 八 卷 弥 生 | 小 淵 沢 総 合 支 所 長 | 小 泉 雅 人 |
| 白 州 総 合 支 所 長 | 中 山 和 彦 | 武 川 総 合 支 所 長 | 清 水 能 行 |
| 政 策 推 進 課 長 | 浅 川 豪 | 総 務 課 長 | 加 藤 郷 志 |
| 財 政 課 長 | 加 藤 寿 | 人 事 課 長 | 小 澤 哲 彦 |

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名（3人）

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 清 水 市 三 |
| 議 会 書 記 | 津 金 胤 寛 |
| 〃 | 進 藤 修 一 |

開議 午前10時00分

○議長（中嶋新君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は21人です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

まず、諸報告をいたします。

企画部から地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、出資法人等の経営状況を説明する書類および教育委員会から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、北杜市教育委員会自己点検・評価報告書が提出されました。あらかじめ、お手元に配布したとおりであります。

次に、令和2年8月実施分の例月現金出納検査の結果について、お手元に配布のとおり報告がありました。

以上で諸報告を終わります。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

○議長（中嶋新君）

日程第1 認定第1号 令和元年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定から日程第13 認定第13号 令和元年度北杜市病院事業特別会計決算の認定までの13件を一括議題といたします。

本件につきましては決算特別委員会に付託しておりますので、決算特別委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

決算特別委員長、岡野淳君。

○決算特別委員長（岡野淳君）

決算特別委員会の報告を申し上げます。

令和2年9月23日

北杜市議会議長 中嶋新様

決算特別委員会委員長 岡野淳

決算特別委員会委員長報告書

決算特別委員会は、去る9月1日の令和2年第3回北杜市議会定例会において付託された事件を、9月7日、8日、9日に議場において、慎重に審査いたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告申し上げます。

付託された事件は次のとおりです。

認定第1号 令和元年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定

認定第2号 令和元年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定

認定第3号 令和元年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

認定第4号 令和元年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定

認定第5号 令和元年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第6号 令和元年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第7号 令和元年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
認定第8号 令和元年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定
認定第9号 令和元年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定
認定第10号 令和元年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定
認定第11号 令和元年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定
認定第12号 令和元年度北杜市財産区特別会計歳入歳出決算の認定
認定第13号 令和元年度北杜市病院事業特別会計決算の認定

以上、13件であります。

審査結果を申し上げます。

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

まず、認定第1号 令和元年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

はじめに、「起債の交付税措置率は。」との質疑に対し、「各起債の元利償還金に対する交付税措置率は合併特例事業債が70%、過疎対策事業債が70%、臨時財政対策債が100%、公共事業等債が20%、学校教育施設等整備事業債が50%、災害復旧事業債が95%、辺地対策事業債が80%、一般補助施設整備等事業債が20%、施設整備事業債が70%、緊急防災・減災事業債が70%、地域活性化事業債が30%、公共施設等適正管理推進事業債が約50%、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債が50%、緊急自然災害防止対策事業債が70%である。」との答弁がありました。

次に、「事業に対する計画等が策定されていないと有利な起債の借入れができないのか。」との質疑に対し、「計画策定によって有利な起債の借入れや国の補助金等が優先的に採択されるものもある。」との答弁がありました。

次に、「移住定住相談窓口を長坂総合支所に移して効果はどうだったか。検証はしたか。」との質疑に対し、「相談件数は平成30年度の813件から昨年度は1,136件に増加した。相談者の約20%が電車等の公共交通を利用しており、利便性が上がったため大幅に増加したと思われる。検証の結果、仕事に対する相談が増えていることから今年度、はたらく応援窓口を増設し、併せて「きずなカフェ」とした。」との答弁がありました。

次に、「公共交通の山梨交通への委託費は。また、市民バスの経費は。」との質疑に対し、「市民バスの委託料は1億2,481万9,406円で、山梨交通への委託料合計は5,608万5,964円である。」との答弁がありました。

次に、「デマンド交通システム導入委託、デマンド交通予約・登録オペレーション委託、デマンド交通システム利用料はそれぞれどういうものか。また、富士見町すずらん号は大武川地区が対象か。利用状況はどうか。」との質疑に対し、「デマンド交通システム導入委託については、システム導入費用、デマンド交通予約・登録オペレーション委託については、本年1月から3月に行った予約登録業務の委託料、市民バス試験運行委託については、昨年度中に実施したデモ運行の経費、デマンド交通システム利用料は昨年度中に発生したシステム使用料である。また、大武川に乗り入れをしているデマンドバス130人分の負担金である。」との答弁がありました。

次に、「広報ほくとの決算のページ数が年々減っている。市の方針や現状をしっかりと市民に伝えるために、もっとページを割くべきでは。」との質疑に対し、「正確な情報を明確に伝えるため、分かりやすく見やすい広報にすべく広報委員会で検討していく。」との答弁がありました。

次に、「環境保全基金活用事業の具体的な成果、事例は。」との質疑に対し、「南アルプスユネ

スコエコパーク関連事業では、児童とともに防災思想の普及活動を行い、子どもたちの防災に関する関心が高まってきている。」との答弁がありました。

次に、「各地区にある消火栓のホースを点検する必要があるのでは。」との質疑に対し、「期間を定め、消防団協力のもと実施する。」との答弁がありました。

次に、「平成28年度地方創生推進交付金事業に係る返還金について、残金はどうするのか。」との質疑に対し、「未返還分の催告書を本年7月22日付けで送付し、返還をお願いしている。」との答弁がありました。

次に、「武川総合支所の地域課題早期対応事業について、水車の里公園水車小屋萱葺き屋根葺き替え工事は本来、観光課で実施すべき工事と思われるがどういった経緯で総合支所が実施したのか。また、地域課題早期対応事業の状況について住民は共有しているか。」との質疑に対し、「地区からの要望があった事業で観光課と協議し、総合支所で行うことになった。事業の状況については、区長会でお知らせする。」との答弁がありました。

次に、「予防接種について、接種率が低い傾向が見える。市はどのような対応をしているか。」との質疑に対し、「ほくっとこ元気課と連携し、新生児全戸訪問、乳幼児健診等あらゆる機会や広報などにより接種を勧奨している。」との答弁がありました。

次に、「障害者手帳の近年の状況は。」との質疑に対し、「身体障害者手帳交付数は平成30年度からは少し減少。精神障害者保健福祉手帳交付数は増加している。」との答弁がありました。

次に、「保育園バスの運転手が不足していると聞いているが状況は。」との質疑に対し、「処遇改善を行ってきたが、朝と夕の合計3時間勤務という特殊性のため運転手が不足している状況にある。」との答弁がありました。

次に、「マイホーム補助金について、移住を希望する問い合わせも増えていると聞いており、今後、空き家や中古物件に力を注ぐ必要があるのでは。」との質疑に対し、「周知を徹底するとともに移住定住相談窓口と連携を密にし、対応していく。」との答弁がありました。

次に、「助産所開業支援事業について、分娩数が減少傾向にある。5年間の補助金が終了後、経営が成り立つのか。」との質疑に対し、「助産院からの相談もあるので状況を把握していく。」との答弁がありました。

次に、「資源物のごみ袋は利便性が悪いとの声があるが、改善する計画があるか。」との質疑に対し、「今年度作成分から改良を加えている。」との答弁がありました。

次に、「放射性物質測定委託は何を測定したのか。」との質疑に対し、「市内の方から薪ストーブに使用した県外産の薪の灰から放射性セシウムが検出されたとの相談があり、検査を行った。結果は人体に影響がないレベルであった。」との答弁がありました。

次に、「特定鳥獣適正管理事業について、鳥獣害が減らない中、管理上限を見直すべきでは。」との質疑に対し、「生態系を鑑み、県と調整していく。」との答弁がありました。

次に、「八ヶ岳リゾートアウトレットについて、空き店舗が増加している。市も1千万円出資しており、今後が不安である。土地等の貸付料を支払ってもらうのは当然だが、経営状況はどうなのか。」との質疑に対し、「貸付料の納入については、本社を訪問し、納入を促している。経営の状況については、的確に把握していく。」との答弁がありました。

次に、「みずがき山公衆トイレ改修工事について、工事費が高いと思われるが。」との質疑に対し、「運搬費が嵩むほか、合併浄化槽を設置するため掘削したところ、みずがき山荘側に大きな石があり、削岩しながら土留め擁壁を設置する等、本体以外に経費がかかった。」との答弁が

ありました。

次に、「観光客入り込みについて、平成30年に比べて、外国人宿泊者数が減少している。また、白州・武川の宿泊者数は増加している。どう分析しているのか。」との質疑に対し、「外国人については、団体から個人へと旅行者の形態が変わってきている。また、ゴールデンウィークは入り込みが多かったが、その後の台風の影響により全体が落ち込んだ。」との答弁がありました。

次に、「中山間地域等直接支払制度について、傾斜度の区分が、急傾斜と緩傾斜とあるがより細かい区分はできないのか。」との質疑に対し、「国の基準に基づき実施している制度であるため細区分はできない。」との答弁がありました。

次に、「北杜市フードバレー協議会運営負担金について、KPIの目標額が販売額ではなく生産額とすべきでは。また、ホームページが1年近く更新されていない。市民に事業が伝わっていないのでは。」との質疑に対し、「KPIについては、総務省の意見を得て見直しを視野に入れ、検討する。また、ホームページについては、現在、更新準備を進めており、本年12月にリニューアルする。」との答弁がありました。

次に、「市道維持管理業務委託について、雑草が支障となっている道がある。パトロールや所有者への注意喚起をしているか。」との質疑に対し、「シルバー人材センターに委託し、パトロールを行っており、草刈りについては、総合支所と連携し、交通量の多い路線を重点的に行っている。また、沿線から張り出している木の枝については、所有者への連絡を総合支所で行っているが、応じない場合は、道路管理者として対応を行っている。」との答弁がありました。

質疑終結後の討論では、「反対理由の第1に、昨年10月から消費税率10%へ強行された。重い負担とともに複数税率や景気対策による混乱が続いている。企業の景況感を示す景気動向指数が悪化した。負担軽減対策により逆に負担が増加するという矛盾も生まれた。消費税率対応のレジ導入経費が負担となり廃業した店も出ている。また、幼保無償化では、副食費の実費徴収などにより負担が増加したとの声もある。自治体の役割は、市民の暮らしを応援することである。消費税増税は、低所得者ほど負担が重く、生活と営業に悪影響を与える。令和元年度も2億5千万円の繰上償還が行われている。基金積立7億800万円、実質収支額は11億円の黒字である。国保税を1世帯1万円引き下げる。18歳までの医療費の無償化など市民の要望を支援することが重要であり市長の判断で実行可能である。

反対理由の第2に、水道会計への繰り入れが、毎年行われている。企業団から、責任水量買い取りのため北杜市の利用している水は昨年度69.5%であり、6億9千万円を負担しているが使用していない水、約3割分を多額に負担している。山梨県は治水ダムを多目的ダムに変えて水道水に使えるようにし、水不足が起こると北杜市など関係町村に負担を押し付けたためである。今後、市の人口減少が進む。不足する代金はダムを建設した県に負担を求めらるべきである。

反対理由の第3に、リニア中央新幹線は、中止すべきである。山梨、静岡、長野3県にまたがる南アルプスを貫くトンネル工事は、日本有数の活断層地帯を横切り、地表から最深1,400メートルを掘り進む難工事である。地質学者の松島信之さんは、「南アルプスは日本最高の山地で、年4ミリメートル隆起している。トンネルを掘れば、山を支えている超高压の地下水が流れ出し、それを止める技術はなく、原生林の南アルプスは崩れていく。」と警告している。市が負担するリニア中央新幹線建設促進山梨県期成同盟会負担金、自衛隊協力会連合会負担金、

自衛官募集相談員年会費負担金、中部日本横断自動車建設促進期成同盟会会費の負担金は必要ではない。よって、認定第1号 令和元年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に反対する。」

一方、「まず、監査委員からの意見書で、予算執行および関連する事務処理は、適正に行われたことが報告されている。歳入については、予算総額301億2,853万8,968円が、予定していた県補助金などが大きく減額となったことから、収入総額は286億5,513万6,330円と、14億7,340万2,638円も下回ったが、市税の徴収率の増加や交付金の増額など職員の工夫と努力により、臨時財政対策債の借入れも回避できたことは評価できるものである。

歳出については、予算総額301億2,853万8,968円に対し、支出総額を273億7,470万1,030円に抑え、歳入歳出差引額12億8,043万5,300円もの繰越金を出すことができた。予算執行に当たり、各担当部局が財政健全化に向けた取り組みを実行してきた成果と考える。

内容については、2年連続して発生した台風による災害も激甚災害に指定されたため大きな支出もなく対応でき、「移住定住・しごと相談窓口」も順調に成果を上げている。また、「ふるさと納税」においても新しい取り組みも功を奏し、寄附総額が大きく増加している。

昨年度は、大きな事業も少なかったことからコンパクトな財政運営ができ、人件費も増加することなく決算を抑えられ、財政健全化判断比率、資金不足比率ともに改善され、安定した運営ができたことは、大いに評価できる。

基本となる市民・福祉・環境整備のサービスや防災減災に向けた安全なまちづくりにおいても確実に執行され、北杜市の新たな魅力づくりに向けた新規事業も効果が期待できることから賛成に値する内容と考える。よって、認定第1号 令和元年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に賛成する。」

一方、「一つひとつの効果・検証が甘い事業がいくつかある。フードバレー協議会運営負担事業に関しては、PDCAサイクルに則ってブラッシュアップした上で効果を上げているとは思えない。KPIについて、目標額が販売額ではなく生産額としている点に違和感を覚える。「儲かる農業へ」としたキャッチフレーズをホームページに記載し、行っている事業であるので、生産から販売までを事業として効果検証すべき。さらに、目標値の指標の一つ新規就農者に関し、農業振興課からの報告を人数にカウントしているだけであり、フードバレー事業を行うことで新規就農者が増えたのか検証もされていなく、この指標に違和感がある。実際にこの事業の加入者から何のための事業なのか分からない、メリットを感じないといった声も聞かれる。加入者がメリットを見出せないのであれば、予算や手間をかける意味はない。仕組みとして機能すれば、市にとって大きなメリットになる事業だと思われる。ホームページのリニューアルもするとのこと。事業の中身の見直しを含め今後期待したい。

また、定住促進就職祝金は、事業の目的に対し、効果が上がっているとは思えない。こうした事業を思い切って中止することも大切である。このような状況は、組織としてのあり方に問題があると感じる。想いや熱意を持った職員も多くいる中で、組織のトップである市長の統制がとれていないため思い切った事業展開ができず、効果が現れていないと感じる。

その一方で、子育て事業において、市民とうまく連携を取りながら行われている取り組みもあり、市民から喜びの声も聞かれる。引き続き市民に寄り添った取り組みを願う。

また、移住定住窓口に関しても長坂駅前へ移動したことで問い合わせが増えているとのこと。

今後に期待できると感じる。職員の熱意を感じ、さらに新たに地域おこし協力隊も今年度は募集しているとのことで、コロナの影響での地方移住が今後、加速していくことも予想される中で、そうしたニーズを取りこぼすことのないよう、一層のきめ細かい対応を望む。

また、地域おこし協力隊についても、改善の余地はあるが、課をまたいだ協力隊員の交流を行った点は、一つの光明である。今後も連携を図るとの答弁もあったので、県下でも多くの隊員がいる強みを活かし、隊員の力が最大限発揮できる環境づくりを望む。

コロナ禍で今後の状況が分からない中、より一層スピード感を持って積極果敢にチャレンジしていかなければ市が立ち行かなくなる。そうした姿勢により、これから市を担う子どもたちにも住みたいまちになると思われる。そうした組織を皆でつくり上げてほしいという期待も込め、認定第1号 令和元年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に反対する。」との討論がありました。起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第4号 令和元年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「介護保険認定者の認定者数、認定率について対前年比は。要介護サービスを在宅で利用している方は平均何割使っているか。認知症事業参加者人数は。」との質疑に対し、「認定率は、平成30年度末が12.6%で、令和元年度末が12.7%である。居宅サービスの1件当たり給付額は4万7,993円で、延べ利用件数は2万7,089件である。認知症総合支援事業の初期集中支援事業は塩川病院が実施件数2件、甲陽病院が5件、訪問延べ件数は25件である。」との答弁がありました。

質疑終了後、討論はなく、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第2号 令和元年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、認定第3号 令和元年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、認定第5号 令和元年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定、認定第6号 令和元年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定、認定第7号 令和元年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定、認定第8号 令和元年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定、認定第9号 令和元年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定、認定第10号 令和元年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定、認定第11号 令和元年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定、認定第12号 令和元年度北杜市財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第13号 令和元年度北杜市病院事業特別会計決算の認定の11件については質疑、討論ともになく、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（中嶋新君）

決算特別委員長の報告が終わりました。

これから会議規則第41条の規定により、決算特別委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

（なし）

ないようですので、これをもって決算特別委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に認定第1号 令和元年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。討論はありませんか。

清水進君。

○15番議員（清水進君）

認定第1号 令和元年度北杜市一般会計歳入歳出決算書に反対の立場から討論を行わせていただきます。

反対理由の第1に、昨年10月から消費税率10%への増税が強行されております。重い負担とともに複数税率や景気対策による混乱が今も続いています。

企業の景況感を示す景気動向指数が悪化しました。負担軽減対策により、逆に負担が増加するという矛盾も生まれました。消費税率対応のレジ投入経費が負担となり、廃業した店も出ています。また、幼保無償化では副食費の実費徴収などにより、負担がかえって増加したとの声も生まれています。

自治体の役割は市民の暮らしを応援することにあります。消費税増税は少ない所得の人ほど負担が重く、生活と営業に悪影響を与えております。

令和元年度も2億5千万円の繰上償還が行われております。基金積立7億800万円。そして実質収支額は11億円の黒字となっています。今、払うのが高く大変な国保税を1世帯1万円引き下げる。18歳までの医療費の無料化など市民の要望を支援することが重要と考えます。このことは市長の判断で実行が可能であります。

反対の第2に、水道会計への繰り入れが毎年行われております。企業団から責任水量買い取りのため、北杜市の利用している水は昨年度69.5%であり、6億9千万円の負担をしていますが、この中には使用していない水、約3割分を多額に負担していることになっています。山梨県は当初、治水ダムを多目的ダムに変えて水道水に使えるようにし、水不足が起これば北杜市など関係町村に負担を押し付けてきたためであります。

今後、市の人口減少が進んでまいります。不足する水の代金は、ダムを建設した県に負担を求めべきだと考えます。

反対理由の第3に、リニア中央新幹線に対する支出があります。リニア中央新幹線は中止すべきです。山梨、静岡、長野、3県にまたがる南アルプスを貫くトンネル工事は日本有数の活断層地帯を横切り、地表から最深1,400メートルを掘り進む難工事であります。

地質学者の松島信幸さんは、南アルプスは日本最高の山地で年間4ミリ隆起している。トンネルを掘れば山を支えている超高压の地下水が流れ出し、それを止める技術はなく、県生林の南アルプスは崩れていくしかない。このように警鐘をしています。

市が負担しているリニア中央新幹線建設促進山梨県期成同盟会負担金および自衛隊協力会連合会負担金、自衛官募集相談員年会費負担金、そして中部日本横断自動車道建設促進期成同盟会会費などの負担金は必要がないと考えます。

以上の理由から、認定第1号 令和元年度北杜市一般会計歳入歳出決算に反対を表明いたします。

○議長（中嶋新君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

井出一司君。

○7番議員（井出一司君）

認定第1号 令和元年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に賛成の立場で討論を行います。令和元年度決算は、平成30年度に実施した大規模事業、小学校大規模改修、就業促進住宅、

道の駅こぶちざわ農産物直売施設が終了したことにより、歳入歳出ともに大幅な減となり、歳入286億5,513万6,330円、歳出273億7,470万1,030円でありました。

こうした中、令和元年度においても市民の生活基盤の向上、市民が明るく活気あふれる北杜市をつくり上げるため、様々な面でも積極的な事業展開を図っており、また相次ぐ台風の接近により罹災した農業施設などの復旧を迅速に実施し、市民の生活基盤の回復にも全力で取り組んでいました。

この背景には、本市の財政構造である安定した固定資産税収入に支えられた市税は、歳入全体の26.6%を占め、また税の徴収にも収納課が中心となつての公平な徴収体制が図られており、それが徴収率にも反映されていると感じています。

さらに、本市の大きな一般財源である地方交付税の段階的縮減の影響がある中でも事業内容の創意工夫により財政措置のある有利な市債を借り入れたり、ふるさと納税寄附金の増額を図ったりすることで、交付税の減少を最小限に食い止めるよう努力のあとがうかがえます。

このことは、先に報告があつた健全化比率判断にも表れており、過去には県内ワーストであつたが、現在では上位に位置しているもので、大きな成果であるといえます。

また、予算の執行を見ても積極的に国、県の事業を取り入れ、生活基盤や福祉向上、教育環境の整備など市民サービスを向上させる取り組みを積極的に進め、なおかつ市債の繰上償還や基金への積み立てなどを行い、財政の健全化も堅実に進めています。

市長が掲げる「お宝いっぱい 健幸北杜」実現のため、市役所が一丸となつて一生懸命に汗をかき、子育て支援や移住定住施策など様々な事業に取り組んできた結果、生産年齢人口の減少が全国的な課題となっている今、わが北杜市では社会増が422人となつたことは、これまでの取り組みに対し、評価できるものであると考えます。

以上から認定第1号 令和元年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に賛成をいたします。

○議長（中嶋新君）

次に、原案に反対者の発言を許します。

反対討論はありますか。

（ な し ）

ほかに討論はありますか。

加藤紀雄君。

○11番議員（加藤紀雄君）

認定第1号 令和元年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論を行います。

歳入総額286億円余り、歳出総額273億円余りは決算特別委員会での職員の皆さまの詳細な説明、また質疑等の中で多くの事務事業が実施されていることを改めて感じ、1年間の集大成として市民の皆さんが豊かで、そして安全で安心して生活できるよう多くの成果が出ていることを再認識したところであります。

令和元年度は平常の業務に加え、毎年、このところ発生している台風災害への対応、復旧が急がれるため、大変な仕事であつたかと思ひます。また、懸案であつた太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例の制定もありました。ご苦労いただいたと思ひます。

そして、またマイナンバーカードにつきましても、平成27年から始まり5年目、1つの大きな節目として国の促進があつたことから、窓口の混雑状況等を見ると大変な業務であつたか

と思います。

このように多くの重要な業務があったわけでありますが、それに加えて特に年度の後半においては、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、日夜にわたり、また休日勤務をいとわず、職員が一丸となり、その対策にご苦労をいただいたと思います。私も時々、遅い時間に近くを通りますと電気がこうこうと点いている状況も見てきました。本当にご苦労さまでした。

このように職員の皆さま方の努力の成果は市内のあちらこちらに、市民の皆さま方へのサービスの向上として、また豊かな生活として大きな足跡が示されてきております。

ただ、そのような大きな事業、全体的な中で職員が一致団結に取り組んできていただいたわけでありますが、この決算の中で1つだけ気になることがあります。それは決算特別委員会の中でも私が質問をさせていただきました八ヶ岳アウトレットに対する土地と建物貸付の件であります。貸付料813万1,075円、1年間の全額が未納との説明が特別委員会でありました。八ヶ岳アウトレットは2018年10月4日から駐車場が有料化、1台300円となりました。それに併せて、10月31日からは小淵沢駅間のシャトルバスが廃止されました。その後、空き店舗が次々と目立ってまいりました。現在、80店近くある店舗のうち4分の1に近い店舗が空き店舗となって、さみしい状況下にあります。これを見ると経営の厳しさをうかがえるわけであります。

このため、私は昨年度に地元の議員として土地所有者、地元の自治体や財産区の皆さんから依頼がありましたので、市長に状況を説明し対策をお願いいたしました。

市は1千万円の出資者、株主でもあります。決算特別委員会の説明の中で、職員の皆さまは経営状況の把握等、また納入金の収納等に努力をし、その対策に尽力してきたことはうかがうことはできました。

八ヶ岳アウトレットは地元の自治会の共有地や財産区用地、約10ヘクタールを賃貸しているものであります。これらの賃料は地域の活性化や、また財産区を通じて地域に交付され、地域が元気になる要因であります。

また、北杜市はもとより八ヶ岳観光圏の中心的な施設でもあります。多くの観光客が年々訪れております。また、そこで働いている人、市内の多くの人もそこで働いております。

先ほど触れましたが、市は1千万円を出資しているという株主でもあります。このような点を考えますと、これは非常に北杜市、また八ヶ岳観光圏にとっても重要な施設でありますので、経営が悪化するということになりますと、この地域への影響は計り知れないものがあるわけがあります。

このため、このような重要な案件につきましては、トップセールス、すなわち北杜市のトップである市長が、お忙しいとは思いますが、直接対応すべき案件であると私は思っておりました。これは私の認識不足かもしれませんが、その姿が見えなかったことは今もとても残念であります。しかし、この1件をもって決算に反対する理由とはなりません。1年間の職員の皆さまが努力に感謝し、そしてその成果を評価し、認定第1号 令和元年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に賛成をいたします。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありませんか。

内田俊彦君。

○21 番議員（内田俊彦君）

認定第1号 令和元年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず歳入面を見ますと、市税につきましては約76億2千万円、その中で市民税が26億円、そしてまた固定資産税が44億円と、こういう数字が出ておるわけでありまして。おおむね、要するに固定資産税と市民税が多く市の収入の主なものとなっております。これを紐解きますと、どういうことになるかと言いますと、北杜市におきましては、移住定住窓口を創設したということもございしますが、住みたいまちランキングが1位、2位と連続で獲得できたこと。このことにおきまして、多くの移住者の皆さんが北杜市にみえている。また、移住者以外でも別荘等を造られていると。こういうこともございまして、固定資産税の押し上げ、また市民税への押し上げにつながっているものと推測するところがございます。そういった意味では、市の、ここまでやってきた政策についてはおおむね良好だったと、こういうことになるわけですが、その中で、先ほど水道会計の繰り入れ6億9千万円と、こういうこともあったわけですが、水道の繰り入れにつきましては、繰り入れない場合、水道料金を上げなければならぬという、こういう現実もございまして、それらを防ぐために一般会計から特別会計へ繰り入れをしていると。繰り出しをしているということですね。ということになります、それらについても判断としては、私は正しいと思っているところがございます。水道料金を上げるか、上げないかと、こういう判断になるわけでございます。

そして、まず、では大門、塩川の水系の水道が仮になかった場合、自然水源であった場合、多くの移住者の皆さんが、このわれわれの地域に本当に住んでいただけるのかということを経験しますと、それはなかなか難しいんじゃないかなと思います。やはり環境整備ということで、公共水道があるということにつきましては、やはり移住者にとっては一つの、この地域に住めると、こういうことがあるということで、大泉、高根、小淵沢という地域にはそういう皆さんが、当然、市の水道をお使いになりながら住む、または別荘を求めると、こういう状況があるのではないかなと思います。

さらに移住者、定住者の皆さまは、やはり交通の便というのは非常に大事なものでございまして、中部横断自動車道の期成同盟会の参加費ですとか、リニアの期成同盟の参加費ですとか、そういうところにつきましては、やはり、これは国策ではございますが、その国策は当然、多くの前の段階で計画がなされ、今日までいっております。中部横断自動車道は昭和60年ころからの計画でございますし、リニアはリニアということで考えれば、それ以前の技術開発から始まって今日に至っていると、こういう状況があるわけでございます。そういたしますと、やはりこれらの推進とともに北杜市がさらに前進していくということにつきましては、私はこれについては、参加していくべきだという判断をさせていただいております。

また、自衛隊についてでございますが、自衛隊は昨今、災害時に非常に皆さん、命がけでわれわれ国民を守っていただけると、こういうことになると、それはそれ相当の協力も必要ではないかなと思っているところがございます。

そして消費税でございますが、消費税につきましては、税と社会保障の一体改革の中で社会保障費に充てましょうということで、三党合意もありまして、それで税と社会保障の一体改革の中で消費税の導入が始まり、それらに充てるために消費税が10%になったということですが、税収の中で見ても地方消費税交付金というのは、約8億3千万円ほどが本市にも

入っておりますし、調書の中で見ても、社会保障費には、決算書の132ページにあるわけですが、社会保障費財源化分の地方消費税交付金というのは、3億4,543万3千円ということになっておまして、当然、これらは反映されていると。つまり、消費税は社会保障にも反映されているということですので、これら消費税の議論は国のすることですので、やはり決算書にきちっと如実に消費税の効果も表れているというところでございます。

アウトレットに関しましては、昨年度のことということでございます。この決算は。アウトレット、残念なことに、本年度8月ということでございますが、やはり多くの社会情勢の中で、なかなかそういった観光施設でありますとか、いろんな施設が、小淵沢でいえば、昔でいえば花パークフィオーレも残念なことにこういう状況になってしまったということもありまして、非常に難しい事業かなと思っています。そういった難しい事業でございますから、なかなかそれらを果敢に、積極的にやって成功している時期もあります。時とともにどうしても時代の流れ、コロナの影響も多少、昨年度は2月以降、あったかなと思いますけれども、そういったこともあって、今年度の中でもなかなか難しい環境があるわけでございます。そういった中では非常にそれらの三セクですとか、そういったところについては、どこも苦戦していると、こういう状況があるわけでございます。

これらを総合的に勘案しますと、昨年度につきましては、非常に、途中からコロナもありましたが、いろいろな状況の中で、社会の変動の中で、市長をはじめ職員もいろんな対応をされてきたと。こういう中で、この決算が出てきたわけでございます。そういったしますと、私いたしますとは、これはおおむね良好という判断をさせていただきます、以上の理由から賛成とさせていただきます。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで討論を終結いたします。

これから認定第1号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案は、決算特別委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、認定第1号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時15分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

次に、認定第2号 令和元年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第2号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号 令和元年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第3号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号 令和元年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第4号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号 令和元年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第5号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号 令和元年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、認定第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第6号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号 令和元年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、認定第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第7号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号 令和元年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、認定第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第8号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。
次に、認定第9号 令和元年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第9号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。
次に、認定第10号 令和元年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第10号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第11号 令和元年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第11号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第12号 令和元年度北杜市財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第12号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第12号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第13号 令和元年度北杜市病院事業特別会計決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第13号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第13号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

日程第14 議案第64号 北杜市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてから日程第19 請願第4号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度創設を求めた請願書までの6件を一括議題といたします。

本件につきましては、各常任委員会に付託しておりますので各常任委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

はじめに、総務常任委員会から請願第5号について報告を求めます。

総務常任委員長、相吉正一君。

○総務常任委員長(相吉正一君)

朗読をもって委員長報告をいたします。

令和2年9月23日

北杜市議会議長 中嶋新様

総務常任委員会委員長 相吉正一

総務常任委員会委員長報告書

総務常任委員会は、9月1日の本会議において付託されました事件を、9月14日に全員協議会室において、慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

請願第4号 「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書」の提出を求める請願

請願第6号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める請願

請願第2号 18歳・22歳北杜市民の個人情報を防衛省に提供しないでください請願書

請願第5号 核兵器禁止条約に参加・署名・批准を求める請願

以上、4件であります。

審査結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見などについて申し上げます。

はじめに、請願第4号 「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書」の提出を求める請願であります。

「中国に対する日本の補償はどうだったのか。」との質疑に対し、「中華民国とは1952年の「日華平和条約」により、戦争状態が終結し、「日華平和条約議定書」により、損害賠償の請求権を放棄している。」との答弁がありました。

次に、「韓国に対してはどうか。」との質疑に対し、「1965年の「日韓基本条約の関係諸協定、日韓請求権並びに経済協力協定」において、賠償を行っている。」との答弁がありました。

次に、「日本は韓国とは戦争状態ではなかったが賠償をしている。昨今、徴用工問題に係る請求も起こっている。賠償の内容は何か。」との質疑に対し、「徴用工問題については、国家としての賠償は終わっているが、個人の請求権は残っているという韓国と、個人請求権も含めて賠償は終わっていると日本との間で、係争が続いていると理解している。」との答弁がありました。

質疑終了後、「一昨年9月から何回も審議をしてきた。採択すべきか判断するのが議員の努めであり採決すべき。」との意見がありました。

一方、「それぞれの国の立場もあり難しい問題である。もう少し勉強し、よく吟味する必要があるため継続審査とすべき。」「戦争の犠牲となった方々の状況は理解できるが、採決するとなればその結果の内容を明確に説明できなければならない。まだその状況にないため継続審査とすべき。」との意見があり、継続審査とするものと決定いたしました。

次に、請願第6号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める請願であります。

「コロナ禍で、患者を受け入れている病院は、設備投資、人的な投資などで大変な状況にある。中小病院でも患者が減っている。このような混乱している状況で新たな負担が生じることをどう考えるか。」との質疑に対し、「コロナの影響で民間病院では平均月1億円収入が減って

いると言われている。国会でも医療従事者への特別な支援や病院への経営上の支援が必要ということも共通の認識である。その上で、日常的な看護師の思いを受け止め、特定最低賃金の新設は必要である。」との答弁がありました。

質疑終了後、「コロナの対応で一番苦勞をしているのは、医療従事者である。国が手厚い支援を検討しているからよいのではなく、基本的な生活の中で最低賃金を統一する必要がある、採択すべきである。」との意見がありました。

一方、「国では医療現場の状況を鑑み、様々な施策を検討している。まずはその効果を見極め、コロナ禍が落ち着いた後に議論するため、継続審査とすべき。」との意見があり、継続審査するものと決定いたしました。

次に、請願第2号 18歳・22歳北杜市民の個人情報を防衛省に提供しないでください請願書であります。

まず、執行側から、「自治体間で名簿の提供方法の対応が分かれていることについては、正式なデータはないが、ある調査データでは2017年度の1,700市区町村の内、住民基本台帳の閲覧に応じたのは931自治体で約55%。紙や電子媒体の提供を行ったのは、632自治体で約35%。残りの約10%の自治体は小規模であるため、提供を求めているとなっていない。山梨県の今年度の状況については、北杜市を除く全自治体が紙による提供を行っている。次に、個人情報保護については、北杜市個人情報保護条例の第8条第1項において、提供の制限をしている。しかし法令に定めがある場合においては、提供することができる旨の規定があり、本件については自衛隊法施行令第120条に基づき提供を行っている。また、自衛隊法において、募集事務は市町村の法定受託事務となっている。」との説明がありました。

執行に対する質疑においては、「執行側は法に則って事務を行っているとの説明があった。しかし、紹介議員は憲法に抵触しているとのことであるがどうか。」との質疑に対し、「担当では、業務として募集事務を担っている。名簿の提供は、自衛隊法施行令第120条の依頼に基づき、行っており、個人情報保護条例上も問題ない。」との答弁がありました。

紹介議員に対する質疑においては、「請願理由の中に、国家のために若者の命を差し出す一助になったのが前の戦争であり、との記載があるが、自衛隊は若者の命を差し出す団体との認識か。」との質疑に対し、「請願の趣旨に賛同している。自身が自衛隊をそういう組織と認識しているかどうかは検討する余地がある。」との答弁がありました。

質疑終了後、「請願人の意思を尊重し、採決すべき。」との意見がありました。

一方、「法的な解釈や自衛隊の認識に相違があり、一層の審議が必要であり継続審査とすべき。」との意見があり、継続審査とするものと決定いたしました。

次に、請願第5号 核兵器禁止条約に参加・署名・批准を求める請願であります。

まず、「被爆国である日本に生まれ、当時の状況などに触れてきた。この非人道的な兵器は存在してはならないと思う。「核兵器禁止条約」の基本理念も正しいと考えているが、一方、「核拡散防止条約」ですら離脱し、周辺諸国に危機感を与えている国もある。「核兵器禁止条約」は核軍縮を後退させる危険もあるとの考えもあるが。」との質疑に対し、「広島、長崎両市長も同条約参加を強く求めている。今年の広島市長は、平和宣言の中で、「これからの広島は、世界中の人々が核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向けて「連帯」することを市民社会の総意にしていく責務があると考えます。ところで、国連に目を向けてみると、50年前に制定されたNPT（核兵器不拡散条約）と、3年前に成立した核兵器禁止条約は、ともに核兵器廃絶に不可欠

な条約であり、次世代に確実に「継続」すべき枠組みであるにもかかわらず、その動向が不透明となっています。世界の指導者は、今こそ、この枠組みを有効に機能させるための決意を固めるべきではないでしょうか。」と述べている。紆余曲折があっても恒久的な世界平和のため、条約は必要である。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり採択すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（中嶋新君）

総務常任委員長の報告が終わりました。

これから、総務常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって総務常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、文教厚生常任委員会から議案第64号、議案第65号および請願第3号、請願第4号の4件について報告を求めます。

文教厚生常任委員長、千野秀一君。

○文教厚生常任委員長（千野秀一君）

令和2年9月23日

北杜市議会議長 中嶋新様

文教厚生常任委員会委員長 千野秀一

文教厚生常任委員会委員長報告書

文教厚生常任委員会は、9月1日の本会議において付託されました事件を、9月15日に全員協議会室において、慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第64号 北杜市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第65号 北杜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

請願第3号 教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書

請願第4号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度創設を求める請願書

以上、4件であります。

審査結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

はじめに、議案第64号 北杜市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

「管理者要件の適用猶予を令和9年まで延長する理由は。」との質疑に対し、「主任介護支援専門員の資格要件が厳格化されたこと。また、介護職員との報酬の差が接近していること等に

より資格を取得する者が少ないことが要因と思われる。現在、厚生労働省では、報酬の改定を検討している。」との答弁がありました。

質疑終了後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものとするに決定いたしました。

次に、議案第65号 北杜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

「子ども・子育て支援法では、保育の質や幅を確保するため、事業者の参入を促し、事業者や企業は、地域の実情に合わせて参入している。本市では特定地域型保育は未満児が主か。」との質疑に対し、「本市は、未満児の受け入れが多いが、未満児保育は、基準が厳しく保育の手もかかる。待機児童ゼロを目指す中において、きめ細やかな保育を行っていく。」との答弁がありました。

質疑終了後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものとするに決定いたしました。

次に、請願第3号 教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書であります。

質疑、討論はなく、全員異議なく原案のとおり採択すべきものと決定し、併せて、委員会として発議し、委員長が意見書を作成することに決定いたしました。

次に、請願第4号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度創設を求める請願書であります。

「難聴者に対する補助制度は何があるか。」との質疑に対し、「障害者総合支援法の中に補装具としての補聴器給付があるが、要件として身体障害者手帳の所持や聴力レベルが70デシベル以上等、対象者が限定されている。」との答弁がありました。

次に、「必要性はあるが、対象者や限度額等を明確にすべき。具体的な考えはあるか。」との質疑に対し、「線引きは必要と考えるが、意見書の提出により、国・県・市が一体となった制度創設につながればと考える。」との答弁がありました。

質疑終了後、「請願の趣旨は賛同できるが、対象者の基準等が定まっていないこと。公費負担のあり方なども様々な方法が考えられる。趣旨採択とすべき。」との意見があり、全員異議なく趣旨採択すべきものと決定し、併せて、委員会として発議し、委員長が意見書を作成することに決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（中嶋新君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これから文教厚生常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって文教厚生常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、経済環境常任委員会から議案第66号について報告を求めます。

経済環境常任委員長、加藤紀雄君。

○経済環境常任委員長（加藤紀雄君）

経済環境常任委員会委員長報告を行います。

令和2年9月23日

北杜市議会議長 中嶋新様

経済環境常任委員会委員長 加藤紀雄

経済環境常任委員会委員長報告書

経済環境常任委員会は、9月1日の本会議において付託されました事件を、9月15日に全員協議会室において、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第66号 北杜市営住宅条例の一部を改正する条例について

以上、1件であります。

審査結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

議案第66号 北杜市営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

「東尾根団地は市営住宅としての活用は困難であると承知しているが、今後の活用についてどんなことが考えられるか。」との質疑に対し、「現在、市職員からなる普通財産有効活用庁内検討会において活用を検討している。」との答弁がありました。

質疑終了後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものとすることに決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（中嶋新君）

経済環境常任委員長の報告が終わりました。

これから、経済環境常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって経済環境常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これから、議案第64号 北杜市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第64号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第65号 北杜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基

準を定める条例の一部を改正する条例についてに対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第65号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第66号 北杜市営住宅条例の一部を改正する条例についてに対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第66号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、請願第5号 核兵器禁止条約に参加・署名・批准を求める請願に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、請願第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、請願第5号は総務常任委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第3号 教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、請願第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、請願第3号は文教厚生常任委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第4号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度創設を求める請願書に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、請願第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、趣旨採択です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり趣旨採択とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、請願第4号は文教厚生常任委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定いたしました。

○議長 (中嶋新君)

次に日程第20 議案第63号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

清水進君。

○15番議員 (清水進君)

この議案について退席の許可をお願いいたします。

理由としましては、議員報酬については議員一人ひとりの問題であり、各人の納得と合意の下、1つの結論に至ることが重要だと考えます。

しかし今回、そうした状況にありません。副議長としての責任を痛感し、退席をさせていただきます。

また8番、志村議員も党として同じ態度をとるため、退席の許可をお願いいたします。

○議長 (中嶋新君)

ただいま、清水進君、あと志村清君より退席したいとの申し出がありましたので、これを許可いたします。

暫時休憩といたします。

休憩 午前11時51分

再開 午前11時52分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

それでは繰り返しになりますけども日程第20 議案第63号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

山内総務部長。

○総務部長（山内一寿君）

議案第63号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

議案書1ページをお願いいたします。

提案理由であります。

山梨県内他市の議員報酬の状況及び北杜市特別職報酬等審議会の答申に鑑み、議員報酬の額を改定するため、北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するものであります。

恐れ入ります、新旧対照表1ページをお願いいたします。

第2条中、議長の「月額33万円」を「37万円」に、副議長の「月額30万円」を「34万円」に、議員の「月額28万円」を「33万円」に改めるものであります。

なお、施行日は令和2年12月1日であります。

この施行日につきましては、本年3月、議長から市長に対しまして北杜市議会議員の議員報酬額の検討について要請がありました。

市長は、この要請に基づきまして、6月、北杜市特別職報酬等審議会に諮問し、7月に答申をいただいたところであります。

市長は、県内他市の議員報酬の状況と北杜市特別職等審議会の答申に鑑みまして、北杜市議会議員の報酬額の改正額を決定しまして、議長に対し関係条例の改正議案を令和2年第3回市議会定例会に提出する意向を伝えました。

併せて答申の附帯意見を踏まえ、施行日の検討を議長にお願いをしました。

議会では施行日を令和4年4月1日とすべきとの意見の一方、令和2年12月1日とし、次の議会で検討すべきとの意見があったとのことでありますが、意見の多くが令和2年12月1日を施行日とするであったことを8月末に議長から市長に報告があり、市長は議長からの報告を尊重して施行日を令和2年12月1日としたところであります。

説明は以上であります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから議案第63号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

本案件につきましては、市議会としても非常に慎重な中、経緯もたくさんあるわけございまして、パブリックコメント等もした経緯もございました。そういう中での市長への要請ということもあったわけございまして、これらについてはやはり詳細に、もっとさらに詳細な説明を求めますが、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中嶋新君）

これ以上、詳細の説明は。

○21番議員（内田俊彦君）

では補足します。

○議長（中嶋新君）

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

議会の審議等も含めて、その経緯等について説明していただきたいと、こういうことでございますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（中嶋新君）

清水議会事務局長。

○議会事務局長（清水市三君）

それでは今、内田議員のほうから質問がありましたことについて、議会での検討というところだったと思いますけども、そこについて私のほうからお答えをさせていただきます。

たしか7月20日の日だったと思います。正副議長のところに対して、市長が報酬等審議会の結果の報告をしていただきました。その中で、先ほど総務部長のほうからもお話がありましたとおり、たしか審議会の中では、新型コロナウイルスの感染状況もありまして、市民に寄り添った形で結論を出していただきたいというような趣旨だったかと思っておりますけども、そんな附帯意見があったというところで、市長のほうから、先ほど総務部長の話にもありましたように、議会として施行期日についてご検討いただきたいという要請がございました。

その日がたしか、全員協議会がございまして、その全員協議会の終了後、急きよ会派代表者会議を開催させていただきまして、議長のほうから、午前中に市長のほうからあった報告の件と併せて施行予定日についてご協議いただきたいという要請があったことから、各会派の中で話し合いをしていただきたいということで、説明がございました。

それを受けまして、8月11日、議会運営委員会がございまして、そのあとだったかと思っておりますけども、会派代表者会議を開きまして、会派内での検討事項について報告をいただきました。その報告の中では、施行期日については令和2年12月1日という意見と令和4年、これは新型コロナの影響もあってということもあって、令和4年4月1日にすべきというような意見も出され、いろんな意見が出されましたが、その中では議会として意見統一をすることができませんでしたので、8月17日の日に再度、会派代表者会議を開催して、もう一度意見統一をしようということになりまして、17日の日に会派代表者会議を実施いたしました。その中で、やはり今の期自体が11月で終わると。議員報酬に関しては12月1日からというところになるので、そこに関しては、次の会議に検討を要したらどうだというような意見が出されてきて、その中で、やはり議会として統一した意見を出すべきではないかというところがございまして、施行期日については令和2年12月1日としつつも、今の議会として、次の議会に

対して、新型コロナウイルスの状況も鑑みながら、議員報酬については検討していただきたいというような決議を出したらどうかというような意見も出ました。

ただ、やはり意見統一ができずに、多くの意見が令和2年12月1日というところもありまして、会派代表者会議の中では多くの意見が12月1日だったというところの結論ということになったところでございます。

8月18日の日に全員協議会がございまして、その中で議長のほうから会派代表者会議の結論について、議員に対して説明をし、了承を得ました。

8月21日だったかと思います。正副議長が市長のところへ赴きまして、議会としての結論とすれば、意見統一はできなかったものの、多くの意見が令和2年12月1日だったというところを報告したというところが、今回の議会内での経緯というところになろうかと思います。よろしく願いいたします。

○議長（中嶋新君）

ほかに質疑はありますか。

（なし）

質疑を終結いたします。

本日、議案第63号に対して坂本静議員ほか12人から修正動議が提出されました。

本修正案は、地方自治法第115条の3の規定により、議員定数の12分の1以上の発議者がありますので、修正動議は成立しております。

修正案の配布のため、暫時休憩といたします。

休憩 午後12時01分

再開 午後12時02分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

議案第63号に対する坂本静君ほか12人から提出された修正案を原案と一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議がありませんので、議案第63号と原案に対する修正案を一括議題といたします。

ここで議案第63号に対する坂本静君ほか12人から提出されました修正案について、提出者から説明を求めます。

坂本静君。

○17番議員（坂本静君）

令和2年9月23日

北杜市議会議長 中嶋新様

発議者

北杜市議会議員 坂本 静

〃 相吉正一

〃 秋山俊和

〃 千野秀一

〃 井出一司
〃 秋山真一
〃 原 堅志
〃 岡野 淳
〃 齊藤功文
〃 野中真理子
〃 清水敏行
〃 加藤紀雄
〃 福井俊克

議案第63号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び北杜市議会会議規則第17条の規定により、別紙修正案を添えて提出します。

(別紙)

議案第63号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の修正案

議案第63号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり修正する。

附則

「この条例は、令和2年12月1日から施行する。」を「この条例は、令和4年4月1日から施行する。」に修正する。

提案理由

今般の議員報酬の改定については、北杜市特別職報酬等審議会が開催され、合併時からの経緯や他自治体との比較検討など慎重な審議が行われ、答申が妥当とされました。私たち議員としても、定数を22名から20名に削減したこと、合併協議会で提示された金額を今まで見送ってきたこと、新しい報酬が甲府市と北杜市を除く県内11市の平均になることなどの理由から、概ね妥当であると考えています。

しかしながら、審議会の附帯意見にもあるように、市民全てが新型コロナウイルス感染症の影響を受けて不安な状況にあり、そのなかで議員報酬の改定を行うことについては慎重な姿勢が必要であると考えます。

以上のことから、今年度と来年度の議員報酬は現行のままとし、改定を令和4年度から行う(施行日を令和4年4月1日とする。)修正案を提出するものであります。

以上です。

○議長(中嶋新君)

説明が終わりました。

これから本修正案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

内田俊彦君。

○21番議員(内田俊彦君)

発議者はたしか13名でしょうか。皆さん、全員にお答えいただきたいんですが、特に会派

の代表者にはお聞きしたいわけでございます。

先ほど、説明の中で7月20日に市長から議長へ答申が返ってきたという中から施行期日については、附帯意見があります。そのときにも附帯意見があるので、議会に対して施行期日を市長のほうから検討していただきたいと、そういう議会が検討を始めたわけでございます。

その中で、会派代表者会議の中でも、最初にいろんなご意見があったわけでございますが、会派代表者の皆さんは最終的に提案される、清水敏行議員は無会派でございますが、ほかの方はみんな会派に所属しております。北杜クラブ、ともにあゆむ会、明政クラブ、そしてほくと未来、この4会派の皆さんだと思いますが、会派の代表者は令和2年12月1日で施行日を会派として意見集約をしたと、こういうことで代表者会議の中では1つの結論を経て、その中で、そうすると多数の意見でございますねと。私は会派代表者会議の中でも、令和4年4月1日を、会計年度の切り替えもあって、また市民の皆さまに寄り添うためには今、議員報酬、一般議員は5万円のアップでございますが、それについては市民の理解がなかなか得られないんじゃないかと。コロナ感染症対策については依然続くわけでございますが、その当時だって感染拡大をしている状況があったわけでございます。そして、今、多少、新たな生活様式の中で減ってはきているものの、当時と特段、今の状況がコロナに対して非常に皆さんが疲弊、市民も疲弊している中が変わっていない中、なぜこのように、手のひらを返したように、令和2年12月1日を令和4年4月1日と、私としては私の主張を取り入れたというふうには考えますが、そうはいっても議会人でありますから、会議の中で決定したことを、前件を覆すということになりましては、これは非常に、ますます市民の皆さまから理解が得られない。決められない議会というふうに言われても仕方ないということでございまして、特に会派の代表者の皆さまにお聞きするわけですが、なぜこの日を、令和2年12月1日と意見集約をしたのに、ここに来て令和4年4月1日としたかの根拠を、理由を教えてください。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

まず、会派代表者の。

加藤紀雄君。

○11番議員（加藤紀雄君）

この議員報酬の値上げ、これに至るには長い間の議論がありました。特に定数を含め、議員定数と議員報酬について、これは合併時において決まったわけですが、それ以降、定員につきましても、最初37名から18年には42名になり、小淵沢が入りました。20年11月から22名になり、そして今回、この11月の選挙からは20名になると。こんな格好で定数を変更してまいりました。

合併時において、議員報酬については、私は参加しておりませんが、皆さん方の意見を聞きますと、本来はもっと多くの額が提案されたわけですが、やはり数も多い議員である。また財政状況も非常に厳しいことが想定される中で、当面は安くやっという形で決まったと聞いております。本来はその後、42人が20人になった。このような段階で、やはり改正すべきであったかもしれませんが、それらがされずに今日に至ったと。

本来ですと、議員の任期満了間際に報酬の値上げ、なかなか時期としては難しい時期であります。たまたま今回の報酬の値上げと定数につきましても、去年の5月16日に第1回の議会運営委員会が開かれ、その後、議会運営委員会、また全員協議会、20回の回数を重ねてま

いました。その中では、自らの問題、これを決めることについては、市民の皆さんのことを配慮しなければならない、こんな状況の中でいろいろ葛藤もあり、激論も取り交わしてまいりました。

結果として、今回、提案していただいた金額にまとなり、その前にすでに議員定数は22名を20名に減員しております。これは一体で進めてまいりました。そして今、内田議員の質問にありましたように、そんな中で長い間、皆さんが議論してきたことは事実であります。そして今、内田議員の質問にありましたように、たしかにおっしゃるとおり会派代表者会議が開かれました。そこでは、多くが12月、提案された議案のとおり、12月1日であるということはあったわけではありますが、やはりこれはコロナの状況とか、諸々の社会情勢を判断する中で、ここに署名してあります13名の議員が住民の意見を聞き、また日々葛藤する中で当然、過程においては悩みましたし、心が、気持ちが動きました。

しかしながら、結果として、たしか内田議員がおっしゃったように、最初の会議では内田議員は令和4年4月1日が妥当ではないか、こんな提案もありました。そんなことを踏まえる中で、最終的には13人がまとまる、全員一致することと、あとコロナを含め、また諸々な社会情勢、市民の皆さん方のことも考える中で、令和4年4月1日実施とまとまったわけでありませう。

せっかく議員のほうから提案し、そして執行のほうから出された議案を汚すような結果になってしまったことは大変申し訳ないとは思っておりますが、これは熟慮に熟慮を重ねた結果として13人が全員一致した結果でありますので、その点、ご理解をよろしくお願いします。

以上がこの経過と、この日が決定されるまでの理由であります。

○議長（中嶋新君）

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

答弁をいただきましたが、もしほかの会派の代表も同じであり、発議者の皆さんも同じご意見であれば、これは重複してしまうので、追加補足があればお答えをしていただきたいんですが、追加補正がなければ今の回答ということで理解ができるので、その取り計らいを、本会議場でございますし、スムーズな運営をしていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

分かりました。

今、加藤君から説明がありましたけど、補足、またはここで説明しておきたいことはありますか。

（なし）

では、統一したご意見ということでご理解いただきたいと思っております。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

ありがとうございます。全員が共通したご意見という、今のご意見であります。そういたしますと、実際、8月18日の全員協議会、多くの意見が12月1日施行ということで、議長は賜り、それを市長に申し出、市長は12月1日ということで、議会の多くを信じて可決されるべきであろうという議案を提出されたと、こういう形であります。

そういたしますと、8月18日、すでにそのときにはもう附帯意見はとっくにしていたわけ

でございますし、コロナの感染症もそのころのほうがやっぱり多いわけでございます。では何が違ったのかと、こういうことになりますと、多くの批判を避けるためだけに、この修正案を出されたんでしょうかという、こういうふうを考えるわけございまして、それについてお答えをいただきたいです。

○議長（中嶋新君）

加藤紀雄君。

○11番議員（加藤紀雄君）

多くの批判を避けるということではありません。やはり、この問題は、8月18日の全員協議会では、議長の会派代表者会議の結果を踏まえて議長より報告し、その場では、形的には、それでいこうという格好になったかと思いますが、それぞれその段階においても、個人の中では葛藤があったかと思いますが。そして1回決めたことをなぜ変えたのかと。これについてはご指摘のとおりであります。しかしながら、われわれとしても、この時期に、そしてコロナ問題、また社会的に見てもどうか、広く皆さんで意見を交わす中で、結果として、18日の全員協議会の意に反したと言え反するかもしれませんが、その後、熟慮に熟慮を重ね、議論に議論を重ね、状況を判断する中でここに至ったということですので、その点は先ほど触れましたように、執行から提案されたものに対して、汚すような結果になってしまったことは、われわれも反省はしておるんですが、全体の意見がそこに集約したということですので、ご理解をお願いします。

○議長（中嶋新君）

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

会議規則で3回となっておりますので、これで終わるわけでございますが、それでは最後にお聞きいたしますが、反省はされているということでございます。それは当然だと思います。やはり執行部にこのようにしていただきたいと多くの意見を出して、それにまた違うということになりますと、それはわれわれ議員としても議員の資質を疑われるわけでございます。コロナ感染症対策については、その時点も今もそう多くは変わっていないし、これからもやっていかなければならない。コロナが今後どうなるかということについては、まだまだ道半ばと、そういうご意見も過去にあったわけでございます。第2波、第3波がいつ来るか分からないよと、こういうご意見もあった中です。そういったご意見を持ちながら、12月1日ということ一度は判断され、次から令和4年4月1日、それでは私は令和4年4月1日にすべきはなぜか、これは代表者会議の中でもお伝えをしたところであります。根拠につきましては、その根拠は、約2年間、発症から2年間あれば、人類は英知を振り絞って、その対応策がそのぐらいになればなんとかできるのではないかと、希望的な観測の中ではございますが、そこまでいけば一つの区切りになるのではないかと、こういうことを主張したわけでございます。しかし、多くの議員の皆さんはそれに賛同をいただけなかった。そして今回は、その私の意見を賛同したのか、それとも令和4年4月1日を、なぜその日付にしたのか、それについてお答えをいただきたい。

○議長（中嶋新君）

加藤紀雄君。

○11番議員（加藤紀雄君）

たしかにコロナの問題は、誰しも今の段階では、世界的にこの先は想定できない。非常に難

しい問題であります。それらを考えた場合、いつすべきか、議論の中ではコロナが終結するまで、こんな意見もありました。しかしながら、議案として出す以上はきちっと期限を明確にすべき、これは当然であります。

そんなことで、内田議員の、先ほど触れましたように、会派代表者会議で提案されたのが令和4年4月1日でありますので、それについて、当然それはわれわれの頭に残っていますし、参考に、皆さん方、それらはしたかもしれませんが、結果的には皆さんの統一意見として、そこが1つの区切りであろうと。こんな中で、そこに至りました。

以上です。

○議長（中嶋新君）

ほかに質疑はありますか。

進藤正文君。

○4番議員（進藤正文君）

先ほど、加藤議員から住民の意見を聞き、心が動いたということですので、住民からどういう意見があったのか、どうしてそこに心が動いたのかを教えてください。

○議長（中嶋新君）

加藤紀雄君。

○11番議員（加藤紀雄君）

今の質問ですが、住民の意見を聞いて心が動いたということだけではないので、要するにコロナの問題は非常に重要な問題、それ以外にやっぱり社会的な問題も広く考える中で、もちろん皆さん、多くの議員も当然、住民の意見は聞いているわけであります。それらをトータルで判断して、この日に決定しました。

○議長（中嶋新君）

進藤正文君。

○4番議員（進藤正文君）

8月18日のときも、各派代表者会議、議運でしょうか、あったと思いますけども、そのときに令和2年12月1日と決めていたということです。どうして、その1カ月の中で、その前から当然、住民の意見を聞いていたと思います。私たちは、当然、市民の皆さまの心と、私たちが今、5%カットしている状況でございますので、当然、年度始めからということを目安にして、内田議員とも何回も話し合いをした中で決定したことです。そういう状況の中で、8月の時点でも7月、8月、9月と、いろんな意見を聞ける状況があったと思いますけども、最初から令和2年12月1日と決定した、そこでまた変更した、そこについてもう一度、教えてください。

○議長（中嶋新君）

加藤紀雄君。

○11番議員（加藤紀雄君）

明日のことは分からない、それは当然であります。コロナの問題も日々、動いているわけがあります。そういう中で、たしかにおっしゃるとおり1つの会派代表者会議、そして8月18日は全協でありました。そういう中で、その段階でのおおむねの意向というのはそこで出ております。しかしながら、自分たちの報酬を値上げするという非常に重要な問題ですし、これは慎重を期さなければならないということと、やはりこれについては、先ほど言いましたようにコ

ロナの問題が日々動いている中で、われわれも当然、状況の判断をつかみながら、ある面、葛藤があった日々を送ったわけであります。そういう中で、今回ここに至ったということであります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

進藤正文君。

○4番議員（進藤正文君）

7月は私も代表質問で質問させてもらいましたけども、全国で1千人を超えて、岩手県でも初めて感染した状況です。そこからどんどん増えていった状況ですので、その状況を考えますと、8月時点では、市民に寄り添った考えとすれば令和2年12月1日ということは、ちょっと考えられないと私は思っています。今、収束状況かもしれないけども、今後、インフルエンザとコロナの同時期がやってくる状況は、当然、7月の時点でも分かっていたと思います。そういう状況の中で、どうして、再度になりますけども、12月1日を令和4年4月1日に変えたのか。刻々と変わるけども、その将来を見据えた中での検討をしていかないと、一度吐いたことがころころ変わるようでは信用がなくなってしまうと思いますので、そのところをどういうふうに、もう一度、考えたのか教えてください。

○議長（中嶋新君）

加藤紀雄君。

○11番議員（加藤紀雄君）

これに関しては、当然、1回決まったことは守る。これは信頼を得るための大原則かもしれませんが。しかしながら、状況が変わったら英断をもって、それを変えていくこと、これもまた大きな信頼を得る一つかもしれません。執行のほうから、令和2年12月1日施行という議案をいただきました。その中で、いろいろな、例えば附帯決議を付ける方法もあるかもしれません。しかしながら、やはりこれはわれわれが、あとに送るではなくて、われわれが提案したものでありますので、今の議会の段階できちっと期限についても明確にすべきだと、こんなことの中で決まったわけであります。

今、進藤議員の言うように当然、8月の状況、変わっていないことはない、変わっているわけです、コロナも。しかしながら、そこで決めた以上は、なぜ変わるのかと。これは、ご指摘はご指摘かもしれませんが、今まで説明してきましたような経過の中で、みんなで議論を重ねる中で結果的にここに至ったのが、この決定でありますのでご理解をお願いします。

○議長（中嶋新君）

ほかに質疑はありますか。

池田恭務君。

○2番議員（池田恭務君）

私からは、ちょっと違う観点かもしれませんが、私も会派の代表として会派代表者会議にも出席していましたし、議運で議論されたときもいたわけですが、今、またご議論を聞いていて、腑に落ちない部分といたしましては、もし令和2年12月1日からこうした修正案を出そうということであれば、今の様子を聞いていると、おそらくこれについて反対少数なんだろうと思うんですけども、ぜひ、皆さんもきっと重視されていると思うんですが、オープンな場で議論をされて、その上でこうした修正動議につながっていけばよかったんじゃないかなと思うんで

すが、例えば会派代表者会議を再度要請して開くですとか、議運もそうなんですけども、そうしたアプローチも取れたというふうに思うんですが、なぜそうしたアプローチではなかったのかということ伺いたと思います。

○議長（中嶋新君）

加藤紀雄君。

○11番議員（加藤紀雄君）

ちょっと今、最後の聞き取れなかったんですが、なぜ修正動議という方法でやるのかということでしょうか。

○議長（中嶋新君）

池田恭務君。

○2番議員（池田恭務君）

すみません、失礼しました。

修正動議を出す、この手続き自体に違法性があるとか、法的に何かということではないというのは、もちろん、その前提なんですけども、もしやるのであれば、もう一度、会派代表者会議を要請するですとか、議運でもいいんですが、そうした形でオープンな場で、これをまた改めて議論するというのも取り得た手段だというふうに思うわけなんですけども、そうではなくて、こうした形で今日出してこられた、そうしたアプローチになった理由というのを教えていただきたいということです。私は、ここに署名されている皆さんはオープンな場での議論ですとか、議会の透明性ですとか、そうしたことを大変重視されている皆さんだと思いますので、その観点から伺いたいという趣旨でございます。

○議長（中嶋新君）

加藤紀雄君。

○11番議員（加藤紀雄君）

これらの修正については、いろいろな方法があると思います。再度、それで代表者会議とか、議運とか、全協を開いて、そしてこれを見直して、逆に言えば執行のほうに出し直してもらうことを願います、こんな方法もあったかもしれません。

しかしながら、今回に関しては、別に秘密裏の中でやっていたわけではなくて、池田議員も代表者会議には出ておられまして、池田議員もわれわれと同調してほしかったなど、こんな気持ちがあったわけでありまして、やはり、池田議員にとっても、ある段階でやっぱり、方向が変わったのかなと理解をしているわけです。これはこれで、やむを得ないことでありますが、そういう方法もありますけど、結果的にはわれわれとしては、13人がまとまる中で、またほかの議員にも声をかけさせてもらいました。結果的には、心がつながっている部分はあるわけでありまして、結果的には13人になったということでありまして。決して、これを隠してやるのか、そういうわけではなくて、1つの方法として、この動議という形でやったということが、今回の方法を選んだ理由であります。

○議長（中嶋新君）

池田恭務君。

○2番議員（池田恭務君）

ありがとうございます。やはりちょっとしっくりこないんですけども、議運、もしくは会派代表者会議を再度要請してオープンに議論をして、そして、でも今、ほかの皆さんの議論を聞

いていると、圧倒的賛成多数で、この内容は進む内容だと思うんですが、なぜあえて、市民から見えないアプローチを取ったのかというところを改めて伺わせてください。

○議長（中嶋新君）

加藤紀雄君。

○11番議員（加藤紀雄君）

市民から見えないということが、ちょっと意味がよく分からないんですが、今回の報酬の値上げ、定数の関係につきましては、昨年5月16日から第1回の議会運営委員会を開き、そしてその後、全協と合わせながら20回の会議がされてまいりました。そしてまた、会派代表者会議も開いてきました。これらについては、当然、市民との対応につきましては、パブリックコメントをやるとか、また市民の皆さん方の意見を各それぞれの議員が聞いてきて、そしてそれを代表して述べる、こんな形での市民の参加をいただいております。ですから今、池田議員のおっしゃるところの議運にしろ、全協にしろ、会派代表者会議にしろ、これは傍聴はなしで全部やってまいりました。ですから今回、13人が集まって議論をし、先ほど触れましたようにわれわれは、ほかの議員にも参加の声をかけさせていただきました。しかしながら参加はしていただけなかった方もいるわけでありまして。そういう形でありますから、決して秘密裏とかでやってきたことはまったくないとわれわれは理解しているし、そして13人が時間をかけて当然、この13人の中には市民の声を聞き、いろいろな情報を得ながら参加しているわけでありまして、それらは十分対応できたと思っておりますので、同じ、池田議員も会派代表者会議に出ている、全協にも出ている、議運にも出ているという中で考えて、これがなぜ秘密裏ということの指摘の意味がよく、私には理解できないわけでありまして。われわれはこのことについては、自信を持って今回検討し、そしてこの方法を選んだことについては、なんらうしろめたいところはないと思っております。

○議長（中嶋新君）

3回目ですね。

池田恭務君。

○2番議員（池田恭務君）

ありがとうございます。若干、議論がかみ合っていないんですけども、秘密裏という言葉は、もし私が使っていたらすみません、そういうふうにしたつもりはないんですが、私が申し上げているのは、議運、または会派代表者会議で意見がまとまったあとに、議長から市長にお話があったあとの話をしています。そのあとの期間、皆さんの意見がこうして大きく変わった、そのプロセスについても、私は市民から見えるように議論をしたほうがよりよかつたのではないかなという、そういった意見でお話をさせていただいております。ここはおそらく考え方の違いで、そうではなくて、市民から見えない、私は見えないと思っておりますけども、ところで、議事録が残らないところでの議論ということは、あまり市民から見るとよろしくないのではないかなというふうに思いましたので、そうしたご質問をさせていただいたところです。もし、今の付け加えたことに踏まえて、何かもし、会派代表者の皆さんからコメントがいただけるのであれば、よろしく願いいたします。もし付け加えるものがないのであれば、もうこれで結構です。

以上です。

○議長（中嶋新君）

ただいまの質問にお答えは、
加藤紀雄君。

○11番議員（加藤紀雄君）

今のことについては、今まで述べた範囲のもので、繰り返しになりますので、それでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（中嶋新君）

ほかに質疑はありますか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第63号および坂本静君ほか12人から提出されました修正案は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第63号および坂本静君ほか12人から提出されました修正案は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

この討論は、原案および修正案に対する一括討論を行います。

討論の順番について、あらかじめ申し上げます。

最初に原案賛成者、すなわち修正案の反対者。次に、原案反対者。最後に、次に修正案の賛成者の順番で討論をお願いいたします。

最初に、討論はありますか。

原案賛成者。

（なし）

次に、原案反対者の討論はありますか。

栗谷真吾君。

○1番議員（栗谷真吾君）

議案第63号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、原案と修正案ともに反対の立場で討論をします。

当議案は、月々の報酬を議員「28万円」を5万円アップさせて「33万円」に、副議長を「30万円」から「34万円」、そして議長を「33万円」から「37万円」にする議案、こちらに対しての反対になります。

県内の他自治体と比較しても、報酬は少ないということが今回の議案提出の背景の1つにはありますけれど、そもそも現在の社会情勢において、この議案が出てくること自体に多くの市民の方々の思いを理解していただけるというふうには思えないと感じています。

先の議会で任期の11月まで、議員報酬を議長で7%、副議長で6%、議員が5%カットするとした議案を可決した経緯はありますけれど、それをもう少し延長するとした議案でしたら納得はしますが、むしろその逆で報酬がガクンと上がるとした内容について認めるわけにはい

きません。これについては修正案はもとより原案について、そもそも賛成ができません。

たしかに議員定数を22人から20人に削減する議案も可決され、この議案については僕は反対したわけですが、この削減した人件費の分で賄っているということもできるわけですが、議員個人としては確実に報酬は上がっているわけです。月5万円のアップということは、単純計算ですが、議員1人当たり年間で60万円のアップ。それにプラスして期末手当にも反映されるわけです。そうした、しかもそれが定数の20人ということは、結果として現在の定数22人のときよりも経費は高くなってしまいます。現在の社会情勢の下で、これほど収入がアップする企業なんて、僕はないと思っています。経営が大変な状況にある市内企業の方々に納得のいく理由を説明することができません。

仮にこの議案を提出するのであれば、社会情勢が落ち着いてから行うべきと考えます。社会情勢が落ち着くのはいつかという根拠がそもそも僕はないと思っています。

また、報酬を上げるとした理由の1つに、議員の担い手がなかなかいないからとしたことが挙げられていたかと思いますが、たしかにそうした側面もあると思いますが、それだけが理由ではないと思います。

議員とはこういう仕事なんだ、議員として活動することで、まちがこう変わっていくんだというような情報発信を議員個人だけでなく、議会としてもっともっと積極的に行っていくこと。例えば、具体的には開催される本会議や委員会などをインターネットで生中継で配信するですとか、議会が主催して市民の方々との意見交換を行うですとか、もっと言うと議員間討議の場を設ける、そういったことなどです。

そうした取り組みを重ねることで、まつりごとに関心を持っていただき、議員にチャレンジしたいという若者ですとか女性の方を増やしていく、そんな必要性を議員となつてからの4年間で強く感じました。まずは、報酬ではなくて、そのような環境を整えることが先だというふうに思っています。

それらを含めて、議会改革を進めていくべきと主張してきたわけですが、残念ながらそのような議論にはならず、先の議員定数削減の議案、そして今回の議員報酬引き上げの議案につながっていったわけです。このような議論へつなげることができなかったことに自分自身の力不足を痛感しています。

また、現在の議員報酬だけでは生活が大変だという意見が多くあるのですが、現在は議員の兼業が認められています。実際に議員以外で生業をしている方もいらっしゃるかと思います。たしかにそういう状況において、議員としての活動に専念するためには報酬を上げるというのは一方では理解できます。また、11月の市議会議員選挙において立候補を検討している方に話を伺う機会があったのですが、その際も現在の議員報酬での生活は厳しいというような意見もあり、そうしたこともあるのかなという点は理解できます。また、市民の方々へのパブリックコメントでも同様に報酬アップの意見がいくつかありました。

ただ、個人として任期の4年間を振り返っての話にはなりますが、僕は今現在、議員以外での生業は特にしていませんし、妻も仕事をしていないのですが、議員となった4年間において議員報酬だけで生活することに大変な思いをすることは一度もありませんでした。おかげさまで、全力で議員として活動することもできました。きちんと貯えもできています。さらに子どもを授かり、健やかに成長することができている現在の状況に感謝の思いでいっぱいです。暮らし方の工夫をすれば、十分現在の議員報酬だけでも生活はできるのではないかなというような

思いも持っています。

北杜市へ移住して8年が経ちました。それまで都会での消費一辺倒だった生活が、この北杜市へ来て大きく変わりました。消費だけでなく生産、そして共有するライフスタイルへ劇的に変化しました。自然豊かな土地で野菜やお米を育て、家の改修工事も自分で行い、またそこで使用する木材は不要となった廃材を活用する。冬の寒さは切り出した木で薪を作り、薪ストーブで暖をとる。洋服が色あせてきたら植物を活用して染物をしてリメイクする。そうした暮らしをしていれば、自然と支出も抑えられ、結果としてできる限り環境に負担をかけず、足るを知った営みの中で本当の意味で豊かな暮らしを実現していくことにつながっていきます。また、クリエイティブな発想もどんどん生まれてくると思います。その中できっと、この自然豊かな北杜市がますます好きになっていくのではないかと感じます。

子どもは親の背中を見て育つと言いますので、そうした大人の背中を見せていくことで、子どもたちはきっと北杜の地で生きていきたいという思いを抱くはずです。

今、地球規模で自然環境が劇的に変化している中、世界中でSDGs、持続可能な開発目標が広がりつつあります。北杜市でも市として、そのような取り組みを積極的に行っています。議員一人ひとりがそうしたことを体現していくことこそが、北杜市が掲げる環境創造都市として未来を担う子どもたちに対して、メッセージを送ることになっていくと考えます。報酬ではなく、こうした思いを持つ議員が今後増えていってほしいとの願いを込め、当議案に対して反対をします。

○議長（中嶋新君）

次に、修正案賛成者の発言を許します。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

修正案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほどから報酬の件について反対のご意見があったわけですが、報酬につきまして、私も38歳から議員をさせていただいております。その中で、子どもを育てた、また子どもが生まれた、そして進学があり、学校へ行く。そして親を3人おくりました。介護もありました。そういった中で、私は仕事をしながら一生懸命、地域の皆さんや市民の皆さんと協働の議員生活を送ってまいりました。その中では、私は三度の死に至る経験があります。単純に言うと過労です。仕事がある、子育てがある、介護がある、そして議会活動がある。最優先するのは議会活動、そして議員活動ということになります。それを補填するためには、私の命を削って、生きるために頑張らなければなりません。そういった経験を20年間させていただきました。

そういった中では、現在の報酬については、若い方が議員活動に専念できるとは思えませんし、仮に今回上がっても、それで全部、満額それだけでできるというようなことも、家族の状況等によって違うと思っております。

そういった中では、報酬につきましては、報酬審議会での審議、そして北杜市で初めてパブリックコメントをして、市民の皆さまにご意見もお伺いしたところでございます。そのご意見につきましては、やはり議員の皆さんがしっかり働くためにそれなりの報酬を得たほうがいいだろうと、こういうご意見が意外と多かったわけですから、パブリックコメントの結果も踏まえて、市長に要請をし、審議会の場でもおそらくそれらは一つの判断基準になったのではないかと考えているところでございます。

ですから、報酬の額についてはやはり今まで、リーマンショックがありまして、いろいろな状況の中で、上げるに上げられないときがありました。この報酬審議を始めたのは、コロナ感染の前でございました。その中でやはり上げなければならないと、こういうことになったわけでございます。そして、それから残念なことに世界的にコロナ感染症が蔓延してまいりまして、それらの対策につきまして、市民の皆さまは非常に生活が疲弊しているわけでございます。その中、どのようにしていくかということの議論だったと思います。

先ほどの質疑の中で、もうお分かりのとおり、順は追ってきたわけでございますが、コロナ感染症対策ということもございまして、この施行期日につきましては、一考察ありと私は主張してまいりました。それが、議員の多くの皆さんはすぐにと、こういう判断をされたわけでございますが、私と進藤議員が、これは令和4年4月1日と、こういうふうに主張をいたしました。私どもは2人の会派でございますから、修正案を出せるだけの人数がそろいません。そういった中で、本会議場では、12月1日であれば私たちは反対するという意思も伝えておったところでございます。そういった中で、今回修正案が出てきたと。やはり私どもの主張は、これは正しかったと、こういう判断をしているところでございます。

ただし、ここに至るまで、数だけで物事の判断をすべてしようと、こういうことについては、議会人としては、いささか非常に不満が残ります。議会はいくまで少数意見の留保というのがあります。少数意見に対してどのように対応していかなければいけないということがあるわけでございます。議案が出されてから、それをやったんではそれはすでに遅しと、こういうことになるわけでございますから、議案が出されたあとは賛否ということになります。修正案を、理由は、先ほど聞きますと状況が変わったら当然修正もあると、こういう答弁がありました。状況はなんら、コロナ感染症対策については良いほうにはいつていないわけでございます。特に変わっていない。また、他の議員の皆さんに声をかけたと言われておりますが、私と進藤議員にはなんの声もかけられておりません。そういった意味では、多数をもって少数意見の留保は無視していいと、こういうふうに判断しなければならないわけですから、これは議会運営上、非常に大問題となり、今後禍根を残すであろうと私は思うところであります。

しかしながら、私ども公明党の2人の主張は勝ち取ったと、これは勝利ということでございますから、修正案に対して賛成といたします。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありませんか。

秋山真一君。

○3番議員（秋山真一君）

議案第63号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について反対、修正動議について賛成の立場で討論させていただきます。

この議会議員の報酬の見直しについては、新型コロナウイルス感染症の問題が発生する前から議会内では幾度となく議論されてきた問題です。この議論の中で多くの議員が見直しは必要であると意見集約されたので、市長に報酬審議会での検証をお願いし、報酬審議会からの答申によって出された議案です。審議会の議論では、議会自らの改革により次の選挙から定員を2人削減することで、議員1人当たりの責任が増すこと、同規模自治体の議員報酬と比較し、妥当な水準とすること、幅広い層の人材が議員になろうという意欲を持つことができること、専門性が求められる議員活動に専念しながら生活が成り立つ報酬額とすべきなどの意見が出され、

報酬額も議論の中で出された金額です。

議会から議長に、市長から報酬審議会に、その審議会から出された答申に議会が賛同することは当然のことと考えます。

北杜市は県内最大の面積を有し、当初、予算規模は県内4位、人口は県内6位と県内市町村の中でも上位にあります。議員報酬は市内13市中12位となっています。他の地域より多くの地域案件、多くの予算を審議しなければならない状態で、現状の報酬のままでは議員になろうという意欲はかき消されてしまいます。

時には行政と協力し、時には行政を指摘し、市民の声を届け、市民のための政策を行政とともにつくるのが議員の責務です。そのためにも性別、年代、思想などあらゆる立場の方が参加してこそ、市民のために政策が実行できると考えます。

特に私のような子育て世代には、現状は大きな壁となっています。子育てにはお金がかかるといわれている現在、仕事を辞め、収入が減り、家族を犠牲にしてまで議員になろうとする方はいらっしゃるのでしょうか。今回、議員報酬の見直しを行うことは、議会が行ったパブリックコメントなどでも市民には情報は流れています。その効果もあり、次回の市議会議員選挙では新たな候補者が多数出るとの話もあります。ここで、この議案がもし否決するようなことがあれば、その候補者から立候補を断念する方も出てくるのではないのでしょうか。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響で市内経済は疲弊しています。その状況を鑑みても、開始期日を1年以上先送りにし、状況を見極め、施行する必要があると思います。

政党や大きな後ろ盾のない個人、財力や時間のゆとりのない若者や女性など、多種多様な人材が議会に参加してこそ、市民に密着した政治が実行できるのです。そのためにも、議員の職務をまっとうできる環境を整備し、あらゆる立場の人材を受け入れることこそ、今、市議会議員として審議している私たちの責務と考えます。

修正動議につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により疲弊した市内経済の状況を見て報酬の見直しをすべき、この考えは十分理解できます。新型コロナウイルス感染症の拡大によって、緊急事態宣言の発令による外出自粛、国内外からの観光客の激減、新しい生活様式への対応など、観光飲食業を先頭に多くの企業が減収となり、経済活動は低迷してしまいました。全国同様、北杜市内でも多大な影響が出ています。しかし、感染症対策を心がけることで感染拡大抑制はできつつあるので、これからは経済活性化中心の政策を打ち出さなければなりません。新型コロナウイルスも他のウイルスと同様に根絶することは容易ではありません。根絶を目標に経済を抑制していけば、地域経済は本当に破綻し、北杜市は衰退してしまいます。新型コロナウイルス感染症をコントロールしながら活性化を目指し、いつまでも経済状況の落ち込みを新型コロナウイルスのせいにはいけないと考えます。行政の一翼を担う議会にとって、経済の状況を見て検討など逃げ言葉だと思えます。市内経済、市内生活を守り、変える力がある議会には、状況を改善する責任があるからです。

今回、令和4年4月1日に施行期間を延長したのは、経済状況が疲弊している現状を約1年半後までに地域経済を立て直し、市民に安定した生活を取り戻すための目標期間だと考えています。議員一人ひとりが自らの決意を表し、議会として何をすべきか示すべきと考えます。責務を果たすためには目標を立て、計画を練り、政策を実行してこそ早期解決につながります。市民と将来ビジョンを共有しながら行政、議会、市民が共調、協力し成し遂げる期間設定と考えるため、この議案に反対し、修正動議に賛成いたします。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありませんか。

藤原尚君。

○5番議員（藤原尚君）

今回の提出議案に反対し、修正議案に賛成いたします。

なぜならと言いますと、私、今、須玉町と、それから高根町を1軒1軒、聞き歩いております。実際のところ、家庭を持っている女性が、小学校に行っている家庭のお母さんなんですけど、実際のところパートをされていて、収入が減となっているということを聞きました。それであと、私がいる須玉町のラジウム温泉郷でも一番かき入れ時のお盆のときに休業しているという旅館があるということです。それとあと、国民年金で生活している高齢者の方、年金をもらって全部の支払いをすると、手元にあるのは2万円という状況を聞いております。それから、あと観光業で観光バスを経営している企業のところは、来年の税金が払えないという苦しい状況を聞いております。このような状況を聞いている私は、やはりこのように原案に反対し、修正案に賛成したいと思います。

それから、先ほどの修正動議についても、私、一言もお声をかけていただけていない状態でした。公明党と同じような状況でありましたことをお伝えしたいと思います。

以上です。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありませんか。

清水敏行君。

○6番議員（清水敏行君）

無会派という立場で一言、修正案に賛成の討論をさせていただきます。

基本的に無会派ですので、議会運営委員会、それから代表者会議等、ある意味では参加、議運のほうは傍聴ということでさせてもらっていますが、そういう中で、基本的に1人なものですから、北杜市議会の総意として決めていくもの、それはそういう代表者会議、また議運だろうと思っておりますので、そういうところでの意見には、自分の中でよほどのことがない限りは賛意を示していこうというのが私の個人的な立場であります。

そういう中で、今回、全協の中で令和2年12月1日の意見が多かったという議長のお話があり、粛々とそれで終わったように私は理解をしております。その後、自分の中でその期日が本当にいいのだろうかというような、個人的な自問自答もありましたし、ただ、総意として決まったという理解をしておりますので、そういう理解も一方でしながら、いたわけでありませんが、そういう中で、今回、議案第63号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の修正案が出てまいりましたので、これに賛成をするということでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありますか。

池田恭務君。

○2番議員（池田恭務君）

私は、原案に反対なので修正案にも反対という立場から討論をいたします。

改めてですが、議案第63号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。議員報酬については様々な議論をこれまで議員間でもしてまいりました。議員報酬を上げる必要がないという意見もある一方で、上げたほうがいいのではないかという議論、こっちのほうが多数だったかなと思いますが、私もその議論を後押ししてきた人間であります。

一方で、市民の負担を増やさないとということが私の条件ということで、様々なところで主張してきたわけですが、今回、議員定数が22から20となったわけですが、私としては、これは18にすべきであるという意見でありました。そこで浮いた人件費の部分を定数で割る、そこが市民負担を増やさない上限であろうというふうな考えで、そうした論陣を張ってきたわけですが、今回の報酬増は削減される人件費の約2倍に当たりまして、市民の負担が増えるというのが1つ、反対の理由の1つです。

さらに加えてですが、現在、コロナで苦しむ市民が大変大勢いるという状況の中で、今急いで議論する必要性も、緊急性も大変低い内容になります。令和4年4月1日に施行日を伸ばすということにも納得感が私にはありません。そのときまでにコロナが収束しているのか、市民生活は回復しているのか、これもまったく見通せません。コロナが収まって、経済が戻ってから改めて議論すれば十分間に合う、そんな内容であります。

以上のようなことから、市民の負担が増えること、またコロナ禍において、今、議論する必要性が低いこと、そうしたことを考えると市民に寄り添うとはどういうことかということを実慮しました結果、原案、そして修正案ともに反対するということを表明いたしまして、討論いたします。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありますか。

福井俊克君。

○10番議員（福井俊克君）

私は、議案第63号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の修正案に賛成の立場で討論をいたします。

今回の修正案につきましては、現行の北杜市議会議員の報酬につきましては、皆さん方ご承知のとおり、山梨県内でも13市のうち12番目ということで、大変低いものとなっております。これは、最近の情勢だと若者の地方議会議員への意欲低下を招く要因の1つとなっているという状況があるわけでありまして、このことが今回の改正の考え方のもとになっているのではないかと、このように思っております。

単に報酬の額を増額ということについては、市の財政の影響がとて懸念されるということから、議会といたしましても、3月定例会において議員定数を22名から20名と削減をしたところでもあります。しかしながら先ほどからお話もあつたとおり、2名の削減では、この市の財政の影響は逆に増えるのではないかという意見もされております。しかしながら、この定数削減においては、北杜市は広大な行政区域を持つということの中でみましても、22名から20名の削減と、2名削減ということが最大限の削減幅になるかと思っております。単なる財政上としての意味合いから削減をするということではございません。

今回の修正案は、市の報酬審議会の慎重なる審議によって、答申を受けての改正であります。私は、この改正については、妥当なものであると考えております。しかしながら、新型コロナ

ウイルス感染症の社会的、経済的に及ぼしている影響を現在考えてみますと、とても条例に出ております令和2年12月1日から施行するという事は、一般市民から見ても理解ができない状況でもあります。したがって、令和4年4月1日まで先延ばしすることが妥当だと考えております。

議案第63号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の修正案の賛成討論といたします。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありますか。

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

修正案に賛成、修正案を除く原案に賛成という立場で討論をさせていただきます。

私は、議員の数が必要であるということで、報酬はそのままでも定数の削減には反対してきた立場です。実際に議員定数の条例が改正されて、22名の議員が20名という定数になる。この現状の中で、これからの議員報酬の在り方を私なりに考えてみました。

今の議員報酬は、合併の42人という定数の中での報酬と変わらず、この16年間、議員の報酬の改正は一切行われてきませんでした。議員報酬というのは自らのことですから、いつの時でもこの報酬の改定を持ち出すというのは、大変議員にとっては難しい問題であります。こうした中で、議員定数を決め、また今後に向けて議員の報酬を今、私は、決めることは非常に、この議員としても大事なことであると思っています。

また、まちを歩いていると、議員年金があるからいいねとか言われるんですけども、実際には議員年金もなくなっている、そういうことを市民の皆さまにもきちんとお伝えしながら分かっていたことも必要ですし、また県内の13市、甲府市と北杜市を除く11市の平均であるということで、また審議会からの答申も妥当とされた金額であります。今後の報酬をしっかりと私たちが考えていかなければいけないという中にはありますけれども、今、この新型コロナウイルスの影響が様々なところに出ています。市内経済に大きな影響を与えている中で、この今年の令和2年12月1日の原案のままでは、私は個人的にはこれに反対するつもりでした。しかし、8月以降、議員の中で修正案、施行日を改正するという声、またそういう中で、修正案をまとめるという話が出てきた中で、この令和4年4月1日を条例施行日とする修正案に賛成、また除く原案にも賛成するものです。

以上です。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、原案および修正案に対する採決を行います。

採決の順番を申し上げます。

はじめに、修正案について採決を行います。

次に、原案について採決を行います。

修正案に対して起立採決を行います。

修正案に賛成の方の起立を求めます。

(起 立 多 数)

起立多数です。

よって、本修正案は可決と決定いたしました。

次に、ただいま修正決議した部分を除く原案について採決を行います。

修正議決した部分を除く原案について、可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、修正議決した部分を除く原案は可決することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は2時45分といたします。

休憩 午後 1時15分

再開 午後 2時45分

○議長 (中嶋新君)

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第21 議案第67号 令和2年度北杜市一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

清水企画部長。

○企画部長 (清水博樹君)

議案第67号 令和2年度北杜市一般会計補正予算(第5号)について、ご説明申し上げます。

補正予算書をお開きください。1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億5,281万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を370億4,778万9千円とするものであります。

6ページをお開きください。

第2表 継続費補正であります。

変更といたしまして、11款2項公共土木施設災害復旧費、市道長坂富岡・高根下黒澤10号線(逸見原橋)災害復旧事業につきましては、県との河川協議により分割発注をする必要が生じたことから、事業期間を来年度まで延長するとともに、本年度の年割額の変更と新たに令和3年度の年割額を319万5千円とし、補正後の総額を1億4,275万円とするものであります。

その下の第3表 繰越明許費補正をご覧ください。

追加といたしまして、8款2項道路橋梁費、市道補修事業3,500万円は、市道藤田・浅尾新田線道路補修工事について、年度内での工事完了が見込めないこと。その下の防災・安全社会資本整備交付金事業(修繕)4億1,551万5千円につきましては、トンネルおよび橋梁の長寿命化修繕事業等について、資材調達に不測の日数を要することや施工時期に制限を受けること、また市道若神子・下黒澤線等の法面補強修繕事業については、地元との協議に不測の日数を要することから年度内での事業完了が見込めないこと。10款5項保健体育費、東京オリンピック・パラリンピック推進事業2,887万3千円につきましては、来年に開催が延

期された東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるフランスチームの事前合宿等について、本年度から準備を進める必要があることから、それぞれ繰越明許費を設定するものがあります。

次に7ページの第4表 地方債補正をご覧ください。

まず、追加としまして緊急的な河川の支障木の撤去に充当するため、本年度創設された緊急浚渫推進事業債を計上することとし、その限度額を440万円とするものであります。

次に変更としまして、合併特例事業債を3,830万円増額し限度額を7億5,340万円に、災害復旧事業債を660万円増額し限度額を8,250万円に、緊急防災・減災事業債を4,310万円減額し限度額を1億140万円とし、補正後の限度額の計を37億6,970万円とするものであります。

次に、歳入歳出予算の補正内容についてご説明いたしますので、2ページ、3ページをお開きください。

はじめに歳入であります。

まず11款1項地方交付税につきましては、普通交付税を2億3,040万円増額し、補正後の額を94億9,778万4千円とするものであります。

13款2項負担金1億4,438万6千円の減額は、学校給食費および保育料副食費の無料化実施に伴う減額分であります。

15款2項国庫補助金2,867万円の増額は、長坂中学校多目的ホールの空調設備整備に対する公立学校施設整備費補助金や梅之木縄文ムラ体感プログラム事業に対する文化資源活用事業費補助金、小中学校での感染症対策の実施に対する学校保健特別対策事業費補助金であります。

16款2項県補助金610万9千円の増額は、地域の特性を活かした転作作物の生産拡大や地産地消の推進等のための活力ある水田農業支援事業費補助金や計画的かつ適切な森林整備を推進するための森林整備地域活動支援交付金、リフト付き等専用車両の導入のための福祉タクシーシステム事業費補助金などであります。

18款1項寄附金765万円の増額は、トイレトレーラー整備の財源としてクラウドファンディングにより募集したふるさと納税寄附金などであります。

19款2項基金繰入金1,922万8千円の増額は、市道の補修事業に充当する公共施設整備基金のほか、新型コロナウイルス感染症の影響で中止を余儀なくされた国際交流事業やイベント等の事業精算により減額する環境保全基金繰入金やまちづくり振興基金、国際交流基金繰入金であります。

21款5項雑入120万円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響で中止を余儀なくされた国際交流事業での参加負担金やホール事業の入場料であります。

最後に22款1項市債620万円の増額は、中学校の空調設備等に充当する合併特例事業債や災害復旧事業債、緊急浚渫推進事業債の増額のほか事業の精査による緊急防災・減災事業債の減額であります。

次に4ページ、5ページの歳出であります。

2款1項総務管理費1,172万9千円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響で中止を余儀なくされた国際交流費の減などであります。

同款5項統計調査費134万6千円の増額は、国勢調査費であります。

3款1項社会福祉費1, 122万1千円の増額は、低所得者・子育て世帯向けプレミアム付商品券事業の事業費確定に伴う国補助金返還金や福祉タクシー導入事業費補助金などでありませ

す。

4款1項保健衛生費270万3千円の増額は、小児救急医療体制整備事業負担金であります。

6款1項農業費617万1千円の増額は、地域の特性を活かした転作作物の生産拡大や地産地消の推進を図る水田農業構造改革対策事業費などでありませ

す。

同款2項林業費162万7千円の増額は、適切な森林整備の推進のための森林整備地域活動支援事業費であります。

7款1項商工費1, 678万3千円の増額は、県のやまなしグリーン・ゾーン構想と連携し、感染リスクの低減を図る感染症に強いふるさと北杜応援事業などでありませ

す。

8款2項道路橋梁費3, 655万円の増額は、市道藤田・浅尾新田線道路補修事業を行う道路維持補修費であります。

10款2項小学校費1, 838万6千円の増額および同款3項中学校費1, 271万8千円の増額は、小中学校における学校再開に伴う感染症対策や学習保障の支援、学校図書室での感染リスク低減対策をそれぞれ実施するものでありませ

す。

同款4項社会教育費2, 004万7千円の増額は、梅之木縄文ムラ体感プログラム事業を実施する文化財保護事業費などでありませ

す。

同款5項保健体育費2, 698万円の増額は、東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴う事前合宿受け入れ等のためのスポーツ振興推進事業費などでありませ

す。

同款6項高等学校費275万7千円の増額は、甲陵高等学校における感染症対策や学習保障の支援を行うものでありませ

す。

11款2項公共土木施設災害復旧費725万5千円は、一昨年の台風などにより罹災した逸見原橋の復旧費用を増額するものでありませ

す。

以上であります。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 (中嶋新君)

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第67号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第67号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長 (中嶋新君)

日程第22 議案第68号 令和2年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

浅川健幸市民部長。

○健幸市民部長 (浅川辰江君)

議案第68号 令和2年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第1号)について、ご説明いたします。

予算書1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1,624万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を48億2,604万6千円とするものです。

2ページ、3ページお開きください。

歳入についてであります。

8款1項繰越金1億1,624万8千円の増額は、令和元年度繰越金でございます。

続いて、歳出についてご説明いたします。

4ページ、5ページをお願いいたします。

9款1項償還金及び還付加算金1億1,624万8千円の増額は、令和元年度に交付を受けた国庫支出金、県支出金、支払基金交付金の精算による返納金であります。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願いいたします。

○議長 (中嶋新君)

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第68号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第68号に対する採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長 (中嶋新君)

日程第23 議案第69号 令和2年度北杜市病院事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

浅川健幸市民部長。

○健幸市民部長 (浅川辰江君)

議案第69号 令和2年度北杜市病院事業特別会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症の第2波以降の感染拡大に備え、市立甲陽病院において適正な医療を提供するため、治療に必要な医療機器を整備する経費を計上するものです。

予算書1ページをお開きください。

第2条 令和2年度北杜市病院事業特別会計補正予算第2条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入、第1款第2項補助金8,327万円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策にかかる医療機器等の整備の県補助金であります。

支出、第1款第2項建設改良費8,327万円の増額は、甲陽病院に超音波画像診断装置ほか医療機器を整備するものであります。

第3条、予算第11条中「1 取得する資産」に「医療機器 コンピュータ断層等撮影装置 1式」を加えるものでございます。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願いいたします。

○議長 (中嶋新君)

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第69号は、会議規則第37条第3項の規定により委員

会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第69号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

日程第24 議案第70号 令和2年度北杜市水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

大輪上下水道局長。

○上下水道局長(大輪弘君)

議案第70号 令和2年度北杜市水道事業会計補正予算書(第1号)について、ご説明いたします。

補正予算書1ページをお願いいたします。

第2条 令和2年度北杜市水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり変更するものです。

今回の補正は、明野町浅尾新田地内において山梨県農務部が実施する畑地帯総合整備事業、茅ヶ岳西麓地区流末水路工事に伴い、支障となる既設水道管の布設替えを行う必要があり、事業費877万8千円を増額補正するものです。

収入ですが、第1款第9項基金繰入金は187万円の増額。同款第10項その他資本的収入は690万8千円の増額であります。

支出ですが、第1款第1項建設改良費は877万8千円の増額であります。

以上が議案第70号の説明でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願いいたします。

○議長(中嶋新君)

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第70号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第70号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

日程第25 同意第8号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

○市長(渡辺英子君)

同意第8号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件につきまして、ご説明申し上げます。

当該同意案件につきましては、委員が辞職したことに伴い、新たに監査委員を選任する必要があるため、地方自治法第196条第1項の規定により、北杜市長坂町長坂上条2077番地43、原文一、昭和20年11月25日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどお願い申し上げます。

○議長(中嶋新君)

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し採決することに決定いたしました。

これから同意第8号について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第8号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

日程第26 発議第9号 北杜市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者であります原堅志君から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、原堅志君。

○議会運営委員長(原堅志君)

発議第9号

令和2年9月23日

北杜市議会議長 中嶋新様

北杜市議会議会運営委員会委員長 原堅志

北杜市議会委員会条例の一部を改正する条例について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条第6項及び北杜市議会会議規則(平成16年北杜市議会規則第1号)第14条第2項の規定により別紙のとおり定めるものとする。

提案理由

北杜市議会議員の定数に関する条例(平成19年北杜市条例第40号)の一部改正に伴い、議員の定数が削減されたことから北杜市議会委員会条例(平成16年北杜市条例第267号)の一部を改正するものである。

北杜市議会委員会条例の一部を改正する条例

北杜市議会委員会条例(平成16年北杜市条例第267号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「8人」を「7人」に改め、同項第3号中「7人」を「6人」に改める。

附則

この条例は、令和2年11月28日から施行する。

○議長(中嶋新君)

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから発議第9号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、発議第9号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

日程第27 発議第10号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります相吉正一君から提案理由の説明を求めます。

総務常任委員長、相吉正一君。

○総務常任委員長(相吉正一君)

発議第10号

令和2年9月23日

北杜市議会議長 中嶋新様

北杜市議会総務常任委員会委員長 相吉正一

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

北杜市議会会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出する。

提案理由

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、地域経済にも大きな影響が及んでいる。その影響は今後、地方税・地方交付税など一般財源の激減にも及ぶことが懸念されるが、地方自治体では、医療介護、子育て、防災・減災、雇用の確保などの財政需要が高まっている状況において、さらに感染症対策への対応が長期化することも想定されるため、安定的な一般財源の確保が必要となっている。

そのため、国において地方財政の影響を最小限に止める令和3年度地方財政対策及び地方税制改正を確実に実現するよう強く要望するため意見書を提出するものである。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書(案)

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応はじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財源不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

1. 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2. 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるように総額を確保すること。
3. 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
4. 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。
5. とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年月日

山梨県北杜市議会議長 中嶋新

衆議院議長 大島理森殿
参議院議長 山東昭子殿
内閣総理大臣 菅義偉殿
内閣官房長官 加藤勝信殿
総務大臣 武田良太殿
財務大臣 麻生太郎殿
経済産業大臣 梶山弘志殿
経済再生担当大臣 西村康稔殿
まち・ひと・しごと創生担当大臣 坂本哲志殿
以上です。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

志村清君。

反対討論ですね。

○8番議員（志村清君）

発議第10号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方財源の確保を求める意見書の提出について、反対の立場から討論します。

まず、前提として表題にあるとおり、地方財政の悪化に対して財源確保を国に求めるという

趣旨に反対するものでありません。その上で、この意見書案の要望項目には、いくつか問題点があると思い、そのことを指摘させていただきます。

まず1点目は、要望の4つ目です。財源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるという部分です。この財源の偏在性が小さく、税収が安定的なという表現は総務省が地方消費税について説明しているものであります。これでは国に対して、消費税にもっと頼ってほしいと要求するのと同じです。昨年の消費税10%引き上げや、今度のコロナ禍で日本経済と市民の生活は窮地に直面しています。日々、市民の生活と向き合っている地方議員として、また地方議会として消費税の比重を厚くしてほしい、増税を促すような意見書は提出ができるはずはないと私は思います。

もう1点は、要望の5番目、固定資産税の部分です。意見書案では、緊急対策として講じた特例措置について、今回限りの措置とすることを求めています。特例措置というのはご存じのとおり、コロナ禍で売上とか収入が減った固定資産税の納税者への軽減措置、つまり市の減収分を全額国費で補填する措置です。コロナの収束も見通せずに中小企業への影響もいつまで続くか分からないのに、地方議会から、この特例措置を今回限りでいいと、わざわざ意見書を提出することに理解はできません。

以上2点を指摘させていただき、意見書提出に同意できないことを主張させていただき、発議第10号への反対討論とします。

○議長（中嶋新君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

井出一司君。

○7番議員（井出一司君）

発議第10号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出につき、賛成の立場で討論を行います。

新型コロナウイルスが発生拡大し、全世界が混乱に陥っている中、ワクチンなどの研究・検証が行われていますが、まだまだ光が見えておりません。新型コロナウイルスにより生活様式、経済活動などに大きな影響が出て、その対応に苦慮しているのが現状であります。わが国においても、東京圏、大阪圏などで外出自粛などを行い、拡大防止を図っておりましたが、外出自粛などにより経済活動に大きな影響があり、自粛を緩和し、経済活動の再開に踏み切ったところであります。

緊急事態宣言の解除に併せ、新しい生活様式の実践が行われています。当面は、感染拡大防止と経済活動に折り合いを付けながら、いかなければならないと思います。経済活動は当然、コロナの前より大幅に下回ると考えられ、事業の縮小や雇用調整などが長期化していくものと予想され、非常に厳しい状況が続いていくことを覚悟しなければなりません。このような状況を考えると、当然、地方の財源は減収となることは想像に難くありません。

なお、住民サービスは以前と同様か、さらに充実を図っていかなければなりません。これらに対応するためにも、国の地方に対する財政支援と地方税財源の確保は必要であります。

以上から発議第10号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出につき、賛成をいたします。

○議長（中嶋新君）

次に、原案に反対者の発言を許します。

ありますか。

(な し)

ほかに討論はありませんか。

内田俊彦君。

○21番議員(内田俊彦君)

発議第10号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてでございます。

これにつきましては、当然の話であります。先ほど反対討論の中で、4番目、税源の偏在性が小さく、税収が安定な地方税体系の構築に努めるとともに国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること、これをどう読むかという解釈かと思えます。これにつきましては、先ほど反対者は、これは消費税にかかるものだと言われているわけですが、仮にそういうことがあっても、実は消費税について、地方消費税分は10%のうち2.2%ですから、これを広げてもらえばいいわけでありまして、これをすぐさま消費税を上げるということに考えることについては、これはちょっと、その解釈は違うのではないのかなと思っているところでございます。国において、税収の安定を地方が図るためにあらゆる政策制度等、もうちょっと考えていただきたいと、こう解釈するのが当然であると思っております。

そして5番目でございますが、これは固定資産税でございます。固定資産税につきまして、特例の措置を行って、中小の企業を助けましょうということでもございました。しかし、そういったことを、固定資産税の制度自体を変えられてしまいますと、地方といたしましては、北杜市においても、固定資産税については40億円を超える、毎年。今回は42億円以上あったと思えますが、そういった中で、財源として大きいわけでもございまして、これらのものをいじられてしまいますと、地方にとっては非常に厳しいということでもございますから、そういった企業を救うためには、本来は国庫補助でやってくださいと、こういう考え方でありますから、そういうふうに解釈するものだと思っております。

何が何でも国の財源を消費税に求めるということではなくて、地方の案分率、配分率やそういったものを地方分権の中で、これは確立していただきたいと、こういう形の意見書というふうに私は判断いたしましたので、賛成といたします。

○議長(中嶋新君)

ほかに討論はありませんか。

(な し)

これで討論を終結いたします。

これから発議第10号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

起立多数です。

したがって、発議第10号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

次に日程第28 発議第11号 核兵器禁止条約に参加・署名・批准を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります相吉正一君から提案理由の説明を求めます。

総務常任委員長、相吉正一君。

○総務常任委員長（相吉正一君）

発議第11号

令和2年9月23日

北杜市議会議長 中嶋新様

北杜市議会総務常任委員会委員長 相吉正一

核兵器禁止条約に参加・署名・批准を求める意見書の提出について

北杜市議会会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出する。

提案理由

昭和20年8月、広島、長崎に相次いで原爆が投下され、日本は唯一の核兵器による被爆国となってから今年75年という節目を迎えた。

核兵器の残虐性、非人道性を長年訴えてきた広島、長崎の被爆者の活動が多く、国々を動かし、平成29年7月7日に、核兵器を違法化する核兵器禁止条約が国連会議で122カ国の賛成により採択されたが、未だ条約発効に至っていない。

北杜市においては、平成17年9月に「非核平和都市」を宣言し、平成22年2月には「ヒロシマ・ナガサキ議定書」に賛同する都市として署名を行う等、環境創造都市として核兵器廃絶に向けた取り組みを行っている。

国においても、核兵器廃絶と恒久平和の実現に向け、唯一の被爆国として世界の国々をリードすべく、速やかに同条例に署名・批准することを強く要望するため意見書を提出するものである。

核兵器禁止条約に参加・署名・批准を求める意見書（案）

昭和20年8月、広島、長崎に相次いで原爆が投下され、日本は唯一の核兵器による被爆国となった。

核兵器の残虐性、非人道性を長年訴えてきた広島、長崎の被爆者の活動が多く、国々を動かし、平成29年7月7日に、核兵器を違法化する核兵器禁止条約が国連会議で122カ国の賛成により採択された。

同条約では、あらゆる核兵器の使用は、壊滅的で非人道的な結末をもたらすと憂慮しており、国際法、国際人道法はもとより、公共の良心に反するものとしている。

現在、同条約は、44カ国が批准しており、条約発効まで6カ国となっている。

被爆から75年という節目を迎えた広島、長崎の市長による今年の平和宣言においても唯一の戦争被爆国である日本が、同条約に署名、批准し、核兵器のない世界を構築することを強く求めている。

北杜市においても、平成17年10月に「非核平和都市宣言」を議会において決議し、平成22年2月には「ヒロシマ・ナガサキ議定書」に賛同する都市として署名を行う等、環境創造都市として核兵器廃絶に向けた取り組みを行っており、国においては、核兵器廃絶と恒久平和

の実現のため、速やかに同条約に署名・批准することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年月日

山梨県北杜市議会議長 中嶋新

衆議院議長 大島理森殿

参議院議長 山東昭子殿

内閣総理大臣 菅 義偉殿

内閣官房長官 加藤勝信殿

外務大臣 茂木敏充殿

以上です。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから発議第11号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、発議第11号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第29 発議第12号 教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります千野秀一君から提案理由の説明を求めます。

文教厚生常任委員長、千野秀一君。

○文教厚生常任委員長（千野秀一君）

発議第12号

令和2年9月23日

北杜市議会議長 中嶋新様

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長 千野秀一

教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について

地方自治法第109条第7項及び北杜市議会会議規則第14条第2項の規定により別紙のと

おり提出する。

提案理由

学校現場では、解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。いじめ・不登校・虐待などの教育課題に迅速に対応し、一人ひとりの子どもにより丁寧な指導・支援を行いながら、豊かな学びを実現していくためには、教職員定数改善とともに、一クラスの学級規模を引き下げることが最重要施策です。また、障害のある児童生徒や日本語指導等、特別な支援を必要とする子どもも顕著に増えています。そのため、現状の教職員定数では、一人ひとりの子どもの状況に対応することが難しくなっています。このような中で、地方が独自に実施する少人数学級は高く評価されています。

北杜市でも、部活動の指導者不足問題や多種多様なニーズへの対応の中で、「不屈の精神と大志を持った人材の育成」を市政教育の基本に捉え、「原っぱ教育」として、社会を生き抜く力、郷土を愛し、未来を切り開く人材の育成に向け、学校教育の充実を図る施策を積極的に展開しています。

国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

北杜市の状況、総合的な見地から、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、この案を提出するものです。

教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書(案)

学校現場では、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。特に小学校においては、新学習指導要領への移行期間中であり、外国語教育実施のための授業時間数の調整など、対応に苦慮している状況があります。また、学校現場においては、長時間労働是正に向けて教職員の働き方改革がすすめられていますが、業務の削減や役割分担、勤務時間の適正化は大きな改善が見られていないのが現状です。いじめ・不登校・虐待などの教育課題に迅速に対応し、一人ひとりの子どもにより丁寧な指導・支援を行いながら、ゆたかな学びを実現していくためには、教職員定数改善とともに、一クラスの学級規模を引き下げることが最重要施策です。また、障害のある児童生徒や日本語指導等、特別な支援を必要とする子どもも顕著に増えています。そのため、現状の教職員定数では、一人ひとりの子どもの状況に対応することが難しくなっています。このような中で、地方が独自に実施する少人数学級は高く評価されています。

北杜市でも、部活動の指導者不足問題や多種多様なニーズへの対応の中で、「不屈の精神と大志を持った人材の育成」を市政教育の基本に据え、「原っぱ教育」として、社会を生き抜く力、郷土を愛し、未来を切り開く人材の育成に向け、学校教育の充実を図る施策を積極的に展開しています。

義務教育費国庫負担制度については、国の制度改正により、国庫負担率が二分の一から三分の一に引き下げられました。厳しい財政状況の中、本市のように独自財源により人的措置を行っている自治体も多く、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じるこ

とは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

北杜市の状況、総合的な見地から、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 計画的な教職員定数改善を推進するとともに、少人数学級の推進を図り、個別の対応が必要な子どもたちにきめ細やかな支援をしていくために、特別支援学級の一クラスあたりの児童生徒の定数改善を図ること。
1. 教育の機会均等と水準の維持向上を図り、多種多様なニーズに応えるため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を二分の一に復元すること。
1. 教育条件の格差解消を図るため、基礎自治体においては地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年月日

山梨県北杜市議会議長 中嶋新

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

文部科学大臣

財務大臣

総務大臣

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから発議第12号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、発議第12号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第30 発議第13号 難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります千野秀一君から提案理由の説明を求めます。

文教厚生常任委員長、千野秀一君。

○文教厚生常任委員長（千野秀一君）

発議第13号

令和2年9月23日

北杜市議会議長 中嶋新様

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長 千野秀一

難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の拡充を求める意見書の提出について

北杜市議会会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出する。

提案理由

難聴は、社会的にも孤立しやすく、日常生活の質を落とすばかりか、コミュニケーションが不足することによる情報量の減少が脳の機能低下につながり、特に高齢者は、鬱や認知症の原因になると考えられている。

補聴器を気軽に使用できるようにすることで円滑なコミュニケーションを確保し、心身ともに健やかな日常生活を過ごすことができ、そのことは、認知症予防、健康寿命の延伸につながり、長期的な視点で医療費を抑制すると考える。

よって、国に対し、難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の拡充を強く要望するため意見書を提出するものである。

難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の拡充を求める意見書（案）

難聴は、社会的にも孤立しやすく、日常生活の質を落とすばかりか、コミュニケーションが不足することによる情報量の減少が脳の機能低下につながり、特に高齢者は、鬱や認知症の原因になると考えられている。

日本の難聴者率は、欧米諸国と同水準であるが、補聴器の使用料は14%に止まり、イギリスの使用率47%とは大きな開きがある。

主な原因として、補聴器の価格が片耳当たり概ね15万円から30万円と高額であるが、自己負担となっていることが考えられる。

障害者総合支援法による公的助成制度はあるが、その支給要件は厳しく、多くの難聴者が日常生活に困難を抱えている。

北杜市においては、本年8月31日現在、聴覚障害による手帳交付者は167名おり、その内、65歳以上の高齢者は141名となっている。手帳交付者の内、障害者総合支援法による補聴器の支給を受けているものは115名おり、その内、65歳以上の高齢者は92名に止まっている。

補聴器を気軽に使用できるようにすることで円滑なコミュニケーションを確保し、心身ともに健やかな日常生活を過ごすことができ、そのことは、認知症予防、健康寿命の延伸につながり、長期的な視点で医療費を抑制すると考える。

よって、国に対し、難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の拡充を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年月日

山梨県北杜市議会議長 中嶋新

衆議院議長 大島理森殿

参議院議長 山東昭子殿

内閣総理大臣 菅 義偉殿

厚生労働大臣 田村憲久殿

財務大臣 麻生太郎殿

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから発議第13号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、発議第13号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第31 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務常任委員会、文教厚生常任委員会、経済環境常任委員会および議会運営委員会の各委員長から会議規則第108条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり所管事項の審査につき、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査の件は各委員長の申し出のとおりとすることに決定いたしました。

9月1日に開会された本定例会は、任期最後の定例会でありましたが、本会議および決算特別委員会、常任委員会において執行の皆さまには丁寧な答弁をいただきました。

また議員各位には連日のご審議をいただく中で、本日23日間の全日程を無事終了することができました。

私も平成28年11月に開催されました臨時会におきまして、議長に就任させていただいて以来、議員各位のご理解とご協力により1期4年間にわたる職責をまっとうさせていただきましたことに対しまして、心から感謝を申し上げますとともに渡辺市長をはじめ執行部の皆さまには、円滑な議会運営に特段のご高配を賜りましたことに厚く御礼を申し上げます。

以上をもちまして、令和2年第3回北杜市議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦勞さまでした。

閉会 午後 3時47分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

北杜市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

| | |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 清水市三 |
| 議会書記 | 津金胤寛 |